

No	発出者	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答		
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
757	住基担当課	第1章 本仕様書について	1. 背景	－	－	自治体クラウドに関する記述	繁忙期等の最大通信量想定を記載	業務精度の向上	仕様書上は通信容量への言及がないが、繁忙期等に回線速度が落ち、システムのレスポンスが遅くなると現場の処理に大きな支障を来たす。「繁忙期に最大〇〇（通信量）を想定している」等の想定があれば記入願いたい。	対応なし	対応なし。 本仕様書内に記載する内容ではないため。 自治体クラウド等ガバメントクラウド以外のクラウドを利用するには、デジタル庁規定の基本方針によると、「ガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合」とされている。
241	住基担当課	第1章 本仕様書について	3. 対象	(2)対象分野	－	「個人番号カード関係など、住民基本台帳制度上の事務ではないが…」との記載がある。その1 ※右欄の「修正案、ご意見の理由」毎別に、その2～4を記載しております。	住民記録システム内における、マイナンバーカード管理の機能について、右記の理由により「実装してもしなくても良い機能」に含んでいただけないか。 ※本市では個人番号カードの管理を既存住基システム（パッケージシステムのオプション）で行っている。	法令への対応	令和3年3月19日総行住第38号「新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえたマイナンバーカードの交付の取り扱いについて」により、マイナンバーカードの受取がない場合でも、カードの保管を継続する通知が出されている。 このことで、カード廃棄ができず、定期的に見受け取りカードの既存住基システムの情報を確認する必要がある。既存住基システムとのリンクがなければ、在庫数の全て統合端末の検索から確認しなければならず、合理的な在庫管理方法として有用であるため。	対応なし	対応なし。 住民記録システム標準仕様書の範疇外である。また、統合端末より検索可能。
242	住基担当課	第1章 本仕様書について	3. 対象	(2)対象分野	－	「個人番号カード関係など、住民基本台帳制度上の事務ではないが…」との記載がある。その1 ※右欄の「修正案、ご意見の理由」毎別に、その2～4を記載しております。	住民記録システム内における、マイナンバーカード管理の機能について、右記の理由により「実装してもしなくても良い機能」に含んでいただけないか。 ※本市では個人番号カードの管理を既存住基システム（パッケージシステムのオプション）で行っている。	住民サービスの向上	住民からの問い合わせについては、「統合端末の検索」、「発送書類の確認」、「カード保管場所への電話による在庫確認」等、複数の確認しないと適切な回答ができない。 本市では個人番号カードの管理は既存住民記録システムのオプション機能を導入し、カード到着後、受取日、交付前設定日、ハガキ発送日、交付日、保管拠点・動契通知発送日等の入力（RPA利用）等の一元管理を行っており、カード交付等関連業務における問合せは即時回答が可能となっており、スピード感・正確性の観点から、既存住基システムでカード情報の管理を行うことは運用上必須と考えているため。	対応なし	対応なし。 住民記録システムの範疇外である。交付前設定日及び交付日については、統合端末で確認可能。その他の項目については、各自交付管理簿等で管理いただきたい。
243	住基担当課	第1章 本仕様書について	3. 対象	(2)対象分野	－	「個人番号カード関係など、住民基本台帳制度上の事務ではないが…」との記載がある。その1 ※右欄の「修正案、ご意見の理由」毎別に、その2～4を記載しております。	住民記録システム内における、マイナンバーカード管理の機能について、右記の理由により「実装してもしなくても良い機能」に含んでいただけないか。 ※本市では個人番号カードの管理を既存住基システム（パッケージシステムのオプション）で行っている。	業務効率の向上	マイナンバーカードの在庫は常に一定数あり、死亡や転出等の把握については、住民記録情報とマッチングができない場合は、カード1件ずつ、統合端末または既存住基システムでの検索・確認を行う必要がある。現状はコロナ禍でもあり、カードの廃棄ができず今後も同様な状況が継続することが想定される。このため住基システムとの運動がされない場合は、かなりの工数をかけての在庫等確認が必要であるため。	対応なし	対応なし。 住民記録システム標準仕様書の範疇外である。また、統合端末より検索可能。
244		第1章 本仕様書について	3. 対象	(2)対象分野	－	「個人番号カード関係など、住民基本台帳制度上の事務ではないが…」との記載がある。その1 ※右欄の「修正案、ご意見の理由」毎別に、その2～4を記載しております。	住民記録システム内における、マイナンバーカード管理の機能について、右記の理由により「実装してもしなくても良い機能」に含んでいただけないか。 ※本市では個人番号カードの管理を既存住基システム（パッケージシステムのオプション）で行っている。	業務精度の向上	住民記録システムにマイナンバーカード管理機能を保持することで、死亡・転出等のカード廃止が簡易にまた適宜実施できること、また最新の情報を確認し、券面更新が必要であるか等の確認ができ、業務精度が向上するため。	対応なし	対応なし。 住民記録システム標準仕様書の範疇外である。また、統合端末より検索可能。
605	住基担当課	第1章 本仕様書について	3. 対象	(3)対象項目	－	「「2（2）本仕様書の目的」に示した」			「「2（2）本仕様書の目的」は、削除されています。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
200	住基担当課	第1章 本仕様書について	4. 本仕様書の内容	(1)本仕様書の構成	－	※左の「対象資料」では選択する項目がない別紙（住民記録システム業務フロー4.1.1転入「住民票コードを付番したか？YES/NOの分岐先が、YESの場合のみ個人番号付番になっている」	※左の「対象資料」では選択する項目がない別紙（住民記録システム業務フロー4.1.1転入「住民票コードを付番したか？YES/NOの分岐先が、NOの場合も個人番号付番がありえる	法令への対応	国外転出者の帰国者で、住民票コード付番済み・マイナンバー未付番の対象者が存在する	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応 ※「住民票コード又は個人番号を付番したか」といった分岐に修正する。
858	住基担当課	第1章 本仕様書について	4. 本仕様書の内容	(2)標準準拠の基準		～略～令和7年12月までは経過措置として住民基本台帳カードも含めて対応できるようにする必要がある。	住基カードと個人番号カードについては、住民がどちらを保持しているのかをシステム上明確にする。	業務効率の向上	住基カードと個人番号カードで管理・運用方法が異なり、また個人番号カード交付推奨の観点からも住基カードのみを持っていて個人番号カードを保持していない対象者を明確にする必要がある。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 対象者について、当然明確に区別しなければならない。
569	住基担当課	第1章 本仕様書について	4. 本仕様書の内容	(2)標準準拠の基準		自治体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合であっても、他の地方公共団体においても当該機能の必要性が高いと考えられるものについては、当該機能の取扱いを標準仕様書の作成・更新過程において検討することとし、必要に応じて標準仕様書に規定する。その間、実験的に実装を希望する地方公共団体は、費用対効果の検討結果を他の地方公共団体と共有することを前提とする等、標準仕様書の検討に資するよう取り組むこととし、実装は標準準拠システムと疎結合で構築する。	左記内容の「実装は標準準拠システムと疎結合で構築する。」を削除する。	住民サービスの向上	この変更により新たな機能を提案する場合でも、疎結合での構築だけとなるが、公表して取り組んでも、標準準拠システムのパッケージの中の機能で実現できない（疎結合での構築しか不可）のであれば、提案するモチベーションを喚起しにくいのではと懸念する。	対応なし	デジタル庁横並び方針に基づく記載であるため、今後同庁にお伝えする。
251	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	「戸籍表示（筆頭者）のフリガナについては～管理する項目としない」と記載がある。	戸籍表示（筆頭者）のフリガナについても管理する項目とする。また、氏名のフリガナとの整合性チェックについても記載する。	業務精度の向上	戸籍のフリガナ法制化が検討され、法改正が行われれば、同一世帯内に同一筆頭者の者が世帯加入してきた際に筆頭者が存在する場合に管理していなければ、整合性が損なわれるため。	対応なし	今後要検討とするが、現時点では対応なし。 戸籍の読み仮名の法制化に伴い、検討がなされるものと整理している。
692	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	「住民種別については日本人住民・外国人住民を、住民状態については住登者・転出者・死亡者・その他消除の区分を管理することとする。（1.1.2についても同様）」と記載がある。	「住登者・転出者・死亡者・その他消除」を「住登者・転出予定者・転出者・転出確定者・死亡者・その他消除」に修正する。	業務精度の向上	転出予定者が住登者住民に含まれてしまうと、照会画面に既に転出届出済が明確では無く、転出届出後に重複して受付をしてしまう場合があるため。また、転出確定者が転出者に含まれてしまうと、一目で転入通知が届いたか明確では無いため、住民票の請求時の業務時に、転確情報が入っているか確認する手間が発生する。	対応なし	対応なし。 転出予定年月日について管理しているため、転出予定者であることは明白。また、転入通知が届いた者については、転入通知年月日を管理しているため確認が可能である。
1060	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	【住民票のその他の項目】記載がない	・「保護者コード」の追加	業務効率の向上	転入・転居等の異動により中学生未満の保護者が変更した場合、異動時の続き柄を把握する住基担当課で保護者の特定することで、関係課の学齢簿の作成が効率的に行える。	対応なし	対応なし。 住民記録システムの範疇外であるため。
1061	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	【住民票のその他の項目】記載がない	・障害・保護情報、介護認定情報、滞納情報、印鑑登録情報	住民サービスの向上	転入・転居等の異動の際、住民異動受付審査票に記載することにより、異動に伴う、市民の必要な行政手続きを的確に案内できるようにするため、関係システムと連携でき、印字させる	対応なし	対応なし。 住民記録システムの範疇外であるため。
9	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	【考え方・理由】に「住所、本籍、転入前住所、転出先住所については、都道府県名についても省略せずに管理すること。」と記載がある。	適用範囲を明確にするため、「本ルールの適用は新規登録（訂正を含む）に限り、既に登録済の住所の訂正は不要とする。」を追加する。	システム上の理由	適用範囲が不明瞭なため。	対応なし	対応なし。 既に除票となっているデータを除き、新規登録や訂正以外も含めてすべて適用となる。
1079	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	【実装すべき機能】のうち「【住民記載事項に当たる項目】・個人番号」と記載がある。	左記文言に追加 「個人番号（個人番号を暗号化して保持することができる）」	自治体個別の条例・政策などの対応	個人番号の取り扱いはできる限り注意する必要があり、セキュリティ上の関係から個人番号を暗号化して保持する機能を実装する必要がある。	対応なし	対応なし。 「地方公共団体情報システム標準非機能要件の標準」「項番E.6.1.2－セキュリティーデータの秘匿－番付データの暗号化の有無」において、データの暗号化について定められる
560	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	【住民票の除票固有のその他の項目】に「転出年月日（確定）」とありますが、3.0版（案）で「転出の場合」から「確定」に変更した意図が書いていない。	「確定」に変更した意図を記載する。	業務精度の向上	3.0版（案）での変更「転出年月日（転出の場合）」から「転出年月日（確定）」に変更したことと事務、システムにどう影響するか把握するため。	対応なし	対応なし。 仕様書内の他の記載に平仄を合わせたのみ。意味の変更はなし。
290	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	・介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日	・介護保険の被保険者該当の有無、受給の有無、資格取得・喪失年月日	業務効率の向上	介護のサービスの受給の有無に基づいて、窓口で案内が変わることがあるため。具体的には、転出時に担当窓口へ案内するかどうかなど。	対応なし	対応なし。 窓口の案内に使用するためである項目について管理する想定なし。
120	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	・世帯主の氏名のフリガナ	削除	業務効率の向上	検討中とはなっておりますが、世帯主の氏名のフリガナは法定項目にもなく、証明上も不要です。 実務上必要だったとしても、「同一世帯番号内の世帯主のフリガナ」を取得できればよいので、個人の項目としての保持はやはり不要です。	仕様書修正	世帯主の氏名のフリガナ項目を削除する。

No	意見詳細					回答					
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
137	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	・成年被後見人の審判確定日	※項目を削除	業務効率の向上	成年被後見人の審判確定日については、「成年被後見人異動通知」においても出力されない項目であり、管理項目として利用する機会が想定されないため、不要であると考えるため。	対応なし	対応なし。 住民記録システムとして利用する項目ではないが、印鑑登録システムにおいては当該印鑑の登録が抹消されたことを通知するとともに、再度印鑑の登録を受けるための手続について案内する必要があるためエラーとして表示する。上記の手続き開始日について明らかにする必要があることから、成年被後見人の審判確定日についても連携する必要があると想定。
275	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	考え方・理由に「『住所を定めた年月日』は転入時には入力する必要はないため、入力項目には含めず、また、住民票の写し等の証明書上も表示しない。」と記載がある。	「また、住民票の写し等の証明書上は表示する。」に修正する。	法令への対応	住民票の写し等のレイアウトに「住所を定めた年月日」が含まれるため	対応なし	対応なし。 住民票の写し等のレイアウトに項目は含まれるが、転入・出生後一度も転居していない場合は空欄とすることが諸元表に明記されているため。
1097	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	記載なし	【実装してもなくてもいい機能】として「『旧氏記載日』『旧氏届出日』『旧氏消除日』の管理」を追加	業務精度の向上	旧氏は再記載の場合、消除されたあとに発生した旧氏しか併記できないことから、当市での旧氏の記載日等は適切な併記管理のために必要であるため。	対応なし	対応なし。 要領2－(2)－サー(オ)において、「請求者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるか否か及びその者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日」については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して、その者の旧氏の記載履歴を確認することが適当である。」とされているため、住民記録システム内にて管理する必要はない。 現在の記載で読み込み可。 第1章4．（2）にて住基カードの経過措置について記載しているため。
698	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	実装対象機能として、住基カードの発行状況が消除されている	住基カードの発行状況も実装対象とする	業務効率の向上	本文中の前段にも記載のあり、住基カードは令和7年12月までは転出手続きにおいて有効となるものが存在し、それを用いた住基ネット経由での特例転入に対応するためには、住基システム側でも住基カードの情報を共有する必要があると思われる。	対応なし	
636	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	追加	システム上、年齢が表示されない場合は、年齢のデータを追加すること。	住民サービスの向上	年齢を表示することにより、必要な住民サービス（児童手当等）の確認がしやすくなるため。	対応なし	対応なし。 生年月日は管理しており、年齢を表示することは画面要件で対応が可能であるため。
635	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	追加	小学校区・中学校区が表示されること。	住民サービスの向上	住民異動に伴って、義務教育である小中学校区の変更に關する手続きも行っている。学籍簿システムの照会を住記システムで行う必要はないが、小・中学校区の表示を「住民票のその他の項目」で管理できるように要望する。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「1.3.5地区管理」にて管理可能。
10	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理		【住民票のその他の項目】に「国籍取得日」を追加する。	システム上の理由	選挙人名簿に登録する際、日本国籍を取得した日を参照しているため。	対応なし	対応なし。 選挙人名簿管理システムとしては、「1.2.2異動事由」の記載の事由「職権記載（帰化等）」で登録がなされた異動日を基準に登録するため。
898	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理		マイナンバーカードの発行状況に「カード交付待ち」などの交付状況がわかるステータスを追加する。また、「電子証明書格納有無」「市からの交付通知書発送日」、「整理番号」などマイナンバーカード交付状況が把握できる項目を追加する。	業務効率の向上	マイナンバーカード更新時期には申請者が増大することが見込まれることから、窓口対応として申請者のカードを交付するための「整理番号」（カードの物理的な保管場所特定のため）や「電子証明書格納有無」、「再交付事由（更新または紛失など）」などの申請情報を管理する機能が必要と考える。現在は市が独自で作成したExcelを用いて受付・審査・交付に加え、交付通知書発送に係る問い合わせ対応を行っているが、これらの情報を住民記録システムで保持することでカード更新時期でも交付に至るまでの事務及び窓口業務効率化が図れると考える。また、カードを受取りに来庁されていない方の抽出及び督促にも活用できるため。	対応なし	対応なし。 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納有無については各シリアル番号の有無にて確認可能。また、「7.1.1.3カード管理状況」にて、「再交付の事務のための機能は、カード管理システムにおいて確認することができるため不要。」とされている。
8	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	【住民票記載事項に当たる項目】の「世帯主の氏名及び世帯主との続柄」と記載がある。	「世帯主の氏名」を「世帯主の氏名（アルファベット）」と「世帯主の氏名（漢字）」に修正する。	法令への対応	「氏名」と「世帯主名」が別項目となっているため、「世帯主の氏名」では誤解する記載となっているため。	対応なし	対応なし。 外国人住民の場合に世帯主が必ずしも外国人であるとは限らないため、現在の記載としている。外国人である場合は、当然対応する氏名形式で入力する必要がある。
1001	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	【実装すべき機能】、【住民票記載事項に当たる項目】に「転入前住所」と記載がある。	「転入前住所」を「転入前住所（国外を含む）」に修正する。	業務精度の向上	仕様書中の文言を統一するため。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
1089	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	記載なし	【実装すべき機能】に「併記について法務省定義文字として同定されていないことを注意喚起する機能」を追加	外部機関への対応	法務省通知との整合性の観点から注意喚起する機能を設けることは事務の正確性の担保から必要と考える。	対応なし	対応なし。 住民票に記載される外国人のうち、「入管正字」によって作成された在留カード又は特別永住者証明書を基に住民票を作成した外国人氏名については、IPAmi明朝から見た外字は存在しない認識。
699	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	住民票記載事項の氏名（カタカナ）が実装対象から消除されている	氏名（カタカナ）も実装対象とする	自治体個別の条例・政策などの対応	外国人の印鑑登録を行う際、登録する印鑑の有効性を担保するため、住民票記載事項としてカナ併記の登録を必須条件としていることから、住基システム側でもそれに即した機能実装が必要となる。	対応なし	既に対応済み。 印鑑登録に使用する氏名のカタカナ表記については【住民票のその他の項目】内に設けている。
1000	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.2 外国人住民データの管理	【実装すべき機能】、【住民票記載事項に当たる項目】に「届出日」と記載がある。	「届出日」を「届出の年月日」に修正する。	業務精度の向上	仕様書中の文言を統一するため。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
2	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		、簡易な操作で住民記録システムデータベースと除票用データベースの2つのデータベースを検索することができること。	法令への対応	誤記	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
1	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	1年に1回以上、市区町村ごとに繁忙期を避けて、消除から5年を経過した除票について、バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うこと。	1年に1回以上、 ペンダー が市区町村ごとに繁忙期を避けて、消除から5年を経過した除票について、バッチ処理により、除票用データベースへの移行作業を行うこと。	法令への対応	作業の主体が明確でない。データベースでの移行作業であればペンダーが実施すべきではないか。通常業務ではない作業であり、職員の負担を増加させる一因となる。P．176の9.3除票用データベースの記載も同じ。	対応なし	対応なし。 一義的には市区町村が担う必要があるため。ただし、市区町村からペンダに当該作業を依頼することは想定される。
608	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	「転出による消除については、転出予定月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で消除すること」とある。		法令への対応	住民基本台帳法施行令第13条に転出における消除と記録について規定はあるが、転入通知は消除した住民票の記載の訂正の記載であることから、転入通知により除票の日は変わらないと考えられるのではないだろうか。 届出時においては転出届出日又は転出予定日の翌日のいずれか遅い日であり、転入通知時に異動日が変更が判明した場合については、予定転出で転入日が遅くなったとき（消除日は転入日）以外は転出届出時の消除日と判断している。 市町村ごとの人口統計と全国の人口統計の考え方は異なり、現在の記載は全国規模で考えると正しいが、市町村ごとに考えると転入層により転出元の人口が毎日異なる不安定な数字になると思われる。	対応なし	対応なし。 令第13条にて、転入通知を受理した時点で、「消除した住民票に転出をした旨の記載をする」と記載されていることから、転入通知を受理した時点でまだ消除されていない住民票においてはその際に消除する必要がある。
742	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	「除票の留意事項（C 類型）」と記載がある	「除票の備考（C 類型）」に修正する。	業務精度の向上	「1.1.14統合記載欄」にはB類型は留意事項、C類型は備考と記載があり、除票の誤記修正はC類型の備考に該当するため。	対応なし	対応なし。 C類型（備考）に記載される内容として、「除票における留意事項」として示している。現在の文言であっても紛れはないため。
796	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	なし	【実装すべき機能】 消除後転出証明書の発行ができる	業務効率の向上	実態調査等により職権消除されたものについて転出の届け出があった場合、消除日より前の異動日であれば職権消除した旨を記載した転出証明書に準ずる証明書を発行している。5年以上経過しているかに関わらず発行できるよう仕様書に明記していただきたい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 当然に読み込めることである。
733	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		ユーザインタフェースの工夫	業務精度の向上	「ユーザインタフェースの工夫」の後に例文が示されているが、現行住民記録システムデータベースと除票用データベースとの機断的な検索ができることが実装すべき機能として位置づけて欲しいため。保存年限が150年となったこともあり、大型の自治体は申請件数も多いため機断的な検索ができることが必須となるため。	対応なし	既に対応済み。 【実装必須機能】として「ユーザインタフェースの工夫（例：1つの除票検索ボタンを押せば、まず住民記録システムデータベースにある除票を検索し、該当者がなければ除票用データベースにある除票を検索する）により、簡易な操作で住民記録システムデータベースと除票用データベースの2つのデータベースを検索することができること。」と規定しているため。
415	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	よって、万が一、誤記が判明した場合は、除票の記載事項を直接修正せず、除票の留意事項（C 類型）に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力しておくこととする。	よって、万が一、誤記が判明した場合は、除票の記載事項を直接修正せず、除票の留意事項（C類型又はこれに準ずる欄）に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力しておくこととする。	システム上の理由	標準化前の除票については独自レイアウトが許容されることから、統合記載欄が存在しないことが考えられるため、これに準ずる欄への記載も許容する。	対応なし	対応なし。 標準仕様書においては、既に除票となったデータを念頭においた記載はしない。
574	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	留意事項に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力すること	不要	業務精度の向上	現時点で、除票に誤記修正等は影響範囲が大きすぎるためどこでどんな影響ができるか不明のため行っていない。 仮に、標準化後修正する場合これまでの誤記修正されない除票との整合性が見えないこと、影響範囲の確認ができない。また、誤記であることの判断が大変困難である。	対応なし	対応なし。 他システム等に影響が出ないよう、統合記載欄に記載することとしている。標準化後に判明したもののみ記載する運用とされたたい。

No	発出者					意見詳細		修正案、ご意見の理由		回答	
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
138	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	除票となるまでは、現存者として、残存世帯員とともに続柄も管理しながら住民票の写し等の証明書を出力できること。	除票となるまでは、現存者として、残存世帯員とともに続柄も管理しながら住民票の写し等の証明書を出力できること。 なお、コンビニ交付システムについては、転届届出後は住民票の写し等の証明書の出力を抑止できることは差し支えない。 【実装してもしなくても良い機能】 転出による消除について、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で消除すること。	業務精度の向上	本市では、コンビニ交付や行政サービスコーナーでは、転届届出後、除票となるまでの間、住民票の写し等の交付に当たり、転出証明書を確認してから交付しているため、住民票の写し等の証明書を交付していない。 コンビニ交付等についても転届届出後に残存世帯員とともに続柄も管理しながら住民票の写し等の証明書を出力することは不要と考え	対応なし	対応なし。 交付場所にかかわらず、除票となるまでは証明書発行時点では他の世帯員と変わらず住民であり、証明書において他の世帯員と扱いが変わることはないため。
180	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票		転出による消除については、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で消除すること。	システム上の理由	本市では、バッチ処理（一括処理）の結果は、正常、エラーいずれの結果も職員が確認できるようにしています。 「20.0.1様式・帳票全般」でも、【実装してもしなくても良い機能】として様式を挙げていただきたい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「9.1他システムとの連携を除くバッチ処理」において「全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。」としている。 なお、帳票として出力することは「20.0.1様式・帳票全般」にて「仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については、可能な限りペーパーレスで対応するが、必要に応じて画面を直接印刷できること。」としているため対応可能である想定。
1293	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	記載なし	同一世帯照会の機能（住民票単位ではなく、過去に遡り同一の世帯であった者を名寄せして照会すること）	住民サービスの向上	遡り同一世帯の履歴が照会出来ないと、家族関係の確認が取り辛く(高齢者世帯は世帯を分離してるケースが多い、死亡時同世帯かなど)、窓口業務に差し障りが出ると思われる。また国保の遡り加入の際に保険料算定のために必要となる可能性がある。	対応なし	対応なし。 住民記録システムとしての機能として不要と想定。
1292	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.5 除票	記載なし	履歴、除票または改製の各項目を修正可能なこと（但し備考欄を除く）	業務精度の向上	9条2項通知に係る処理の際、除票について修正を加える場合があること、除票の保管期間が150年となり修正が必要な場合が今以上に増える可能性があることから、除票の職種修正やマスター修正ができることは、実装すべき機能であると考ええる。 また、証明書発行時に、必要な異動履歴を選択することが可能となったとしても、発行の度、選択した異動履歴が誤っていないか確認する作業が発生することは非効率的であり、誤発行が発生し市民サービスの低下につながる可能性もある。このことから、異動履歴そのものを修正できる機能の実装を要望する。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】の整理の通り。
428	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.6 空欄	「〔空欄を許可しない項目〕・生年月日」と記載がある。	〔空欄を許可しない項目〕から生年月日と除外する。又は「1960.08.00」等、「00」を認める。	業務精度の向上	生年月日の日のみが不詳で、「1960.08.00」のように日のみ「00」で登録している外国人住民が存在するため。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「1.1.8年月日の管理」において、生年月日も不詳日が許可されているため。（不詳日入力一覧に「令和〇〇年〇〇月 日不詳」も存在する。）
77	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.6 空欄	かなり前から住んでいて住民となった年月日がわからない人がいるため、住民となった年月日は空欄を許可すべきという意見があったが、基本的に空欄となるのは該当がないか、そもそも存在しない項目であり、住民となった年月日のように・・・と記載がある。	住民となった年月日：空欄の対応も認める。 空欄の住民多数あり。「不詳日」と入力することで苦情がある（当該事項について対応継続中の住民あり）空欄を認容する取扱いとならないか。また、必須入力となった場合、対応はどのように行うのか。（附票等も廃棄されおり手がかりなしの例が多い）	業務効率の向上	住民となった年月日：空欄の住民多数あり。「不詳日」と入力することで苦情がある（当該事項について対応継続中の住民あり）空欄を認容する取扱いとならないか。 また、必須入力となった場合、対応はどのように行うのか。（附票等も廃棄されおり手がかりなしの例が多い）	対応なし	対応なし。 「不詳日」と入力するのではなく、「1.1.8年月日の管理」の【不詳日入力一覧】より記載方法は選択可能である。手がかりがない場合も住民に聞き取りをし、得た情報を基に不詳日として登録することが想定される。
576	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.6 空欄	空欄を許可しない項目 住民となった年月日		業務精度の向上	1.1.1で住民年月日と住定年月日が同じ日付を保持するとある。住基では住民年月日は記載があるが、住定年月日は空欄であることがある。住民となった年月日に空欄を許可しない場合でも住定年月日に影響がでないでしょうか。	対応なし	対応なし。 転入時においては、住所を定めた年月日が住民となった年月日と同一の内容が入力されることとしている。既に登録されている住民票において、住所を定めた年月日のみ空欄の場合でも空欄が許可されているため問題なし。
293	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	「国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を取り込むことができること。」と記載がある。	国外への転出時に記載していた通称を取り込むかどうか確認する画面を展開する、もしくは通称欄を編集できる（取り込まれた後に削除作業ができる）ようにしてほしい。	法令への対応	住民基本台帳法第30条の46及び第30条の47の届出においては、転出証明書により各記載事項を引き継ぐ同法第22条の届出と異なり、新たに住民票を作成することになる。したがって、国外への転出時に記載していた通称を再び住民票に記載する場合でも、同法施行令第30条の16第1項で規定する申出書の提出が必要になる。 国外への転出時に記載していた通称が自動的に取り込まれてしまうと、申出書の提出がなかった場合でも住民票に記載される恐れがあるため、取り込むかどうか確認する画面を展開する、もしくは通称欄を編集できる（取り込まれた後に削除作業ができる）ようにしてほしい。	対応なし	既に対応済み。 ただし、表現についてわかりやすくするため、【考え方・理由】に以下を追加する。 「通称を登録したまま国外へ転出した者が、同一の市区町村に転入した場合も、通称の登録は申出に基づき記載をするもので、国外転出時に記載していた通称を再び使用する場合に取り込むことができる機能は、記載にかかる補助機能に留まるものである。」
187	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	【考え方・理由】に「旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、当該旧氏を引き続き記載することが可能である。」と記載がある。	「旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初の国外からの転入時に、当該旧氏を引き続き記載することが可能である。」に修正する。	法令への対応	令和元年5月15日の総行住第9号「旧氏併記に係る質疑応答について（通知）」では国外転入のときの旧氏を引き続き記載する条件として、出国時と同一市区町村への転入に限定していないため。	対応なし	対応なし。 国外転出後、同一の市区町村に再転入した場合について、転出時の旧氏を除票となったデータから引用して取り込むことができるという機能への説明であり、別の市区町村に国外転入した場合は取り込むデータが存在しないため、同一市区町村に限っているものである。当該通知の記載内容に反するものではない。
1093	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	記載なし	【実装してもしなくてもいい機能】として「旧氏記載日」「旧氏届出日」「旧氏消除日」の管理」を追加	業務精度の向上	旧氏は再記載の場合、消除されたあとに発生した旧氏しか併記できないことから、当市での旧氏の記載日等は適切な併記管理のために必要であるため。	対応なし	対応なし。 要領2-（2）-サー(イ)において、「請求者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるか否か及びその者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日」については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して、その者の旧氏の記載履歴を確認することが適当である。」とされているため、住民記録システム内にて管理する必要はない。
1092	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	記載なし	【実装すべき機能】に「通称の履歴（転入前の通称履歴）の管理ができること」を追加	業務精度の向上	通称は悪用を防ぐために履歴管理が必要であるため。 なお、そもその通称履歴の管理はどこまで求められているのか。転出証明書に通称の履歴を記載しているが、全国の自治体が履歴をどこまで記載しているか不明である。本市は全て履歴を記載しており、履歴の記載範囲の明確なルールを示していただきたい。これによって、履歴をいくつまで記載できる仕様とすべきか確認したい。また、通称は悪用を防ぐために履歴管理が必要であり、実装すべき機能として要望したい。	対応なし	既に対応済み。 「1.1.2外国人住民データの管理」に「通称を記載した年月日」「通称を記載した市区町村」等の記載があり、履歴管理が必要であることは読み込める。
577	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.7 旧氏・通称	国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を取り込むことができること。	国外転入入力時、職員の手によることなく自動で再転入の確認ができること。また、CSから旧氏・通称名を自動で住基に反映させることができる。	住民サービスの向上	通称名も旧氏もCSで判明すると想定している。各市町村ごとの資料提出や、再度の確認は事務効率も悪い。引継ぎが自動で行われない場合は住民に不利益が出る場合があるため、職員の手を経ることなくCSから通称履歴と共に自動で住民票コードを用いて住基に反映できること。	対応なし	対応なし。 旧氏又は通称の記載については、記載を求める者からの請求（当該請求には疎明資料を添付させる必要がある）を受けて行うものであり、自動でシステムに反映するものではない（現行の仕様書でも、請求（疎明資料を添付）を受けてはじめて国外への転出時に記載していた旧氏又は通称を取り込むことができるものである）。 また、住基ネットから過去の旧氏・通称を検索することは可能であり、現状も旧氏記載に当たり、請求者に係る住民票に初めて記載する者であるか否かの確認において、住基ネットの本人確認情報を利用して旧氏の記載履歴を確認することが適当とされている。ただし、これはあくまで確認行為であり、住基ネットから自動で旧氏・通称が連携され、自動で反映される機能までを実装すべきでは無いと考える。
1010	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理	【不詳日入力一覧】 ・令和〇〇年春 ・令和〇〇年〇月上旬 ・令和〇〇年〇月中旬頃	・令和〇〇年春/夏/秋/冬 ・令和〇〇年〇月上旬/中旬/下旬 ・令和〇〇年〇月上旬頃/中旬頃/下旬頃へ変更する。	業務精度の向上	上部説明文章に「以下に規定する不詳日を許可すること。」とあり、入力可能なすべての項目を記載していないとその他記載は許可されないと誤解する記載となっているため。	軽微修正	下記記載に変更する。 ・令和〇〇年〇（春/夏/秋/冬） ・令和〇〇年〇月〇（上/中/下）旬 ・令和〇〇年〇月〇（上/中/下）旬頃

No	発出者					意見詳細		修正案、ご意見の理由		回答	
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
198	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理	【不詳日入力一覧】 ～～ ・「令和○○年○○月○日から○○月○日頃までの間」 ～～	【不詳日入力一覧】 ～～ ・「令和○○年○○月○日から○○月○日頃までの間」 ・「令和○○年○○月○日から令和（〇〇+1）年○○月○日頃までの間」 ～～	業務精度の向上	不詳となる範囲が年をまたぐ場合がある。修正前欄に記載した例は、「同年内の月の範囲まで」に読み取れるが、月の数字部分が数字以外を含む自由記載を許容している意味であれば修正の必要はありません。	軽微修正	・「令和○○年○○月○日から令和○○年○○月○日頃までの間」に修文する。
669	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.8 年月日の管理	【不詳日入力一覧】 「令和○○年○月中旬頃」	【不詳日入力一覧】 「令和○○年○月上旬頃」 「令和○年○月○日から令和○年○月○日までの間」	業務精度の向上	1 点目は表記の統一のみ。 2 点目は戸籍に記載する表示を基本とした場合、「頃」無しの表記も必要。	軽微修正	1 点目については#1010のとおり。 2 点目については戸籍に記載する表示が統一的に定められているわけではなく、住民記録システムとして合わせる必要性がないことから対応なし。
935	情報政策担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.10 世帯主	「【実装すべき機能】世帯主未設定を許容すること。世帯主未設定の場合は、世帯主未設定の状態で他システムへ連携ができること。未設定世帯に属する世帯員を従前の続柄の状態又は空欄の状態で他システムへ連携ができること。」と記載がある。	この項を削除する。	システム上の理由	世帯主未設定の状態の住民データを他システムに連携した場合、エラーとなる可能性が考えられる。	対応なし	対応なし。 他システムへの連携項目及びコードの値等については、デジタル庁にて統合的にデータ要件・連携要件において規定される。
1182	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.10 世帯主	「世帯主未設定を許容すること。」とある。	世帯主を未設定とすることはある。	業務精度の向上	本市での登録でもあるように、児童施設への住民登録者の場合に15歳未満であると世帯主としては登録ができない。そのため、施設長等が事実上の世帯主として住民票の備考欄に登録しており、続き柄は空欄となる。	対応なし	既に対応済み。 世帯主未設定を許容することが実装必須機能であるため、対応可能。
65	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.11 続柄	「外国人住民の続柄については、世帯主との続柄を証する文書（戸籍法に基づく届出に係る受理証明書若しくは記載事項証明書又は結婚証明書若しくは出生証明書その他外国政府機関等が発行した文書であって、本人と世帯主との続柄が明らかにされているもの）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、住民票の除票の写し、住民票除票記載事項証明書によって確認した世帯主との続柄とすること。」と記載がある。	「外国人住民の続柄については、世帯主との続柄を証する文書（戸籍法に基づく届出に係る受理証明書若しくは記載事項証明書又は結婚証明書若しくは出生証明書その他外国政府機関等が発行した文書であって、本人と世帯主との続柄が明らかにされているもの）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、住民票の除票の写し、住民票除票記載事項証明書（いずれも6か月以内に発行されたものに限る。）によって確認した世帯主との続柄とすること。」と記載がある。	業務精度の向上	発行から相当期間経過した証明書で続柄を確認すると正確性が担保できないため。	対応なし	対応なし。 本仕様書においては運用までを規定するものではないため、現行の運用に照らし合わせて実施いただくことを妨げるものではない。
732	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.11 続柄	「世帯主との続柄を証する文書等が提出されず、事実上の親族関係が認められる場合には、世帯主との続柄は『縁故者』とすること。」と記載がある。	「世帯主との続柄を証する文書等が提出されず、事実上の親族関係が認められる場合には、世帯主との続柄は『同居人』とすること。」と修正する。	法令への対応	過去の通知に従い、事実上の親族関係が認められる場合には「縁故者」ではなく「同居人」として運用してきた。今後「縁故者」に改められるとなると、今までの登録者の運用と異なってくるため、混乱が生じる可能性がある。	対応なし	対応なし。 要領第2－1－(2)－エ－(イ)において「縁故者には、親族で世帯主との続柄を具体的に記載することが困難な者、事実上の養子等がある。」と記載されているため、縁故者とするのが適当である。
11	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.11 続柄	【実装しない機能】に「実装すべき機能」に示す以外の続柄・・・」と記載がある。	適用範囲を明確にするため、 「本ルールの適用は新規登録（訂正を含む）に限り、既に登録済の続柄の訂正は不要とする。」を追加する。	システム上の理由	適用範囲が不明瞭なため。	対応なし	対応なし。 既に除票となっているデータを除き、新規登録や訂正以外も含めてすべて適用となる。
139	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.11 続柄	【実装しない機能】 「実装すべき機能」に示す以外の続柄（例：祖父、祖母、おじ、おば、甥、姪、孫、家事使用人、準世帯主、4世代以内で表記できない続柄）を管理できること。ただし、住民票の写し等の証明書に記載しない場合はこの限りではない。	【実装しない機能】 「実装すべき機能」に示す以外の続柄（例：祖父、祖母、おじ、おば、甥、姪、孫、家事使用人、準世帯主、4世代以内で表記できない続柄）を管理できること。ただし、住民票の写し等の証明書に記載しない場合はこの限りではない。	業務精度の向上	本市では養護施設に単身で入所している幼児等が構成する世帯のように世帯主が存しない世帯を「準世帯」とし、住民票の世帯主欄及び続柄欄は空欄として出力する一方、システム上の続柄コードは「準世帯主」を使用して管理しています。ただし、住民票の写し等を出力する際は表記しないようにしています。住民票の写し等に出力しない場合においては、管理することは問題ないと考えます。	対応なし	対応なし。 準世帯主の整理については【考え方・理由】の通り。また、提示いただいたケースについても空欄で管理することで差し支えないと想定。
708	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.11 続柄		移行の際、除票となっている者のうち、「使用人」等実装すべき機能に記載されていない続柄をそのまま移行できるようにしていただきたい。	法令への対応	除票を修正することにつながるため。	対応なし	対応なし。 既に除票となっているものについては修正不要。
409	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	「B 類型として記載する留意事項の例」の各記載内容	各記載内容が直接関係する異動項目が何になるかの例を示していただきたい。	業務精度の向上	統合記載欄という考え方のものが今回の標準化により新たに生み出されたものであり、これまでの住民票記載の実例から判断できない部分も多い。どのような記載とすべきか具体的な例をなるべく多く示していただきたい。	対応なし	対応なし。 各ベンダによって判断がなされるものと想定。
735	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	「B 類型として記載する留意事項の例」、「C 類型として記載する留意事項の例」について、「B 類型及びC 類型については、上記に掲げる内容を留意事項及び備考としてそれぞれ記載すること」と記載がある。（標準仕様書p.61）	「B 類型として記載する留意事項の例」、「C 類型として記載する留意事項の例」について、記載内容、記載例のどの部分までが仕様書内で固定の項目として指定されているのか、どこからが自治体の裁量であるのか明確に記載する。	業務精度の向上	仕様書の通りに記載すべき部分と、自治体の裁量で自由に設定できる部分が曖昧であるため。例えば、仕様書に記載された「記載内容」以外にも、留意事項及び備考として記載すべき内容があった場合、自治体の判断で記載内容として盛り込んでよいのが不明である。また、記載例についても同様に、設定する文言の自由度が不明確である。	対応なし	対応なし。 あくまで記載例として提示しているもののため、当然これら以外の内容を登録することは可能である。記載例についても、あくまで例示であり、文言は自由に設定が可能。
749	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	「B 類型として記載する留意事項の例」に「未届転入である旨」の記載例がある。	当該記載例を削除する。	業務精度の向上	「4.1.2.1 同一住所への転居」には「履歴から同一住所に転居したことは自明であることから備考への記載は不要とある。」と記載がある。これと同様に未届転入の場合も転入前住所欄に（未届）が記載された未届地が記載されていることから未届転入であることは自明であるため、統合記載欄への「未届転入」という記載は不要であると考ええる。	仕様書修正	修正後案に修正する。
743	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	「B 類型として記載する留意事項の例」の内、「転入前住所（未届の場合）、特定の市区町村に住所を置かず全国各地を転々と移動している場合」の記載例に転入前住所が記載されている。	当該記載例を削除する。	業務精度の向上	「4.2.1.1 住所設定・未届転入」には「未届転入の場合は統合記載欄に未届転入である旨を記載する」とある（転入前住所についての記述は削除済）ため。また、転入前住所については転入前住所欄があるため、転入前住所が未届けや不明にかかわらず統合記載欄へ記載は不要であると考ええる。	仕様書修正	修正後案に修正する。
247		第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	「C 類型に記載されている内容に変更が生じた場合には、最新の情報に差し替えることを想定している。」	C 類型に記載されている内容に変更が生じた場合においては、変更前の履歴を残し、新たなC 類型の備考を入力することを想定している。	業務精度の向上	通称による住所については、住民票への記載も可能であるが、本市独自の「同一証明※住所＝通称の住所であることを本市が証明するもの」を発行している。この内容については過去についても証明発行していることから、C 類型についても履歴管理が必要になるため。※履歴管理ができれば別途の対応（システム開発等）が必要にならないため。	仕様書修正	修正後案に修正する。
248		第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	「異動履歴に関係しない事項である備考（C 類型）を入力できること。」 「通称による住所の名称」	「通称による住所の名称」を管理するシステムを本市独自で構築するとした場合、その内容を住民票の統合記載欄に印字できる等の対応について、実装してもなくてもよい機能に含んでいただけないか。	業務精度の向上	選択肢として、C 類型への入力が入力となる場合、「通称による住所の名称」については、別機能にて管理し、住民票の発行時にC 類型を印刷することを選択した場合、別機能で管理している「通称による住所の名称」の出力ができれば、履歴の管理・入力補助機能等の問題も解消すると考えているため。	対応なし	対応なし。 ただし、住民異動届に記載されているデータ等について、CSV形式のデータを取り込むことは許容されている。
245		第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	「異動履歴に関係しない事項である備考（C 類型）を入力できること。」 「通称による住所の名称」	C 類型の入力補助機能（通称による住所の名称）について、「実装してもなくても良い機能」に含んでいただけないか。	業務精度の向上	本市においては、住民要望により、C 類型として記載する「通称による住所の名称」が多く存在しており、免許証等への記載も可能となっており、住民票への記載をやめることはできない。これを備考欄に入力補助機能として入力する際、多くの誤入力が発生することが想定されるため。（約4万世帯、約9万人）	対応なし	対応なし。 ただし、住民異動届に記載されているデータ等について、CSV形式のデータを取り込むことは許容されている。
1056	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	○B 類型として記載する留意事項の例 転出届後に住民票を修正した旨で外国人住民から転出届後に法30条の50に規定する通知が届いた場合、住民票修正を行う。	転出届後に住民票を修正した旨で外国人住民から転出届後に法30条の50に規定する通知が届いた場合、たとえ転出予定日前であっても先の情報の転出証明書の回収(差し替え)ができない限り住民票修正を行わない。	業務精度の向上	旧情報の転出証明書を持参のうえ転入届をした場合、住基上の情報と証明書の情報に齟齬が生じるため。	対応なし	対応なし。 転入地においては在留カードをもとに住民票が作成されると想定するため、転出証明書までを回収することは不要。 ただし、B 類型の記載例にある「通知の事由（氏名変更、在留資格変更許可等）及びその事由の生じた年月日」の記載から読み取れる情報であるため、当該記載例は削除とする。
1055	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	○B 類型として記載する留意事項の例 法30条の50の規定による通知に基づく外国人の氏名変更等の記載例に「氏名変更年月日」が記載されている。	「通知日」を記載すればよい。	業務精度の向上	外国人の氏名変更については、市区町村窓口で変更するものではなく、氏名変更後、法務省通知により住民票に氏名変更の記載をするものである。 住民票に「氏名変更年月日」と記載することにより、実際の変更年月日との齟齬が生じるため。	対応なし	対応なし。 通知に基づいて修正した日は、通知日とは別日となる可能性がある。あくまで、住民票における修正が生じた年月日を記載する必要がある。
1054	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	○B 類型として記載する留意事項の例の特別養子である旨の記載例「特別養子縁組」と記載がある。	「特別養子縁組」を記載しない。	法令への対応	特別養子縁組については、その性質上戸籍の記載に「民法817条の2」と記載されるのみとなることを鑑みると、デフォルトで非開示になるには「統合記載欄に記載することは望ましくないため。」	対応なし	対応なし。 デフォルトで非表示となっているため、御懸念に値しない考える。
1002	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	○B 類型として記載する留意事項の例に「旧本籍」と記載がある。	「旧本籍」を「前本籍」に修正する。	業務精度の向上	仕様書中の文言を統一するため。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
1057	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	○C 類型として記載する留意事項の例 「事実上の世帯主の氏名」を記載する。	○C 類型として記載する留意事項の例 「事実上の世帯主の氏名」を記載しない。	業務精度の向上	在留資格のない外国人のため、住民登録ができない者を事実上の世帯主と記載する必要性がない。在留資格がないため、事実上の世帯主と記載し公証してよいのか疑義が生じる。	対応なし	対応なし。 実運用に沿った例としている。

No	発出者	意見詳細					回答				
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
								区分	理由		
1397	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	B 類型として記載する留意事項の例：従前の氏、旧本籍	B 類型として記載する留意事項の例：従前の氏、旧本籍（事象と記載例についても削除）	業務効率の向上	手動により入力する箇所、点検箇所が増え、業務量が増大する。（1件あたり3分程度） 証明の留意事項として積極的に記載する必要性があるのだろうか。	対応なし	対応なし。 同日付で処理が重なった際に、その旨を留意するための記載となる。 ※昨年度全国照会結果より引用
758	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	B 類型として記載する留意事項の例として「従前の氏」が記載されている。	「従前の氏」については、常に表示する項目としていただきたい。	外部機関への対応	従前の氏として入力される事項については、第三者請求においても求められることが多い（債権者が住民票を順番に辿っている場合等）。したがって、この項目のみ、常に表示するという取扱いにできないか。第三者請求である以上、他の異動履歴等とともに一括で表示するのにはなじまいと考える。	対応なし	対応なし。 「20.0.3異動履歴の記載」の【実装必須機能】にて「異動履歴を記載することを選択した場合、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できること。」としているため、氏についての異動履歴についてのみ表示するなどの対応は可能である。 なお、B 類型として記載される従前の氏は、同日付で処理が重なった際に、その旨を留意するための記載であり、氏の変更があった場合にすべて記載される想定ではない。
579	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	旧本籍	不要	業務効率の向上	本籍の履歴は戸籍で保有しているため、転入と同時に戸籍届出の場合の前本籍を住民票へ記載することは不要と判断。	対応なし	対応なし。 住民票においても変更が生じている。転入と同日付で処理が重なった際に、その旨を留意するための記載。
582	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	氏名のカタカナ表記 非漢字圏の外国人住民について	氏名のカタカナ表記 外国人住民について	住民サービスの向上	非漢字圏・漢字圏で判断せず、外国人住民からの印鑑登録の申し出があればその都度対応している。漢字圏の外国人の場合、漢字表記のみの印鑑登録とすることは住民サービス上不可能である。	仕様書修正	漢字圏における非漢字の者に対応するため、「1.1.14 統合記載欄」の「氏名のカタカナ表記」における事象の説明文について、以下に修文する。 「非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含むものとする。）について、印鑑登録証明に係る事務処理上氏名のカタカナ表記を必要とする場合」
583	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	除票の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した年月日・理由、誤記の箇所及び誤記修正後の記載	不要	業務精度の向上	現時点で、除票に誤記修正等は影響範囲が大きすぎるためどこでどんな影響がでるか不明のため行っていない。 仮に、標準化後修正する場合これまでの誤記修正されない除票との整合性がつかないこと、影響範囲の確認ができない。また、誤記であることの判断が大変困難である。	対応なし	対応なし。 他システム等に影響が出ないよう、統合記載欄に記載することとしている。標準化後に判明したもののみ記載する運用とされたい。
578	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	転出届出後に住民票を修正した旨	不要	業務効率の向上	転出後、在留カードを更新した場合、転出証明書ではなく、在留カードを基に転入地で住民票を作成するため不要と判断。	仕様書修正	B 類型の記載例にある「通知の事由（氏名変更、在留資格変更許可等）及びその事由の生じた年月日」の記載から読み取れる情報であるため、当該記載例は削除とする。
580	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	転出届により転出先住所（予定）及び届出年月日を記載した旨	不要	業務効率の向上	職権消除者は、新たに住所を定める場所へ戸籍と戸籍の附票または、住民票の除票を提出し住所設定を行う。 そのため、転出予定地は転出年月日は不要である。	対応なし	対応なし。 当該ケースは、職権消除されているにも関わらず、転出届を提出された場合を示している。その場合は、その旨を記録する必要があるため。 ただし、当該ケースについては既に除票になっており、異動履歴に紐づいて記載される統合記載欄B 類型として管理することは不適切であることから、統合記載欄C 類型として修正する。
581	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	認知調停等手続きが申立中である旨	不要	業務効率の向上	認知調停等手続きが申立中である旨を目視した上で職権記載により住民票を作成しているため不要である。	対応なし	対応なし。 認知調停等手続きが申し立て中であることを、登録時だけでなく確認可能となるため。
408	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄	留意事項については、直接関係する異動項目と紐付けて管理するとともに、20.0.3（異動履歴の記載）により統合記載欄に記載すること。	「直接関係する異動項目と紐付けて管理する」に加え「転入、出生、実態調査に基づく職権記載等に基づき、住民票を記載する場合や、転出、死亡、改製等により住民票を消除する場合には、異動履歴と紐付けて管理する」とする。	システム上の理由	20.0.3（異動履歴の記載）に、以下の記載がある。 「転入、出生、実態調査に基づく職権記載等に基づき、住民票を記載する場合や、転出、死亡、改製等により住民票を消除する場合には、記載又は消除対象者に係るほとんど全ての異動項目について記載又は消除を行うこととなることから、これらの場合においては、a4 からa6 の住民票の写し等への記載については省略又は空欄とすることとして差し支えない。」 これらの場合において、留意事項は異動項目と紐付けて管理する必要性がないと考えるため。	対応なし	対応なし。 記載・消除の場合には代表した項目に紐づけて管理することが想定される。
762	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.14 統合記載欄		A 類型からC 類型までの分類について、以下の事象における分類と留意事項の記載例をお願いします。 ・外国人住民が住民登録したまま国外で死亡した場合（参考： H24.10.29外国人住民基本台帳室事務連絡） ・転出届（または職権消除）後であって転入届前に死亡した場合 ・帰化等をした場合において、帰化等の前の住民票に記載する帰化後等の氏名	業務精度の向上	A 類型からC 類型までの分類及び留意事項の記載内容を全国統一化するため、左記のケースにおける記載例をお示しくださいようお願いいたします。 第2.0版(案)の意見照会#581において、「そのほかの例示を上げると隙隙がないため、【考え方・理由】に対応する形で例示を提示する。」とされましたが、記載例をお示しくださいようお願いいたします。	対応なし	対応なし。 あくまで記載内容を統一する意図として例示を記載しているのではない。当該欄の理解を促すために例示を記載している。これ以上の例示は不要と想定。
736	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.2 住民データ	1.1.14 統合記載欄	「B 類型として記載する留意事項の例」について、「転入届と戸籍届出が同時にあった場合」と「既に戸籍届出を出している者からの転入届の場合」が同一の事象として記載されている。	それぞれ別の事象として記載し、それぞれの記載例を記載する。	業務精度の向上	「B 類型として記載する留意事項の例」について、「転入届と戸籍届出が同時にあった場合」と「既に戸籍届出を出している者からの転入届の場合」では、記載されるべき留意事項の例が異なるため。既に戸籍届出を出している者からの転入届の場合」における記載例は「転入前に戸籍届出を提出」となる。	対応なし	対応なし。 あくまで例示であり、当該記載に従わせるものではない。
694	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ	「個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。」と記載がある。	「個人及び世帯を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。メモにはファイルの添付が可能であること。」に修正する。	業務効率の向上	個人単位のメモのみだと異動や証明発行の都度、世帯員全員のメモの確認の手間が生じる。メモの管理で世帯単位を基本とすれば、世帯のメモを確認すればよく、異動や証明発行の際の確認の時間の短縮が可能となる。 ただし、個人単位で管理したいメモもあるため、個人単位でのメモと併用したい。 また、関係人からの不現住申出があった場合にその申出書類、参考書類をPDF化して添付する等、メモにはファイルを添付したい。ファイルの添付ができない場合、別途紙ベースでの資料の管理を継続して行うことになるため、非効率性である。	対応なし	対応なし。 個人単位での管理が基本の住民票であることから、世帯に関するメモについても個人単位のメモに記載することで対応可能。 なお、不現住申出があった場合の管理は住記としての管理項目ではない。 ※昨年度全国照会結果より引用
868	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ	【実装すべき機能】 「メモを入力した者の操作者ID及び日時が記録されること。」と記載がある。	「メモを入力した者の操作者ID・氏名・入力場所及び日時が記録されること。」に修正する。	業務効率の向上	操作者IDのみでは、メモをした者の確認が取りづらい（確認に時間を要する場合がある）ため、操作者の氏名と入力場所についても記録していただきたい。 氏名だけでは対応場所の判断がつかないこともあるため、入力場所も記録していただくことで、さらなる業務効率化につながる。	対応なし	既に対応済み。 「1.3.1入力場所・入力端末」において入力場所、「10.3操作権限管理」において「利用者名称」が管理されることとしているため、常に記録される。
1382	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ	【実装すべき機能】に「個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。」と記載がある。	「外部機器のスキャナーを使用し、イメージをメモリに保存することが可能であること。」（連携データの対象となっていないこと）	業務精度の向上	異動届出時の届出書および添付書類をイメージデータとして保存することで、届出書廃棄後も当時の届出内容の詳細を確認でき、業務精度の向上につながる。	対応なし	対応なし。 メモ機能においてイメージデータ管理は行わない想定である。
1108	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ	記載なし	メモ内容などの台帳を複数登録できること	住民サービスの向上	ひとつの事項に対する記載事項が増えていく（ある特定者の特定事項に対して経過事項等を残しておく必要がある等）ことが想定されるため、実装すべきと考える。	対応なし	対応なし。 履歴を残せる形式になっているため、複数登録は不要。
1106	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ	記載なし	概要、詳細に分けて管理すること（記載事項を限定しない）	業務効率の向上	メモの内容によっては長文となっている場合があるため、何の概要についてのメモであるかが最初に判別できれば特に繁忙期等は便利である。実装してもなくてもよい機能に追加希望。	対応なし	対応なし。 記載の工夫によって実現可能であると想定される。
1104	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ	記載なし	自動表示設定ができること	業務精度の向上	特に注意が必要な場合のみ、見落としを避けるために実装すべきと考える。	対応なし	対応なし。 メモ機能において表示・非表示の管理は想定なし。
1107	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ	記載なし	住民記録システム以外でメモ内容が確認できる、そのことの設定ができること（連携データの対象となっていないこと）	業務精度の向上	他課に注意してほしい事項が出てくる可能性も否定できないため、実装してもなくてもよい機能に追加希望。	対応なし	対応なし。 機微な情報も含まれる想定であるため、住民記録システムにとどめる想定。
1105	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ	記載なし	有効期間、永年が指定できること	住民サービスの向上	事例によっては永年注意が必要になる可能性があるため、実装してもなくてもよい機能に追加希望	対応なし	対応なし。 メモ機能は対応期限を設けない運用を想定。
177	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.15 メモ	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。	【実装してもなくても良い機能】 ・メモは、案件単位に複数管理できること。 ・支援措置対象者への掌証資料等をOCR等により電子化した情報をシステム上で管理できること。	自治体別の条例・政策などの対応	メモの管理について、個人が複数の案件を抱えることがあるため、それぞれの案件での管理が必要となります。 また、標準仕様書には「これからのデジタル社会においてあるべき姿（電子化・ペーパーレス化）を視野に標準を設定する」ものとされています。本市では現在、支援措置対象者等の掌証資料等をOCRにより電子化してシステム上で管理し、ペーパーレス化を図っています。標準仕様書に対応する際もこの取り組みは継続したいと考えています。	対応なし	対応なし。 電子化したテキスト情報についてメモ機能にて管理することは可能。CSV等のまま管理する機能は想定されない。 また、案件といった単位は住民記録システム内に想定されない。

No						意見詳細				回答	
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
12	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理		「申出登録日」を追加する。	システム上の理由	再転入者として従前の宛名番号を引き継いだ場合、従前の支援措置情報も宛名番号で紐づいたため、住民票単位での支援措置情報を管理できるようにするため。	対応なし	対応なし。 従前の支援措置情報が紐づいたとしても、住民記録システムとしては支援措置開始日及び終了日等が管理されていれば機能としては十分であるため。
902	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	「○支援措置対象者より支援を求められている事務」	「○支援措置対象者より支援を求められている事務」に「固定資産の所在地等」を追加する	法令への対応	総行住第3 2 号（令和4年3月31日）で通知されている「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について」より、支援措置対象者から支援を求められた場合には、当初受付市町村長は申出書の写しを当該固定資産所在市町村等との長（固定資産税担当部局扱い）に対して転送することとあるため。 もしくは今回の記載としては総務省で管轄する事務のみを記載した理解で良いか。	対応なし	既に対応済み。 固定資産所在市区町村についても管理することとしている。
638	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管	「加害者に関する項目」に追記	「空欄を許可する。」を追記		ストーカー行為による支援措置など、加害者が特定されていないことが想定されるため。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 空欄を許可しない項目以外は、許可される。
755	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	【実装すべき機能】<データベース上の項目> 欄	○抑止の根拠法令の追加	業務精度の向上	将来的に支援措置情報を統計管理するにあたり、各種抑止の情報をデータベース化し根拠法令を明示しておいた方が、統計など支援措置データの管理をしやすい。	仕様書修正	以下を管理項目に追加する。 「申出者の状況（配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法/その他前記に準ずるケースから選択できること。）」
1003	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	【実装すべき機能】、<データベース上の項目>、○支援措置対象者に関する項目、 ②前住所地区市区町村等の場合に「転入通知に基づいて記載した転出先住所」と記載がある。	「転入通知に基づいて記載した転出先住所」を「転入通知に基づいて記載した転出先住所（確定）」に修正する。	業務精度の向上	仕様書中の文言を統一するため。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
766	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	【実装すべき機能】P.62 ○支援措置対象者に関する項目 ①現住所地区市区町村の場合 ・前住所等 ②前住所地区市区町村等の場合 ・前住所（前住所地区市区町村等における最終住所） ○併せて支援措置を求める者に関する項目 ・前住所等	「支援措置対象者」及び「併せて支援措置を求める者」の前住所等とは別に、「支援措置対象住所」を管理できるようにしてください。	業務精度の向上	住所地を①A→②B→③C→④Aと変更していた者から支援措置の申出があった際は、支援措置対象者の現住所を隠匿するため、現住所④A及び前住所③Cに加え、前前住所の①Aの除住民票も支援措置の対象とする必要が生じます。 このように、支援措置を漏れなく行うためには、「支援措置対象者」及び「併せて支援措置を求める者」の住所変更の履歴を把握し、その中から支援措置の対象となる住所を判定する必要があります。 このため、「支援措置対象者」及び「併せて支援措置を求める者」の前住所や前々住所等を管理する機能の他に、支援措置対象となる住所を管理する機能が必要となります。	仕様書修正	1.1.16 支援対象者管理における管理項目について修正。 修正後項目に沿って適切に運用されたい。
765	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	【実装すべき機能】P.63 ○加害者に関する項目 ・氏名 ・宛名番号（同一市区町村の場合に限る。） ・生年月日 ・性別 ・住所 ・その他（任意の文言を登録できること）	「加害者に関する項目」は複数人設定できることを明記してください。	業務精度の向上	実務上、住所が異なる複数人を加害者とする支援措置申出がありますが、バンダーによっては1人分しか入力できないシステムがあります。支援措置を確実に行うため、「加害者に関する項目」は複数人設定できることを明記することが望ましいと考えます。	仕様書修正	「○加害者に関する項目」の下部に、「なお、加害者及び併せて支援を求める者については複数人設定できること。」といった文章を追加する。
474	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	<データベース上の項目>の○支援措置対象者に関する項目について①現住所地区市区町村の場合には存在する。②前住所地区市区町村等の場合に「その他（任意の文言を登録できること。）」がない。	②前住所地区市区町村等の場合の項目に「その他（任意の文言を登録できること。）」を追加する。	業務精度の向上	支援措置業務には前住所地区市区町村等の場合として対象者の管理、情報共有を行う場合があり、前住所地区市区町村等の場合の項目のみ「その他（任意の文言を登録できること。）」を除くべきではないため。	仕様書修正	必要となるケースも想定されるため、追加する。
444	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	○仮支援措置 ・仮支援措置の有無 ・仮支援措置の開始年月日 ・当初受付市区町村（転送受付市区町村の場合に限る。）	○仮支援措置 ・仮支援措置の有無 ・仮支援措置の開始年月日 ・仮支援措置の終了年月日 ・当初受付市区町村（転送受付市区町村の場合に限る。）	業務精度の向上	仮支援措置の終了年月日は、仮支援措置したものの支援措置決定前に支援措置申出者から取り下げがあった場合必要ではないか。	仕様書修正	修正後案に修正する。
140	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	○加害者に関する項目	※項目を削除	業務効率の向上	「加害者に関する項目」については、「支援措置期間終了通知」においても出力されない項目であり、機微情報を住民票上で管理しなければならない必然性という観点からも、不要な項目として考えます。	対応なし	対応なし。 総務省の提示方針として「加害者が判明している場合、DV等被害者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票（除票を含む）の写し等の交付、戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付の請求・申出が加害者からあっても、不当な目的によるもの又は相当と認められないものとして、閲覧・交付をさせないこと」としており、加害者について記録することで上記対応が確実に行われることが想定されるため。 また、機微情報を住民票上で管理することへのご懸念に対しては、支援措置対象等情報が住民情報とは別データベースで管理されるため、ご懸念にはあたらない。
561	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	○支援措置対象申出者に関する項目（中略） ・固定資産登録市区町村コード	左記の内容に「固定資産登録市町村コード」については、1.3.3（住所辞書管理）に規定する住所辞書に基づく入力ができること。また、直接入力も可能なこと。」を追記する。	業務効率の向上	他の住所項目と同様に、効率的な入力作業が出来るようにするため。また、住所項目の入力方法を統一することで業務制度の向上にも資すると考える。 なお、本項における固定資産登録市町村コードはすべて同じ。	対応なし	1.1.16 支援対象者管理における管理項目について修正。 支援措置に準じた支援を行う市町村（転送先）についても把握しておく必要がある。
1110	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	・その他（任意の文言を登録できること。）	任意の文言の文字数制限は500文字程度を希望したい。	住民サービスの向上	支援措置対象者は特別な事情を持っている方も少なくないため、余裕をもって入力できるよう、文字数制限は多めに設定してほしい。	対応なし	住民記録システム上では規定しないが、デジタル庁にて定義しているデータリストに必要な情報として連携する。
515	情報政策担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	・固定資産登録市区町村コード	削除	システム上の理由	・固定資産登録市区町村コードをデータベース上の項目として追加した理由が不明である。固定資産台帳の閲覧及び固定資産課税台帳記載事項の証明書の交付の制限を行うのであれば住民登録地の固定資産登録の有無のみを管理すれば良いのではないか。他市区町村に登録されている固定資産を管理する必然性がない。	対応なし	対応なし。 市区町村名として名称は変更したが、固定資産所在市区町村における支援措置に準じた支援の希望有無による転送等が必要になるケースがあるため登録する。
1112	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	・支援の必要性がないことを確認したときの申出者への連絡年月日	実装しない機能に変更希望	業務効率の向上	現在も申出者への連絡は行っており、必要性もないと考える	対応なし	対応なし。 要領第5－10－オ「支援の必要性がないことを確認した場合には、その結果を、申出者に連絡する。」ことと規定されているため。
505	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管	○加害者に関する項目	「・支援措置対象者との関係」を追加する。	業務精度の向上	加害者と支援措置対象者との関係は必要な情報のため。	対応なし	対応なし。 「その他」の項目で管理されるものと想定されるため。
504	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管	○支援措置対象者に関する項目 ②前住所地区市区町村等の場合	「・性別」を追加する。	業務精度の向上	前住所地でも性別は必要な情報のため。	仕様書修正	修正後案に修正する。 前住所の場合に管理しない区分けが想定されないため。
671	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	○支援措置対象者に関する項目 ○併せて支援措置を求める者に関する項目 ・前住所等 ・前本籍等 ○加害者に関する項目 ○支援措置対象申出者より支援を求められている事務 ・住民票の写し等の交付（現住所、前住所） ○転送情報	○支援措置対象者に関する項目 ○併せて支援措置を求める者に関する項目 ・前住所等（任意のデータ数が管理できること） ・前本籍等（任意のデータ数が管理できること） ○加害者に関する項目（任意のデータ数が管理できること） ○加害者に準ずる者に関する項目（任意のデータ数が管理できること） ○支援措置対象申出者より支援を求められている事務 ・住民票の写し等の交付（現住所、前住所等） ○転送情報（任意のデータ数が管理できること）	業務精度の向上	前住所等、前本籍等、加害者などの各項目については、支援措置対象者の状況に応じて複数の内容を管理する必要がある。必要な全ての情報をシステム上で適切に管理するため任意のデータ数の入力を許可する必要がある。 また、加害者と併せて加害者の親族等にも留意するケースがあることから、加害者に準ずる者の項目を新たに設ける。	対応なし	対応なし。 前々住所、前々本籍よりも前については、その他項目に管理される想定。また、加害者に準ずる項目についてもその他項目で管理されたい。 転送情報の繰り返し回数については、データ要件にて定義される想定。
1127	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	記載なし	・本人確認書類	業務精度の向上	支援措置対象者が証明書の交付を求められた場合、支援措置申出の際に提出のあった本人確認書類の確認をもって発行しているため、必須確認事項であるため	対応なし	対応なし。 必要に応じて「その他」項目を利用されたい。

No	発出者	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答		
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
670	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	<データベース上の項目> ○支援措置対象申出者に関する項目 ①現住所地区町村の場合 ・氏名及びフリガナ（中略） ・その他（任意の文言を登録できること。）	<データベース上の項目> ○支援措置対象申出者に関する項目 ①現住所地区町村の場合 ・氏名及びフリガナ（中略） ・支援の必要性の判断機関 ・本人確認書類 ・その他（任意の文言を登録できること）	業務精度の向上	支援措置の各手続きにおいて、支援必要性の判断機関（警察署・児童相談所等）や支援措置対象者の本人確認書類の参照が必要であり、業務上記録しておく必要性があることから、併せてデータ管理を行うことで業務効率の向上を図る。	仕様書修正	支援の必要性の判断機関については、必要に応じて「その他」項目を利用されたい。 本人確認書類については#1127のとおり。
1115	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	記載なし	記載なし	業務精度の向上	これまでも必ず確認しており第三者請求では注意が必要となることから実装してもしなくてもよい機能に追加希望。	対応なし	本人確認書類については#1127のとおり。 申出理由については必要に応じて「その他」項目に記載することとし、対応なし。
1113	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	記載なし	仮支援措置を受付市町村に確認する機能	業務効率の向上	一定期間を経過したものについては、確認作業の必要性があることから実装してもしなくてもよい機能とし、抽出できる機能を希望	対応なし	現在の記載で読み込み可。 アラート項目一覧#17に仮支援措置のアラート機能があり、当該機能を受付市町村への確認の契機とすることができる。
1114	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	記載なし	支援措置対象者を含む世帯の証明書発行時に、責任者のユーザログインにより承認工程を経て証明書を発行する機能	業務精度の向上	加害者からの請求が見極める必要あり。慎重に取り扱うといった意味からは必要だが、本人請求に限り本人確認書類が一致しており請求内容に疑義が無ければ、責任者のユーザログインによる承認工程を省略し、発行することも可能と考える。実装してもしなくてもよい機能	対応なし	既に対応済み。 支援措置対象者を含む世帯の証明書発行の際にはエラーが表示され、支援措置責任者が解除することで発行が可能とする機能としている。
1116	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	記載なし	支援措置システムにて、申出書の項目の管理、各種通知書の通知日、起案日、決定日など運用に関する日付等の項目管理をおこなっていること	業務効率の向上	起案を確認するため実装してもしなくてもよい	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「支援措置対象者の氏名及び宛名番号並びに併せて支援措置を求める者の氏名及び宛名番号、支援を求められている事務並びに支援措置の期間以外の項目については、住民記録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能」と記載がある。
1117	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	記載なし	照会および異動処理時に支援措置対象者を含む世帯の場合に、注意メッセージを表示すること、注意メッセージの表示を変更可能なこと	業務精度の向上	誤った入力を防ぐための注意喚起必要と考え、メッセージ表示機能の追加を求める。	対応なし	既に対応済み。 「支援措置対象者を含む証明書を発行する場合」について、エラーが設けられている。また、照会については「支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合にはエラーがかかることとされている。なお、当該抑止を一時解除するには支援措置責任者によるエラー解除が必要と整理している。
584	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	住基システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能	宛名管理システムで支援措置対象者を管理する。	システム上の理由	現在宛名管理システムとエクセルにて管理している。 データベース化する場合の詳細を明示いただきたい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「住民記録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも住民票（原票）の支援措置対象者である旨の表示から画面遷移し、端末画面上でデータベースを確認できる機能を有すること」と規定されているため、対応可能と想定。 データ詳細については、デジタル庁が規定するデータ要件を参照されたい。
901	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	支援措置対象者より支援を求められている事務 ・戸籍の附票の写し等の交付（本籍、前本籍等） ・住民基本台帳の閲覧（現住所） ・住民票の写し等の交付（現住所、前住所）	支援措置対象者より支援を求められている事務 ・戸籍の附票の写し等の交付（本籍、前本籍等） ・住民基本台帳の閲覧（現住所） ・住民票の写し等の交付（現住所、前住所） 「・戸籍謄本など（本籍地、受理地、届書記載の住所など）」を追加する。	法令への対応	法務省事務連絡（令和2年4月3日）で示されている「DV被害者等の記載がある戸籍謄本等の取り扱い」より支援措置対象者の戸籍謄本等の取り扱いについても加害者からの請求については特段の配慮が必要との通知で示されているため。 もしくは今回の記載としては総務省で管轄する事務のみを記載した理解で良いか。	対応なし	対応なし。 住所地と本籍地が同一である場合を除き、戸籍謄本には支援対象者の現住所は記載されていないものと認識している。 また、戸籍の届書等に現住所を記載しており、支援措置上の加害者が了知しうることを防ぐための措置は法務省において検討されるべき課題であり、住民記録システムとして（管理していない）戸籍事務について、支援措置の対象とすることは想定していない。 なお、戸籍附票システムから戸籍システムへの支援措置情報の連携は戸籍附票システム標準仕様書で規定済。
672	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.16 支援措置対象者管理	－	【実装すべき機能】 支援措置の実施時及び支援措置対象者の異動時において、データベース上の項目について対象者の住民票（原票）及び除票（原票）から情報を引用・反映できること。	業務精度の向上	支援措置データベースの管理において、住民票（原票）及び除票（原票）から情報を引用・反映することにより、入力作業の効率化するとともに入力漏れを防ぐ。	対応なし	対応なし。 当然に想定されることである。
1325	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.17 郵便番号	仕様書に記載がなくて、本市が保有している機能	全国住所辞書より本籍、前住所、転出先住所を参照する際に、同一大字内で複数の郵便番号を保有する辞書情報の場合、候補より選択できる機能		機能として残したい。1 大字内で異なる郵便番号が出た際に当機能を使用している。また、機能消滅後に1 大字内で異なる郵便番号が使用される場合、システム以外での対応が必要となり、郵便番号の入力も手動になってしまう。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「1.3.3住所辞書管理」の【実装必須機能】において「住所カナ入力（例えば、東京都日野市神明の場合であれば、「ト ヒ シ」のように、住所の頭の数文字を入力することをいう。）をすることで、郵便番号及び住所が自動で入力されること。」と規定されているため、複数候補がある場合には選択できる機能として実装することも可能と想定。
1324	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.17 郵便番号	仕様書に記載がなくて、本市が保有している機能	自市区町村内で1 大字に対し1 郵便番号ではなく、同一 1 大字内で地区により郵便番号が異なる際に、転入や転居時の住所入力にて番地または行政区よりいずれかの郵便番号に特定し自動セットする機能	業務効率の向上	今後大字内で異なる郵便番号が出た際に当機能を使用したい。また、機能消滅後に1 大字内で異なる郵便番号が使用される場合、システム以外での対応が必要となり、郵便番号の入力も手動になってしまう。	対応なし	既に対応済み。 「1.3.3住所辞書管理」の【実装必須機能】において「住所カナ入力（例えば、東京都日野市神明の場合であれば、「ト ヒ シ」のように、住所の頭の数文字を入力することをいう。）をすることで、郵便番号及び住所が自動で入力されること。」と規定されているため、自動で入力される。
563	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.17 郵便番号	住所、転入前住所、転出先住所（予定）及び転出先住所（確定）の郵便番号を管理すること。	左記の内容に、「ただし、転出先住所が海外の場合を除く」を追加する。	システム上の理由	転出先住所が海外である場合に郵便番号を管理することは不可能と思われるため。	対応なし	対応なし。 当然に想定されることである。
419	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 フリガナ	「（省略）フリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。（省略）「氏名のフリガナ確認フラグ」（1.1.1.1. 1.1.2.参照）で管理すること。」と記載がある。	「なお、各フラグはデフォルトで「確認済」のフラグが立っている状態とすること。」を追加する。	業務効率の向上	フリガナについては、本人に確認できていないケースは稀であることから、デフォルトでフラグが立っていない場合、異動（増事由）の入力の度に毎回フラグを立てる必要があり、入力事務が煩雑となるため。	対応なし	対応なし。 確認が取れた旨についてデフォルトで表示してしまうことによるミスを避けるため。 なお、読み仮名法制化に伴いフラグの在り方についても再度検討がなされる想定。
1095	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 フリガナ	【実装すべき機能】のうち「フリガナについては、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住民基本台帳ネットワークの仕様に合わせて送信できること。」と記載がある。	左記文言に「氏名カナを住基ネットに連携するかどうかを個人毎に設定できるシステム設定が可能」とを追加	システム上の理由	ベンダーからの要望により、個人ごとの設定は実装すべき機能のCSへの送信には「個人毎に設定できるシステム設定が可能」という理解でよいか、明確に示していただきたい。	対応なし	対応なし。 （読み仮名法制化に伴い全体を通して再度整理が必要だと認識しているが、）現状において個人ごとに連携要否を設定する必要性が想定されないため。
585	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 フリガナ	記載なし	CSと住基上のフリガナの表記が同一であること。を追記	業務精度の向上	フリガナについて、例えばヴァンと住基上の表記について、統合端末ではバ''と記載されている。年金機構より、フリガナの表記についての問い合わせがあるため、統一するべきである。	対応なし	対応なし。 既存住基とCSのフリガナは一致するものと想定。
131	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 フリガナ		「外国人においては、氏名、氏名英字の両方に登録のあるケースもあるが、フリガナ及びフリガナ管理フラグは共通で管理する」を追記する。	業務精度の向上	外国人においては、氏名、氏名英字のどちらか、または両方に登録のあるケースも存在するが、フリガナ及びフリガナ管理フラグは1つであることを明示する。	対応なし	対応なし。 フリガナを複数持つことはフリガナ管理上必要性が想定されない。
903	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.18 フリガナ		国外転出者のマイナンバーカード利用に伴うフリガナ併記に対する対応方法を追加する	業務精度の向上	「氏名の読み仮名」の取り扱いが決定されてからにはなるが、マイナンバーカードの再発行手続きとなるのか、券面記載事項変更となるのか、今後の運用確認のため明示いただきたい。	対応なし	現段階では対応なし。 読み仮名の法制化に伴い検討する。
737	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.19 氏名優先区分	「通称が登録されていない者においては「氏名（漢字）」、「氏名（アルファベット）」の順で表示することと記載がある。	「通称が登録されていない者においては、「氏名（アルファベット）」、「氏名（漢字）」の順で表示することと修正する。」	法令への対応	現在は入管法規則第19条の7に基づき英字氏名が優先されているため。漢字氏名を優先すると同法との矛盾が生じると考えられるため。	対応なし	対応なし。 考え方・理由に記載のとおり。
252	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.19 氏名優先区分	「当該機能を実装しない場合、デフォルトでは通称が記載されることとする。」と記載がある。	「当該機能を実装しない場合、デフォルトでは通称、漢字氏名、アルファベット氏名をすべて記載されることとする。」	業務精度の向上	通称のみの記載については、氏名優先区分を実装した上で、通称のみを記載するフラグを設定すれば実現できるが、現在の仕様では通称、漢字氏名、アルファベット氏名をすべて記載する場合に対応できない。（本市では、すべて記載する運用をしている）また、本市では、旧外国人登録法から住民票に移行された方を中心に、氏名のみの通称名を登録されている住民がいる。デフォルトを通称の記載にすると、そのような方の宛名が氏だけになってしまう。 また、通称をデフォルトとすること自体に対しても、慎重な検討が必要。学校教育の分野では、本名を呼び名乗ることに取り組んでいる。本市では在日韓国・朝鮮人の住民が多くおられる。通称の歴史的経過を踏まえ、省庁によって異なる考え方・対応を採用しないよう慎重に検討いただきたい。	対応なし	対応なし。 現在の氏名優先区分に記載している「（例：外国人住民について、通称のみの記載を希望するか、本名のみの記載を希望するか。）」についてはあくまで例示であり、氏名優先区分を実装して当該希望の通り設定することは可能。 なお、提示いただいたケースに対応できるよう、当該「氏名優先区分」といった機能を設けているため、ご活用いただきたい。
586	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.19 氏名優先区分	氏名優先区分を管理すること	これまでに登録された宛名記載については、これまで通りの宛名記載を保持すること。	住民サービスの向上	現在外国人住民に対して、本名・併記名・通称名の宛名記載を選択できるようにしている。標準化後はすべての記載を【考え方・理由】の通りに変更されるかどうかを明確にいただきたい。	対応なし	対応なし。 これまでのデータについても対応が必要である。

No						意見詳細				回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
								区分	理由		
124	事業者	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.2 異 動履歴 データ	1.2.1 異動履 歴の管理	P67【実装すべき機能】 また、異動したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式により管理すること。 ・住民票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。 なお、世帯ごとに共通のデータも個人ごとに保持する。 ・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1からの単純連番とする。 ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に係わらず、全項目の内容を保持する。 ・履歴番号が最大のデータを1件セレクトすることで、その個人の直近データの全項目を取得する。	また、異動したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式により管理すること。 （以下削除）	法令への 対応	※デジタル庁発出の標準仕様書を法令としてみなして記載します。 令和4年（2022年）4月／デジタル庁／地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】P2の第1章 データ要件・連携要件の標準について／1.1 データ要件・連携要件の標準とは／(2) データ要件の標準 において、以下の記載があり、指摘する箇所は、事業者の競争領域の範囲の定義事項であると考えるため。 ＜記載事項＞ ただし、標準準拠システムのデータベースの構造その他の実装方法については、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域とし、必ずしも、データ要件の標準に定めるとおりとする必要はない。	対応なし	対応なし。 あくまで提示された内容はデータベースの構造について規定されているものであり、履歴の保持方法についてデジタル庁の方針として規定されていない。これを踏まえ、住民記録システム標準仕様書において業務上の必要性に基づき履歴の保持方法について規定していることは、デジタル庁の方針に反するものではない。
1267	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.2 異 動履歴 データ	1.2.1 異動履 歴の管理		【提案】異動履歴の届出書類のデータ管理について	業務精度 の向上	仕様書中には異動履歴と異動届出書類のイメージを紐づけし、届出書の画像を読み込みし、登録、照会ができる機能について明言がなく、機能として読み込みデータ管理ができることにより誤入力であるのか等を確認でき、事務の大幅な効率化に繋がっているため。当機能がなくなった場合、異動届の確認可能期間が保管期間分しかなくなり、確認方法は原本を見なくてはならないため、事務効率に大幅な影響を与える。	対応なし	対応なし。 頂いたご意見は文書の保管についてであり、住記システム標準仕様書の範囲外と考える。
1377	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.2 異 動履歴 データ	1.2.2 異動事 由	「○記載の事由 ・国内転入 ・国外転入等」と記載がある。	「国内転入」を「国内転入（全部） ・国内転入（一部）」に、「国外転入等」を「国外転入（全部） 国外転入（一部）」に修正する。	業務精度 の向上	住所変更にかかる異動自由を世帯の異動と同様に細分化することで、異動履歴データを確認する際、より正確な異動内容が把握でき、住民基本台帳事務の精度が向上すると考えるため。	対応なし	対応なし。 住基ネットの異動事由に合わせて規定している。なお、当該異動事由にマッピングができれば、他の異動事由を設けることは許容される。
406	事業者	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.2 異 動履歴 データ	1.2.2 異動事 由	○修正の事由 ・軽微な修正	「軽微な修正」を削除する。	業務精度 の向上	軽微な修正とは「4.2.3.2 軽微な修正」における【考え方・理由】に記載されているとおり職権修正の一部であることから、職権修正とは別の事由として管理する必要性が低いものと考えます。また、異動事由「軽微な修正」の履歴に対して誤記修正を行った場合、内容に混乱が生じるおそれがあります。 異動事由としては職権修正に含め、CSへの本人確認情報更新要求時に軽微な修正としたか否かを別途管理する形が望ましいと考えます。	対応なし	対応なし。 軽微な修正の性格については「4.2.3.2軽微な修正」の【考え方・理由】のとおり。別途管理することは効率性を欠くため。
588	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.2 異 動履歴 データ	1.2.2 異動事 由	記載なし	異動事由コードを定める。を追記	業務効率 の向上	RPAでシナリオ作成時、同一のコードの定めがない場合はそれぞれのシステムのコードを修正する必要がある。シナリオが複雑になるため。異動事由コードと同様に続柄コードも同一のコードを定めていただきたい。	対応なし	デジタル庁が規定するデータ要件にて定められているため、本仕様書においては対応なし。
587	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.2 異 動履歴 データ	1.2.2 異動事 由	記載なし	記載の事由に特例転入・住所設定・外国人その他新規・回復・転出取消を、削除の事由に特例転出・失踪・転入受理通知を、修正の事由に住所訂正を追記。職権修正の事由に個人・世帯職権修正、個人・世帯項目修正・改製を設ける。	業務精度 の向上	詳細を設定することにより異動事由を後日確認した場合にわかりやすくするため。また、CS上でも同様の異動事由を保持することにより、他市町村への照会の機会を減らすため。	対応なし	対応なし。 現状の住基ネットの異動事由に合わせて規定している。なお、当該異動事由にマッピングができれば、他の異動事由を設けることは許容される。
13	事業者	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.2 異 動履歴 データ	1.2.2 異動事 由		「法務省通知による修正」「法務省通知による記載」「法務省通知による削除」を追加する。	システム 上の理由	法務省通知による異動の場合、市町村通知を送信する必要がないため。	対応なし	対応なし。 「以下の区分からシステムが管理する異動事由コード及び付随する区分にマッピングができること。」とされているため、実装の中で当該異動事由で管理することを妨げるものではないため。
1270	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.2 異 動履歴 データ	1.2.2 異動事 由		【提案】外国人の出入国管理局からの通知による処理の区別について	業務効率 の向上	出入国在留管理庁通知（以下通知）を基に行う増異動（異動取消し）について、現在の運用では、通知に基づく異動であることを記録し、市町村通知へ通知に基づく異動取消しが抽出されないようにしている。この機能については事務効率化が図れるため必要であると考える。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「出入国在留管理庁の所管する「市町村連携仕様連携インタフェース仕様」の仕様に基き、」としていることから、当然に仕様に基づいた機能は設けなければならない。 なお、上記のとおり、「市町村連携仕様連携インタフェース仕様(法務省仕様)」については「出入国在留管理庁の所管する「市町村連携仕様連携インタフェース仕様」といった表現に変更する。 また、（2）対象分野において、市町村通知は本仕様書において定めない旨を#24における住基ネット並びで記載する。
1269	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.2 異 動履歴 データ	1.2.2 異動事 由		【提案】転居と同時に戸籍修正ができる機能	業務効率 の向上	転居と同時に「戸籍修正」にて氏名、本籍、筆頭者の職権修正をおこなうことができれば、事務効率化が図れるため必要であると考える。	対応なし	対応なし。 届出単位で異動処理を行う想定のため。
634	情報政策担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.3 そ の他の 管理項 目	1.3.1 入力場 所・入力端 末	、住民記録システムを使用する場所として、本庁、支所、出張所、住民記録システム利用課等の入力場所及び入力端末等の登録管理ができること。	、住民記録システムの使用者及びその所属を登録管理ができること。	システム 上の理由	仮想マシンを用いたクライアントは、その物理的な場所の特定が困難なためこの記述がむしろ障害となる。 また、公印の要件には「本庁・支所ごとの登録管理は不要とする。」とあることから業務システムの使用場所についての情報の重要度は低いと考えられる。また、二要素認証により操作者個人の特定が可能であり、個人が特定できれば操作者の所属が特定できるので使用場所を代替可能であり、さらにログの精度向上も期待できることから、物理的な場所を主とした記述より操作者の特定に重きを置いた記述に修正。	対応なし	対応なし。 分科会・検討会等の結果に応じて機能を設けている。仮想クライアントの入力場所・入力端末を登録することも可能である。
610	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.3 そ の他の 管理項 目	1.3.2 住居表 示・地番管理、 番地・枝番等 コード管理	「住居表示においては現存する住居番号、地番においては住所を設定することができ、地番を管理する必要がある。」と記載されている。		住民サー ビスの向 上	住居表示の新規付番や土地の分筆・合筆等があり、分筆・合筆等の通知は翌月以降に法務局から固定資産税担当課に通知されることから、住民が住所変更に来庁した際にはマスタに反映されていないので届出を処理できず、マスタ管理は現実的ではない。	対応なし	対応なし。 新規付番がなされた場合等については、届出がなされた住所情報をもとにマスタに新たに登録をする。
1326	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.3 そ の他の 管理項 目	1.3.2 住居表 示・地番管理、 番地・枝番等 コード管理	大字等によって、○番地△、○番地の△、○番△号など、表記方法を予め設定した表記に統一して登録する機能	仕様書に記載がなくて、本市が保有している機能	業務効率 の向上	当機能を使用することにより、該当大字が「地番地域」なのが「住居表示地域」であるかの判定をできるため。異動入力時に3～1が3番地1と自動変換されるのは当機能が存在しているためである。	対応なし	本仕様書においては対応なし。 デジタル庁にて検討されているデータ要件にて「住居表示を実施していない区域においては「番地」、住居表示を実施している区域においては「番」及び「号」で表記する」として定められる想定。
80	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.3 そ の他の 管理項 目	1.3.2 住居表 示・地番管理、 番地・枝番等 コード管理	住所を入力する際、設定できる住所であるかの判定を行うため、住居表示については現存する住居番号、地番においては住所を設定することができる地番・・と記載がある。	固定資産、土地台帳とも連動する仕様とする。	業務精度 の向上	地番管理は、固定資産、土地台帳と連動するよう希望	対応なし	対応なし。 当該連動機能については想定なし。
1156	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.3 そ の他の 管理項 目	1.3.3 住所辞 書管理	記載なし	国外の国名を全国住所辞書のように選択できること。	業務精度 の向上	入力補助機能として実装すべしと思われる。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 国外の国名について選択できることは現在の記載においても読み込み可能。
85	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.3 そ の他の 管理項 目	1.3.3 住所辞 書管理	記載なし		業務精度 の向上	住所辞書は精度の高いものの提供をお願いします。現システムでは「J」の字が「塚」に、「J」の字が「渚」になっていたりというように、正しい字が入っていないことが多くあるように思います。入力ミスを減らすために精度の高い住所辞書の提供をお願いします。	対応なし	対応なし。 住所辞書については全国的に提供されるものを使用することを想定しており、本仕様書内で規定する想定はない。
1066	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理 項目	1.3 そ の他の 管理項 目	1.3.3 住所辞 書管理	指定する規定なし	田園町一丁目などの○丁目の表記を漢数字で統一する。	業務精度 の向上	○丁目の表記を漢数字とするか数字とするかは各自自治体で異なっている。特例転入などで転出者情報をシステム連携した際に、前住所地や本籍地の○丁目が数字表記だった場合、漢数字で登録し直すため入力誤りのリスクが発生する。業務制度の向上と業務効率のために統一しておいていただきたい。	対応なし	住所表記に関しては、各市区町村において告示が行われたもののとおりである。なお、データの持ち方については、デジタル庁にて規定されるデータリストにおいて示される想定。

						意見詳細				回答		
No	発出者					修正前	修正後	区分	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③				理由			
142	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、	【実装してもしなくても良い機能】 市区町村内の住所辞書について、独自の住所辞書を使用する。	業務効率の向上	本市では現在、住所辞書として市内住所辞書と市外住所辞書があり、市内住所辞書では、過去の住所コードの管理や、住居表示実施前に住所コードの追加等を行っています。住所辞書を全国的に提供するものに統一するために、現在市内住所辞書で行っていることが可能か確認させていただきたい。不可能な場合は、【実装してもしなくても良い機能】として、市内住所辞書の管理を可能としていただきたい。	対応なし	標準化の趣旨から対応なし。 住所辞書については、小字までのものと認識。住居表示、地番等については、1.3.2で管理。 ※昨年度全国照会結果より一部引用	
886	情報政策担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	全国住所辞書は複数の事業者が提供していることから、特定しないこととした。	特定しないことで、他システム連携で不具合が生じる可能性が考えられます。	業務効率の向上	住民記録システムと各業務システムとで採用する住所辞書が異なる場合、不具合が生じる場合があります。 一例としては、国保中央会の国民健康保険標準システムでは加除出版の住所辞書又は住基ネット住所コードしか選択の余地がないうえに、大字・小字コードまで一致しないとカスタマーバーコードが生成されない仕様となっているため、本市において運用上の制限が生じています。 住民記録システムは他の全基幹業務システムに住民情報を連携する元となるシステムであり、住所辞書について統一するか又は都道府県（2桁）コード及び市区町村（3桁）コードしかJIS準拠しないのであれば、他の業務システムの標準仕様書化に対して、大字・小字コードがどの住所辞書のものであってもシステム運用上問題ないよう働きかけないと、結果的にベンダーロックとならざるを得ない状況となりますので、対応を要望します。	対応なし	対応なし。 デジタル庁が規定するデータリストにおいて、アドレスベースレジストリにおいて住所コードについては「住所コード（6桁）」「町字コード（7桁）」を持つことと規定されたことから、ご懸念は解消される想定。	
15	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理		「役所等の所在地管理」を追加する。	業務効率の向上	住所辞書と併せて役所辞書を管理することで、役所宛での通知を送付する際の効率化が図れるため。	対応なし	対応なし。 役所等は頻繁に所在地の変更が想定され、システム内で管理することは効率的でないため。	
14	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理		事業者が提供している全国住所辞書を使用する際、住民記録システムで使用する文字コードへの変換等を行うことも想定されるため、その変換機能と文字コードに関する記載を追加する。	システム上の理由	事業者が提供している全国住所辞書を使用する際、住民記録システムで使用する文字コードへの変換等を行うことも想定されるため。	対応なし	対応なし。 住民記録システム内の文字コードについての規定は「30.2文字」に記載のとおりであり、全国住所辞書についても住民記録システムにて使用する際には同様の取り扱いとすることが十分想定されるため。	
797	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理	「住所に応じた方書が紐付けられていること。」と記載がある。	左記の記載に以下の内容を加える。 「住所に含まれる部屋番号（枝番号）を方書に含むことがないよう管理する。」	業務効率の向上	仕様書の考え方の記載にの通り、一定戸数以上の部屋番号は方書ではなく住所の枝番号として記載することがある。職員の誤入力で枝番号を方書に含めてしまうと、区域を誤って管理してしまう場合がある。他課への影響も発生する可能性があるため、入力段階で正しく管理できる必要がある。	対応なし	対応なし。 登録管理する方書については、運用にて留意すること。	
1327		第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理	記載なし	異動の住所入力にて、入力番地の前後の番地の方書を候補として表示し、選択できること	業務効率の向上	実装できると便利な機能であるため、実装してもしなくても良い機能として取り扱いたい。（出先機関等で意見の偏りがあるため、今後の標準化に伴い、調整が必要）	対応なし	既に対応済み。 「4.0.7方書入力補助」の【実装必須機能】として「入力された住所地番に対応する方書を候補として選択できること。」と規定されている。	
1330		第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理	記載なし	方書台帳で対象の方書と部屋番号を入力し決定するだけで、予め指定されたレイアウトに部屋番号がセットされ入力画面に展開する機能	業務効率の向上	実装しない機能とすると事務が非効率となり、オプション機能で実装できないか要求したい。	対応なし	対応なし。 画面要件については本仕様書の対象外。	
1328		第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理	記載なし	方書台帳にて住居表示や方書の統一として、住民申出であっても方書として記載しないこととしている方書を無効情報として表示し選択不可としていること	業務効率の向上	機能として残したい。住居表示地域に3階建て以上の建物が建った場合、方書名は確認のために入力するが、住民登録時に方書が表示されないよう無効設定を行っているため。	対応なし	対応なし。 無効設定をする根拠が不明。	
1329		第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理	記載なし	方書台帳にて対象方書に対して以下の項目を管理すること ・「 方書カナ 」 ・「入力例」 ・「メモ」 ・「ゴミカレンダー」	業務効率の向上	当該項目を実装できなくなった場合、事務効率性が下がってしまうことが懸念されるため 特にメモとゴミカレンダーは必要である	対応なし	対応なし。 方書機能の範囲外。住民記録システムの範囲外である。	
673	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理	また、住所に応じた方書が紐付けられていること。	また、住所に応じた方書が紐付けられており、同一の住所に対して複数の方書を管理できること。	住民サービスの向上	同一のアパートやマンションについて、住民によって異なる表記（カタカナ表記やアルファベット表記など）での住民登録のニーズがあることから、これらに対応するため住所に対して複数の方書管理が必要。	対応なし	対応なし。 同一のアパートやマンションについて、異なる表記の方書を設ける運用は想定されない。	
143	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.4 方書管理	また、住民登録できない又は住民登録にあたり施設管理者の承諾を必要とする等の特殊な方書を登録管理できること。	※「住民登録できない又は住民登録にあたり施設管理者の承諾を必要とする等の特殊な方書」に該当する具体例を【考え方・理由】に追記する。	業務精度の向上	本市ではこれまで、「住民登録できない又は住民登録にあたり施設管理者の承諾を必要とする等の特殊な方書」というのを管理していませんでした。具体的にどのような施設を目的として記載されているのか説明ください。	対応なし	既に対応済み。 【考え方・理由】に「私設私書箱、漫画喫茶、簡易宿泊所、ウィークリーマンション、カプセルホテルなど住所登録できない場所」との記載がある。	
649	情報政策担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 地区管理	【実装してもしなくても良い機能】市町村の区域を複数の区域に分割した地区について登録できること。	「実装してもしなくても良い機能」を「実装すべき機能」に修正する。	業務効率の向上	当市では学区区等を基に地区割を行政サービスを提供しているため、標準化対象20業務をはじめとした幅広い業務に、地区管理の機能を利用している。 実装してもしなくても良い機能と区分すると、導入できるシステムの選択肢が狭まり、ベンダーロックとなる可能性が高まるばかりか、標準仕様準拠システムに移行が不可能となる危険性があるため修正を要望します。	対応なし	対応なし。 必要であれば実装できる機能と整理している。	
193	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 地区管理	記載なし	行政区（認可地縁団体）の住民の異動者リストを作成する機能を備える	住民サービスの向上	長年の行政慣習として、行政区長あてに区内住民の増減について通知を作成し送付している。標準準拠システム導入後も、区民の適正な把握に資する重要な資料として、区長からの強い要望が想定される。異動通知に類する資料についてEUC機能により指定期間内の異動者リストを作成することができるようであるが、行政区ごとの仕分け等、相当の時間と労力を要することが見込まれるため、業務効率の向上と住民サービス向上のため、標準仕様書への登載を求めたい。	対応なし	現在の機能で読み込み可。 地区管理のコードについては、各自治体においてある程度自由に設定が可能であるため。 具体的なコードの持ち方については、デジタル庁が規定するデータ要件を参照のこと。	
69	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 地区管理	任意の地区において住民記録システムにおいて管理すると記載がある。	「任意の地区」の記載は任意で複数の項目を管理可能とする。 地区管理： 行政区（区長扱い） 地区（市の行政区） 宛名番号 世帯番号 として、当市は管理を行っている。 特に、行政区、地区は別管理として、他課にも影響が大きいため、複数項目として実装希望、また、変更も可能とする入力を希望	住民サービスの向上	地区管理： 行政区（区長扱い） 地区（市の行政区） 宛名番号 世帯番号 として、当市は管理を行っている。 特に、行政区、地区は別管理として、他課にも影響が大きいため、複数項目として実装希望、また、変更も可能とする入力を希望	対応なし	現在の機能で読み込み可。 地区管理のコードについては、各自治体においてある程度自由に設定が可能であるため。 具体的なコードの持ち方については、デジタル庁が規定するデータ要件を参照のこと。	
1135	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 地区管理		【提案】住民登録の住所より「小学区」「中学区」「投票区」「行政区（コミュニティ区）」として専用に地区分けの管理をおこなう機能について	業務効率の向上	地区管理の機能で、専用の区分けは、選挙事務や学校教育課事務で必要となる可能性が高く事務効率化を図るために必要だと考える。	対応なし	対応なし。 専用の区分けとしては設けないが、地区管理コードは複数管理することができるため、当該コードを活用されたい。	
68	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	「・交付区分（本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付）」と記載がある。	「・交付区分（本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付、コンビニ交付）」と修正する。	業務効率の向上	コンビニ交付は本人等請求に当たるが、管理項目のどこを見るとコンビニ交付とわかるか見当がつかない。見分けがつかないと、情報開示請求時に住民票請求書を探してしまうため。	対応なし	対応なし。 発行端末等で判別できるように工夫されたい。	
759	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	「交付区分（本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付）」は「実装すべき機能」とされている。	「交付区分（本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付）」について「実装してもしなくてもいい機能」とされたい。	業務効率の向上	交付区分については、本人通知制度を採用する自治体を念頭に置かれたものであって、当該制度を実施しない自治体については、当面は交付区分の記録を取らなくてもよいという理解でよい。当区の実務上は公用とそれ以外の区分があればよく、もし第三者請求等も実施するのであれば、発行時に区分するボタンの設定が必要となるため、明示いただきたい。	対応なし	対応なし。 当該住民票の写しが住民基本台帳法のいずれの法条にもとづいて発行されたものかを記録できる機能として設けた。自己情報開示等での対応が容易になるとともに、転出・転居の際において来庁者が届書へ記入した異動日どおり受理できるかどうかについての判断が適切にできるため。 ※昨年度全国照会ご意見から引用	
1067	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	【実装しない機能】 市区町村が定める期間内に、交付履歴データを削除できること。	【実装すべき機能】 市区町村が定める期間内に、交付履歴データを削除できること。	住民サービスの向上	誤って証明書を発行した際に、交付履歴データを削除できるようにすることによって、市民の方からの証明書発行履歴の開示請求があった場合に、対応することができるようにする為。	対応なし	対応なし。 交付履歴を誤作動で削除してしまうことが考えられるため。 ※昨年度全国照会結果より引用	

No	発出者	意見詳細				修正案、ご意見の理由			回答		
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
178	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	【実装すべき機能】 ・交付区分（本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付）	【実装すべき機能】 ・交付区分（本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付、手数料免除）	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、手数料の免除を「その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。」行うこととなっています。 そのため、交付区分として「手数料免除」が必要となります。	対応なし	対応なし。 手数料の有無については交付区分に拠らないため。
253	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	交付履歴の管理項目として、「交付区分（本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付）」と記載がある。	「交付区分（本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付、 コンビニ交付、無手数料交付 ）」と修正する。	業務精度の向上	コンビニ交付も同様の交付履歴管理をするのであれば、発行履歴にはコンビニ交付である旨の情報管理も必要。 また、公用請求だけではなく、市区町村の手数料条例により生活保護受給者等について証明書を無手数料交付する場合があるため。	対応なし	手数料に関する区分は同上。 コンビニ交付については#68のとおり。
436	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.8 交付履歴の管理	コンビニで交付された場合も同様に管理するとともに、広域交付住民票の場合についてはCSへの送信履歴をもって交付履歴と同様の取扱いとし、同様に管理すること。	コンビニで交付された場合も同様に管理するとともに、広域交付住民票の場合についてはCSへの送信履歴をもって交付履歴と同様の取扱いとし、同様に管理すること。 履歴データの連携項目はデジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。	システム上の理由	コンビニで交付された証明書の交付履歴を管理するためには、コンビニ交付システムから交付履歴データを受領する必要があり、統一された連携インターフェースを示すことでコンビニ交付システム事業者の変更に対応できるようになるため。	対応なし	既に対応済み。 「7.2.3個人番号カードによる証明書の交付」において「当該端末における証明書交付履歴を管理できること。」としていることから、交付履歴については連携可能と読み込める。
16	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.9 認証者		市区町村長自身の住民票を交付する際の認証者の出力に関する規定を追加する。	法令への対応		対応なし	対応なし。 職務代理者の公印を管理できることとしており、必要に応じて当該公印を利用いただければよいため。
1058	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	「【実装しない機能】(株)や(有)等の記号を入力及び検索できること」と記載がある。	「【実装すべき機能】(株)や(有)等の記号を入力及び検索できること」に修正する。	業務精度の向上	文字数に制限がなくなるが、記号として（株）や（有）は入力できるように残していただきたい。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載のとおり。
895	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	「検索文字から、異体字や正字も包含した検索ができること。」と記載がある。	そもそもの文字コードの統一又は運用が必要と考える。 ※修正案、ご意見の理由のとおり	住民サービスの向上	漢字の表記について、「松」や「塚」などの文字は、各自治体で導入しているシステムによってデザイン差が生じている。字を修正することにより、マイナンバーカードの券面更新など市民への影響が大きい現状を踏まえ、システムの標準化にあたり、文字コードの統一又は運用についての見解も示していただきたい。	対応なし	文字に関する統一的な考え方については、データ要件・連携要件標準仕様書等で今後示される方針に従う。
190	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	追加	氏名及び住所について1つ又は複数の文字を別の記号（ワイルドカード）に置き換えて検索できるようにすること。	業務精度の向上	住所と氏名のみの情報から検索をする場合、漢字の読み方がわからない対応として手書きバッドの利用が想定されているが、精度が低く時間もかかることからワイルドカードによる置き換えが有効と考える。また、住所については建物名など方書の一部を省略した申請に対してワイルドカードが必須となる。 補足として、以下のようなケースがよくあるため住所検索においてもワイルドカードが必要であると考えている。 ・よくある氏名で検索した結果、候補が10人以上でてきたときに、画面展開として住所や生年月日などの情報が一覧として表示されることが想定されるが、証明書請求の住所が一致していなくても住所履歴すべてを確認する必要がある。一覧に住所履歴全てが表示されることは考えにくい。さらに住所検索で絞り込むことになる。	対応なし	既に対応済み。 「・氏名（外国人住民における「氏名（アルファベット）」及び「氏名（漢字）」を含む）や氏名のフリガナ等で文字列一致検索（完全一致・部分一致）ができること。」としており、このうち「部分一致」がワイルドカードを使用した検索と読み込めることから。
1018	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	「氏名（アルファベット・漢字を含む。）・旧氏・通称・（氏名・旧氏・通称の）フリガナ・生年月日（西暦・和暦）・性別・続柄・住所・住所コード・方書・宛名番号・世帯番号・当該住民票を削除した事由・個人番号・住民票コード・住民種別（日本人、外国人）・在留カード番号・特別永住者証明書番号から検索できること。」と記載がある。	「国籍・法30－45区分・在留資格」も追加する。	住民サービスの向上	避難民支援にあたり支援内容の検討やサービス提供を円滑に進めるため、特定の国や地域の国籍を持つ住民を検索し、詳細な情報を確認する必要がある。	対応なし	対応なし。 検索機能としては住基事務の用途としては想定されない。当意見についてはEUC機能で対応可能と考えられる。
1004	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	【考え方・理由】に「また、「異動者一覧」上で「氏名」「生年月日」「性別」「住所」「住民コード」「住民票コード」が確認できること。」と記載がある。	「住民コード」を「住所コード」に修正する。	業務精度の向上	記載誤りのため。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
145	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	年月日を指定して複数条件検索、項目内部分検索ができること。	※【考え方・理由】に年月日を指定した複数条件検索、項目内部分検索等、検索の対象範囲についての定義を追記する。	システム上の理由	どの項目の年月日を指定して、複数条件検索というのが単項目に対する複数条件をしているのか、それとも複数の項目を同時に指定するのか不明瞭です。 また、項目内部分検索というのは、年月日を年月等で部分検索を可能とすることでしょうか。 想定されている検索について具体的に説明をお願いします。	軽微修正	内容がわかりづらいため以下に修正する。 「複数の条件を掛け合わせた検索や項目内の部分検索が実施できること。また、これらの検索で処理日等の項目で期間を指定して検索できること。」
17	事業者	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索		「「旧氏と名」で対象者を特定できること。」を追加する。	業務精度の向上	申請書に記載された「旧氏と名」で対象者を特定できることにより、検索漏れ防止となるため。	対応なし	対応なし。 旧氏及び名についてはいずれも検索項目として規定しており、検索可能な組み合わせについては実装段階で検討されることであることから。
675	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.1 異動履歴照会	【実装しない機能】 同一住民（再転入者等）を単位として履歴が照会できること。	【実装すべき機能】 指定都市においては、同一住民（再転入者等）を単位として画面を遷移することなく履歴が照会できること。	業務効率の向上	指定都市においては、区間異動の履歴を持つ住民が相当数存在し、異動履歴を参照する頻度が高いことから、同一住民を単位とした履歴照会により業務効率の向上を図る。	仕様書修正	当該機能を【標準オプション機能】とする。 「同一住民（再転入者等）を単位として複数の住民票・住民票の除票にわたって履歴が照会できること。その際、宛名番号による照会又は基本4情報による照会のいずれにも対応できること。」 なお、機能を実装した場合、指定都市においては、「1.1.13宛名番号・世帯番号」にて「指定都市における区間異動の場合、世帯番号は新規付番し、宛名番号は異動前と同一の番号を使用すること。」とされており、同一住民の紐付けが可能であるため同一住民を単位とした履歴照会は可能。
1271	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.1 異動履歴照会		【提案】異動履歴照会画面から、カード裏面印刷画面への展開ができる機能について	業務効率の向上	異動履歴照会からであれば、カードに印字する内容等が限定できるため、誤印字等を防ぐことができ、事務効率化を図ることができるため。	対応なし	対応なし。 画面要件については本仕様書の対象外であるため。
1332	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.3 文字コード照会等		【提案】異動処理の氏名入力時において、入力されたフリガナより住民情報を検索して、漢字文字の候補を表示する機能について	業務効率の向上	異動処理入力の手務効率化を図るために必要な機能だと考える。	対応なし	対応なし。 「4.2.0.3戸籍通知・戸籍の表示の引用」の【実装必須機能】にて、「戸籍法に基づく異動（例：出生、死亡、失踪）」については、世帯構成員の戸籍の表示（本籍・筆頭者）を利用して住民票の記載等ができること。と規定されているため、こちらを活用されたい。
1334	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.3 文字コード照会等		【提案】外字作成中である旨の未作成文字の登録ができ、未作成文字は帳票では空白として印字されるが、画面表示では「■外」で協調表示される機能について	業務効率の向上	システムでの外字対象者であることを特定できるため、また、住民票等を発行する際には、一度白紙で印刷し、そこに手書きで文字を記載したものを偽造簿に印刷し交付させる処理を行えるようにできるため、必要な機能であると考え	対応なし	対応なし。 画面要件については本仕様書の対象外であるため。
1333	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.3 文字コード照会等		【提案】漢字文字を検索する文字選択ツールにて、読み仮名や画数、文字コード等から検索すること、また、選択した文字の属性が人名文字であることなどの情報を表示する機能について	業務効率の向上	異動処理入力の手務効率化を図るために必要な機能だと考える。	対応なし	対応なし。 当該機能は住民記録システムの対象範囲外。
756	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.4 支援措置対象者照会	【実装すべき機能】支援対象者の詳細情報が確認できること。との記載がある。	詳細情報に住民票の情報他、附票の情報（抑止範囲）も反映できること。	業務精度の向上	戸籍・住民票システム連携に伴う、各種支援措置対象者所法の一元化に寄与されるため。	対応なし	既に対応済み。 「1.1.16（支援措置対象者管理）の支援措置のデータベースに連携して、当該データベースの支援措置対象者の詳細情報が確認できること。」としており、1.1.16において支援措置対象者より支援を求められている事務が管理されることとしていることから。
676	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.2 照会	2.2.4 支援措置対象者照会	当該データベースの支援措置対象者の詳細情報が確認できること。	当該データベースの支援措置対象者の詳細情報が確認できること。なお、詳細情報は宛名番号と紐づけることにより、同一住民を単位として過去の支援措置情報もあわせて参照できること。	業務精度の向上	支援措置対象者については繰り返し支援を実施しているケースがほとんどであり、過去の支援措置の実施状況を踏まえて適切に支援を実施するため、同一住民に対する過去の支援措置情報を一元的に確認する必要がある。	対応なし	既に対応済み。 「1.1.16支援措置対象者管理」にて宛名番号を含めて管理しているため、宛名番号で横断的に検索をかけることは可能。

No						意見詳細				回答	
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
429	住基担当課	第3章機能要件	2 検索・照会・操作	2.3 操作	2.3.1 処理画面	「[全部転入、一部転入、全部転出、一部転出・・・]のように詳細に記載するか、「転入、転出・・・」と記載がある。	特例転入、特例転出も記載する。	業務精度の向上	個人番号カードの有無によりアラートが表示されるものの、アラートを理解しないまま処理を進めてしまうこともあり、特例で処理しているがしていないか常時分かるように、処理画面に特例転入、特例転出を表示させることで、誤った処理に気づき易くするため。	対応なし	対応なし。 あくまで当該記載は例示をしているのみであり、異動処理名称は仕様書内で規定をしない。
82	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	外字作成中・・・との記載がある	外字作成の方法はどのように行うのかの明記を希望。作成中の場合には、当該文字部分を空欄とし、手書きで対応を行うとの理解でよい	業務精度の向上	外字作成の方法はどのように行うのかの記載を希望。作成中の場合には、当該文字部分を空欄とし、手書きで対応を行うとの理解でよい	対応なし	対応なし。 仕様書は運用までを定めるものではないが、外字の取り扱いについてはデータ要件・連携要件標準仕様書等で今後示される方針に従う。
1126	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	記載なし	異動受付中、異動保留中の抑止ができること	業務精度の向上	誤った情報で住民票が作成されてしまった場合、修正するのにも時間がかかる場合があるため、その間住民票が出力できなくなるために当該機能は実装すべき機能である。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「4.0.8審査・決裁」において、仮登録状態においては「仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。」とされており、【考え方・理由】において「仮登録前のデータに基づく証明書は発行しない」とされているため、結果、一時的に抑止される。 ただし、表現についてわかりやすくするため、「仮登録前及び仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。」に変更の上、【考え方・理由】の「仮登録の状態の間、住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）の作成処理ができないようにしたり、広域交付を発行停止にしたりするという考え方もあり得るが、そういった機能はコンビニ交付と同様にシステム的に負担が大きいため、本仕様書には含めない。」については削除とする。
1125	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	記載なし	中間サーバへの不開示・自動応答不可の設定ができること	業務精度の向上	誤った情報で住民票が登録されてしまった場合、当該情報を他の部分には見せなくすることが可能となるため、誤った情報を閲覧できるようにしない機能として自動応答不可設定は実装すべき機能である。	仕様書修正	「4.0.8審査・決裁」の【仮登録状態】において、「団体内統合宛名、証明書、他業務連携等には反映されない。なお、仮登録前のデータについても照会・証明書発行等は抑止される。」といった文言を追加する。 また、「他課から仮登録中のデータの参照ができないようにする。（仮登録前のデータが参照できるようにする。）」における（ ）箇所についても削除する。
1124	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	記載なし	住民票毎（同一人の最新、改製原）に抑止を設定できること	システム上の理由	特別養子縁組や出生に至らない子の場合に、住民票の改製が行われることがある。改製があった場合、改製前の住民票に抑止をかけることから住民票ごとの設定は必要と考える。	対応なし	対応なし。 「異動履歴に「特別養子縁組」又は「特別養子縁組の離縁」の留意事項がある場合、当該異動履歴を含め、それ以前の全ての異動履歴」はデフォルトで異動履歴として記載しないこととしているため、改製を実施する必要がない。 出生届に至らない子については、抑止機能を必要とする場面が想定されず、異動履歴の非表示を選択する等運用にて対応されたい。 改製した住民票の除票の写しにおいて、異動履歴の非表示を選択する等運用にて対応されたい。
1122	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	抑止事由（支援措置、外字作成中、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄等）を選択できること。	実装してもしなくてもよい機能に変更希望	業務効率の向上	機能としてはあつてよいと思うが、複数の選択肢及び設定については管理が難しくなることが懸念。	対応なし	対応なし。 抑止されている事由については、誤りが無いよう正しく管理する必要がある。
147	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	一時解除後、必要な処理が完了したら手動で一時解除を元に戻し、失念していた場合は一定時間経過後に自動で抑止状態に戻ることに。 抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。 抑止・解除、又は一時解除できる権限は個別に設定できること。	※一時解除の機能については、【実装してもしなくても良い機能】とする。	業務効率の向上	本市では一時解除の運用を行っていましたが、業務運用が煩雑となるため、強制印刷により住民票の写しを出力できるように運用変更した経緯があります。一時解除が実装すべき機能となっていますが、オプション機能とした上で、本市の強制印刷機能の実装と運用を引き継ぎたいと考えます。	対応なし	対応なし。 抑止されている内容について強制印刷を行うことは、出力すべきでない情報を出力するリスクを伴うため。
1121	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	抑止・解除、又は一時解除できる権限は個別に設定できること。	抑止・解除できる権限は個別に設定できること。	業務効率の向上	抑止と解除は個別に設定すべきと思うが、一時解除の必要性が判断できない	対応なし	対応なし。 一時解除においても抑止・解除と同様必要な権限を持つ者が実施する必要がある。（一時解除についてだれでも実施可能としてしまうことによるトラブルを回避する必要がある。）
1123	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	抑止については複数設定することができ、設定ごとに、抑止する処理・抑止レベル（エラー・アラート）の設定ができること。	実装してもしなくてもよい機能に変更希望	業務効率の向上	機能としてはあつてよいと思うが、複数の選択肢及び設定については管理が難しくなることが懸念。	対応なし	対応なし。 抑止事由や抑止対象処理等については正しく管理されることが望ましい。
890	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	—	【実装すべき機能】「支援措置の延長については、支援措置の期間終了日の1か月前から、支援措置期間の延長処理を行えることとする」と記載がある。	「期間終了日の1か月前」を「業務上支障がない期間から」に修正する。	住民サービスの向上	事務処理要領に記載はありますが、実務上、支援措置対象者の事情により1か月以上前に支援措置延長の申出をすることがあるため、修正をお願いしたい。	仕様書修正	「支援措置の延長については、支援措置の期間終了日の1か月前から、」を削除し、【考え方・理由】について以下に修文する。 「支援措置期間の延長については個別の事情に応じ延長処理申出受付期間については制限を設けないこととしたが、要領第5～10ページで規定されているとおり、「支援措置の期間終了の1か月前から、支援措置の延長の申出を受ける」運用が想定される。なお、延長漏れを防止するため、支援措置の期間終了の1か月前からアラートを表示する機能を設けることとする。」
564	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	—	【実装すべき機能】（以下略）	左記の内容に、「指定都市においては、区間異動時に適用中の支援措置の残期間を引き継ぐこと」を追記する。	法令への対応	本市では、支援措置対象者が区間異動する際には、適用中の支援措置の残期間をそのまま引き継いで、区間異動後も支援措置を継続することが出来るため。	対応なし	対応なし。 以下理由により、機能として設けることは適当でない判断。 ・異動により現住所が変更となれば、併せて支援措置を実施することを求める市町村が変更となる（申出の内容が変更となる）こと ・支援の必要性の確認を行った関係機関に住所異動の情報が共有されず、連携に支障をきたす可能性があること ・支援措置の残期間をそのまま引き継ぐことが必ずしも支援対象者の負担軽減にならない（例えば、残期間が2ヶ月であれば、異動先の区で新たに支援措置の開始を申し出た方が結果的に負担にならないのではないかと）こと
1099	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	—	記載なし	支援申出の結果、要支援判断が「不要」となった者を管理すること	業務精度の向上	不要（終了）となった後に、再度申請があることがあるため、管理しておく必要性があり、実装すべき機能に追加希望。	対応なし	対応なし。 不要と判断された者はあくまでも支援措置の対象外であり、再度申請された際に申請管理を行えばよいことから。
1103	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	—	記載なし	支援措置管理システムにて、意見書や送付文の印刷が可能なこと	業務効率の向上	意見書の送付分には個人情報記載していないので実装しなくてもよいが、関係市への送付分については実装してもしなくてもよい機能を希望。（支援対象の「ターン」が様々なため検討の余地あり）	対応なし	対応なし。 別途支援措置管理のためのシステムを設けている場合の仕様について規定しない。
1101	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	—	記載なし	本籍地や前住所地自治体に対し、対象者に関する通知を作成できること 【全国照会結果・標準仕様書（案）について（市区町村）／14頁】『本籍地や前住所地自治体に対し、支援措置対象者である旨の通知を出力できること』⇒『申出書の写しにより対応されたい』	住民サービスの向上	申出書の写しだけでは不備で対応できないことも想定されるため、必要性ありと考える。	対応なし	対応なし。 即時性を優先し、支援措置開始に関する帳票様式（対自治体、対対象者）の規定は実施しない。
679	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	—	なお、それに先立ち20.5.1の支援措置期間終了通知を出力できること。また、支援措置の期間終了日の1か月前から、支援措置対象者の住民票を参照する際には、1か月以内に支援措置の期間が終了する旨のアラートを表示できること。	なお、それに先立ち20.5.1の支援措置期間終了通知をあらかじめ指定したタイミングで複数回出力できること。また、支援措置の期間終了日の属する月の2か月前から、当該月に支援措置の期間が終了する対象者のリストを出力できるとともに支援措置対象者の住民票を参照する際には、翌々月までに支援措置の期間が終了する旨のアラートを表示できること	業務精度の向上	支援措置終了通知発送にあたっては、事前に支援措置期間が満了する対象者を網羅的に把握する必要があり、個別に住民票を参照した際のアラート表示のみでは正確な事務処理に著しい支障が出るため、月単位で対象者リストを出力することにより業務精度を担保する。 また、終了通知については勧奨のため複数回送付していることから、指定したタイミングで複数回出力するシステム機能として実装し効率性維持を図る。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 通知の出力タイミングについては実装の段階で検討されたい。 また、支援措置対象者のうち、延長が必要な者のリストについてはEUC機能で出力が可能であると想定。 2か月前からアラートが表示されることは、要領上「支援措置の期間終了の1か月前から、支援措置の延長の申出を受ける旨規定されて」いることから対応なし。
680	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	—	—	【実装すべき機能】支援措置開始通知及び支援措置期間終了通知については、実装する帳票レイアウトに加えて任意の文言を設定できること。	住民サービスの向上	申出者あての通知文については、申出者の状況に応じて適切かつ確実に案内する必要があることから、送付するタイミングや申出内容により文言を使い分けたい。住民にきめ細かなサービスを提供するため任意の文言を追加できる機能を実装する。	対応なし	現在の記載で対応可。 「20.5.1支援措置期間終了通知」における「4 その他」の欄において、ある程度自由記載が可能であるため。
678	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	—	—	【実装すべき機能】支援措置の延長の際は、支援措置期間が延長した旨を本人に伝達するための通知を出力できること	業務効率の向上	支援措置を延長する際においても、本人宛に別途通知文を作成しているため、システムからの出力機能を実装することで業務効率の向上を図る。	仕様書修正	【標準オプション機能】において、「支援の延長処理を実施後、申出者に支援措置を延長する旨の通知を出力できること。」といった旨を追記する。 20.0.1にも当該帳票について【標準オプション機能】に加える。
1102	住基担当課	第3章機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	—	記載なし	支援措置管理システムにて、終了予定者の一括抽出後、継続通知の一括発行が可能なこと	業務効率の向上	通知業務に時間を要している現状から、必要性ありと考える。	仕様書修正	「支援措置期間終了通知」について、「10.7印刷」の一括出力帳票の中に加える。 なお、支援措置期間延長通知についてはあくまで個別の延長申請に基づいて発行するものであるため、対応なし。（延長する旨の通知については#678のとおり【標準オプション機能】として追加する想定）

No						意見詳細					回答	
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
1032	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.1 異動者	(区間異動(区間転入)を除く。)	「(区間異動(区間転入)の後に、「又は、同じ指定都市にある各区の異動処理に係る事務を、条例・規則等により当該「各区」に従事する職員に対して、それぞれ他の区役所において同一の事務に従事する職員の職を兼ねることを規定している場合)」を追加する。	自治体個別の条例・政策などの対応	指定都市に複数の区がある場合で、条例・規則等により同じ指定都市内のそれぞれ他の区役所における事務を兼ねると規定することで、同じ指定都市の「区への海外や他市からの転入(30条の46、30条の47を含む)・区から他市への転出・区内転居・区間異動(転出・転入)・区における世帯変更・区における30条の48届出」を、同じ指定都市内のいずれの区でも受理が可能としている。標準仕様書に示されている「区間異動(区間転入)を除く。」が、同じ指定都市の1の区から別の区への区間異動で、当該「区間異動」により転入する区(区間異動を届出する区)については、転出区の異動者を選択できるとの意味であれば、同じ指定都市の「転入・転出・転居する、区間異動で転入する、世帯変更や30条の47が生じる住所の区」以外の区では、異動者を選択できない。このため、異動者が届出をする区が限定されてしまい、届出における利便性が低下するため。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 (例えば、指定都市(A市)での区間異動(a区→b区)の異動処理について、A市のc区において実施したいというご意見と理解。)指定都市において、他の区の処理を行うことを妨げていない。	
249	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.1 異動者	【実装すべき機能】7行目 異動処理において、当該異動処理の対象者が異動前は住民でない異動処理(例：転入、転出等)については、異動者の情報を入力できること。	(修正前の文言の後に以下を追加) また、既存の世帯へ異動する場合については、異動先の世帯に対し、異動入力、証明書発行等について仮抑止できる機能を有すること。仮抑止機能はコンビニ交付及び住基ネットCSに自動連携されるものとし、異動入力完了後に自動的に解除できるものであること	業務精度の向上	現行の仕様書においても抑止設定の記載はあるが、支援措置対象者等における永続的な抑止設定であり、異動処理時における一時的な抑止機能では無い。異動手続中に同一世帯員等が他の窓口等で証明発行や異動手続きを手続きすることがないよう、抑止する機能が必要である。	対応なし	一部、現在の記載で対応可。 「4.0.8審査・決裁」において、仮登録状態においては「仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。」とされており、【考え方・理由】において「仮登録前のデータに基づく証明書は発行しない」とされているため、結果、一時的に抑止される。 異動処理については、仮登録中にさらに異動が必要になる場合も想定されるため、特に抑止機能は設けない。	
1031	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.1 異動者	指定都市においては、異動者を操作者の属する行政区に住所を置く者に限定することができること。	指定都市においては、異動者を操作者の属する行政区に住所を置く者に限定する・しないは、自治体の判断とする。	住民サービスの向上	本市は、どの行政区のおいても全ての行政区の住民異動届を受付し、異動処理も行えるようになっており、広く住民に対して認識されているため。	対応なし	現在の機能で読み込み可。 「できること」とされているため、する/しないは自治体の判断とできる。	
1147	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.2 異動先世帯、異動による消除	記載なし	異動処理の異動事由の後に選択する全部または一部の初期値を異動事由毎に設定できること。	業務効率の向上	出生は99%以上が一部での入力となるため、一部で設定しおける機能があるならば、余計な手順を踏まずに事務手続きを行えるため。	対応なし	対応なし。 当該機能を実装しても最終的に職員による判断が必要になることに変わりはないため。	
276	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.3 異動日・処理日	「異動日は、デフォルトとしては空欄とすること。」と記載がある	「空欄」を処理当日に修正する。	業務効率の向上	考え方・理由には異動日は処理当日でないことが多いと記載があるが異動日が処理当日となる届出も相当数あるためすべての処理において入力が必要となる「空欄」をデフォルトとするよりは業務効率の向上が見込めるため。	対応なし	対応なし。 既に【考え方・理由】内で示されている整理結果の通り。	
565	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.3 異動日・処理日	【実装しない機能】 処理当日以外を処理日として入力できること。	左記の内容に、「ただし、真に止むを得ない場合には、管理者権限等により処理日以外を届出日として入力できることは許容する」を追記する。	法令への対応	経済対策等において実施される各種給付事業では、処理日(届出日)を基準に対象を判断する事例がある。システム障害等で当日分の入力が終わらない場合、翌開庁日に入力するデータも、住民からの届出日をシステム入力する必要があるため。	対応なし	対応なし。 提示されたケースにおいて、処理日を基準に対象を判断するのではなく、異動日又は届出日を基準に判断することが望ましい。異動日・届出日であれば、処理日当日以前の日を入力可能である。	
437	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.3 異動日・処理日	【実装しない機能】処理当日以外を処理日として入力できること。	(記載の削除)	業務効率の向上	繁忙期においては、窓口の処理速度を優先するため、受付当日に入力しない場合がある。また、システム不具合や個別事情などによってもシステム入力が受付した当日にならないことがあるため、処理当日以外が入力できる必要がある。 ここでいう処理日は内部的な入力日の意味合いなのか、記載事項である届出日に反映されるのか明示していただきたい。	対応なし	対応なし。 処理日については内部的な入力日となるため、正確な入力日を管理する必要がある。届出日についての規定は「4.1.0.2届出日」を参照のこと。	
1195	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.3 異動日・処理日	記載なし	区画整理等の一斉入力用に、未来日の届出日や異動日を入力し住所の異動処理ができる機能、また、当該機能を通常時は使用できず設定によりモード変更が可能かこと	業務効率の向上	必要である。区画整理では、換地処分日の前日に住所を未来日修正するため。仮に実装しなくなった場合、区画整理事業の住所修正手順に影響が出てくる。	対応なし	既に対応済み。 区画整理等の一斉入力用としては、バッチ処理にて年月日を指定することが可能。指定した年月日が異動日・処理日となる想定。	
1197	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.3 異動日・処理日	記載なし	特例転出において、14日経過の場合はエラーとする機能	業務精度の向上	入力誤りを防止するため必要。14日経過して特定転出入力してしまった場合、転出証明書を発行しないため、転入先で書類不備となってしまう。また、住基ネットとの関係がどうなるのか懸念があるため。	仕様書修正	転入届の特例及び住民票の写しの広域交付の運用上の留意事項項番3に「転出をした日の翌日から起算して14日を超えた場合→転出をした日の翌日から起算して14日を超えた旨を注記して「転出証明書情報に準ずる証明書」又は「消除した住民票の写し」の郵送等を行う」とされていることを踏まえ、以下エラーを追加する。 「特例転入を利用した転出の処理で、届出日が、異動日から15日以上経過している場合 異動日が15日以上前の日付のため、特例転入を利用した転出の処理が行えません。」	
1193		第3章機能要件	4 異動	－	4.0.3 異動日・処理日	記載なし	届出日から14日を経過する異動日の入力について注意喚起する機能	業務精度の向上	分類されている。仕様書の「11エラーアラート項目」アラート項目一覧の中のアラト番号31、32において、アラート機能で実装されている。 また、14日を経過する場合、転入時のマイナンバーカードの継続利用手続きに影響が出る上に様々な手続きに影響があるため、市民への案内を適正にできるようにするためには必要である。	対応なし	既に対応済み。 ご指摘のとおり、アラート機能が既に設けられている(＃1197で設定したエラーにより特例転入は利用できなくなるが、通常の転出・転入手続においても14日を過ぎた場合の手続は同一であるため、アラートとして必要)。 なお、エラー・アラートは原則「11.1エラー・アラート項目」内に記載することとし、それ以外の箇所においては、特記すべきもののみ記載されている。	
1157	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.3 異動日・処理日	記載なし	住民異動届受理通知対象者を日次など一括で発行すること。	業務効率の向上	事務効率を上げるため。	対応なし	対応なし。 対象者リストの出力については、EUC機能を利用されたい。	
1380	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.4 世帯主不在となる場合の処理	「ただし、世帯主変更を行わない状態で転出処理を行うこともあり得るため、そのような場合には、残存世帯員が2人以上の場合には、引き続き職権による世帯変更を行うことができるようにする。」と記載がある。	「引き続き職権による世帯変更を行うことができるようにする。」を「引き続き職権による世帯主変更を行うことができるようにする。」に修正する。	システム上の理由	「世帯変更を行うことができるようにする。」という記載の場合、転出処理時に引き続き世帯合併や世帯分離等の世帯変更手続きができるよう誤解する記載となっているため。	仕様書修正	以下に修文する。 「残存世帯員が2人以上の場合には、転出処理の後に引き続き職権による世帯主変更を行うことができるようにする。」	
1146	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.4 世帯主不在となる場合の処理	記載なし	世帯主が異動する際に同時に主変の入力ができること。	業務効率の向上	事務効率の向上のため。	対応なし	対応なし。 画面要件は本仕様書の対象外のため。	
800		第3章機能要件	4 異動	－	4.0.5 世帯主変更依頼通知書	「職権で世帯主を定めない場合、世帯主変更依頼通知書と対象者リストが出力できること。」と記載がある。	「対象者リストと世帯主不在世帯のリストが出力できること」 左記の文章に「世帯主不在世帯リスト」を追加する	業務精度の向上	職権で世帯主を定めない場合は、一定期間世帯主が不在の状態となってしまう。そのままデータの管理がされず放置されることを防ぐ必要があり、世帯主不在となっている世帯を把握できるようにするため。	対応なし	対応なし。 既に世帯主を定めない世帯の対象者リストについて出力できるため、提示されたケースには対応可能。	
150	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.6 本籍入力補助	サーバに市区町村コード便覧を持ち、各端末から本籍地の市区町村名と所在地が印字・出力できること。	各端末から本籍地の市区町村名と所在地が印字・出力できること。	業務効率の向上	本市のシステムでは、サーバに市区町村コード便覧を管理しています。「本籍地の市区町村名と所在地を印字・出力」する機能はもっていませんが、後述する「転入通知照会書」等を出力する際は「他市区町村への通知等の際に市区町村名と所在地を印字・出力」しています。 DV等支援措置等、他市町村への通知が完全になくなったわけではないため、市区町村コード便覧を持つことについては、実装しない機能としないでください。	対応なし	対応なし。 考え方・理由に記載のとおり。 必要であれば、インターネット等で確認できるため、サーバに市区町村コード便覧を持ち、本籍地の市区町村名と所在地を印字・出力する必要はない。	
589	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.6 本籍入力補助	実装すべき機能	本籍を入力時に住所コードが職員の手を経ず自動で入力されること。また、住居表示などで市町村名が変更となった場合にも自動で住所コードが変換されること。を追記。	業務精度の向上	戸籍附票記載事項通知について、住所コードを用いてデータ送信を行っている。初期突合時に、本籍と住所コードが合致しておらず、本籍地へデータ送信する前に住基システムで修正した。さらに、違う本籍地へデータが送信されている場合もあったため、本籍地へ突合状況の確認等が必要になり事務が増えたため。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「1.3.3住所辞書管理」において、住所等を入力した際に自動で住所コードは入力されることを読み込み可能。	
592	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.2 転出先入力	記載なし	転出地を入力時に住所コードが職員の手を経ず住所を入力すれば自動で入力されること。	業務精度の向上	転出地へのデータ送信について、住所コードを用いてデータ送信を行っている。今後CSを用いたデータ送信が増えた場合、転出地市町村と、その住所コードが相違した場合、転入地にて、住民への不利益が発生する可能性があるため。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 住所から住所コードを自動で入力することについては「1.3.3住所辞書管理」の記載で読み込める。	
149	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.6 本籍入力補助	再転入者で、本籍地を本人の履歴から候補として選択できるようにした場合、市町村合併で現在存在しない本籍地は、表示されないようにすること。	※【考え方・理由】に「再転入者で、本籍地を本人の履歴から候補として選択できるようにした場合」の具体例を追記する。	業務精度の向上	「再転入者で、本籍地を本人の履歴から候補として選択できるようにした場合」とありますが、『4.1.1.2再転入者』には「除票として持つその者の転出時の情報を取り込むことができ、適宜修正できること。」とあります。「候補として選択できるようにした場合」がどのような場合・機能を想定しているのか判断できません。	仕様書修正	「4.1.1.2再転入者」と不整合であるため、以下に修文する。 「再転入者で、転出時の本籍地をデフォルトで表示する場合において、市町村合併で現在存在しない本籍地の場合は、空欄とすること。」	

No	発出者					意見詳細		修正案、ご意見の理由		回答	
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
1131	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.6 本籍入力補助		異動処理において、世帯員のうち同一の筆頭者の世帯員であって、本籍に相違がある場合には注意喚起する機能	業務精度の向上	入力補助機能として実装すべきと思われる。実装することで入力誤りが回避できる。	対応なし	対応なし。 十分に想定されるケースであるため、当該アラートが頻発してしまうことを踏まえ、盛り込まない。
1132	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.6 本籍入力補助		続柄が夫または妻の世帯員の本籍および筆頭者が、世帯主の本籍および筆頭者と異なる場合に、注意喚起する機能	業務精度の向上	入力補助機能として実装すべきと思われる。実装することで入力誤りが回避できる。	仕様書修正	以下アラートを追加する。 「続柄が夫又は妻の世帯員の本籍及び筆頭者が、世帯主の本籍及び筆頭者と異なる場合」「続柄が夫又は妻の世帯員の本籍及び筆頭者が、世帯主の本籍及び筆頭者と異なります。確認してください。」 対応なし。 具体的な画面の初期表示は、ベンダの競争領域である。
1130	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.6 本籍入力補助		特例転入の場合、住基ネットより取得した転出証明書情報の本籍、筆頭者を初期表示すること	業務精度の向上	入力補助機能として実装すべきと思われる。実装することで入力時間の短縮が期待できる。 誤入力を防ぐために必要な機能と考える。また特例転入のデータ取り込みはワンストップ化でも求めている機能であり、実装すべき機能ではないか	対応なし	対応なし。 具体的な画面の初期表示は、ベンダの競争領域である。
1129	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.6 本籍入力補助		全国住所辞書と照合し、一致しない本籍を赤字で表示すること	業務精度の向上	誤入力を防ぐために必要な機能と考える。オプション機能で要求したい	対応なし	対応なし。 本籍については原則法第9条第2項通知により住基ネット経由で連携されるため、入力する場面が想定されないため。
1331		第3章機能要件	4 異動	－	4.0.7 方書入力補助	記載なし	住所の入力において、入力した大字、番地より方書台帳を表示し、方書として適切でない旨（住居表示地区のマンション名など）の情報表示し誤った方書の入力を防ぐ機能 【全国照会結果・標準仕様書（案）について（市区町村）／14頁】『確認を要する方書についてはアラートを表示し』『議論済みであることから原案のままとする』『…方書台帳の無効サイン該当は入力できない機能に開通	業務精度の向上	当該項目を実装できなくなった場合、入力ミスが格段に増加してしまうと思われるため。 実施すべき機能に「入力された住所地番に対応する方書を候補として選択できること。」とあるため、候補を選択して入力出来るのならば、誤った入力は防げると思う。ただし住居表示地区で建物名が省略されるケースなども正しい候補が出てくるのかどうか現在の仕様ではよくわからないし、建物はわかっても住所が間違っていた場合はそもそもヒットしないので、方書台帳も必要性があると思う。この仕様だと、特に住居表示に慣れていない出張所では入力ミスを起こす可能性はあると思う。	対応なし	対応なし。 方書として適切でない場合は方書管理より削除することが望ましい。
834	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.7 方書入力補助	記載なし	同住所同方書に既に住民登録されているか、確認できる機能を実装する。	業務精度の向上	同世帯にすべきものを誤って別世帯にしないようにするため。	対応なし	既に対応済み。 「既に住所を有する住民がいる住所に、転入又は転居の登録をした場合」のアラート項目（全国照会版におけるアラート番号34）を設けている。
590	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.7 方書入力補助	実装してもしなくても良い機能 方書から住所地番を候補として選択できる機能	実装すべき機能 方書から住所地番を候補として選択できる機能	住民サービスの向上	考え方・理由にもある通り、入力業務の省力化や誤入力防止となる。同一地同一住所の住民票になっていない場合、世帯合併や災害時のマンション住民の検索等に住民に対し不利益が発生する可能性があるため。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】にあるとおり、実装していない市区町村もあるため標準オプション機能として整理している。
76	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.7 方書入力補助	入力された住所地番に対応する方書を候補として入力できること	方書登録： 方書から住所を検索できる方法を利用している 従前履歴から反映するという理解でよい（現在は、方書登録を業者に依頼して利用している。）	業務効率の向上	方書登録： 方書から住所を検索できる方法を利用している。当該方法も選択できないか。 従前履歴から反映するという理解でよい（現在は、方書登録を業者に依頼して利用している。）	対応なし	既に対応済み。 【実装してもしなくても良い機能】として、「方書から住所地番を候補として選択できること。」とされている。
151	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.8 審査・決裁	異動処理の仮登録及び本登録を行えること。	【実装してもしなくても良い機能】 異動処理の仮登録及び本登録を行えること。	業務効率の向上	本市では、現在のシステム導入時の検討で、仮登録、本登録の二段階の入力を行うと特に繁忙期に業務が回らないという結論に至り、本登録のみの運用を行っています。 本市の業務を実現するためには仮登録をオプション機能とすることが不可欠です。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】の整理の通り。
682	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.8 審査・決裁	－	【実装すべき機能】 異動処理の本登録後、引き続き証明発行処理を行うことができること。	業務効率の向上	転入等の異動届とあわせて住民票の写しの交付請求を受けるニーズが高いため、本登録後に引き続き証明発行処理を行うことで業務効率の向上を図る。	対応なし	対応なし。 画面遷移等の画面要件については本仕様書の対象外であるため。
863	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.8 審査・決裁		【考え方・理由】に、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。 という一文を追記する。	業務精度の向上	戸籍附票システム標準仕様書【第1.0版】（案）の4.0.3 審査・決裁の【考え方・理由】に記載されている一文となります。 住民記録システムにおいても、当然重要な考え方を示した一文であり、たとえば実際に窓口業務を行わないシステム担当部署や決裁上位者などと「審査・決裁機能」について正しい共通認識を持つために必要と考えます。	仕様書修正	「なお、審査（決裁）を実施する方法について本仕様書では規定しないが、仮登録の内容が妥当であるか責任者が確認するプロセスを経ること、また記録することで、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。審査（決裁）の実施者についても、不在時や繁忙期時等を想定し、システム上での処理は代決者が行うことも許容する。」といった記載を追加する。
1034	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.8 審査・決裁			業務効率の向上	仮登録した情報に対して、本登録した後でない、次の処理が行えないのか？連続した処理が行えないとすると、業務効率が悪く低下する。連続した仮登録を行った後にまとめて本登録する機能がほしい。	対応なし	対応なし。 システム上の審査決裁方法については本仕様書においては規定しない。 また、まとめて本登録する機能については、現在の記載で読み込み可。
1339	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.8 審査・決裁	－	仮登録後、当該世帯について、照会処理、発行処理、異動処理の制限が自動的に行われること	住民サービスの向上	4.0.8世帯として制限を行わないことが仕様で定められることとなるため、当該機能を有することはできない。また、世帯縛りではなく異動者ごとに設定すると該当しない対象者が個人の住民票を請求しても交付できる（世帯票は不可）ことから、市民サービス向上にもつながる。ただし、世帯票を誤って交付しないようシステムロックは必要である。	対応なし	既に対応済み。 【仮登録状態】において「・他課から仮登録中のデータの参照ができないようにする。（仮登録前のデータが参照できるようにする。）・証明書発行時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書のコンビニ交付や広域交付において、仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。」とされていることから、仮登録中の照会・発行処理は世帯を含め既に実施できない仕様としている。 なお、仮登録中の異動処理については対象者については抑止されるが、世帯における異動処理は可能性としてあることから抑止しない。
1340	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.8 審査・決裁	－	仮登録後では、宛名番号、世帯番号、住民票コードなどは、採番されず本登録時に採番されること	業務精度の向上	仮登録状態では、統合宛名や他業務連携に反映されないという点とは、本登録時に採番されることが想定されていると考えるが、仮登録番号の取扱がないため、国に確認したい。 なお、仮登録状態で番号を付番されると修正や取り消した時の番号の取扱は煩雑となるため、明確に実装すべき機能として追加するよう国へ要望したいため。	仕様書修正	以下を追加する。 【本登録状態】「・住民票コードが付番又は住民票に記載されている。」 宛名番号・世帯番号については、自治体ごとの運用が想定されることから付番のタイミングについては規定しない。
1337	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.8 審査・決裁	－	仮登録した場所（本庁や支所、出張所など）以外では本登録ができないよう制限をすること	業務精度の向上	仮登録した場所以外で本登録をもし誤ってしてしまった場合、非常に事務が煩雑になるし、変更入力しなければならないのにすでに更新されていた、ということにもなりかねないため、制限機能を残すべき。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 操作権限として異動処理の対象を入力場所等で絞ることは実装として可能。
1336	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.8 審査・決裁	－	仮登録で採番した受付番号を、本登録の対象の番号としてしていること	業務効率の向上	異動保留番号を現在使用しているが、当該機能がなくなると、現状のように保留番号によって更新対象を特定することができなくなり、事務処理に時間を要するため。 また、異動者が多い時期には、証明書の交付が必要でない対象者はまとめて本登録することが多々あり、本登録の際に仮登録番号から対象者を特定しているため、氏名カナ等で検索するよりも時間を短縮できる。	対応なし	対応なし。 受付番号等については、仮登録した者を本登録する機能の実装段階において検討されるものであるため、仕様書においては記載しない。
839	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.9 入力確認・修正	【実装すべき機能】 更新前（仮登録状態）には、20.0.1（様式・帳票全般）に定める確認用帳票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。	【実装すべき機能】 更新前（仮登録状態）には、20.0.1（様式・帳票全般）に定める確認用帳票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。また、確認用帳票の一部カスタマイズ等の修正を可能とすること。	業務精度の向上	確認用帳票については、慣れている様式にカスタマイズし、現在使用している様式で行う方が業務効率及び精度が向上するため。	対応なし	対応なし。 20.0.1(2)の記載のとおり、確認用帳票については、画面を直接印刷することと規定しており、画面要件は本仕様書では定めないので、様式は規定していない。
1341	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.9 入力確認・修正	－	更新前（仮登録状態）には、20.0.1（様式・帳票全般）に定める確認用帳票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。	業務効率の向上	本市では財政上の問題があり、中核市でありながら職員1人に対しての住記端末が不十分であり、ペーパーレス対応はほとんど不可能である。よって、確認用帳票は自動出力をオプション機能として提言したい。 確認用帳票類の記載は、不要な情報が多く、審査の視点から見た場合に、わかりにくく事務効率が悪くなると思われる。市区町村の自由なカスタマイズを許可していただきたい。	対応なし	対応なし。 確認用帳票については、画面を直接印刷することと規定しており、画面要件については本仕様書の対象外であるため。 なお、仮登録ボタンの押下を実施すれば印刷が同時に指示されるとするよう、画面要件上で設定可能と想定されるため、自動出力についても規定しない。
1338	住基担当課	第3章機能要件	4 異動	－	4.0.8 審査・決裁	－	仮登録後に確認票が発行できること、また、仮登録後の発行操作を不要とし自動で発行し処理選択画面に展開すること	業務効率の向上	審査において確認票は必須のものであり、入力者と審査者を分けて確認作業を行っている観点から事務効率化のために必要な機能のため。また、確認帳票が現在のレイアウトではなく、住民票に合わせたレイアウトとなるのであれば、周知であったり、今まで以上に審査方法は検討する必要がある。現在のように異動保留をかけたタイミングで帳票の打ち出しを自動的に行えるのも事務効率の向上のためには必要であるため。	対応なし	対応なし。 確認票帳票の発行及び発行操作については#1341のとおり。 また、画面要件は本仕様書の対象外。

No						意見詳細				回答	
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
1342	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	－	4.0.10 一括入力	－	異動日と届出日、異動履歴（A類型）は自動的に適用されること。	業務効率の向上	本市も外国人留学生や技能実習生の異動が多いため、当該機能により、事務効率化を図ることができるため。ただし、当該機能を常に自動適用されると誤入力につながるため、一括入力モードとそうではないモードを使い分けるなどの工夫がいると考える。 国に対しては、常に自動適用は選択できるように変更を提言したい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 一括入力しない場合とする場合は当然機能として分かれている。異動日・届出日・異動履歴（A類型）の自動適用を実施したいときに、一括入力機能を使用すれば対応可能。
72	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等	転入届と出生届が同時に出了た場合には、異動事由を転入届に基づき国内転入又は国外転入等とすることと記載がある。	異動事由：婚姻と同時に転居する場合 それぞれの事由を入力するのか、まとめて入力するのか（例：婚姻同時転居）詳細に事例を記載希望	業務効率の向上	異動事由：婚姻と同時に転居する場合 それぞれの事由を入力するのか、まとめて入力するのか（例：婚姻同時転居）詳細に事例を記載希望	対応なし	対応なし。 当然に届出単位で異動処理を行う。
1023	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等		【実装すべき機能】 外国人の国内転入時に法務省端末のカードリーダーで在留カードを読み込み、外国人情報を住民記録システムへ取り込める機能	業務精度の向上	住民記録システムの誤記載を防ぐことと、入力作業時間の短縮が図られる。	対応なし	既に対応済み。 「10.8CSV形式のデータの取込」の【標準オプション機能】において、「CSV形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書のICチップ内にある券面情報を取り込み、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目の内、当該CSVデータに該当する項目に自動入力ができること。」とされている。
751	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.2 届出日	「届出日は、処理当日以前の日ののみを入力できること。」と記載がある。	当該項目を削除する。	業務精度の向上	転入・転入手続のワンストップ化に伴い、あらかじめ通知された転出証明書情報により事前準備を行うとされている。事前準備の一環として、あらかじめ住記システムに転入の入力を行うことも想定される（仮登録の状態）。その場合は届出日を転入予約の日に設定しておくことも予想されるため、未来日の届出日の入力も可能にすべきと考える。	対応なし	対応なし。 届出者の来庁前に、転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入届に必要な情報が印字され、出力できる状態を仮登録前の状態と想定しているが、転入予約の段階で届出日の設定を可能にする、未来の日付で届出日が確定してしまう恐れがある。 なお、転出証明書情報と転入予約情報は住民記録システムで紐付けられることとなっており、転入予約情報に記載の来庁予定年月日に、どのような情報を持った住民が来庁予定であるかということ把握できるようになっている。 また、仮登録内容の保存については、4.1.1.3特例転入において、転出証明書情報及び転入予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備を行う際に、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された転入届に必要な情報について、修正が必要な場合には適宜修正を行えることとしており、仮登録前の内容について保存する機能を追加し、【考え方・理由】に、「転入届が提出される前の事前準備の段階については、届出提出前の段階であるため、「仮登録前」の状態であり、転入届が提出された後、「仮登録状態」に移行するものである。」と追記する。
421	情報政策担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	「宛先は異動前住所・届出人本人とすること。」と記載がある。	「届出人本人」を「異動者」に修正する。	業務精度の向上	本市では当該通知を異動者へ通知しており、仕様書案の記載内容では、「届出者」または「異動者」のどちらでも解釈できることから表現を変更してほしい。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】の整理のとおり。
254	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	「国外からの転入、住所設定、未届転入など、異動前の住所がないか、送付することが適当でない場合は、異動後住所・届出者本人とすること。」と記載がある。	「国外からの転入、住所設定、未届転入など、異動前の住所がないか、送付することが適当でない場合は、異動後住所・届出者本人として処理することも可能とする。」と記載がある。	業務効率の向上	「国外からの転入、住所設定、未届転入など、異動前の住所がないか、送付することが適当でない場合は、住民異動届受理通知を送付していない自治体もあるため。（住民異動届受理通知の性質を考えると、異動後住所に送付することにはそれほど意義が無いため）」と記載がある。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「任意で出力すること」との記載があるため、そもそも送付については選択可能。当該記載は送付することとしたときの規定。
666	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.0.3 住民異動届受理通知	転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合の手續において、現に届出の任に当たっている者と届出者本人が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができること。	転入届に特例転入を含む旨、修正する。	住民サービスの向上	本市では、特例転入時においても必要な場合には、「住民異動届受理通知書」を交付している。 他方、4.1.0.3 住民異動届受理通知には特例転入時における「住民異動届受理通知書」について言及がなされていない。また、同機能部分の業務フローについても、「住民異動届受理通知書」のプロセスの記載がなかった。 特例転入時において、「住民異動届受理通知書」を交付が必要でないかご検討いただきたい。 当該機能により、現に届出の任に当たっている者と届出者本人が異なる場合における届出について、厳格に真正性を確認できるものと考えられる。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「転入届」に特例転入における転入届についても含まれる。
125	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.1.2 再転入者	P105【考え方・理由】 「再転入時に引き継ぐべき情報は、以前当該市区町村において付番されていた本人に係る宛名番号並びに個人番号及び住民票コードであり、」と記載がある。	「宛名番号並びに個人番号及び住民票コード」を「宛名番号」に修正する。	法令への対応	「個人番号」、「住民票コード」は法令上、変更が行える項目であり、再転入した際の「個人番号」、「住民票コード」が転出時の「個人番号」、「住民票コード」と同一とは限らない。この為、引き継ぐべき情報に含めるのは適当ではないと考える	軽微修正	多くの場合は個人番号・住民票コードは変更されないため、原則論としての記載として以下に修正する。 「再転入時に引き継ぐべき情報は、原則以前当該市区町村において付番されていた本人に係る宛名番号並びに個人番号及び住民票コードであり、再転入者については宛名番号を検索し再利用している。」
126	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.1.2 再転入者	P105【考え方・理由】 「当該市区町村の転出時の情報を再転入時にそのまま用いるとミスが起こる可能性がある」との考えもあるが、氏名に難読漢字等が使用されている場合、画面上に表示できなければ文字の入力が容易なため、実務上はデフォルト表示する機能がある方が望ましいことから、分科会における議論の結果、転出時の情報をデフォルトで表示させることとした。」と記載がある。	デフォルト表示ではなく、候補一覧の表示（氏名・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日でのマッチングでは複数件ヒットする可能性がある。）を行い、任意での取込みとした方がよいのではないかと。	業務精度の向上	仕様書にも記載がある通り、氏名に関しては、婚姻等の理由で氏が変わられている場合があります。氏が変わられている状態で入力したにもかかわらず、転出時の状態に上書きされると、再度、氏を変更する手間が生じます。また、氏名・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日でのマッチングに関しては複数件、候補がヒットする事も想定されます。複数件ヒットした場合の考慮が必要ではないでしょうか。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 【考え方・理由】の整理のとおり、デフォルトとしては転出時の情報を表示する。また、複数件のヒットした場合の表示方法・絞り込み方法については、画面要件のため実装段階において検討された。
929	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.2.1 同一住所への転居	同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合について、別の住所として取り扱うときには、転居として処理できること。 なお、転居入力時にアラートが表示されること。	同一住所（地番）の別領域の家屋へ異動した場合には、別の住所として取り扱うときには、転居として処理できること。 なお、転居入力時にアラートが表示されること。	業務精度の向上	質疑応答第1章第4節の○同一地番内の住居移転と転居届出の要否において「原則として、住所の表示変更のない場合は、法第23条にいう転居ではなく、転居届は省略して差し支えない」としており、省略が原則であることから。	対応なし	既に対応済み。 「11.1エラー・アラート項目」にて、「同一住所（地番）の家屋へ異動する場合」アラートを表示すること（全国照会版におけるアラート番号＃40）としている。
591	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.1 転入者情報入力	記載なし	海外転入時に戸籍・戸籍附票は戸籍システムにて確認することとする。その際の住民票コードを使用し、統合端末において本人確認情報の照会を行う。	業務精度の向上	現在日本人の海外転入時に戸籍と戸籍の附票を提出いただいている。戸籍法改正により、全国の戸籍が自市にある戸籍システムにより照会可能となった場合の海外転入時の処理を明示いただきたい。	対応なし	戸籍システムの在り方は法務省管轄ではあるが、法務省によると以下回答。 「御意見いただいている、全国の戸籍が自市にある戸籍システムにより照会可能になるという戸籍事務内の連携は、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、海外から転入があった場合等の住民基本台帳法に基づく住基事務においては、戸籍システムを参照することはできない。」
420	情報政策担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者	「再転入者については、当該市区町村が除票として持つその者の転出時の情報を取り込むことができ、適宜修正できること。また、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。」と記載がある。	また、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと「、または宛名番号を新規付番後、名寄せ処理を行うこと。」を追加する。	業務精度の向上	転出が相当古い場合に、従前使用していた宛名番号の特定が困難な可能性があるため、修正案の内容を追加してほしい。	対応なし	対応なし。 特定が困難で引き継げない場合においては、新規転入扱いとする。
179	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者	再転入者については、当該市区町村が除票として持つその者の転出時の情報を取り込むことができ、適宜修正できること。	※【考え方・理由】に「当該市区町村が除票として持つその者の転出時の情報」の対象範囲について追記してください。	住民サービスの向上	再転入者について、当該市区町村が除票として持つその者の転出時の情報を取り込むとおりですが、取り込む対象として、異動履歴は含まれるのでしょうか。また、取り込む場合、住民票の写し等に転出前の異動履歴を出力する必要があるか、明確にしてください。	対応なし	対応なし。 再転入時に除票となった情報を再活用できるといった規定のみであるため、一度除票となっている住民票における異動履歴は当然取り込まれない。
1133	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者		再転入において、対象となる除票が複数存在する場合は、消除日の日付等を判断し優先度背景色（グレー）表示すること	業務効率の向上	国の仕様では再転入時は転出前の宛名番号を再利用するとなっているため、直近の情報で優先判断されてわかる方が選択ミスがなくなると思われる。	対応なし	対応なし。 再転入の場合は転出前の宛名番号を引き継ぐこととしているため、複数除票がある場合についても直近に消除された除票の情報が優先して引き継がれることは当然である。なお、過去の除票を含めて表示する場合の表示色等については画面要件となるため本仕様書の対象外。
683	情報政策担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.1.2 再転入者	新規転入扱いをして新たな宛名番号にて登録してしまった後、再転入が判明した場合については、異動取消して消除する等の対応による個人番号カードの失効を避けるため、住民記録システムにおいては新規転入扱いのまま維持することを許容する。	新規転入扱いをして新たな宛名番号にて登録してしまった後、再転入が判明した場合については、宛名番号を名寄せするとともに宛名システム等と連携できること。なお、宛名番号を名寄せした際には、個人番号カードを失効させないよう「軽微な修正」として取り扱うこと。	業務精度の向上	異なる宛名番号を許容すると、各業務システムで再転入者を確認する必要があるため、宛名番号の名寄せが必要となる再転入者に関する情報は業務で共有できると各業務で再転入者を把握できない事態を回避でき、再転入者の確認作業が効率化できる。	対応なし	対応なし。 宛名番号の変更は各業務システムの対応がかなり煩雑となる恐れがあり、むしろ変更しないほうがよいと想定。庁内他システムにおいて別の宛名番号の者が同一人物であることの紐付けが必要な場合は、当該システム内で紐付けがなされるものと承知。
767	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（転入・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	【実装すべき機能】P.106	以下の機能を実装していただくよう要望します。 【実装すべき機能】 住民記録システムがCSから取得した転出証明書情報を、窓口受付システム等の他システムに随時提供できること。	住民サービスの向上	書かない窓口を実現するため窓口受付システム等の導入を検討しています。窓口受付システム等は転入届の電子データを作成する際に転出証明書情報を取得する必要がありますので、住民記録システムがCSから取得した転出証明書情報を、窓口受付システム等の他システムに随時提供できる機能を実装していただくよう要望します。	対応なし	対応なし。 窓口受付システム等、独自システムへの連携については「7.2.2独自施策システム等への連携」を参照のこと。

No						意見詳細				回答	
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
271	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例 転入（転出・転 入手続のワン ストップ化に伴う改 正）	転出証明情報の連携機能が無い	「また、連携された転出証明情報について、任意のタイミングで標準準拠システム及び独自施策システムから参照することができると。」を追加する。	システム 上の理由	「転出証明書情報等の活用」がデジタル社会の実現に向けた重点計画」で示されているが、当該データの取得については現在は住基ネットからの取得が住民記録システムでしか行えないため、転出証明書情報の活用に制限がかかる状況となっている。該当のデータを標準準拠システム等から参照できる仕組みを用意することで、他業務のデジタル化施策の枠を広げることができ（例：転入の傾向を分析し特定課での手続き集中を予測することによるリソース調整の仕組みなど）、重点計画の目標達成の一助になるものと考える。	対応なし	既に対応済み。 転出証明書情報については、取り込むことが可能（「特例転入に対応し、住基ネット回線を通じて受信した転出証明書情報を基に転入の入力処理ができること。」）。なお、転入の傾向分析等においては、実際の転入届の届出日の分析や、来庁予定年月日の一覧による分析が可能と考えられる。
768	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.4 未届 転入	【実装すべき機能】P.106 未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、その末尾に（未届）と記載（するとともに、統合記載欄には、留意事項として未届転入である旨を記載）すること。（1.1.14（統合記載欄）参照）	左記の {} 内を削除してはいかがでしょうか。 【実装すべき機能】P.106 未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、その末尾に（未届）と記載すること。（1.1.14（統合記載欄）参照）	業務精度 の向上	転入前住所欄の末尾に「（未届）」と記載することとされているため、統合記載欄の「未届転入」の記載は省略可能と考えます。 しかし、留意事項として記載することとしても差し支えないと考えます。	仕様書修正	以下に修文する。 「未届転入の場合、転入前住所欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、その末尾に（未届）と記載すること。」 （＃749において、統合記載欄の例からも削除しているため、「1.1.14（統合記載欄）参照」の記載も削除。）
1169	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.4 未届 転入		【提案】前住所不明、未届について、法務省の市町村通知における異動前住所をどのようにするか仕様をカスタマイズできる機能について	業務効率 の向上	事務効率化を図るために異動前住所について、カスタマイズしなくてもデフォルトでコードが自動設定される機能を実装してほしい。これが実装できないのであれば、異動前住所のカスタマイズ機能が必要であると考える。	対応なし	対応なし。 当該ケースについても、市町村通知の仕様に従い適切に連携すること。
1137	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.1 同一 住所への転居		【提案】転居と同時に氏名等の修正が可能なる機能について	業務精度 の向上	転居と同時に氏名修正はよくある事例であるため、機能として残さないで、転居後に職権修正を行うことになり、事務効率を図るためにも必要な機能であると考える。	対応なし	対応なし。 届出単位で異動処理を行う想定のため。
1138	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.1 同一 住所への転居		【提案】転居と同時に世帯主変更処理ができること、自動で世帯主変更の旨の備考が自動セットでき、文言がカスタマイズできる機能について	業務精度 の向上	機能として残したい。主が転居する場合残存世帯員の主変更の必要があり、転居後に別途主変更の手続きをしなければならず、事務処理負担が増える。（妻が主の転居届を出す場合など） 転居（全・全）であれば異動届届出書が1枚であることから同時に世帯主変更でき、備考欄に自動での文言セットは実装すべきと思われる。実装することによって入力作業の軽減が図られる。 転居（一・一）（一・全）の元世帯の世帯主変更は異動届届出書が2枚になることから本市では入力を分けており、必ずしも実装すべきではない。ただし、備考欄の自動セットは実装すべきと思われる。	対応なし	対応なし。 「4.1.4.1世帯変更等」の【考え方・理由】のとおり、「世帯変更等と同時に住所の変更を行う機能については、改修規模が大ききことや、件数も多くなく、方書修正を行った上で世帯変更処理を行えば良いことから、不要」と判断。なお、世帯主が転居する場合の残存世帯員にかかる世帯主変更の処理については、異なる異動処理の画面遷移等の実装面で工夫の余地があると想定される。画面要件は本仕様書の対象外。
904	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.1 同一 住所への転居		住所の変更は実際発生していないため、マイナンバーカードの券面変更及び署名用電子署名の失効は起こらない旨を追記	業務効率 の向上	CSとの連携部分に関連するが、本仕様の意図としては同一地番内の家屋が変わったことから転居と扱うことと理解しているが、マイナンバーカードの観点からすると4情報の変更は行われていないことから券面、カード内情報、署名用電子署名については落とす必要がない旨明示してほしい。業者によって連携部分の仕様で差異が生まれてしまうことを懸念している	仕様書修正	【考え方・理由】に以下追記する。 「既存住基システム改造仕様書において、「市町村によって、住所の変更が発生しない転居がある場合、本人確認情報更新処理は行わない」と記載があるとおり、当該機能による転居は住基ネットには連携されないことに留意されたい。」 なお、署名用電子証明書についても上記を踏まえ失効されない。
1153	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.1 届 出日以降の異動	記載なし	予定転出の場合は、予定の日付を消除日として、確定転出の場合は、届出日を消除日として保持すること。	システム 上の理由	「転出予定世帯の転出時の情報を保持し、転出予定日以降に異動があった場合には、保持した転出時の情報を修正または削除ができること、修正した転出時の情報で予定日到来までの間、住民票を作成できること」の項目に住民票を交付すると回答していることに伴い、実装すべきと思われる。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「転出による消除については、転出予定年月日又は転入通知に記載された転入日のいずれか早い日で消除すること。」とされていることから、転出予定年月日のほうが到来が早い場合には、転出予定年月日について管理している日付が、消除の際に消除日として記録される。
753	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.1 届 出日以降の異動	業務フローのタスクに「本人確認」と記載があるが、住民の「転出届」の欄には「本人確認書類」の記載が無い。	住民の「転出届」の欄に「本人確認書類」を加える。	業務精度 の向上	タスクには「本人確認」と記載があるが届出の欄には「本人確認書類」の記載が無いため。また、他の異動事由についても同様に本人確認書類の記載方法が統一されていないため、統一すべきと考える。	対応なし	対応なし。 フロー図BPMN凡例にあるとおり、データオブジェクト（当該意見における「転出届」に記載がある欄）は、アクティビティで必要とされるデータや作成されるデータを示したもので、本人確認書類はデータとしてシステム内で管理する情報ではないので、記載していない。
639	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.2 転 出先入力	「国外住所については、国名までの表記とすることも差し支えない。」と記載がある。	「国外住所については、国名又は地域名までの表記とすることも差し支えない。」に修正する。	住民サービス の向上	台湾などは国名に限定すると、トラブルとなるケースがあるため。	仕様書修正	修正後案に修正する。 また、1.1.3住所辞書管理においても、「国名又は地域名については、毎年、最新の情報に更新すること。」に修文する。
133	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.2 転 出先入力	転出先住所（予定）については国外住所を登録できること。	国外住所については、国名までの入力でも登録できるようにしてほしい。	業務効率 の向上	詳細な住所の入力は現在行っていないため。	対応なし	既に対応済み。 【考え方・理由】に「なお、国外住所については、国名までの表記とすることも差し支えない。」とあるため。
153	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.2 転 出先入力	転出先住所（予定）の情報が入力でき、市区町村のみの入力にも対応できること。	転出先住所（予定）の情報が入力でき、市区町村の、又は都道府県のみ入力にも対応できること。	業務効率 の向上	転出時、まだ都道府県までしか予定が立っていない場合があります。	対応なし	対応なし。 転出証明書情報の送付先の判定のため、市町村コードが必須であり、市区町村名の入力は必須。都道府県のみ入力は不可。 ※昨年度全国照会結果より引用
1152	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.3 転 出証明書等	記載なし	異動日、届出日の14日経過有無を判断し、「転出証明書に準ずる証明」の発行有無を自動判定すること。	業務効率 の向上	証明書発行誤りを防止するため実装すべきと思われる。実装しない場合、確認作業等で窓口処理時間が増加してしまう。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「転出をした日から14日を経過して転出届がなされた場合」は、転出証明書は交付できない機能が備わる必要がある。
1151	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.3 転 出証明書等	記載なし	特例転出であっても、紙の転出証明書を発行することを標準とした画面展開とすること。	業務効率 の向上	一部出張所では、原則紙媒体を交付しているため、可能であればこの仕様を実装していただきたい。	対応なし	対応なし。 特例転入を利用した転出の際は転出証明書情報を転入地市町村に通知する必要があり、特例転入時の転出証明書の発行は、基本的にシステム障害時等例外的な場合を想定している。また、【考え方・理由】にあるとおり、転入地区区町村のシステム障害時等には、転出証明書の任意発行も可能としている。
801		第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.3 転 出証明書等	また、転出（予定）日以後は、転出証明書の再交付は行わず、転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを交付するが、これらを紛失等し、再交付する場合にも、「再交付」と明記して交付する。	また、転出（予定）日以後は、転出証明書の再交付は行わず、転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを交付する。この場合は、転出証明書または準ずる証明書がすでに発行されていることが分かるよう、「再交付」と明記して交付する。	業務精度 の向上	仕様書案の文章だと、初回発行時には転出証明書で、再発行時に予定日から14日を超えていた場合は初回の準ずる証明になるので再発行と明記する必要はないとされている。ベンダ及び職員に確実に伝わるよう記載を修正していただきたい。	対応なし	対応なし。 転出予定日前に転出証明書を交付したが紛失し、転出証明書に準ずる証明書を発行した場合については、帳票が異なるため再交付とはならない。 転入市区町村においても、転出証明書に準ずる証明書に記載の届出日と発行日が異なっていることから、転出証明書を紛失し、転出証明書に準ずる証明書を発行した状況も推察される。 そもそも、どちらの証明書であった場合においても転入の処理として行う作業には差異がないため、区別をつける必要もない。
1019	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特 例転入を利用した 転出（転出・転 入手続のワン ストップ化に伴う	「エラーチェックに基づき、転出証明書情報取込エラー一覧を作成し、必要に応じて出力できること」と記載がある。	「転出証明書情報取込エラー一覧を作成」を「随時、転出証明書情報取込エラー一覧を作成」に修正する。	住民サービス の向上	エラー一覧の作成が可能なタイミングが示されていない。日次バッチ等でリストを編集し出力する仕様では、転出をオンラインで行い、速やかに転入をしたい者への対応が遅れることが想定される。その為、エラーが発生した際に随時出力できるよう記載する必要がある。	対応なし	対応なし。 エラーチェックに基づくエラーを追加したため、随時確認いただくことで対応いただきたい。
555	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特 例転入を利用した 転出（転出・転 入手続のワン ストップ化に伴う 改正）	「ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。」と記載がある。	削除	法令への 対応	住民基本台帳法施行令第二十四条に「市区町村は、転出届があつたとき（法第二十四条の第二項本文若しくは…を除く。）は、転出証明書を交付しなければならない。」とあるため、特例転入の場合、転出証明書の出力は適切でないと考えため、仕様書に合わせる場合は、住民基本台帳法の改正が必要と考えます。	対応なし	対応なし。 標準仕様書4.1.3.0.4の【考え方・理由】においても、「転入地区区町村のシステム障害が発生し個人番号カードが使用できない場合等への対応を踏まえ、予備的に発行できるよう当該機能を実装することも妥当であると判断した。」とされており、現状の記載を維持することが妥当と考える。 なお、こうした場合に転出証明書を交付することが直ちに住民基本台帳法令に違反するものではないと考える。
840	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特 例転入を利用した 転出（転出・転 入手続のワン ストップ化に伴う 改正）	この場合、転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。	この場合、転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「転出入ワンストップによる転出処理済」と印字できること。	業務精度 の向上	「特例による転出処理済」という表現にすると、現行の特例転入の表現と被るため、例えば「転出入ワンストップによる転出処理済」として、現行の特例転入と入との差別化をするべきと考える。	対応なし	対応なし。 法令上の用語としては特例転入であり、引越しワンストップサービスを利用した転出手続きについても特例転入を利用した転出手続である以上、「特例による転出処理済み」と記載すべきと考える。
624	住基担当課	第4章 様式・帳 票要件	—	20.3 転出証明書	20.3.2 転出 証明書	項番2「再交付」の位置について			項番2「再交付」は右寄せで、左寄せで「特例による転出処理済」が入るのでは。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
611	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特 例転入を利用した 転出（転出・転 入手続のワン ストップ化に伴う 改正）	【考え方・理由】に「再送信の機能は実装しないこととする。」とある。		業務効率 の向上	再送信の機能がないのであれば、代替手段について例示が必要ではないでしょうか。	対応なし	対応なし。 当該【実装不可機能】は、転出証明書情報を「住民記録システムから」再送信する機能であり、本来、転出証明書情報はCSに保存され、転入地市町村に転出証明書が到達していない場合には、転入地市町村からの送信要求により、CSからの再送信は可能である。また、転入地市町村のCSが休日等で稼働しておらず、転出証明書情報が送信できなかった場合には、次回CS稼働時に、転入地市町村CSから自動で再送信されることとなっている。
3	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特 例転入を利用した 転出（転出・転 入手続のワン ストップ化に伴う 改正）	【実装しない機能】 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード又は住基カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。	【実装する機能】 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード又は住基カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。	法令への 対応	現時点においても通常の転出処理を行っている際にマイナンバーカード所持者であれば注意喚起が出てくるシステムとなっており、マイナンバーカードの状況の確認も含め、ペーパレスのデジタル化を進める上では切替が必要である。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載の通り、「特例転入は住民の届出手順が通常と異なり、住民記録システムの入口（メニューやポータル）から分かれているのが一般的であり、通常の業務フローであれば、最初に個人番号カード保有の有無を確認することから、分科会における議論の結果、手続途中で「特例転入を使用した転出」に切り替えられる必要はないと判断」されたため。 また、全国照会版のアラート番号43において「個人番号カード保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合」にアラートを出すこととしているため活用されたい。

No						意見詳細				回答		
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
640	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	【実装すべき機能】 職員の手を介することなく自動で、複数件の転出局情報を一括で取り込むことができること。	【実装すべき機能】 職員の手を介することなく自動で、複数件の転出局情報を一括で取り込むことができること。また、個別での取り込みも行えること。	住民サービスの向上	住民の中には、転出局の事を知らずに直接転入地に転入届に行ってしまうケースが多々ある。その際、転出転入ワンストップサービスを利用することで、その場で転出局提出を行い、転入届出を行うことが可能になると考えられる。そのためにも、個別で転出情報を取得し、処理できる機能は必要となる。	対応なし	既に対応済み。 複数件の取り込みを想定している以上、1件ずつの取り込みは当然想定される。 ただし、表現としてわかりやすくするため、以下に修正する。 「4.1.3.0.4特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化）」の【考え方・理由】において、以下文章を追加する。「職員の手を介することなく自動で一括で取り込むことは、取込処理を行った後、処理ボタン等を押すことにより、当該情報を1件ずつ処理するのではなく、取り込んだ情報を一括して仮登録等を実施する機能を想定している。なお、当該機能については、1件ずつ処理する機能を持たせることについても妨げるものではない。」 また、以下項目の当該内容と同様の内容を示す記載は重複するため削除する。 ・4.1.3.1.2CSから受信した転入通知の受理 ・4.2.0.6 CSから受信した戸籍照合通知の取込 ・4.2.0.8 CSから受信した住民票記載事項通知の取込	
802		第3章機能要件	4	異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.1 転入通知の受理	転入通知年月日	転入通知年月日（＝転入届出日）	業務精度の向上	転入通知年月日が具体的に何を意味するかがわかりづらい。転入地で転入届を出した日か、転出地で転入通知の受理の処理をした日か。当区ではいわゆる転出確定の更新処理は翌営業日に行っている。	仕様書修正	【考え方・理由】の一部について以下に修文する。 「転出により消除した住民票においては、転出先住所（予定）、消除年月日（すなわち転出予定年月日）、転出先住所（確定）、転入通知年月日、転出年月日（確定）を全て保持する必要があることから、転入通知の受理によっても、前二者を全て上書きすることにはせず、後三者とともに保持することとした。なお、転入通知年月日については転入通知を住民記録システムに取り込んだ日付を指す。」（併せて次の段落の「なお、」を削除。）
594	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理	記載なし	実装すべき機能 CSから住基システムへ転入通知を自動で取り込みで可すること。	業務効率の向上	毎朝始業前に転入通知を住基システムへ取り込んでいる。時間外の作業が職員の業務負担となっているため。	対応なし	住基ネット上の仕様であるため、本仕様書の対象外。
1343	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.2 CSから受信した転入通知の受理	記載なし	住基ネットより受信した転出先情報より全国住所辞書と照合し、自動的に郵便番号を再取得すること。	業務効率の向上	郵便番号を手動で入力することは手間がかかり非効率的であるため。	対応なし	既に対応済み。 「CSから受信した転入通知情報を基に、住所辞書を用いて、転出先住所の郵便番号を登録できること。」とされている。 なお、記載がわかりやすくなるよう、「転出先住所の郵便番号を自動で登録できること。」に修正する。
5	事業者	第3章機能要件	4	異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.3 CSからの受信がない場合の転入通知の受理	具体的な状況「紙媒体や…」が追加されたが、様式は規定されるのでしょうか		業務効率の向上		対応なし	BCPの話のため、記載しておく必要性などを総合的に判断し、機能自体を削除した。 なお異常時等の対応については改造仕様書を参照されたい。
6	事業者	第3章機能要件	4	異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.4 転入通知未着者一覧の作成	【考え方・理由】に「住所地の市区町村長は住民票を消除した旨を本籍地の市区町村長に通知し、…」とあるが、通知書の様式は規定されるのでしょうか		業務効率の向上		対応なし	対応なし。 転入通知未着の場合の戸籍附票記載事項通知は法令上想定されないことから、当該記載を削除した。
684	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.4 転入通知未着者一覧の作成	【実装すべき機能】 国内転出で消除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入通知未着者一覧を作成できること。	【実装すべき機能】 国内転出で消除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入通知未着者一覧を定期的・自動的に作成できること。	業務精度の向上	事務処理の漏れを防ぐために定期的・自動的な作成が必要であるため。	対応なし	対応なし。 当該帳票は居住実態の調査に用いられるものであり、必要な際に作成することが想定されることから。
595	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.4 転入通知未着者一覧の作成	記載なし	実装すべき機能 国内転出で消除後、住所地の市区町村で住民票を消除した旨を容易に作成できること。また、宛名管理にて他課業務においても判明するようにすること。	業務効率の向上	現在の業務では、転入通知未着の職権消除を住基システムへ入力、住基システムで宛名管理での転出予定地の削除、統合端末にて、戸籍附票記載事項通知を送信と複数の作業に分かれている。職員への負担が大きいため、一度の入力で容易に作業できるように実装していただきたい。	対応なし	対応なし。 転入通知未着の場合の戸籍附票記載事項通知は法令上想定されない。なお、宛名管理システムへの連携については、独自施策システム等となるためデータ要件連携要件標準仕様書に従うこと。
154	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3.1. 転入通知の受理	4.1.3.1.4 転入通知未着者一覧の作成	国内転出で消除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入通知未着者一覧を作成できること。 【実装してもしなくても良い機能】 転入地市区町村への「転入通知照会書」を作成できること。	国内転出で消除したが、転入地市区町村からの転入通知がない場合、転入通知未着者一覧を作成できること。 【実装してもしなくても良い機能】 転入地市区町村への「転入通知照会書」を作成できること。	業務効率の向上	本市では年次バッチ処理で個別に「転入通知照会書」を作成して、転出市町村（予定）に送付して問合せを行う運用を行っています。転入通知未着者一覧を確認後の業務運用のために「転入通知照会書」の作成を【実装してもしなくても良い機能】として追記してください。	対応なし	対応なし。 転入通知未着者照会書については、転出先市区町村において転入届が行われた場合、住記システムから自動的にCSへ転入通知情報が送信される（本仕様書にも記載あり）ため、転入通知が届いていない＝転入届が行われていないとなる。また、転入通知を何らかの事情で送信・受信・入力漏れが発生したとしても、転入通知未着者一覧を基にCSの本人確認情報を検索することで、転入の有無は確認できることから、照会書の送付事務そもそもが不要と考える。 ※昨年度全国照会にご意見より引用
1381	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.4 世帯変更	4.1.4.1 世帯変更等	【実装しない機能】に「世帯変更等と同時に住所の変更を行えること。」と記載がある。	「世帯変更等と同時に住所の変更を行えること。」を【実装すべき機能】に記載する。	住民サービスの向上	実際に住所の変更と世帯の変更が同日にあった場合、入力から仮登録、更新を一度に行えることで住民の待ち時間を削減できる。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載のとおり。世帯変更をする場合はあくまで住民票上の住所が変更しない場合である。住所が異なる場合は転居として扱う必要がある。
1200	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.4 世帯変更	4.1.4.2 世帯主変更による続柄設定	記載なし	続柄の変更とあわせて、並び順を変更できること、また、強制並び順も指定できること	業務効率の向上	続柄を変更することによって世帯順位も自ずと変わってくる場合も多いため、自動的に変わる機能を付けていただきたい。 これにより、事務効率が増え入力ミスにつながると思うため	対応なし	既に対応済み。 「5.2世帯員の並び順」の【実装必須機能】として、「世帯連記式の住民票の写しにおいて、世帯員の記載順序は、以下により設定でき、設定情報については、保持されること。ただし、世帯員の並び順を任意に設定することもできることとする。」とされているため。
1240		第3章機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.3 帰化	記載なし	帰化と併せて、続柄、並び順（員番）の変更ができること	業務精度の向上	当該機能は、事務処理上必要なものであり、実装すべき機能として要求したい。 帰化の処理後に別途処理を行うこともできるが、事務負担の増加及び変更漏れの発生につながる可能性があるため、実装を希望する。処理を分けるメリットはないと考える。	対応なし	対応なし。（一部既に対応済み） 続柄を変更することで並び順について自動で変更される機能については、#1200のとおり既に規定されている。 また、帰化・国籍取得等に併せて続柄が変更できる機能については、画面遷移に関するご意見のため、画面要件となることから本仕様書の対象外。
188	事業者	第3章機能要件	4	異動	4.2 職権	4.2.0.3 戸籍通知・戸籍の表示の引用	「戸籍法に基づく異動（例：出生、死亡、失踪）については、世帯構成員の戸籍の表示（本籍・筆頭者）を利用して住民票の記載等ができること。」と記載があるが戸籍届出・通知日	「戸籍法に基づく異動（例：出生、帰化）については、世帯構成員の戸籍の表示（本籍・筆頭者）を利用して住民票の記載等ができること。」に修正する。 それぞれが何を指すか明確に解説	システム上の理由	死亡、失踪の異動時に本籍、筆頭者の変更は発生しないため。	軽微修正	失踪宣告の取消時に引用する可能性もあるが、わかりやすい修正例を提示するため案のとおり修正する。
803		第3章機能要件	4	異動	4.2 職権	4.2.0.4 戸籍届出・通知日			業務精度の向上	それぞれが何を指すか理解が難しい。 戸籍届出は自区に届出された日？通知日は他自治体で届出が出された日が通知を作成した日か？ ペンダ含め正しく伝わるよう補遺していただきたい。	対応なし	対応なし。 現在の記載で読み込み可。 「戸籍法上の届出日と戸籍通知の通知日」である。
255	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2 職権	4.2.0.6. CSから受信した戸籍照合通知の取込	「CSから受信した戸籍照合通知に外字…（中略）…が設定されていた場合、同通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。」と記載がある。	「CSから受信した戸籍照合通知に外字…（中略）…が設定されていた場合、同通知に設定されているMJ文字図形名を基に、文字情報基盤文字に自動で置き換えて入力できること。」	業務効率の向上	通知にMJ文字図形名が設定されているのであれば、文字情報基盤文字への自動置き換えが可能であるため、外字の字形や文字情報を出力して職員が確認する工程を経ずに、自動変換による入力を実現する方が効率的。戸籍照合通知の電子化の運用はまだ開始されていないため、本案の業務量低減効果を定量的に算出することは不可能。 ただし、本案を実現する前提として、通知のインターフェース仕様との調整が必要。（例えば、氏名漢字・漢字住所・筆頭者氏名漢字の外字の並び順と外字文字コードに設定する外字の並び順を揃える等。） また、本案の自動置き換えによる入力は、変換可能文字を採用している場合は、困難であると考えられるため、当面は実装してもしなくても構わない。	対応なし	文字に関する統一的な考え方については、データ要件・連携要件標準仕様書等で今後示される方針に従う。
256	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2 職権	4.2.0.6. CSから受信した戸籍照合通知の取込	「経過措置として、…（中略）…「変換可能文字」によるデータを併用することを許容している（30.2（文字）を参照）ため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。」と記載がある。	「実装しない場合には、外字の字形や文字情報の代わりにMJ文字図形名を出力できること。」という要件を加える。	業務効率の向上	外字について、「字形や文字情報」もMJ文字図形名も出力できなければ、外字がどのような文字なのかを確認する方法がなく、住基ネット統一文字の外字があれば、すべて通知送信元の市町村に電話確認等をしなければならなくなるため。 「MJ文字図形名」を出力する仕様として、市町村側で「MJ文字図形名」と字形の対応表を備えれば、文字情報基盤文字の範囲内であれば字形を確認できる。	対応なし	文字に関する統一的な考え方については、データ要件・連携要件標準仕様書等で今後示される方針に従う。

No		意見詳細				修正案、ご意見の理由		回答				
								方針	回答			
発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由				
1183	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2 職権	4.2.0.6. CSから受信した戸籍照合通知の取込	「同一取込データ内に複数の通知（再送分等）がある場合は、最新のものと取込を行うこと。」と記載がある。	【提案】再送信がどうか区分の確認ができる情報を添えられる機能について	業務効率の向上	事務効率化を図るために送信データを見れば内容まで確認ができるようする機能が必要であると考える	対応なし	対応なし。 再送分が判別できる情報（電文ステータス）を持たせるかについては、住基ネット上の仕様である。また、電文ステータスや管理番号を画面上で確認したいということであれば、画面要件のため本仕様の対象外。
832	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2 職権	4.2.0.6. CSから受信した戸籍照合通知の取込	記載なし	戸籍照合通知取込一覧表を作成・出力できること。	業務精度の向上	紙で出力できることにより、確認作業の精度が向上する	対応なし	対応なし。 原則ペーパーレスの方針。なお、「20.0.1様式・帳票全般」にて「仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については、可能な限りペーパーレスで対応するが、必要に応じて画面を直接印刷できること。」とされていることから必要に応じて印刷することは可能。
1027	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2 職権	4.2.0.6. CSから受信した戸籍照合通知の取込	CS から戸籍照合通知（法第19 条第2 項）を受信した場合、職員の手を介することなく 自動で通知を取り込むことができること。	個人番号カード保有者は、戸籍照合通知取込一覧表及び個人番号カード券面事項変更案内文の作成・出力ができること。	業務効率の向上	戸籍照合により氏名字体の修正等が発生した場合、個人番号カードの記載事項変更及び署名用電子証明書の発行についての案内通知文が必要のため。	対応なし	対応なし。 個人番号カードの保有者かつ戸籍照合通知の受領者としてEUCで抽出することが可能と想定。 記載事項変更案内は事務処理要領上存在しないため機能としては設けない。
1008	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2 職権	4.2.0.6. CSから受信した戸籍照合通知の取込		取り込んだ通知を表示できる形で保存できること、および印刷ができること	法令への対応	令34条3項及び要領第5その他 2（2）保存に、通知書は受理された日から1年間保存するとされています。CS側のデータ保存期間は1年間より短く、CS側から印刷できない場合には既存住基側で対応する必要があります。（附票記載事項通知が附票AP移行の際にCS側から印刷ができなくなった経緯から）そのため、通知の元データを1年間保存し随時に表示できる、もしくは印刷する機能が必要です。	仕様書修正	第1章 4.（2）において、以下に修文する。 「なお、実装必須機能のうち、法令上必ず使用しなければならない機能と必ずしも使用しなくてもよい機能があり、個別に判断する必要がある。また、実装に当たっては、取り込んだ通知の保存年限等、当然に法令に沿った機能及び運用を満たす必要がある。」 また、次の段落の「また、」についても削除する。
257	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2 職権	4.2.0.7. CSから受信した住民票コード照合通知の取込	「CSから受信した住民票コード照合通知に外字…（中略）…が設定されていた場合、同通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。」と記載がある。	「CSから受信した住民票コード照合通知に外字…（中略）…が設定されていた場合は、同通知に設定されているMJ文字図形名を基に、 文字情報基盤文字に自動で置き換え た上で 住民情報の検索を行うこと 。その際、 変換可能文字を使用している場合は、住民票の氏名も文字情報基盤文字に置き換えた状態で検索ができること 。」と修正する。	業務効率の向上	通知にMJ文字図形名が設定されているのであれば、文字情報基盤文字への自動置き換えが可能であるため、外字の字形や文字情報を出力して職員が確認する工程を経ずに、自動変換による入力を実現する方が効率的。戸籍照合通知の電子化の運用はまだ開始されていないため、本案の業務量低減効果を定量的に算出することは不可能。 ただし、本案を実現する前提として、通知のインターフェース仕様との調整が必要。（例えば、氏名漢字・漢字住所・筆頭者氏名漢字の外字の並び順と外字文字コードに設定する外字の並び順を揃える等。） また、本案の自動置き換えによる入力は、変換可能文字を採用している場合は、困難であると考えられるため、当面は実装してもしなくてもよい機能として位置付けることが適当。	対応なし	文字に関する統一的な考え方については、データ要件・連携要件標準仕様書等で今後示される方針に従う。
205	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2 職権	4.2.0.7. CSから受信した住民票コード照合通知の取込	「また、取込の結果エラーとなったデータについて、手動によるCSへの戸籍附票記載事項通知送信機能は不要とする。」と記載がある。	「また、取込の結果エラーとなったデータについては、手動によりCSへの戸籍附票記載事項通知を送信する。」に修正する。	業務効率の向上	住所地と本籍地で電話等で協議となると、手動での通知送信よりも作業量を要求され、またデジタル化の趣旨に反するように思われるため	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載のとおり、4情報で一致しない時点で住所地と本籍地とで電話等による調整が必要となるため。
258	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2 職権	4.2.0.7. CSから受信した住民票コード照合通知の取込	「経過措置として、…（中略）…「変換可能文字」によるデータを併用することを許容しているため、外字の字形や文字情報の出力について実装しないことも許容する。」と記載がある。	「実装しない場合には、外字の字形や文字情報の代わりにMJ文字図形名を出力できること。」という要件を加える。	業務精度の向上	外字について、「字形や文字情報」もMJ文字図形名」も出力できなければ、外字がどのような文字なのか確認する方法がなく、住基ネット統一文字の外字があれば、すべて通知送信元の市町村に電話確認等をしなくてはならなくなるため。 「MJ文字図形名」を出力する仕様として、市町村側で「MJ文字図形名」と字形の対応表を備えれば、文字情報基盤文字の範囲内であれば字形を確認できる。	対応なし	文字に関する統一的な考え方については、データ要件・連携要件標準仕様書等で今後示される方針に従う。
597	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2 職権	4.2.0.8. CSから受信した住民票記載事項通知の取込	実装してもしなくても良い機能 CSから住民票記載事項通知を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。	実装すべき機能 CSから住民票記載事項通知を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができること。	業務効率の向上	9条2項通知は転入通知ほどではないが、婚姻が多数届いた日や住居表示が他市で実施された後等に一齐に通知が届き、同日に住所異動届出がされることも多い。事務処理の軽減のためには自動での取り込みが必須と思われる。	対応なし	対応なし。 必要であれば実装できる機能と整理している。
189	事業者	第3章機能要件	4	異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.1 住所設定・未届転入	「また、出生等により前住所地が存在しない場合は空欄とすること。」と記載がある。	削除する。	システム上の理由	住所設定・未届転入には関係ない記載のため。 同様の記載は「20.0.2各項目の記載」にあるため、不要である。	対応なし	対応なし。 転入前住所欄に記載する内容をケースによって示しているため。
745	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.1 住所設定・未届転入	「住所設定処理が行えること。前住所地が不明で確定できない場合は、転入前住所欄に「不明」と入力できること。」と記載がある。	「住所設定処理（＝転入前住所欄に「不明」と入力すること）が行えること。」に修正する。	業務精度の向上	第7章用語「住所設定」の記述から住所設定処理とは転入前住所欄を不明とする場合に行う処理であると考える。修正前の記述では住所設定処理だが前住所が不明で無く明確である場合も想定されているようにも捉えられてしまうため、「住所設定処理」の説明を具体的にすることがあると考える。	軽微修正	以下に修文する。 「住所設定処理（前住所地が不明で確定できない場合に、転入前住所欄に「不明」と入力する処理）が行えること。」
1170	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.1 住所設定・未届転入	「住所設定処理が行えること。前住所地が不明で確定できない場合は、転入前住所欄に「不明」と入力できること。また、出生等により前住所地が存在しない場合は空欄とすること。」と記載がある。	「住所設定」と記載する登録ができることについて	法令への対応	4.1.1.4から「未届」は登録がされる。 その他の「住所設定」等の対象については、「住所設定」は法律上の整理はないと記載があるが、仕様書に「住所設定」という文言が使われているのであれば、複数の自治体で「住所設定」という解釈がなされているのではないかと思うため、「不明」と統一するのは好ましいことなのか疑問である。また、「不明」という言葉では実態と異なるケースもありうるため窓口でのトラブルの原因になりかねない。（届出人は住んでいた場所を認識しており不明というわけではないため受け入れられない人もいる可能性がある。） 上述したとおり住所設定という言葉は慣習的に使用されている言葉であるが、処理時間を設けてわざわざ修正をかける必要までがあるのか。 慣習を受け入れて住所設定を活かすか、住所設定という言葉をつかえないのであれば、住所地未登録などの不明以外の言葉にする方がよいのではないかと思う。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載のとおり、届出人として前住所を認識していたとしても、前住所を証明するもの（転出証明書）が提出されない限りは「不明」として取り扱われるべきと想定。
805		第3章機能要件	4	異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.1 住所設定・未届転入	P124考え方・理由の2段落目最初 「転入前住所」欄には転出証明書の転出前の住所を記載する。…	住所設定の場合、「転入前住所」欄には転出証明書の転出前の住所を記載する。… 未届の場合は、「転入前住所」欄には未届の住所のうち直近のものを記載し、最終住民登録欄に転出証明書の転出前の住所を記載する。…	業務精度の向上	住所設定のことか未届のことか分かりかねる。実装すべき機能に記載されている内容と考え方・理由に記載されていることが異なるようにもとれるため、住所設定についてと未届については分けて記載していただきたい。	軽微修正	以下に修文する。 「原則、「転入前住所」欄には、転出証明書の転出前の住所が記載される。」
641	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.2 出生	【考え方・理由】 転入届と出生届が同時に出了た場合は、実例上、異動事由を転入届に基づき「転入」と記載することとなっている	【考え方・理由】 転入届と出生届が同時に出了た場合は、異動事由を「転入（出生）」と記載する。	システム上の理由	7.1.1.1 CS への自動送信にて戸籍附票記載事項通知の自動送信の対象事由に「転入」は無く、「出生」でないと戸籍附票への住民票コードの整備が図れなくなる。ただし、ここで異動事由を「出生」とすると「住民となった日」の説明がつかなくなるため、新たな異動事由「転入（出生）」を設け、戸籍附票記載事項通知の自動送信の対象事由「出生」と同様の取扱いをすることを望む。	対応なし	対応なし。 転入の場合でも戸籍附票記載事項通知は送信が必要である。 ただし、現在の記載では誤解を招く表現であることから、 「7.1.1.1CSへの自動送信」の【実装必須機能】における「出生、帰化、国籍取得、住民票コード変更時の戸籍附票記載事項通知の自動送信（＝デジタル手続法の施行に伴う対応。初期突合開始日に送信対象となる。）ができることについて、「転入等、職権記載等、転出（国外転出）、職権削除等、転居、職権修正等、住民票コードの変更請求及び出生・帰化による住民票コードの職権記載等の際に戸籍附票記載事項通知の自動送信ができること。（住民票コード関連については、デジタル手続法の施行に伴う対応。初期突合開始日に送信対象となる。）」に修正する。 ※異動事由については、改造仕様書の「異動事由（戸籍附票記載事項通知情報用）」を参照
1171	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.2 出生		【提案】住民票コード、個人番号について 手入力を不可とし、「採番」のみ可能に制限する機能について	業務精度の向上	出生による登録では、住民票コード及び個人番号は「採番」のみしか考えられないため、誤登録を防ぐために制限をかけておく必要があると考える	対応なし	既に対応済み。 「4.3.1住民票コードの付番」及び「7.1.2.1個人番号の生成・変更・修正要求」において手入力は認められていない。
1174	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.2 出生		【提案】出生の異動において、二重入力防止のため、同性同名で同生年月日の世帯員が複数存在する異動をエラーとする機能について	業務精度の向上	出生における二重登録は個人番号や住記コードの二重採番にもつながるため、登録の前に「同様の登録がありますが、登録を続けますか？」等のエラー機能を表示させることにより、できる限りの防止策をとることが適当と考える。	仕様書修正	全国照会版におけるアラート番号39において、以下に修文する。 「転入又は出生等で入力しようとした者と氏名・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日の組み合わせが一致する現存者（仮登録の状態の者を含む）がいる場合」 「入力しようとした者と氏名・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日の組み合わせが一致する現存者がいます。現存者と同一人でないか確認してください。」
1173	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.2 出生		【提案】出生の異動にて、属する世帯として選択した世帯の世帯員氏氏から氏の候補として利用できる機能について	業務精度の向上	子は父母の世帯に住民登録をすることがほとんどである。入力作業の効率化及び氏の誤登録を防ぐためにも必要な機能と考える。 なお、仕様書4.2.0.3において子の戸籍の表示を同一世帯員情報を利用し入力を省略化することを定めている。これを準用し許容される機能ではないか、検討してほしい。	対応なし	対応なし。 子は父母の戸籍に登録されることが多いことを踏まえると、「4.2.0.3戸籍通知・戸籍の表示の引用」における機能があれば充分であるため。

No	発出者	意見詳細				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		回答	
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	方針	回答
1172	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.2 出生		【提案】生年月日に異動日を初期表示させる機能について	業務精度の向上	異動日＝生年月日となる。そのため、入力作業の効率化を図るため、また誤登録を防ぐためにも必要な機能であると考え	仕様書修正	以下アラートを追加する。 「異動日と生年月日が異なっていた場合：異動日と生年月日が異なっています。よろしいですか。」
1175	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.1 職権記載	4.2.1.2 出生		【提案】双子の場合など、戸籍上の長男次男、長女次女の代わりに、世帯内の記載順として員番または順位として強制入力可能な機能について	業務精度の向上	仕様書で双子の場合は宛名番号順で記載するとされているが、戸籍の順位（例：長男、次男等）に世帯の順位も登録する必要があると考える。	対応なし	対応なし。 「世帯員の並び順を任意に設定することもできること」とされているため、必要に応じて手動で変更すること。
192	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.2 職権消除	4.2.2.1 死亡	記載なし	火葬許可証等の出力機能を備える	業務効率の向上	火葬について市区町村長は、墓地、埋葬等に関する法律第8条に基づき火葬許可証等を交付しなければならないこととされている。標準準拠システム入力後、別途、表計算ソフト等で火葬許可証等の作成を行うことは、不要なミスを招くだけでなく、住民を長く待たせることで住民サービスの低下につながる。	対応なし	対応なし。 戸籍システムで対応すべき機能である。
754	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.2 職権消除	4.2.2.1 死亡	業務フローのタスク「入力照合」の住基ネットCSから作成されるデータに「戸籍の附票記載事項通知」の記載がある。	「戸籍の附票記載事項通知」の記載を削除する。	業務精度の向上	既存住基システム改造仕様書の戸籍附票記載事項通知の設定条件において、「死亡」の異動事由は「戸籍附票記載事項通知は送信しない」と記載があるため、削除すべきと考える。	軽微修正	誤記又は不整合のため、要対応
1185	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.2 職権消除	4.2.2.1 死亡		【提案】死亡の異動とともにともに印鑑登録を廃止すること、また、自動交付機等の利用者登録の対象であれば、あわせて当該台帳も終了する機能について	業務精度の向上	死亡の異動入力以降に死亡者の印鑑証明書を発行することは想定できないため。実装しない場合、印鑑登録システムに廃止入力する必要が発生し、非効率であるため必要な機能であると考え。	対応なし	印鑑登録システム仕様書において既に対応済み。 「4.2.2.住民記録運動抹消」において、「印鑑の登録を受けている者の住民票の消除が発生した場合、住民記録システムと連動し、自動的に当該者の印鑑の登録を抹消できること。」としているため、対応可能。
1205	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正	記載なし	除票について、修正履歴を追記する職権修正が可能なこと、修正履歴を追記しないマスター修正が可能なこと	業務精度の向上	備考の取扱いによって、判断が変わると考えるが、マスター修正については、実装したいものとして要望したい。詳細は、9条2項通知の処理で除票も修正を加えることや誤登録による修正等が発生することがあること、さらには除票の保管が150年に変更になったことに伴い修正が必要な場合が後々気づくことも今後今以上に増える可能性があり、証明書の正確性を保つために除票であっても必要な機能と考える。 また、証明書発行時に履歴を選択可能になったとしても、毎度その確認作業をするのは非効率かつ誤発行が発生すると市民サービス異動履歴データとして保持することとなるため、備考の取扱いについて方針を定めてからの判断になるのではないかと。なお、備考の記載運用を残すのであれば、毎回手動で行うことは非効率的でありまた当該事務処理ミス軽減のため、オプション機能として実装したい。	対応なし	対応なし。 除票となった時点の情報を正確かつ確実に記録しておくことが必要であることから、除票の記載事項は修正しない。万が一、誤記が判明した場合は、除票の記載事項を直接修正せず、除票の留意事項（C類型）に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力しておくこととする。なお、除票となった者の記載事項及び統合記載欄に誤記があることが判明した場合の誤記である旨及び誤記修正後の記載等については必ず記載される。
1204	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正	記載なし	変更された項目を判断して、異動項目に応じた備考文言を自動で初期セットすること、文言についてカスタマイズしていること	業務効率の向上	確認作業をするのは非効率かつ誤発行が発生すると市民サービス異動履歴データとして保持することとなるため、備考の取扱いについて方針を定めてからの判断になるのではないかと。なお、備考の記載運用を残すのであれば、毎回手動で行うことは非効率的でありまた当該事務処理ミス軽減のため、オプション機能として実装したい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「1.1.14統合記載欄」において、「異動事由ごとに、あらかじめ登録した留意事項が自動入力されること。」とされている（この場合の留意事項は統合記載欄B類型を示す。）。なお、統合記載欄C類型においては異動履歴に紐づかない備考であるため、当該機能は想定されない。
1203	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正	記載なし	氏名等の変更の異動の場合に、印鑑登録該当者であれば印鑑の職権消除のための確認票が出力できること	業務効率の向上	当該項目を実装できなくなると、印鑑の抹消漏れが発生してしまうおそれがあり、事務負担軽減のためにも出力について実装すべきである。なお、印鑑登録の話とこのことであるが、住民登録と印鑑登録は密接に関係しているシステムであり、事務効率化に反する理論である。オプション機能として実装可能とするよう求めたい。 また、窓口で抹消通知書を渡せば郵便料の削減にもなるため必要な機能と考える。	対応なし	印鑑登録システムにおいて、類似の機能により対応が可能。 「4.3.2.住民記録運動修正」に記載の機能でエラー表示されたものについて抹消処理を実施することで、抹消通知を実施できる。
1202	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正	記載なし（仕様書2.0版に記載があったものの）	住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できること。（実装すべき機能として復活させてほしい）	業務効率の向上	2.0版の時は、実装してもしなくてもよいに分類されていたが、3.0版で記載自体が消除されてしまっているため。附票の情報の受信自治体の事務処理上、事由詳細があったほうが事務処理が効率化されるため	対応なし	対応なし。 戸籍附票システムの分科会にて、改造仕様書をベースとした最低限の事由のみ連携されれば問題がない（ニーズがない）と整理されたため、削除とした。
806		第3章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.1 修正	なし	世帯を単位とした住所の修正ができること	業務効率の向上	同じ世帯で現在住所が異なることはあり得ない。一括して更新できるようにし、個人単位で現在住所の修正ができないようにする。 上記機能ができない場合、同じ世帯で異なる現在住所とならないよう、個人単位で現在住所の修正をした場合にエラーが表示されるようにしてほしい。世帯を単位として修正できるほうが入力ミスが減り、業務効率の向上が見込める。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「4.0.10一括入力」において「同一のシステム利用者が、複数人に同一の内容を入力する場合、一度入力した内容を他の異動者にも適用することができること。」としているため、複数の世帯員に同一の内容の住所を適用することが可能。
870	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	【考え方・理由】 「住民票（原票）の履歴が全て記録される仕様であっても、どの履歴情報を住民票の写し等に記載するかを選択できる機能を有することとすべき」と記載がある。	【案①】「なお、異動事由によって証明書への異動履歴の印字・非印字を自動判定することとし、修正系の事由の一部（例：軽微な修正、職権修正、誤記修正）については印字・非印字を異動履歴ごとに選択させるようにする。」を追記する。 【案②】「なお、市町村ごとに証明書への印字・非印字とする異動事由を選択・設定できるようにする。」を追記する	業務精度の向上	全ての異動履歴について証明書への印字・非印字を判断することとなると、毎回判断する業務が発生することに加え、人的な判断が増え、誤りが生じる可能性も増え、正確な住民票の記録・発行に支障をきたす可能性がある。 そのため例えば案①もしくは案②のような形で、可能な限り自動判定ができる仕組みとなるよう整理・ご検討をお願いしたい。	対応なし	対応なし。 異動履歴を表示すること自体、デフォルトでは不要であり、特別な請求があった場合のみ個別の判定をする運用を想定している。
603	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	【実装すべき機能】	【実装してもしなくても良い機能】	業務効率の向上	実務上履歴を残さない修正として、過去に作成した文字で住民票上見えづら文字の修正や異動直後に判明した修正に使用している。 履歴をすべて残した場合、膨大な量になる上に、住民票発行時に誤選択した場合、住民の方にご迷惑をかける可能性があるため。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載のとおり。
1208	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	記載なし	誤記修正について「履歴修正」「改製修正」「改製削除」「任意改製」「改製作成」など修正する対象や項目にあわせて、画面展開やチェック機能を専用化すること	業務効率の向上	事務効率化のため、オプション機能として追加したい。	対応なし	対応なし。 画面要件は本仕様書の対象外であるため。
1209	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	記載なし	氏名や住所、本籍、筆頭者などの各項目にて、システムのデータベースの項目長以上の長さの文字数があり、システムへの入力が必要で文字を入力できない場合に、その旨をサインとして保持する機能 また、サインを取消、追加など修正可能なこと	業務精度の向上	標準仕様書で文字数が不足することを想定していないのであれば住民記録システムに文字数を制限なしで設定することが必要だが、システム上困難と思われる。何文字まで入力数として想定しているのかD S Kにご教示願いたい。桁数を設定する以上、注意サインは必要と思われる。（※システム仕組みの仕様書待ちのため現段階ではD S K回答できない）	対応なし	桁数等についてはデジタル庁が整理するデータ要件にて規定される。 なお、注意サインとして画面表示する機能をイメージされていると想定するが、当該機能については画面要件のため仕様書の対象外となる。 また、証明書等における文字溢れについては「5.8文字溢れ対応」を参照のこと。
807		第3章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	誤記があった場合、職権修正として、修正ができること。	誤記があった場合、職権修正として、1.1.1日本人住民データの管理及び、1.1.2外国人住民データの管理で管理されている項目について修正できること。	システム上の理由	現行のシステムでは、職権修正では修正できない部分があり、やむを得ず異動履歴を残さない方法で修正をしている項目がある。そのため、誤記修正（職権修正）によってすべての項目が修正できるよう明記していただきたい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 異動履歴を残さない修正を許容しないことは記載されているため、職権修正によってすべての項目が履歴を残した形で修正できる機能のみ設けられる。
1207	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2.3 職権修正	4.2.3.3 誤記修正	異動履歴を残さない書き修正ができること。	異動履歴を残さない書き修正ができること。（実装しない機能に該当しているが、実装すべき機能に追加していただきたい）	業務精度の向上	当該項目を実装できなくなると、職員の誤入力による履歴が住民票上に残ってしまい、あとで対象者を確認したときに情報量が多くなり、わかりにくい住民票の原票となってしまうため。 原票上と証明事項の履歴を分けることとあるが、原票に記載されている事項を市民は請求することができるのであり、原票を求められれば結局分けたところで同じではないのか？大多数の証明書請求においては、履歴管理を分けることで問題ないと考える。また全履歴を見ればほか他システム管理部署との調整も不要となり、事務効率となるメリットもあるが、上述の問題が発生する可能性は0ではないため	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載のとおり。
1216		第3章 機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの付番	記載なし	住民票コードが空欄の除票に対し、職権回復等の異動の際には、住民票コードの手入力、または採番のいずれかが選択可能なこと。	住民サービスの向上	他市で採番された者の職権回復が起こりうる可能性もあるため、実装を希望する。	対応なし	対応なし。 住民票コードが空欄の除票に対して、異動の取消し（増）を実施するケースは想定されない。 なお、国外転入した市区町村への転入時に住民票コードを付番し、当該転入が虚偽であった場合においては、住民票コードを引き続き利用することになるため新規付番の取り扱いとはならない。
1215		第3章 機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.1 住民票コードの付番	記載なし	異動処理時において、何かしらの理由で住民票コードが付番できなかった場合は、住民票コードを空欄として登録せず、更新処理をエラーとし登録抑止をする。	住民サービスの向上	未付番での登録は抑止すべきなので、実装すべきと考える。	対応なし	既に対応済み。 全国照会版のエラー番号11にて「住民票コードが入力されていない又は新規付番されていない場合」のエラーが設定されている。
613	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.2 住民票コードの変更・修正	【実装しない機能】に「保有者の住民票コード…」とある。			「保有者」の定義が不明	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応 「個人番号カード保有者」に修正する。

No	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答				
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答	
155	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.2 住民票コードの変更・修正	住民票コードに変更があった場合、変更情報（日時等）を保持できること。	【実装すべき機能】 届出により住民票コードを変更する場合は届出日等の変更情報（日時等）を保持できること。	業務精度の向上	制度上、申出による住民票コード変更の場合は申出日やその処理日時等の管理が必要である認識です。 そのため、届出により住民票コードの変更を行う場合に必要となる機能について記載してください。	対応なし	既に対応済み（現在の記載で読み込み可） 【考え方・理由】のとおり。（住民票の記載等の履歴は全て残すこととしているから不要。）
19	事業者	第3章 機能要件	4	異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.2 住民票コードの変更・修正		「誤付番、誤記載対応として、住基ネットに連携しない住民票コード変更の処理が行えること。」を追加する。	業務効率の向上	誤付番、誤記載時の対応に必要なため。（J-LIS指示に対応するため）	仕様書修正	住民票コード及び個人番号の誤記修正においても、あくまで改造仕様書の仕様に従った対応とすべきことから、「4.2.3.3誤記修正」の【考え方・理由】において以下文章について仕様書に追記する。 「住基ネットへの送信にあたっては、既存住基システム改造仕様書を参照すること。」
20	事業者	第3章 機能要件	4	異動	4.3 住民票コードの異動	4.3.3 住民票コード通知票等		【実装しなくても良い機能】に一括出力機能を追加する。	業務効率の向上	出力漏れを防ぐため、新規採番した住民票コード通知を本庁で一括出力し住民に通知する運用も必要なため。	対応なし	対応なし。 「繁忙時に出力漏れを防ぐために自動出力機能が必要。」と整理した。
1236		第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.1 法第30条の46転入	記載なし	再入国と法30条46転入を届出の詳細区分として設け、前住所が空欄となるべき異動、前住所が必要となる異動とのチェックとして利用すること	業務効率の向上	当該項目を実装できなくなった場合、年報の際の計算がやりづらくなる。現在再入国の項目を使用していないが今後使用する可能性があるため	対応なし	対応なし。 現在設定している異動事由にて、前住所が空欄となるべき異動とそうでない異動が区別できている。
22	事業者	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.1 法第30条の46転入		在留カードを入国時に交付を受け持参しているか、後日交付となったかの旨の管理を追加する。	都道府県報告への対応	『6.1 統計』の「中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告」の算出に必要なため。	対応なし	対応なし。 「6.1統計」における「毎年、出入国在留管理庁が実施している「中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告」の調査項目を算出するための統計機能を有していること。」の一文で実装の必要性は読み込める。
1239		第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.3 帰化	記載なし	現在保有している標準仕様書に記載のない項目 ・「国籍取得事由」 ・「国籍取得日」 ・「国籍取得届出日」	業務効率の向上	選挙関係等、他課への影響が懸念されるため、内部で必要性を要検討。後々に確認が必要であると考えると、必要事項として要求したい。	対応なし	対応なし。 選挙人名簿管理システムとしては、「1.2.2異動事由」の記載の事由「職権記載（帰化等）」で登録がなされた異動日を基準に登録するため。なお、異動事由についてコード及び付随する区分にマッピングができれば別のコードを保有することも許容される。
156	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.5 国籍喪失	国籍喪失者について、住民票の写し等の証明書に「旧外登法による登録年月日」（いわゆる実質住民となった日）として、日本人住民であった際の住民となった年月日を記載できること。	※【考え方・理由】に追記をお願いします。 「入出国在留管理庁長官通知」に追記する。	業務精度の向上	住民票の写しへの実質住民日の表記について、これまで記載して証明事項としていた実質住民日を無くすることについての背景が不明瞭なため	対応なし	既に対応済み。 【考え方・理由】に「なお、国籍喪失者について、日本人住民であった際の住民となった年月日を「実質住民日」として住民票の写しの統合記載欄に記載する機能をカスタマイズ実装している市区町村もあるが、そのような内容は住民票の写しの記載事項ではなく、日本人住民であった際の住民となった年月日は除票の写しを請求することで確認できるため、このような機能は不要である。」と記載している。
1005	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	「出入国在留管理庁長官通知」と記載がある。	「出入国在留管理庁長官通知」を「出入国在留管理庁通知」に修正する。	業務精度の向上	仕様書中の文言を統一するため。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応 「出入国在留管理庁長官通知」を「出入国在留管理庁通知」に修正する。
1006	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	【実装すべき機能】に、「出入国在留管理庁通知に基づき、市町村長において職権で住民票の氏名表記を修正することができる。」と記載がある。	「市町村長」「市区町村長」に修正する。	業務精度の向上	仕様書中の文言を統一するため。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応 ※その他、引用や帳票上の記載以外の「市町村」についても「市区町村」の表記に修正する。
157	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	・出入国在留管理庁長官通知の情報については、特別永住者を除き自動で取込ができること。変更前と変更後の内容を記載した確認票（処理結果確認票）が作成・出力でき、確認後に更新できること。	・出入国在留管理庁長官通知の情報については、特別永住者を除き自動で取込・更新ができること。変更前と変更後の内容を記載した確認票（処理結果確認票）が作成・出力できること。	業務効率の向上	本市では、業務効率の向上のため、自動で取込・更新を行っています。 処理結果の確認は一覧形式の帳票で行い、必要な場合はその後修正を行います。	対応なし	対応なし。 提示いただいた運用（確認後に修正という流れ）に対して対応可能であるため。なお、「取込」の中には、当該通知を取り込んだ結果、内容が更新される場合も含む。
278	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	記載なし	【実装すべき機能】または【実装しなくてもよい機能】に追記する。 氏名変更（漢字氏名の追加、氏名の順序の変更等）の出入国在留管理庁通知に基づき職権で氏名表記を修正することができること。 氏名の順序変更があった場合に氏名のフリガナを併せて修正することができること	業務精度の向上	出入国在留管理庁通知については在留資格等の変更以外に在留カードの氏名表記の変更に関する情報を含むため氏名の変更についても修正が必要であることを明記する。 また、氏名の順序のみの変更の場合は氏名の修正と併せてフリガナの順序も整合するように修正することが必要と考えられるが、市町村の職権により修正が許されると解されるのであれば併せて修正できるようにするべきと考える。	対応なし	既に対応済み（現在の記載で読み込み可）。 「在留資格の変更許可（中長期在留資格者→住基対象外）」等”としているため、当該氏名変更のケースも含まれる。
1211	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	記載なし	法務省通知情報から住民情報を参照して同一世帯を自動判定し、世帯単位で異動処理を行えること	業務効率の向上	世帯単位で異動処理を行えた方が、まとめて審査もでき事務負担軽減につながるため。	対応なし	対応なし。 自動で取込をできることとされていることから、当該機能は代替可能と想定。
1213	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	記載なし	法務省通知情報を利用して異動処理を行い際に、法務省通知の在留カード番号等から、該当者を自動で検索することができること	業務効率の向上	日々一定数の該当があり、その対象者の検索から行うと、事務負担が増大するため、対象者の自動判定は必要であるため。	対応なし	既に対応済み。 「出入国在留管理庁長官通知の情報については、特別永住者を除き自動で取込ができること。」とされているため、手動ではなく対象者について自動で選択・更新がなされる。
1212	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	記載なし	法務省通知の異動事由が「修正」の場合、住民記録システムでの異動処理時に法務省通知の変更後の内容を初期表示する機能	業務効率の向上	法務省通知による修正箇所は1名に対して複数あり、どこが修正されているのかを容易に判断できるため、それを初期表示で設定すれば、事務負担軽減及び誤登録の予防をすることができるため。	対応なし	既に対応済み。 「出入国在留管理庁長官通知の情報については、特別永住者を除き自動で取込ができること。」とされているため、手動ではなく対象者について自動で選択・更新がなされる。
598	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	通知日にかかわらず取り込みが済んでいない対象者が一覧でき、手動で取り込みができること。	すでに転出届出をしているもので、かつ出入国在留管理庁長官通知が届いた場合、処理済みへ修正できること。	業務効率の向上	現在の住基システムでは転出後、出入国在留管理庁長官通知が届いた場合、未処理案件として表示されており処理すべき通知との区別が不十分である。取り込み後未処理分を正確に一覧にするために必要と考える。	仕様書修正	以下に修文する。 「通知日にかかわらず取り込みが済んでいない対象者（既に除票となった者を除く）が一覧でき、手動で取り込みができること。」
1053	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.6 出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び消除	通知日にかかわらず取込が済んでいない対象者が一覧でき、手動で取込ができること。 指定都市において、異動の権限を自区住民に限定している場合は、自区住民に限定できること。との記載がある。	「オンライン連携の場合は、そのほか、以下について実行できること。」に追記する。もしくは外部記憶媒体連携の場合についても記載する。	住民サービスの向上	全ての異動に対して、異動の権限を自区住民に限定しないでもよいのか？	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「4.0.1異動者」の【実装必須機能】において「指定都市においては、異動者を操作者の属する行政区に住所を置く者に限定することができること。（区間異動（区間転入）を除く。）」としているため、対応可能。 なお、当該項目における指定都市の記載については、4.0.1の記載と重複しているため削除とする。
750	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.7 市町村通知・市町村伝達の送信	「そのほか、以下について実行できること。」と記載がある。	「オンライン連携の場合は、そのほか、以下について実行できること。」に修正する。もしくは外部記憶媒体連携の場合についても記載する。	業務精度の向上	実装すべき機能の5つの項目は住記システムと情報連携端末がオンライン連携であることを前提とした内容に読み取れる。外部記憶媒体連携の場合も同様の機能が必要であるとは思われるが、どのように読み替えればいいのか明確でないため、オンライン連携しない場合についての補足を記載していただきたい。	対応なし	対応なし。 媒体送信（外部記憶媒体連携）を選択した場合であっても、同様の機能が満たされる必要がある。
7	事業者	第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.7 市町村通知・市町村伝達の送信	【実装すべき機能】に「特別永住者証明書に関する市町村通知及び市町村伝達の送信」があるが、「1.1.2 外国人住民データの管理」に市町村通知を送信するための管理項目が不足していると思われます。本機能は、手入力によって市町村通知を作成・送信する機能と解釈してよろしいでしょうか それとも、「8.2 特別永住者」の関連機能として「実装しなくても良い機能」として記載がある。	「オンライン連携の場合は、そのほか、以下について実行できること。」に修正する。もしくは外部記憶媒体連携の場合についても記載する。	システム上の理由		仕様書修正	「1.1.2 外国人住民データの管理」の【標準オプション機能】として「特別永住者証明書交付年月日」を追加する。
809		第3章 機能要件	4	異動	4.5 外国人住民のみに関係する異動	4.5.7 市町村通知・市町村伝達の送信	送信した市町村通知及び市町村伝達の再送信	送信した市町村通知及び市町村伝達について修正したのちに送信できること その場合は、修正前と修正後の履歴が残ること。	業務効率の向上	現行のシステムでは、一度送信した市町村通知について修正を行おうとすると、通知の内容が上書きされてしまう。標準化において、履歴を残さない修正は行わない方針であるようなので、修正した場合は履歴が残るよう明記していただきたい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「送信した市町村通知及び市町村伝達の再送信」の機能に含まれる。また、再送信も含めて当然履歴を残さなければならない。

No	発出者	意見詳細					回答					
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
259	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	「なお、取消しは異動の届出単位で行う」とし、複数人の届出による異動があった際にはそのうちの一部のみ取り消すことは許容しない。」と記載がある。	当該記載を削除する。または当該機能を実現するために、管理項目として異動の受付帳のようなデータの管理を記載する。	システム上の理由	異動履歴は個人ごとに保持する仕様になっているため、複数人の届出による異動であったかどうかを後で判定する手段がない。当該機能を実現するためには異動の受付帳のようなデータが必要。届出日、異動事由が同一というだけでは「複数人の届出による異動であったかどうか」は判定できない。	対応なし	対応なし。 同一の届出による異動の履歴かを判断するための項目等のシステム運用に必要なデータ項目については、デジタル庁が定めているデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】にて「データ要件の標準の対象とはしない」とされていることも踏まえ、住民記録システム標準仕様書の対象としていない。
127	事業者	第3章機能要件	4	異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し	P141【考え方・理由】 「従前の世帯が全部転居していた場合は、一旦新たな世帯として転出前の住所に復帰させた上で、異動処理を時系列に従い処理し直す。」と記載がある。	「全部転居」を「全部転出」に修正する。	業務精度の向上	誤記ではないかと思われるため。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応。
1272	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.6 異動の取消し	4.6.0.1 異動の取消し		【提案】転入通知の受理又は転出予定年月日の到来後の転出については、取消処理しようとする場合にアラートを表示する機能について	業務精度の向上	転出取消時にはCSや転入通知の確認が必須となるため必要な機能であるとする。	対応なし	対応なし。 考え方・理由のとおり、転出予定年月日以降も転出を取り消すことはありうることから、転入通知の受理又は転出予定年月日の到来後の転出の取り消しのみアラートを設けることはしないとしたものである。 ※一昨年度全国照会結果より引用
599	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.6.1（申出による）異動の取消し	4.6.1.1（申出による）異動の取消し	（申し出による）異動の取り消し	異動（記載）の事由に記載	業務精度の向上	処理誤りと虚偽申し出と同じ区分にあることで、誤入力と考えられる。処理誤りや虚偽申出と、申し出による場合とを誤入力した場合の影響が大きいと考えられる。	対応なし	対応なし。 処理誤りと虚偽申出の異動の取消しについて、異動事由として区別する必要はない。 なお、申出によるものか、職権によるものかは、「記載等の種別」（届出・職権・申出・請求の別）で判断が可能である。また、異動事由についてコード及び付随する区分にマッピングができれば別のコードを保有することも許容される。
260	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	「異動時に、証明書の交付日と異動日をチェックし、交付日を遡る異動が発生した場合は、アラート等で注意喚起すること。」が【実装しない機能】とされている。	実装してもしなくてもよい機能とする。	業務精度の向上	公証の実務の一環として、証明書回収の事務をしている市町村もある。制度上求められていないとしても、公証事務として必要であるかどうかは市町村で判断すべき。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】の整理の通り。
1383	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	「証明書が複製にわたる場合は、最終ページのみに認証文が印字されること。」と記載がある。	「証明書が複数にわたる場合は、最終ページのみに認証文が印字され、電子公印が出力されること。」に修正する。	業務精度の向上	一つの証明に係る電子公印は一つとして、交付誤りを防止し、業務制度が向上すると考えるため。	仕様書修正	以下に修正する。 「証明書が複数にわたる場合は、最終ページのみに認証文及び電子公印が印字されること。」
1278	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	1人世帯の住民票の写しの発行時に、世帯全員としての認証か一部認証とすることを申請者のニーズにあわせて選択して発行することができること また、選択可能とするか、いかなる場合であっても世帯全員の認証とすることを予め仕様として設定できること	住民サービスの向上	実装すべき機能に追加希望。	対応なし	世帯形式での証明書であれば、当然に世帯全員分の写しを出さざるを得ない（よって、認証文は「世帯全員の～」となる）。 なお、一人世帯の方が単身であることを他人に知られたいくない申出があった場合への配慮は記載事項証明書で対応可能。 文章がわかりづらいと想定されるため、「20.1.1住民票の写し」における認証文において、「また、末尾にこの写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。」といった認証文を記載できること。」に修正し、 「20.1.3住民票の写し（世帯連記式）」において「また、末尾に「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」といった認証文を記載できること。」といった旨を追記する。
1281	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	発行操作と認証判定について、世帯票の場合、印刷該当者のチェック有無で認証（全員・個人）を切り分けること	業務効率の向上	画面展開を少なくし、窓口待ち時間を削減するために、実装してもしなくてもよい機能へ追加希望。	対応なし	対応なし。 世帯連記式の場合に、世帯の一部のみを印字することは想定されない。 認証文表記については#1278のとおり。
1280	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	外国人固有項目は一体として一括して省略の指示ができること	住民サービスの向上	現行で実装されていることから、個別にカスタマイズが求められることも想定し、実装してもしなくてもよい機能に希望する。 なお、市民ニーズに応じて現行の必要ない事項は記載するかしないかを一体として行う請求方法を継続するならば、一括して記載・省略が出来ないと、未記載等発生する可能性が高くなるため。	対応なし	既に対応済み。 「※住民票の証明事項のうち、法でいう基礎証明事項以外については、省略指定を可能（省略がデフォルト）とする。」との記載で十分対応できている。
1277	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	記載する備考を個別に選択できること	住民サービスの向上	請求時に指定を受けるなどの市民のニーズに応じるためにも実装する必要はあると考える。実装すべき機能として国に要望したい。	対応なし	既に対応済み。 「20.0.3異動履歴の記載」にて「また、異動履歴を記載することを選択した場合、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できること。」、「20.0.5備考の記載」にて「備考を記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき」と記載されているため。
1279	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	個人票を連記として複数人を契印して作成することをせず、個人票はあくまで1人1住民票に制限する仕様も選択できること	住民サービスの向上	除票の取り扱いはこの通りだが、住民票は編纂する必要があると考える。よって除票の取扱いシステム上でできるようにしたほうが誤交付を防ぐことができるため、実装してもしなくてもよい機能に追加希望。	対応なし	対応なし。 前提として、個人票として出力する場合は複数人をまとめて契印することは想定されていない。
1285	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	除票の発行において、消除5年経過はアラートを表示すること、また、年数を予め仕様にて変更できること、アラート表示した場合であって、強制発行ができる・できないを仕様として定めておくことができること	業務効率の向上	消除後150年間は発行できると変更になっているが、H26.6.19以前の消除者は除かれるため発行できない者に対してアラート表示が必要と考える。	対応なし	対応なし。 消除又は改製から5年を超えて保存している除票及び戸籍の附票の除票については、住民基本台帳方第15条の4及び第21条の3が適用される。
1288	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	世帯主の不在の世帯の場合、アラート表示すること	業務精度の向上	窓口にて世帯主を定める旨の説明や届出を促すためにも実装すべき機能と考える。	対応なし	既に対応済み。 全国照会版におけるアラート番号13にて「世帯主が存在しない場合」にアラートとすることとしているため。
1291	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	当所住所は、市町村名から記載するか、大字名から記載するか仕様として定める事ができること	住民サービスの向上	市区町村によって取扱いがバラバラであるため、一つの方法で統一したい。 住所の記載にバラつきが生じることは好ましくないため本市としての統一表記は実装すべきと考える。 国に対して所在地を示すときはすべて都道府県名から記載で統一と考えてよいのか。	対応なし	既に対応済み。 「20.1.1住民票の写し」に規定されている【標準様式・帳票 共通項目】を参照のこと。
1286	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	発行部数は1処理において最大20件まで指定できること	業務精度の向上	誤入力による発行を、途中でキャンセルできる機能があれば最大値を設ける必要はないが、そうでない場合は現行通り最大値を設ける必要があると考える。また、実装されない場合、発行履歴件数が多くなり確認に時間を要するため実装すべきと思われる。	対応なし	対応なし。 キャンセル機能については当然整備される必要がある。
1289	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	発行抑止の対象世帯の場合、アラート表示とるか、発行禁止とするか予め仕様として指定できること	業務精度の向上	慎重な対応を求められるものであり、発行時に必要な確認作業を行う必要があるため実装すべき機能としたい。また抑止世帯の場合、出張所では発行しないこととしており、誤発行を防止するため実装すべきと思われる。	対応なし	既に対応済み。 抑止対象者について、全国照会提示版のエラー番号21及びアラート番号20において、「エラーとして当該対象者の選択を不可とするか、アラートとすることが選択可能とするかは、個々の事案に応じて設定できることとする。」こととしている。なお、支援措置対象者については抑止対象者と別に一律にエラーとし、支援措置責任者等が解除したうえで発行できることとされている。
1275	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	基礎証明事項の省略が可能なこと	業務精度の向上	記載事項証明書において任意選択できることが定められているので、必要な機能と考える。また求めのない事項を証明することは好ましくないため実装すべきと思われる。 実装すべき機能として追加希望。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「記載するかどうかを任意に選択した上で、直接印刷により出力できること。」とされているため、省略は可能である。
1284	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	記載項目に未作成文字がある場合、桁溢れ入力がある場合、印字溢れが発生する場合、アラート表示すること	業務精度の向上	アラート表示がないと未作成文字など書きすぎる部分の記載漏れが発生しやすくなってしまうため、実装すべき機能もしくは実装してもしなくてもよい機能に追加希望。	対応なし	既に対応済み。 「システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合又は未登録外字が含まれる場合」にアラートとすることとしているため。 ※外字の取り扱いについてはデータ要件・連携要件標準仕様書等で今後示される方針に従う。
1283	住基担当課	第3章機能要件	5	証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	記載事項証明書の本書欄について、本書を全て印字する、県名のみを印字するなど印字方法をカスタマイズできること	住民サービスの向上	第4章20.1.2において、本書については都道府県のみを記載を実装すべき機能として挙げられているため、実装される機能と考えているが、項目の名称について都道府県名までの場合は「本書地」と表現するのが適当と思われるため、記載事項証明書の項目名はその都度変更できるのが確認したい。	対応なし	対応なし。 都道府県の場合であっても項目名を変更する必要はない。

No	発出者					意見詳細		修正案、ご意見の理由		回答	
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
1282	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	公用の印字有無を指定できること	外部機関への対応	公用請求に対しての区別として用いており、今後も区別するために実装すべき機能として希望したい。	対応なし	既に対応済み。 「5.7公用表示」にて「証明書（住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、除票記載事項証明書）に「公用」の表示（印字）ができること。」とされているため。
1276	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	同一の住民票の写しにおいて世帯員毎に住民票コード、個人番号の省略・記載の指定ができること	住民サービスの向上	個人番号を記載する個人と不要の個人を指定して請求があることが多々あるため実装すべきと思われる。実装しない場合、証明書が複数必要となり、市民の不利益となる。 例）出生した子を扶養申請するため被扶養者と扶養者（被保険者）が親子であること及び出生した子の個人番号が必要である旨の請求があった場合、被扶養者と扶養者両方が記載された個人番号のない住民票及び被扶養者の個人番号入りの住民票の2通が必要となる。	仕様書修正	以下文言を【考え方・理由】に追記する。 「省略の指定について、世帯連記式の形式を指定した場合は、世帯員ごとに指定できる機能を想定している。」
1290	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	—	記載なし	方書の記載方法として、以下の仕様を指定できること ・住所と方書を空白1文字で結合 ・住所と方書をカコで結合 ・方書を記載しない	業務効率の向上	市区町村によって取扱いがバラバラであるため、一つの方法で統一したい。 なお、統一しない場合には、当市では現在、空白を空けることによって住所と方書の区別することを実装しているため、引き続きこの項目は実装したい。個人（世帯）によって方書の記載にバラつきが生じることが好ましくないため本市としての統一表記は実装すべきと思われる。	対応なし	既に対応済み。 方書や住所の記載方法については、諸元表にて規定されている。 （空白1文字で結合方式）
83	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	—	省略の指定（世帯主・続柄・本籍・筆頭者・住民票コード・個人番号）・・・との記載がある。	前住所も場合によって省略が可能との運用とする。 前住所を記載希望しないという例がある。 対応は可能か。（記載事項証明書として対応した例あり）	業務効率の向上	前住所も場合によって省略が可能との運用とする。 前住所を記載希望しないという例がある。対応は可能か。（記載事項証明書として対応した例あり）	対応なし	対応なし。 法第12条の5にて省略が可能と規定されている中に前住所（従前の住所）については盛り込まれていないため。住民票記載事項証明書にて対応されたい。
158	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	—	住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書又は住民票除票記載事項証明書を発行する際は、（以下省略）	【実装してもしなくても良い機能】 住民票除票記載事項証明書を発行する際は、世帯全員分又は一部の世帯員について選択できること。また、形式の指定（世帯連記式か否か、履歴の有無）、省略の指定（世帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番号）ができ、デフォルトでは特別の請求又は必要である旨の申出がある場合を除き省略又は記載の選択ができること。外国人の場合は、国籍・地域、法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、満了日、在留カード等番号、通称の記載及び削除に関する事項の省略も指定できること。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、住民票除票記載事項証明書を交付する運用を行っています。住民票除票記載事項証明書の交付に関する法的根拠をお示ください。	対応なし	対応なし。 法的根拠については以下のとおり。 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄） （除票の写し等の交付） 第十五条の四 市町村が保存する除票に記載されている者は、当該市町村の市町村長に対し、その者に係る除票の写し（第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもって除票を調製している市町村にあつては、当該除票に記録されている事項を記載した書類、次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。）又は除票に記載をした事項に関する証明書（次項及び第三項並びに同号において「除票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。 2～5 （略）
1273	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.1 証明書記載事項	—	転出届に基づく転出予定年月日前に証明書を交付する場合は、転出届に基づき記録を行った事項を省略して印字すること。	転出届に基づく転出予定年月日前に証明書を交付する場合は、原則として転出届に基づき記録を行った事項を省略して印字するが、届出者の申し出により、記載して発行するものとしても差し支えない。	住民サービスの向上	現在は転出情報が反映されていない情報で交付を行っているが、申出があれば備考に転出先を記載して交付することもあるため、技術的基準とは異なる対応であるが、市民ニーズもあるため、実装してもしなくてもよい機能にするよう希望する。	対応なし	対応なし。 技術的基準等で整理された内容のとり。
261	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.2 世帯員の並び順	—	「転入等により既設の世帯に入る者については、末尾に順次記載することとするが、市区町村長が並び替えることが適当と認めるときは、並び替えることも差し支えない。」と記載がある。	「転入等により既設の世帯に入る者については、末尾に順次記載することとするが、市区町村長が並び替えることが適当と認めるときは、並び替えることも差し支えない。 その際には自動で以下の並び順に並び替えることが可能であること と修正する。	業務精度の向上	標準仕様書通りの並び順に並び替える意図をもって並び替えを行う場合は、システムが自動で判定できる機能を持たせるべきであるため。	仕様書修正	以下機能に修文する。 「転入等により既設の世帯に入る者については、以下の並び順に自動で並び替えることとするが、市区町村長が任意に並び替えることが適当と認めるときは、並び替えることも差し支えない。」
407	事業者	第3章 機能要件	5 証明	5.2 世帯員の並び順	—	○第2順位 世帯主の子の家族（筆頭者が同一の世帯員又は婚姻関係にある者とその子）が世帯内にいる場合には、第2順位に属することとし、以下の並び順によることとする。 ～中略～ 長男の家族と次男の家族が同一世帯である場合には、長男の家族の方が次男の家族よりも並び順が先になる	世帯主の子の家族に外国人が含まれている場合の判定について、明記する。 例） ・窓口においてヒアリングのうえ決定する ・判定できない外国人は末尾に記載などの一定のルールに沿って決定する	業務精度の向上	長男の家族と次男の家族に外国人が含まれていた場合、外国人は筆頭者を持たないため、住民票に含まれる情報からは外国人がどちらの家族に属する者なのか判断ができない。 このような場合の並び順の考え方についても、明らかにしておく必要があると考えたい。	仕様書修正	以下について【考え方・理由】に追記する。 「世帯主の子の家族に外国人が含まれている場合等、記載順序が自動で設定できない場合においても、続柄・記載順番を住民に確認し、任意に設定できる記載順番機能において正しく設定し、印字することが望ましい。」
159	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.2 世帯員の並び順	—	○第2順位 （中略） また、当該世帯主の子を含めて第2順位に属する家族が複数ある場合には、世帯主の子の生年月日の順（生年月日が同じである場合には、宛名番号の順）に家族を並べることとする。例えば、長男の家族と次男の家族が同一世帯である場合には、長男の家族の方が次男の家族よりも並び順が先になる。	世帯連記式の住民票の写しにおいて、世帯員の記載順序は、以下により設定でき、設定情報については、保持されること。ただし、世帯員の並び順を任意に設定することもできることとする。特に外国人世帯、混合世帯において、第2順位での記載順序が設定されないため、任意での設定が必要となる。	住民サービスの向上	世帯主の子の判断は戸籍に基づいて行うため、外国人については、第2順位の記載順序が設定されず、混合世帯では、並び順としては後ろの方になります。 これを自動化することは難しいため、任意での設定が必要になると考えます。	対応なし	既に対応済み。 「ただし、世帯員の並び順を任意に設定することもできることとする。」としているため、任意に設定することも可。
370	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.2 世帯員の並び順	—	〈第1順位内の並び順〉 1-3：世帯主の子（第2順位に属するものを除き、生年月日……）	〈第1順位内の並び順〉 1-3：世帯主の子（筆頭者が同一の世帯員又は第2順位に属するものを除き、生年月日……）	法令への対応	平成7年3月改正関係、「事務連絡 世帯主との続柄の記載例」にて、世帯主が孫にあたる者と養子縁組した場合、「子」と記載することが示されている。現行の仕様書では、子、実父、養父（世帯主）が同一世帯の場合、子については「子の子」と記載することとなるため、不適切と考えられる。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 1.1.11続柄において、「世帯主との関係を示す上で複数の表記があり得る場合、5.2で定める世帯員の記載順位において最も上位のものとする（例：世帯主の父の兄の子が同時に世帯主の妻でもある場合、続柄は「妻」とする。）。」とされており、提示されたケースにおいては現在の記載においても「子」として記載される。
738	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.3 フリガナ	—	「カタカナによるフリガナを記載するかどうかを選択でき」との記載が「実装してもしなくても良い機能」として記載がある。	当該機能は「実装しない機能」として修正する。	業務精度の向上	フリガナの記載の有無について自治体ごとの裁量で判断できるという取扱いは、住民の混乱を生む可能性があるため。また、フリガナは住民票の写し等において公証する事項とされていないため、記載を許容すると、客観的に見て公証されているとの誤解を生む危険性がある。	対応なし	対応なし。 要領等を踏まえて整理された通り。なお、読み仮名の法制化に伴い再度整理がなされる想定。
1295	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.5 発行番号	—	記載なし	発行場所を証明書に記載できること。	業務効率の向上	公印の課題とともに問い合わせ対応のため実装すべき機能に希望（公印が統一されることなく、これまで通り各々で公印管理を希望）	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】の整理のとり。
81	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.5 発行番号	—	発行された庁舎名等を証明書に印字することが・・と記載がある	庁舎名とは総合支所、出張所等を想定しているのか明記。 〇〇市 本庁 1 の例示があるが、すべて本庁とし、本庁の後の数字により管理を行うのか。	業務精度の向上	庁舎名とは総合支所、出張所等を想定しているのか。 〇〇市 本庁 1 の例示があるが、すべて本庁とし、本庁の後の数字により管理を行うのか。	対応なし	対応なし。 庁舎名はその名称の通り、本庁や支所等の名称を指す。本例示にて規定している「本庁 1」は発行端末名番号を指している。
262	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.6 公印・職名の印字	—	「個人番号カード等のカード券面に印字する公印についてののみ、赤色又は黒色の選択をすることができ」と記載がある。	当該記載を削除する。	システム上の理由	個人番号カード等のカード券面に公印を印字するのはあくまでもカード券面プリンタであり、住民記録システムの仕様書として記載する事項ではない。公印の印影情報はシステム間で連携すべき情報ではなく、住民記録システムからカード券面プリンタに公印の印影情報を連携する機能も不要。	仕様書修正	当該記載を削除する。
160	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.6 公印・職名の印字	—	【実装しない機能】 指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること。	【実装してもしなくても良い機能】 指定都市や特別区等においては、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること。	法令への対応	市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合に、本市では都道府県名の印字を省略しています。 「実装しない機能」と規定するに当たって、公文書として都道府県からの記載が必要なのか、記載しないと効力を有しないのか法的根拠をお示ください。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】の整理の通り。なお、標準仕様書の規定に沿わずに発行された帳票においては標準化法に従っていないため効力は有しない。
33	事業者	第3章 機能要件	5 証明	5.6 公印・職名の印字	—	【実装すべき機能】に証明書専用の印との記載があるが、課専用（「市民課専用」等）の印は「証明書専用の印」にあたるのではないか		自治体個別の条例・政策などの対応	「証明書専用の印」の定義が不明瞭であるため。	対応なし	ある証明書に対する専用の証明印として課専用の印を用いているならば、これは当該定義にあたる。
566	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.7 公用表示	—	証明書（住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、除票記載事項証明書）に「公用」の表示（印字）ができること。	「証明書（中略）に「公用」の表示（印字）ができること」を「証明書（中略）に「公用」及び「資料」の表示（印字）ができること」に修正する。	法令への対応	刑事訴訟法第197条第2項による請求は、通常の公用請求とは別に捜査関係事項照会として区分し、証明書への印字も「公用」ではなく「資料」としているため。	対応なし	対応なし。 当該帳票については写しには該当せず、住民記録システムの範囲外である。
63	住基担当課	第3章 機能要件	5 証明	5.8 文字溢れ対応	—	デフォルトでは該当項目を限界まで出力させるものとし、該当項目を空白で出力することも選択できること。	デフォルトでは該当項目を空白で出力するものとし、該当項目を限界まで出力させるも選択できること。	業務効率の向上	文字溢れた場合に限界まで出力してもその後何もできません。追記や切り貼りするにしても、空白である方が作業がしやすいと考えます。	対応なし	対応なし。 検討会の中で議論の末、現状の表現としている。 初めから空白だと、データ入力漏れなのか区別がつきにくいこともあり、デフォルトは限界出力とした経緯。

No	発出者	意見詳細					回答					
						修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
136	事業者	第3章 機能要件	5	証明	5.8 文字 溢れ 対応	—	証明書に正しく印字されない文字溢れや未登録外字については、職員に注意喚起し、手動で修正や確認等、個別に対応する必要があるため。	証明書に正しく印字されない文字溢れについては、職員に注意喚起し、手動で修正や確認等、個別に対応する必要があるため。	業務精度 の向上	データ要件・連携要件標準仕様書（0.8版）において、「新たに外字を発生させない」とされている。この運用になる場合は未登録外字自体の発生は無くなるものとする。 データ要件・連携要件標準仕様書（文字要件）の記載と、各業務の標準仕様書の記載については整合性を保つ形での記載をお願いしたい。 ※データ要件・連携要件標準仕様書（文字要件）の正式版の内容によっては修正前の記載が正しくなるため、その際は修正不要。	対応なし	外字の取り扱いについては、データ要件・連携要件標準仕様書等で今後示される方針に従う。
567	住基担当課	第3章 機能要件	6	統計	6.1 統計	—	（前略）「住民基本台帳関係年報」の調査項目である、人口、世帯、転入、転出の件数等の算出やその検証のための統計機能を有していること。（中略）「中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告」の調査項目を算出するための統計機能を有していること。	左記の内容に、「指定都市においては、行政区ごとに修正できること」を追加する。	法令への 対応	統計処理において、指定都市として必要な対応を確実に実施するため。	対応なし	（修正→集計の誤記と認識。） 現在の記載で読み込み可。 政令市においては行政区ごとのデータ提出が求められており、「総務省が実施している「住民基本台帳関係年報」の調査項目である、人口、世帯、転入、転出の件数等の算出やその検証のための統計機能を有していること。」の記載で対応可能であることが読み込める。
1297	住基担当課	第3章 機能要件	6	統計	6.1 統計	—	記載なし	実績調査票用に集計している統計データについて、誤入力の調整として統計データをメンテナンスできる機能	業務精度 の向上	誤入力調整ができないと正しい数値を算出できないため、実装を希望する。	対応なし	対応なし。 誤入力の場合は異動事由「誤記修正」等で修正がなされるべきであり、統計データを直接修正することは規定されないことから。
1296	住基担当課	第3章 機能要件	6	統計	6.1 統計	—	記載なし	住基一括機能にある統計以外の集計機能	業務効率 の向上	当該項目を実装できなくなった場合、事務効率率が下がってしまう（異動アコーダーチェックの際に異動件数表を使用/出張所分のスキャン確認等）ことが懸念されるため実装を希望する。	対応なし	対応なし。 EUC機能等で代替が可能。
867	住基担当課	第3章 機能要件	6	統計	6.1 統計	—	システム移行においては、標準準拠システム稼働日以降の集計ができること（標準準拠システム稼働日以前の集計は、従来のシステムで行うこと。）。	システム移行においては、標準準拠システム稼働以降は、新システムにおいて集計ができること。	システム 上の理由	文章を読むと、新旧システムが動作し続けるように読み取れますが、新システムだけが稼働するということで修正案を記載しています。	対応なし	対応なし。 現在の記載で読み込み可能と想定。
546	住基担当課	第3章 機能要件	6	統計	6.1 統計	—	その検証のための統計機能を有していること。	C Sとの実合ができるようにし、その検証のための統計機能を有していること。	システム 上の理由	住民基本台帳関係年報の作成にあつては、C Sとの実合を国から求められているところ。C Sが稼働していない年末でも、本市の住民記録システムは稼働していることから、差異のわかる資料が抽出できるよう要望します。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 作成にあたっての必要な機能は盛り込まなければならない。
548	住基担当課	第3章 機能要件	6	統計	6.1 統計	—	なお、統計処理上、統計基準日時点で転出予定年月日を経過していない転出予定者については、現存者として扱うこと。	なお、統計処理上、統計基準日時点で転出予定年月日を経過していない転出予定者については、現存者として扱うこと。また、生年月日不詳の外国人についても生年月で集計できること。	外部機関 への対応	本市では、日のわからない外国人は1日生まれとして集計している。	対応なし	対応なし。 個別の統計の規定に従うこと。
547	住基担当課	第3章 機能要件	6	統計	6.1 統計	—	総務省通知（平成26年12月25日付け総行住第136号）に基づき総務省が実施している「住民基本台帳関係年報」の調査項目である、人口、世帯、転入、転出の件数等の算出やその検証のための統計機能を有していること。	総務省通知（平成26年12月25日付け総行住第136号）に基づき総務省が実施している「住民基本台帳関係年報」の調査項目である、人口、世帯、転入、転出の件数等に 加え、世帯番号及び続柄コード、出生年月、男女の別、日本人・外国人の別、国籍、在留資格、住所地の町字コード、転入地・転出地の市区町村コード（都道府県単位、国外転出・住所不明の抽出も含む。）、異動事由（複数選択可等）の随時、CSV形式での抽出機能 、算出やその検証のための統計機能を有していること。	住民サー ビスの向 上	以前に比べ、政策立案過程において、様々な角度から、また、詳細なクロス集計及び分析を随時行い、データを活用したEBPM政策立案への迅速な反映を行うことが求められている。	対応なし	対応なし。 EUC機能にて代替されたい。
1404	住基担当課	第3章 機能要件	7	連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1.1 CS への自動送信	転入・転出等の異動時等に、「既存住基システム改造仕様書」の電文仕様に基づき、各電文がCS に自動送信されること	転入・転出等の異動時等に、「既存住基システム改造仕様書」の電文仕様に基づき、各電文が（ 転入届と婚姻届等が同時にされた場合、新旧本籍地両方への ）CS に自動送信されること	外部機関 への対応	本籍が変わった場合、新旧の附票に記載された住所が繋がらないと窓口でトラブルになるケースがあります。 法的根拠が明確でない中、それを補うための『平成26年12月4日付け全連戸住協発第6号』の通知により対応している市区町村が多いと思いますが、統一した取扱いになっていません。 資料として、本市が中核市に向けて行ったアンケート結果を添付します。 アンケートの結果から、転入届と婚姻届が同時の場合、新本籍・新筆頭者で転入の入力をしている市が多い現状です。 先に住所異動の処理を確定させてから、新住所の情報に婚姻届出の入力処理を行っている市は、旧本籍地に19-4（戸籍附票記載事項）通知が送信され、新本籍地には旧本籍地から19-3（本籍転属）通知が送付されています。 事務処理が各自治体の運用に任された状況を解消するため、新旧本籍地両方へのCS自動送信を可能とするよう、統一的な入力マニュアルを希望します。	対応なし	対応なし。 戸籍の附票に新住所が記載されてから戸籍が変わった場合であっても、その逆であっても、戸籍の附票として住所のつながりは担保される。その時点で正しい送付先に送付されればよい。
740	住基担当課	第3章 機能要件	7	連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1.1 CS への自動送信	「住基ネット統一文字との変換が管理できること」と記載がある。	「別途定める文字変換テーブルを基に、住基ネット統一文字との変換が管理できること」などとし、統一的な文字変換テーブルを定義して欲しい。	業務精度 の向上	住基ネット統一文字とM1明朝との変換に関しては、全国的に統一された基準で文字変換が行われる必要がある。については、全国統一的な文字変換テーブルが必要であるため。	対応なし	文字に関する統一的な考え方については、データ要件・連携要件標準仕様書等で今後示される方針に従う。
161	住基担当課	第3章 機能要件	7	連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1.1 CS への自動送信	・送信データを手入力でも補完でき、送信できること	・本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報、広域交付住民票情報の送信データを手入力でも補完でき、送信できること	システム 上の理由	本機能の対象となる情報が示されていません。修正後に挙げた情報はすべて送信データを手入力でも補完でき、送信できる必要があるのでしょうか。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 送信できることとされているデータにおいて、必要に応じて手入力でも補完できることが読み取れる。
128	事業者	第3章 機能要件	7	連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1.1 CS への自動送信	P156【実装すべき機能】 「送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票 記載 事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報 の再送信できること及び 、再送信の際は異動事由を変更して送信できること」と記載がある。	「再送信できること及び 、再送信の際は異動事由を変更して送信できること」を「再送信ができること」に修正し、再送信の際は異動事由（送付先の印刷区分を含む）を変更して送信を行えるもので行えないものを送信する情報単位に定義する。	業務精度 の向上	再送時に本人確認情報の異動事由は変更して送信可能であるべきだと考えますが、送付先については異動事由ではなく送付先の印刷区分が該当ではないでしょうか。 また、転入通知情報や転出証明書については、異動事由の変更とまとめた定義しているのは分かりづらいため。	軽微修正	以下に修文する。 「送信した本人確認情報、転入通知情報、戸籍附票 記載事項通知情報、転出証明書情報、送付先情報の再送信ができること及び、再送信の際は異動事由又は印刷区分を変更して送信できること」
135	事業者	第3章 機能要件	7	連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1.1 CS への自動送信		【実装すべき機能】 「文字情報基盤文字」を「住基ネット統一文字」に変換できること	業務精度 の向上	住基ネットが標準準拠システムに移行後も住基ネット統一文字を使用する場合、住民記録システムで管理している「文字情報基盤文字」から「統一文字」に文字変換が必要である旨を仕様書に明記していただきたい。（変換ルールについても自治体ごとに差異が出ないように明記していただきたい） なお、住基ネット統一文字を継続使用する場合、下記2つの問題点が考えられることから、住基ネットにおいても「文字情報基盤文字」を使用可能となることを希望する。 ①「文字情報基盤文字」は使用可能文字が非常に多いため、統一文字に同じ字形の文字が存在せず、住基ネット上は「残存外字」になる文字が非常に多い。移行時点では使用していない文字でも、今後使用することを想定し、移行時に残存外字を大量に登録する必要がある。 ②戸籍附票、住民記録システムともに氏名等は「文字情報基盤文字」を使用するが、戸籍附票と住民記録システム間の連携において住基ネットを介す際に統一文字に一度変換することで、戸籍附票と住民記録システムで文字変換定義が異なると、1つの文字が異なる字形で表示されることになる。	対応なし	対応なし。 文字に関する統一的な考え方については、データ要件・連携要件標準仕様書等で今後示される方針。
1221		第3章 機能要件	7	連携	7.1.1 CS 連携	7.1.1.1 CS への自動送信	記載なし	コンビニ交付の対象者紐づけのため、住基ネットより利用者用電子証明書のシリアル番号を自動受信し記録しておくこと	業務効率 の向上	7.1.2.4により、住基ネットより利用者用電子証明書のシリアル番号を取得することが可能な旨明記されているが、併せて「自動受信」する機能も含んでいるか。含んでいないのなら実装してほしい。	仕様書修正	「7.1.2.4電子証明書のシリアル番号取得」において以下に修文する。 「住基ネット回線経由でカード用署名用電子証明書及びカード利用者証明用電子証明書のシリアル番号を職員の手を介することなく自動で取り込めること。」

No						意見詳細				回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
								区分	理由		
24	事業者	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.2 整合性確認	CS側の本人確認情報との整合性を、定期的に確認できること。	CS側の本人確認情報との整合性を行うためのファイル作成ができること。	システム上の理由	整合性処理はCSで実施するため、住民記録システムでは整合性ファイルの作成ができること、が必要となるため。	対応なし	対応なし。 具体的な方法については本仕様書において規定しない。 なお、以下について対応する。 ・7.1.1.1の【考え方理由】において「CSへの連携に係る仕様については改造仕様書を参考とすること。」といった旨を記載 ・（2）対象分野において、住基ネットへの連携は本仕様書において定めない旨を附票並びで記載 ・改造仕様書の記載が多くなったため、凡例において附票並びで改造仕様書について記載
263	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	「印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。」と記載がある。	当該機能を削除する、または実装しなくてもよい機能とする。	システム上の理由	当該情報はカード券面プリンタのシステム側で制御すべき項目であると考えられる。カード券面プリンタによっては、カードの券面の状態から印字行数を自動で判定する機能を持つものもある。	仕様書修正	以下について標準オプション機能とする。 「住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書とする。 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、届出日、職印の4項目が出力できること。 印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。」 また、一般市区町村においては標準オプション機能である旨を削除する。
279	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	「出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、届出日、職印の4項目が出力できること。」と記載がある	「届出日」を「券面記載事項の変更届出日（または住居地届出日）」に修正する	業務精度の向上	「異動事由、異動後の項目内容」から続く文脈では「届出日」は異動事由に関する届出の日と誤解し得るが、出力する情報は、例えば個人番号カードの場合、券面記載事項の変更届出の届出の日のごとであ別日となり得ることから誤解を避ける記載とするべき。	仕様書修正	以下に修文する。 「出力する異動内容等の情報は、異動事由、当該届出の年月日、変更後の内容、職印の4項目が出力できること。」
642	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	【実装すべき機能】 また、住基カード及び個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。…… 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書とする。	【実装すべき機能】 また、 住基カード 及び個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。…… 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、 住基カード 、在留カード、特別永住者証明書とする。	住民サービスの向上	住基カードには令和8年12月まで有効分が存在するため、それまではカードの有効性確認等の情報管理が必要となる。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 第1章4.（2）にて住基カードの経過措置について記載しているため。 なお、住基カードの有効分は令和7年12月まで有効分が存在する。
770	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	【実装すべき機能】P.157 個人番号カードの発行状況についてCS連携できること。 また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。	以下の {} 内の機能を追記してください。 【実装すべき機能】 個人番号カードの発行状況（及び交付前設定の状況）についてCS連携できること。 また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。	住民サービスの向上	個人番号カードを受け取っていない者から転出届等があった際に、住記システムで交付前設定済み（まだ未交付）の個人番号カードがあることを把握することにより、個人番号カードの交付を案内し、カード交付率及び住民サービスの向上が図られます。現状では転出により交付取りやめとなった場合は新住所所での再申請が必要となり、住民、自治体、国庫補助の3点について負担となっています。 第2.0版(案)の意見照会#51において、「申請中に転出された場合は必ず転入先で申請し直す必要がある。申請済みであることを転入先で把握した場合でも、申請が必要であることは変わりないため、申請済みである旨を共有する必要はない。よって、対応不要。」とされましたが、転出処理前にカードの交付につなげることができ、住民サービス、自治体の効率化及び国庫補助経費の節減が図られるため、再考いただようお願いします。	対応なし	対応なし。 個人番号カードの交付前設定について確認できた場合であっても、個人番号カードそのものが別の場所（転出届を受理した場所とは異なる場所）に存在し交付ができないケースが多く想定されることから、コストとメリットを比較し従来のとおり盛り込まない。
771	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	【実装すべき機能】P.157 個人番号カードの発行状況についてCS連携できること。 また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。 【実装しない機能】 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納の有無が確認できること。	「署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納の有無が確認できること。」を【実装すべき機能】としてください。 【実装すべき機能】 個人番号カードの発行状況についてCS連携できること。 また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納の有無が確認できること。 【実装しない機能】	住民サービスの向上	住所や氏名変更による住民票記載事項の変更に伴い署名用電子証明書が失効します。現状では、住民に署名用電子証明書の再発行申請の案内をするため、統合端末による確認作業を別に行う必要がありますが、住民サービスの向上及び自治体事務の効率化を図るため、署名用及び利用者証明用電子証明書の有無を住記録システムで確認できるよう改善してください。 第2.0版(案)の意見照会#994において、「対応なし。 （実装しない機能として整理している。）」とされましたが、#245『署名用電子証明書』は、住基としてのデータ管理項目にいれる。署名用電子証明書のシリアルは各自治体のCSには連携されており、統合端末から確認が可能。今後、CSから既存住基システムへ情報を連携する改修を行うことで対応すべく検討を進める。」とされましたので、当該機能の実装を再考願います。 （関連）7.1.2.4電子証明書のシリアル番号取得	対応なし	対応なし。 当該ケースにおいては、4情報の変更有無によって、署名用電子証明書が失効されたかの判別ができるものと想定され、電子証明書の格納有無についてはカード管理システムにおいて確認できるため不要。（なお、【考え方・理由】における「カード管理システム」の表現については#905のとおり。）
905	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	【実装しない機能】 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納の有無が確認できること。	【実装すべき機能】 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納の有無が確認できること。	業務精度の向上	【考え方・理由】の本文中の電子証明書の搭載有無はカード管理システムにて確認できるとなっているが、確認できるシステムは公的個人認証連携システムの誤り。 住民基本台帳システムにて確認できることにより統合端末がない住民課の窓口で電子証明書の搭載有無が確認することができ申請、案内漏れを防ぐことができるため。 また案内漏れが発生した場合、当該者に対し再度、市役所へ来庁させないといかないため申請者にも負担が発生する。	軽微修正	「署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの格納の有無」については、カード管理システムではなくJPKIセンターが管理するシステムで確認できる情報であるため、当該システム両方が活用できることとして読めるよう、【考え方・理由】の「カード管理システム」の表現については「統合端末」に修正する。
627	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	印字文字サイズや印字行数が調整できること。	印字については、一段に二行印字できるように調整できるとする。	住民サービスの向上	事務処理要領第4-4-(2)にあるとおり、イナンバーカードの券面は、4段しかないので、すぐに券面がいっぱいになってしまうため2行で記載したいが、今のシステムでは、これができないために別に手入力をしている。仕様書に記載していただくと、直接出力が可能になるかと思われる。個人番号通知は本人にとって通知されないと住民票で確認する他なく、トラブルにつながるやすいため。	対応なし	現在の記載で読み込み可（対応可能と想定）。 印字文字サイズや印字行数を調整できることとしているため、当該機能で対応されたい。
1145	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	記載なし	「番号通知書類を未受領かどうか、異動入力とあわせて指定し、送付先情報の連携対象とする機能」を追加。	業務効率の向上	個人番号通知は本人にとって通知されないと住民票で確認する他なく、トラブルにつながるやすいため。	対応なし	対応なし。 個人番号通知書が返戻された場合は、統合端末に登録することになっており、統合端末を確認可能。
1232		第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書とする。	券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、通知カード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書とする。	業務効率の向上	海外転出時に通知カード返納の記載ができなくなるため。	対応なし	対応なし。 マイナンバーカード発行推進に伴い通知カードについては減少傾向にあるものであるため、機能としては設けない。
181	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.3 カード管理状況	個人番号カードの発行状況についてCS連携できること。	【実装してもしなくても良い機能】 個人番号カードの発行状況についてCS連携した際、その処理結果について正常、エラーそれぞれ一覧票を作成・出力し、職員が確認できること。	システム上の理由	本市では、バッチ処理（一括処理）の結果は、正常、エラーいずれの結果も職員が確認できるようにしています。 「20.0.1様式・帳票全般」でも、【実装してもしなくても良い機能】として様式を挙げていただきたい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「9.1他システムとの連携を除くバッチ処理」において「全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。」としている。 なお、帳票として出力することは「20.0.1様式・帳票全般」にて「仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については、可能な限りペーパレスで対応するが、必要に応じて画面を直接印刷できること。」としているため対応可能である想定。
274	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4 カード管理システム連携	【実装してもしなくても良い機能】個人番号カードの送付先情報のCSへの連携については、異動と連動した送付先情報を作成し、CSに自動送信されること。	【実装すべき機能】に変更する。	業務効率の向上	送付先情報の入力を手作業で行っており、入力を忘れることがある。本人がカードの申請を行った際に、カードが作れず入力もれが発覚することがある。	対応なし	対応なし。 標準オプション機能については、自治体の運用に応じて選択いただく想定。 また、「個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書」をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報を出力できること。』については以下理由により【標準オプション機能】とする。 ・市区町村によっては、統合端末を全く扱えないような窓口においては、【考え方・理由】のようなニーズがあり得るところではある。 ・その場合、記載欄が全く空欄の交付申請書よりは、4情報等がブレ印字された交付申請書の方が、住民の申請に係る利便性が高いのも事実。 ・しかしながら、手書き申請書は、住民自身で写真を用意して申請書に貼付して、郵送する必要があるなど、住民の利便性が高いものではない。 ・今後、ほぼすべての国民がマイナンバーカードを持つようになると、多くの国民が定期的にカードの申請手続をすることとなるため、申請の利便性は非常に重要になってくるところ、申請書ID（QRコード）付き申請書であれば、オンライン申請と郵送申請両方に対応可能である。 ・したがって、市区町村窓口においては、原則、住民に対しては、統合端末から申請書ID（QRコード）付き申請書を出し、手交すべきものであることから、本機能については、全自治体の実装必須機能とすることは適当ではないものと考えた。

No	意見詳細					回答					
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
1036	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4 カード 管理システム連携	CS から送信される更新対象者のデータを住民記録システムと突合し、送付先情報を作成し、CS に送信されること。番号通知書類の送付先情報の作成において、現住所とは異なる居所 を送付先として設定できること。	CS から送信される更新対象者のデータを住民記録システムと突合し、送付先情報を作成し、CS に送信されること。番号通知書類の送付先情報の作成において、現住所とは異なる居所 を送付先として設定できること。	業務効率の向上	居所を送付先に設定することは、CS側で設定できるため、住民記録システム側での設定機能は不要である。	対応なし	対応なし。 住民記録システムにおいて設定処理を実施する場合を踏まえて記載しているものである。 なお、当該機能は【標準オプション機能】とされているため、盛り込まないことも可能である。
1037	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.1 CS連携	7.1.1.4 カード 管理システム連携	個人番号カード管理システムより受信した送付先情報突合結果通知において、突合結果区分 が「再作成依頼」となっているものについて、送付先情報を作成し、CS に自動送信されること。	個人番号カード管理システムより受信した送付先情報突合結果通知において、突合結果区分 が「再作成依頼」となっているものについて、送付先情報を作成し、CS に自動送信されること。	業務効率の向上	突合結果区分の「再作成依頼」となっているものの送付先情報の自動送信は、CS側で設定できるため、住民記録システム側での設定機能は、不要である。	対応なし	対応なし。 住民記録システムにおいて設定処理を実施する場合を踏まえて記載しているものである。 なお、当該機能は【標準オプション機能】とされているため、盛り込まないことも可能である。
1234		第3章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.1 個人 番号の生成・変更・修正要求	－	個人番号を付番する異動において、住基ネットから新たな個人番号を取得できない場合でも、個人番号を空欄（未付番）として住民票が作成できること	システム上の理由	全国サーバがアクセスできない時に当該事例が発生することがあるため、当該機能は住民票を発行するためには必要不可欠なものであり、実装すべき機能として要望する。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「1.1.6空欄」において、「個人番号については、障害発生時や休日開庁等で個人番号が生成できない場合も、届出を受理したり証明書を交付したりする必要がある場合があるため、記入漏れを防ぐためアラートによる注意喚起を行いつつ、空欄について許容することとしている。」という記載があり、個人番号は空欄を許容している。
32	事業者	第3章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体 内統合宛名システムとの連携	「団体内統合宛名システムで使用する情報が送信できること」にはDV等支援措置対象者への情報提供ネットワークシステム上での不開示・自動応答不可設定要求は含まれますでしょうか		住民サービスの向上	平成29年11月8日内閣官房番号制度推進室事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について」で住基DV等支援措置の対象者については・・・確実に設定対象者とすることとされていますので、支援申請の入力より連携することが望ましいと考えます。	仕様書修正	「3.1異動・発行・照会抑止」に以下文章を追加する。 「また、団体内統合宛名システムに情報提供ネットワークシステム上での不開示・自動応答不可設定要求が送付されること。」。
413	情報政策担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体 内統合宛名システムとの連携	「団体内統合宛名システム」に対して、団体内統合宛名システムで使用する情報が送信できること。	「団体内統合宛名システム」に対して、デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、団体内統合宛名システムで使用する情報が送信できること。	システム上の理由	現行、団体内統合宛名システムとの連携インターフェイス仕様がベンダー毎に異なる。団体内統合宛名システムとの連携インターフェイス仕様を標準化しないと、カスタマイズが発生する要因となるため。	対応なし	既に対応済み。 デジタル庁の仕様書横並び調整を踏まえ、以下文言に修正。 「団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「共通機能標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を利用して付番依頼ができること。 中間サーバへの副本情報の登録は、団体内統合宛名機能を經由して行うことができること。」
1303	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体 内統合宛名システムとの連携	記載なし	副本のメンテナンス機能があること	業務効率の向上	必要な機能であると考えられるため、実装してほしい。	対応なし	対応なし。 住民記録システムの機能として想定されない。
1304	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体 内統合宛名システムとの連携	記載なし	副本の修正該当者を抽出しリスト作成できること	業務効率の向上	必要な機能であると考えられるため、実装してほしい。	対応なし	対応なし。 住民記録システムの機能として想定されない。
1302	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体 内統合宛名システムとの連携	記載なし	副本の登録結果を画面で確認できること	業務効率の向上	必要な機能であると考えられるため、実装してほしい。	対応なし	対応なし。 住民記録システムの機能として想定されない。
685	情報政策担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体 内統合宛名システムとの連携	【実装しない機能】 団体内統合宛名システムで付番された「団体内統合宛名番号」を取り込むことができること。	【実装してもしなくても良い機能】 団体内統合宛名システムで付番された「団体内統合宛名番号」を取り込むことができること。	業務効率の向上	中間サーバに登録する副本情報の作成には団体内統合宛名番号が必須である。また、情報提供NWSでの情報連携の対応で中間サーバ-接続端末等を利用する場合には、団体内統合宛名番号が分からないと個人が特定できないため、住民記録システムとして参照を可能とする必要がある。	対応なし	対応なし。 団体内統合宛名番号がなくても副本情報の作成が実施可能。
859	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.4 電子 証明書のシリアル番号取得	各電子証明書のシリアル番号の取得ができること。	シリアル値と合わせて電子証明書の発行日と失効日の情報を連携する	業務効率の向上	運用上電子証明書の有効期限や失効日は既存住基システムで確認できたほうが事務が効率的である。	対応なし	対応なし。 いずれの情報も統合端末で確認できるため不要。
884	情報政策担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内 他業務連携	7.2.1 他の標準 連携システムへの 連携	【実装しない機能】 ・国民健康保険の被保険者証の記号及び番号、 ・後期高齢者医療の被保険者証の番号 ・介護保険の被保険者証の番号と記載がある。	左記機能を【実装してもしなくても良い機能】とすべき（又は要領を改正すべき）	法令への対応	要領において任意事項の例として挙げられている以上、市区町村のニーズが低いからといって、不要とするのはいかなものか。必要性は低いが「要領に記載が有る以上必要」という主張を繰り返る担当課職員発生した場合、対応が困難である。本来であれば、要領を改正すべきと考えるので、対応をお願いしたい。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載のとおり。法令事項ではない上に、住基事務として必要性がない。なお、連携要件に従って、必要な連携は実施される。
162	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内 他業務連携	7.2.1 他の標準 連携システムへの 連携	以下の項目について、住民記録システムから他の標準連携システムの最新情報が照会できること。 ・選挙人名簿における、投票権の有無、登録年月日、抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項 ・国民健康保険の被保険者証の記号及び番号 ・後期高齢者医療の被保険者証の番号 ・介護保険の被保険者証の番号	※【考え方・理由】に追記をお願いします。	自治体個別の条例・政策などの対応	「20.0.1 様式・帳票全般」の【実装してもしなくても良い機能】では、「関係課への案内票」という帳票が挙げられているが、関係課への案内の際、各制度の被保険者番号等を用いて連携することが必然と考え、本市は被保険者番号等を用いている。そのため、それらの情報の照会（連携）は必要です。本項目で実装しない機能とされているのは、他システムのDB照会を禁じるものか、他システムとの連携を禁じているのか禁止されている事項をお示しください。 また、関係課の案内票は【実装してもしなくても良い機能】であるため、様式は示されていませんが、想定される個人を特定する方法をお示しください。	対応なし	同上 なお、関係課の案内票については内部帳票のため「20.0.1様式・帳票全般」から削除する。
1305	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内 他業務連携	7.2.1 他の標準 連携システムへの 連携	記載なし	各業務へ住民異動情報として、独自のファイルアウトで即時、日次、不定期に専用の異動分ファイルを作成、連携できること。ファイルレイアウトは使用しているシステムベンダーの仕様にあわせるなど独自に設計していること	業務効率の向上	必要な機能であると考えられるため、実装してほしい。	対応なし	対応なし。 連携機能についてはデジタル庁にて規定されているデータ要件・連携要件を参照のこと。
1020	情報政策担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内 他業務連携	7.2.1 他の標準 連携システムへの 連携	デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと	もう少し具体的に連携要件を記載するべきである。	住民サービスの向上	他所においても「データ要件・連携要件標準仕様書」との記載があるが、内容が具体的に示されていない中で、妥当性を判断できないことから、当該仕様書が提示されるまでは具体的に記載を行い、今後、提示された場合には委ねるような記載とすべきではないか。現在のままでは対応への検討が進められないと考える。	対応なし	既に対応済み。 連携要件一覧として別紙で記載している。
1424	情報政策担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内 他業務連携	7.2.1 他の標準 連携システムへの 連携	署名用電子証明書のシリアル番号は今後、CS から住民記録システムへ情報を連携する改修を行うことと対応していく	「今後」を削除する	業務効率の向上	標準化当初から対応することにより、稼働後の改修テストや本番環境への適用に係るシステムの停止などが不要となると考えられることから、今後の改修とする合理的な理由が必要となるのではないかと。	軽微修正	機能に署名用電子証明書シリアル番号について記載を盛り込んだため、当該【考え方・理由】の記載は削除とする。
885	情報政策担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内 他業務連携	7.2.2 独自施策 システム等への 連携	【実装しない機能】 以下の項目について、住民記録システムから外部システムの最新情報が照会できること。 ・米穀の配給の受給に関する情報と記載がある。	左記機能を【実装してもしなくても良い機能】とすべき（又は法令を改正すべき）	法令への対応	法令において管理すべき情報とされている以上、ニーズが無いからといって、不要とするのはいかなものか。必要性は低い「要領に記載が有る以上必要」という主張を繰り返る担当課職員発生した場合、対応が困難である。本来であれば、法令を改正すべきと考えるので、対応をお願いしたい。	対応なし	対応なし。 本条第12号の米穀の配給に関する事項については、現在、本法施行令で具体的な記載事項が定められていないので、住民票に記載する必要はないものであり、住民基本台帳事務処理要領にも住民票の記載事項として特段の記載はなく、対応する必要がない。
1307	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内 他業務連携	7.2.2 独自施策 システム等への 連携	削除されている全体	削除前に戻す	業務効率の向上	転出証明書に出力される項目が含まれていること、後期システム及び介護システムの権限が付与されていないが保険番号を確認する必要があること（納付確認書作成時）、出生届受領の際、児童手当の申請も併せて行うこと、戸籍証明書で在外選挙人事項があり質問があること等のため実装すべきと思われる。	対応なし	既に対応済み。 連携要件一覧として別紙で記載している。
643	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内 他業務連携	7.2.2 独自施策 システム等への 連携	追加	転入学通知書の発行ができること。	住民サービスの向上	住民異動に伴って、義務教育である小中学校区の変更に関する手続きも行っている。 住民サービスの向上のため、転入学通知書の発行機能も併せて備えるよう要望する。	対応なし	対応なし。 住民記録システムの範疇外であるため。
422	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内 他業務連携	7.2.3 個人番号 カードによる証明書等の交付	「証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書等に基づきコンビニ等の端末における証明書交付に対応していること。」と記載がある。	「15歳未満の対象者についてはコンビニ交付による証明書発行を自動的に抑止設定できること。また、15歳到達時点で自動的に抑止解除ができること。」を追記する。	自治体個別の条例・政策などの対応	当市では15歳未満の対象者に係るコンビニ交付を抑止している。対象者を生年月日により自動判別し、自動抑止及び自動解除ができる機能を追加してほしい。	仕様書修正	「3.1異動・発行・照会抑止」の【実装必須機能】として以下を追加する。 「コンビニ交付における証明書発行に限定して、申請者が15歳未満の者又は成年被後見人の場合について抑止を設定でき、15歳未満の者の抑止は満15歳となる日に自動的に終了すること。抑止事由（15歳未満、成年被後見人）を選択できること。」

No	発出者					意見詳細		修正案、ご意見の理由		回答	
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
772	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.3 個人番号カードによる証明書等の交付	【実装すべき機能】P.168 公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。	以下の「{}」内の文言に修正してはいかがでしょうか。 【実装すべき機能】 公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請「のシステムと連携できる」こと。	システム上の理由	公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請は、直接、住民記録システムで対応するのではなく、マイナポータルやJ-LIS等が提供する機能に対応できれば良いかと思います。 また、「対応していること。」とはどこまでの機能を求めているのか不明確かと思います。	対応なし	対応なし。 マイナポータルやJ-LIS等の提供機能に電子申請の受け皿を限ることは不適切である。
132	情報政策担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.3 個人番号カードによる証明書等の交付	証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書等に基づきコンビニ等の端末における証明書交付に対応していること。 当該端末における証明書交付履歴を管理できること。 公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。	広域交付システムインタフェース仕様書に基づく端末における証明書交付に対応していること。 当該端末における証明書交付履歴を管理できること。 公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。	業務効率の向上	住民記録システム側で広域交付システムインタフェース仕様書に基づいた電文に対応し、証明書 PDF を出力する機能を有することが望ましいと考ええる。証明発行サーバ等を介した対応を許容すると、証明発行サーバ等へのデータ連携が増えることによる障害リスク増加や管理コストの増加が見込まれるため。	対応なし	対応なし。 「証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、」との表現はあくまで例示であり、証明発行サーバを必ず設けなければならないと規定してはいない。
264	住基担当課	第3章 機能要件	8 実装しなくても良い機能	8.1 本人通知	8.1.1 登録管理	「証明書を発行する際に、交付記録として発行日・交付請求者区分（本人、代理人、第三者）・証明書種別・枚数の記録（登録）ができること。」と記載がある。	「第3章 機能要件 1 管理項目 1.3 その他の管理項目 1.3.8 交付履歴の管理」にて管理する項目と整合性があるように整理した上で、「1.3.8 交付履歴の管理」の情報を利用する記載に修正する。	システム上の理由	記録項目のほとんどが「第3章 機能要件 1 管理項目 1.3 その他の管理項目 1.3.8 交付履歴の管理」に記載のある交付履歴と重複している。その一方、例えば交付区分について「1.3.8 交付履歴の管理」には「代理人」が記載されていない等、少し矛盾している。重複する情報を少し矛盾する形で管理するのは、適切なデータ管理とは言えないため。	軽微修正	以下に修正する。 「証明書を発行する際に、交付記録として交付年月日時・交付請求者区分（本人、代理人、第三者）・証明書の種別・枚数の記録（登録）ができること。」 なお、交付請求者区分の情報は本人確認において独自に必要な項目のため残す。
600	住基担当課	第3章 機能要件	8 実装しなくても良い機能	8.1 本人通知	8.1.1 登録管理	項番④実装しなくても良い機能	実装すべき機能	住民サービスの向上	本人通知は戸籍や戸籍附票の発行にも影響している。 戸籍法の改正により戸籍の広域交付が可能となった場合、実装しなくても良い機能の場合、本人通知自体を行うことが困難となることが予想されるため。	対応なし	対応なし。 戸籍の広域交付については住民記録システムの対象外である。
1069	住基担当課	第3章 機能要件	8 実装しなくても良い機能	8.1 本人通知	8.1.1 登録管理	【実装しなくても良い機能】	【実装すべき機能】	自治体個別の条例・政策などの対応	多くの市区町村でほぼ同じ形態で実施されており、本市においても本人通知を実施しているため。	対応なし	対応なし。 自治体によって当該機能については要望差異があるため標準オプション機能として整理している。
1070	住基担当課	第3章 機能要件	8 実装しなくても良い機能	8.1 本人通知	8.1.2 画面表示	【実装しなくても良い機能】	【実装すべき機能】	自治体個別の条例・政策などの対応	多くの市区町村でほぼ同じ形態で実施されており、本市においても本人通知を実施しているため。	対応なし	対応なし。 自治体によって当該機能については要望差異があるため標準オプション機能として整理している。
1071	住基担当課	第3章 機能要件	8 実装しなくても良い機能	8.1 本人通知	8.1.3 通知書出力	【実装しなくても良い機能】	【実装すべき機能】	自治体個別の条例・政策などの対応	多くの市区町村でほぼ同じ形態で実施されており、本市においても本人通知を実施しているため。	対応なし	対応なし。 自治体によって当該機能については要望差異があるため標準オプション機能として整理している。
265	住基担当課	第3章 機能要件	8 実装しなくても良い機能	8.2 特別永住者	8.2.1 更新異動者リスト及び案内作成	「出入国在留管理庁からの通知が今後も継続される保証はない」と記載がある。	当該記載を削除する。	業務効率の向上	重複する通知を市町村と出入国管理庁の双方から送付することは非効率なので、どちらから送付することが適当か出入国在留管理庁と調整していただきたい。	仕様書修正	【考え方・理由】の記載を以下のとおり修正。 「この機能については出入国在留管理庁から通知が出ていることもあり、不要という意見もあったが、特別永住者に係る事務は住民基本台帳事務と密接した事務であること等により構成員から強い要望があったこと、市区町村窓口への来庁動員案内としての送付が考えられることから、標準オプション機能とする。」
266	住基担当課	第3章 機能要件	8 実装しなくても良い機能	8.2 特別永住者	8.2.2 申請受理処理	交付待ち状態になっている者の一覧の出力機能が無い。	交付待ち状態になっている者の一覧の出力機能について記載する。または、申請受理状態についてもEUC機能による抽出の対象とする。	業務効率の向上	交付予定期間経過後も受領されない特別永住者証明書については出入国在留管理局に返戻しなければならないとされているため、交付待ち対象者の管理をする必要があるため。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「10.1EUC機能ほか」において、「データソースは、住民の異動履歴や除票データを含む住民記録システムの全てのデータを対象とすること。」とされているため当該内容についても出力することが可能。
651	住基担当課	第3章 機能要件	8 実装しなくても良い機能	8.2 特別永住者	8.2.2 申請受理処理		実装しなくても良い機能に、特別永住者証明書に関する各種申請書（「有効期間更新申請書（別記第7号様式）」「再交付申請書（別記第8号、第9号、第10号様式）」を出力できること、を追加する。	業務効率の向上	申請受理処理として一連のものであり、現行システムでは出力可能なことから、手書きに戻るのは、デジタル時代にふさわしくないうえ、別調達するほどのシステムでもないため。（データ連携仕様がまだ示されておらず、別調達が現実的なのかもわからない）	仕様書修正	以下を【標準オプション機能】に追加する。 「特別永住者証明書有効期間更新申請書及び特別永住者証明書再交付申請書を出力できること。」
164	住基担当課	第3章 機能要件	9 パッチ	9.2 抑止対象者	－	抑止対象者一覧を作成できること。また、抑止の種類等による抽出、項目による並べ替えができること。 指定都市においては、一覧表は行政区単位で分割できること。	※【考え方・理由】に一覧表の対象となる抑止対象者の範囲を追記してください。	システム上の理由	「3.1 異動・発行・照会抑止」では、抑止対象者の範囲として、排他制御による抑止が含まれています。また、印鑑登録システムでは独自の抑止が行われます。これらの抑止対象者も一覧の対象となるのでしょうか。 また、抑止する処理として、証明書等の印刷抑止と異動等の入力が挙げられていますが、いずれも対象となるのでしょうか。 抑止対象者一覧の対象とする範囲を記載してください。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 すべての抑止対象者が対象となる。なお、印鑑登録システムの対象者については、住民記録システムの範囲外。
644	住基担当課	第3章 機能要件	9 パッチ	9.4 成年被後見人	－	「成年被後見人の転出があった場合、転入通知受領後、転入地市区町村へ発送する通知書を作成できること。」と記載がある。	「転入通知受領後」を「転出予定日若しくは転入通知に記載された転入日のいずれか早い日の後」に修正する。	外部機関への対応	転入と同時に印鑑登録等の手続を行う方が多く、制度の趣旨からして早急な通知が必要と考えるため。	対応なし	対応なし。 平成12年2月23日通知において「成年被後見人の住所地の市町村長は、当該成年被後見人が他の市町村に転出したときは、当該地の市町村の市町村長に対して、直ちにその旨を通知する。」とされており、他の市町村に転出したときに判明するのはあくまで転入通知を受領したときと想定されるため。
1309	住基担当課	第3章 機能要件	9 パッチ	9.5 住民基本台帳の一部の写し（閲覧）	－	特別な閲覧システムに移すためリストを「CSV形式のテキストファイルで出力ができること。」と記載がある。	CSVデータの作成だけでなく、閲覧申請の予約管理から閲覧結果までのひととりの状況が確認できる閲覧システムの機能を実装する。	業務効率の向上	現在使用している閲覧簿システムはCSVやPDFIによるデータ作成・提供ではなく、また、閲覧簿システムで予約から閲覧結果まで一括で管理できていたものができなくなること業務効率の大幅な低減となるため。	対応なし	対応なし。 住民記録システムとしては、閲覧用のCSV等を出力できる機能を設けている。他のシステムにて閲覧の予約から閲覧結果までの状況及び住民記録システムから出力され取り込んだCSVデータを一括で管理することは差し支えない。
166	住基担当課	第3章 機能要件	9 パッチ	9.7 住所一括変更	－	【実装しない機能】 戸籍附票記載事項通知（法第19条第1項） 情報を作成し、通知が一括送信できること。	（※削除する。）	業務効率の向上	本人確認情報を更新した際、住所に変更が生じた場合は、戸籍附票記載事項通知情報を送信することになっていますが、【実装すべき機能】として、戸籍附票記載事項通知情報を自動送信ができる。とも記載されていると矛盾しています。	軽微修正	「戸籍附票記載事項通知（法第19条第1項） 情報を作成し、通知が一括送信できること。」について、【実装不可機能】から削除する。
773	住基担当課	第3章 機能要件	9 パッチ	9.7 住所一括変更	－	【実装すべき機能】P.178 以下について対応できること。 ・一括更新した者について、住基ネットへ本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。電子証明書の所有有無の考慮は不要。CSの更新事由は「軽微な修正」とすること。	以下の機能を追記してください。 【実装しなくても良い機能】 ・一括更新した者について、出入国在留管理庁への市町村通知を自動送信できること。	業務効率の向上	現行システムにおいて、出入国在留管理庁への市町村通知を自動送信する機能を有しているベンダーもあり、自治体業務の効率化に寄与することから、当該機能を実装しなくても良い機能として追記していただくよう要望します。 第2.0版(案)の意見照会#782において、「対応なし。（市町村通知は、現状自動送信とは限らない）」とされましたが、当該自動送信機能を許容している旨を明記した方が望ましいと思います。	仕様書修正	修正後案に修正する。 なお、外国人住民の人数が少ない自治体も一定数あることから、手入力による送信も対応が可能であることから、【標準オプション機能】とする。
686	住基担当課	第3章 機能要件	9 パッチ	9.7 住所一括変更	－	実装しない機能に記載されていた「（住居表示・土地の名称・地番変更発生時のSE作業による対応可）」に取り消し線が引かれている	実装しない機能への「（住居表示・土地の名称・地番変更発生時のSE作業による対応可）」の記載の復活	業務効率の向上	・区画整理・住居表示対象者等の新住所・本籍の付定作業は、当該地域を管轄する区役所または支所で実施している ・区役所・支所での新住所・本籍付定においては、対象者の現住所・本籍を一括で確認できる帳票を使用して作業しており、対象者の当該帳票を一括で出力することができない場合、作業効率及び正確性が低下するため	対応なし	対応なし。 本仕様書においては実施者を含む運用までを規定するものではないため、現行の運用に照らし合わせて実施いただくことを妨げるものではない。
165	住基担当課	第3章 機能要件	9 パッチ	9.7 住所一括変更	－	仮処理と本処理ができる。	※【考え方・理由】に仮処理については、本番環境以外に構築した環境で実施することも含まれることを追記してください。	システム上の理由	本市の既存システムでは、仮処理を検証環境を用いて、本番環境の情報を更新せずに事前確認を行っています。 このような仮処理も標準仕様書としての機能として認められるのか確認させていただきます。	対応なし	対応なし。 システム稼働の際の検証環境の構築についての意見と理解。当該内容については本仕様書の対象外。
174	住基担当課	第3章 機能要件	9 パッチ	9.7 住所一括変更	－	対象者に事前又は事後の通知を出力できること。	【実装しなくても良い機能】 対象地区の法人等に事前又は事後の通知を出力できること。	業務効率の向上	本市では、住居表示の際、当該地区の法人、建物等に対するの通知も合わせてシステムから出力しています。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 対象者が法人であっても当該帳票を利用可能。

						意見詳細				回答	
No	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
184	住基担当課	第3章機能要件	9 パッチ	9.8 経過滞在者	—	(※) 記載なし	9.9 被災者台帳用情報作成【実装すべき機能】被災者台帳作成のための住民情報を出力できること。	システム上の理由	9.1（他システムとの連携を除くバッチ処理）で『本項目におけるバッチ処理は住民記録システムにおける日次・月次データ処理等、他システムへの連携を伴わない処理を想定したものであり、他システムとの連携を伴う処理については「データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。』とあることを承知の上での意見となります。 被災者台帳の作成は標準標準システムの対象ではなく、独自施策システムと位置づけられると考えています。一方で番号利用を認められた施策であり、全国的な取組が求められていることから専用の住民情報の作成機能が必要であると考えます。	対応なし	対応なし。 住民記録システムの範疇外であるため。
549	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.1 EUC機能ほか	—	これらのデータ並びにリスト形式及び宛名形式での出力については、大量処理の場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。	これらのデータ並びにリスト形式及び宛名形式での出力については、大量処理の場合であっても、オンライン処理に影響が出ないこと。 また、出力件数が多くても、ファイルを分割	システム上の理由	大量のデータを扱う厚生労働省所管の国保総合システム（国保連・市）では、出力件数が5、000件で1ファイルと分割されて出力されます。別のデータベースソフトなどで、取り込みたいとき、特に人口規模の大きい自治体では、作業が煩雑になりますので、一括出力できるように要望します。	対応なし	対応なし。 データの容量に応じて、上限を設けることは致し方ないと想定。なお、上限件数については実装上の細かい規定となるため本仕様書においては規定しない。
1310	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.1 EUC機能ほか	—	なし	条件設定において、支援素子対象者を除外する指定を初期値とするなど制限者の対する機能設定を設けること	住民サービスの向上	データに疎遠措置者リストが入るとアンケートで不作為抽出した場合、支援措置者が入るとトラブルの原因になりかねない。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「各抑止機能について、異動入力、証明書発行、照会などの処理ごとに、個人及び世帯単位で、抑止（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理可（抑止なし））の開始日及び終了日設定が可能であること。」とされており、照会が抑止されていれば、当然EUC機能においても抽出が不可としなければならない。
1311	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.1 EUC機能ほか	—	なし	条件設定において、前回抽出条件を初期表示して入力軽減を図る	業務効率の向上	業務効率を図りたい	対応なし	既に対応済み。 「データベースに対しては、検索条件が指定できるとともに、当該条件によるデータの抽出ができること。また、その検索条件を履歴として残すことができ、一部の条件を変更して再利用ができること。」と規定されている。
1312	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.1 EUC機能ほか	—	なし	続柄、筆頭者より仕様により可能な範囲で保護者、配偶者を想定し、当該項目を算出する機能	業務効率の向上	アンケートを想定する場合、保護者等を想定した抽出区分を持つ必要がある。	対応なし	対応なし。 保護者等の想定については住民記録システムの範疇外であるため。
907	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.1 EUC機能ほか	—	【考え方・理由】以下の帳票を作成することを操作例として含めるよう留意すること。	【考え方・理由】以下の帳票を作成することを操作例として含めるよう留意すること。 ・期間を指定した巡回異動かつ続柄の変更を伴う対象者の一覧	法令への対応	自治体中間サーバーへの住民票関係情報に係る副本登録にあたり、巡回異動かつ続柄の変更を伴う対象者に関して不要な続柄が中間サーバーに登録されてしまうケースがある（下記参照）ため、中間サーバー上の情報整備を適正に行うために漏れなく対象者を検知、確認できる機能が必要である。EUC機能にて代替できると考えるが一例として明示していただきたい。 例) 離婚届と同時に巡回転居届出の場合 届出日：2022/7/1 離婚の異動日：2022/7/1 転居の異動日：2022/6/20 中間サーバー上 1. ～6/19：妻 2. 6/20～：世帯主 3. 7/1～：同居人 上記3レコードが保持されるが、不要である3の続柄同居人のレコードを手作業で削除する必要がある。	対応なし	対応なし。 デジタル庁が規定する仕様書横並び調整に従い、当該記載箇所は削除した。
568	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理	—	(1) <ログの取得>個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること	「個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために」を「個人情報や機密情報の漏えいを防ぐとともにシステム操作による不正閲覧等を防ぐために」に修正する。	業務精度の向上	情報セキュリティ対策は外部からの脅威だけでなく、内部にある脅威にも対応する必要があるため。	対応なし	対応なし。 「個人情報や機密情報の漏えい」といった表現で読み込めるため。
1313	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理	—	なし	「個」ボタンを画面に配置し、初期状態では、個人番号を表示せず、当該ボタンを押下することにより個人番号を表示する機能。これにより照会したことをアクセスログと	都道府県報告への対応	実装しないと権限がない職員も個人番号を節欄可能になってしまう。	対応なし	対応なし。 職員のシステム利用権限管理ができることとしており、必要に応じて設定されたい。なお、画面要件については本仕様書の対象外である。
1314	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理	—	なし	職位、職権単位でアクセス権限を設定できること	自治体個別の条例・政策などの対応	支援措置やマイナンバー等、担当以外の職員に権限を持たせることは、秘密漏洩につながる恐れがある。	対応なし	既に対応済み。 【標準オプション機能】として規定されている。
1021	情報政策担当課	第3章機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	—	シングル・サイン・オンが使用できること。	当該システムを利用する端末へのログインの際に利用する認証情報取得ソフトウェアと連携し、シングル・サイン・オンでシステムが使用できること。	業務効率の向上	「認証情報取得ソフトウェア」と記載することにより、認証ソフトウェアとの連携を義務づけ、統一した利用者認証を実施することにより、費用の抑制及び事務効率の向上が期待できる。また、自治体毎に個別調整が不要となるよう、予め、連携確認済ソフトウェアを記載することも必要ではないか。	対応なし	対応なし。 実装方式については複数考えられることから、仕様書においては規定しない。なお、デジタル庁が規定する仕様書横並び調整に従い、当該記載については【標準オプション機能】に変更される。
1315	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	—	なし	日直用、支援措置責任者など、事務運用を鑑み共通ユーザを設け、操作者個人を特定できないことを許容する。	自治体個別の条例・政策などの対応	支援措置やマイナンバー等の個人情報を扱っているためデータのユーザ管理が必要	対応なし	対応なし。 個々のシステムの利用者及び管理者を特定することが必要であるため、個人を特定できない権限管理は設定すべきでない。なお、「組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。」自体については、【標準オプション機能】と整理している。
167	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	—	操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。	操作権限はバッチ処理等により一括メンテナンスでできること。	システム上の理由	本市では、年度切替時の操作権限のメンテナンスを、年度単位に操作権限を持つことで、運用により切替を行っています。 権限操作のメンテナンス方法はバックアップシステムにより異なるため、「バッチ処理で」と限定する表記は避けていただきたいです。	仕様書修正	どのような機能により当該メンテナンス機能を満たすかについては実装にゆだねても良いと考えるため、【考え方・理由】において「操作権限はバッチ処理等で一括メンテナンスできることとする」と修正する。
1316	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	—	なし	タイムアウト機能として無操作で一定時間後にシステム画面をロックすること。また解除時の画面展開を初期画面に戻ることやロック時の画面のままとするかなどを設定できる	自治体個別の条例・政策などの対応	個人情報の漏洩防止に必要な機能	対応なし	対応なし。 画面要件については本仕様書の対象外。
1321	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	—	なし	システムの操作方法や運用方法等について、冊子のマニュアルを有していること。	自治体個別の条例・政策などの対応	端末上のマニュアル管理では端末台数の制限があるため業務上の支障が予想される。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】の整理のとおり。
1317	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	—	なし	「備考」「行政欄」などの項目を表示又は非表示にユーザ権限、端末制限の設定ができること。	自治体個別の条例・政策などの対応	備考欄に個人情報を入れるため、閲覧したい職員だけ見れるようにユーザ権限や端末制限が必要	対応なし	現在の記載で読み込み可。 操作権限として異動処理等の対象を絞ることは実装として可能。なお、「行政欄」といった項目は想定していない。
1318	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	—	なし	発行履歴の編集（修正、削除、追加）ができること	都道府県報告への対応	正確な発行履歴を管理するため必要な機能	対応なし	対応なし。 交付履歴の修正機能については誤作動で削除してしまうことが考えられるため、【実装不可機能】として規定されている。
1319	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	—	なし	メモの入力権限、又はメモの照会権限を設定できる	自治体個別の条例・政策などの対応	メモ欄に個人情報を記録するため権限の設定が必要	対応なし	現在の記載で読み込み可。 操作権限として異動処理等の対象を絞ることは実装として可能。
1320	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理	—	なし	住民記録システムで「学区のみ」「行政区のみ」「投票区のみ」の異動処理ができる権限を設定できること	業務効率の向上	住民記録システムで「学区のみ」「行政区のみ」「投票区のみ」の異動処理ができる権限を設定できない場合、別システムで区別しなければならず、正確な受付には必要	対応なし	現在の記載で読み込み可。 異動処理の対象について、「1.3.5地区管理」において管理されている地区に限定する等も想定される。
269	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.7 印刷	—	「表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。」が【実装すべき機能】として記載がある。	当該機能については【実装してもしなくても良い機能】とする。	自治体個別の条例・政策などの対応	【考え方・理由】に記載のある通り、「画面ハードコピー機能については、情報セキュリティ確保の観点から問題」があり、各自治体の情報セキュリティポリシーにそぐわない可能性があるため。 【実装してもしなくても良い機能】として、実装した上で自治体が利用を選択できることが適当と考える。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】にある整理の通り。
1322	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.7 印刷	—	なし	印刷指示において、「公印無」と印刷指示し白紙で出力すること。また、公印の有無によりプリンタのトレイを都度指定せず、あらかじめ決められたトレイに自動的に出力する機能	業務効率の向上	説明資料として必要であり、印刷方法については、自動設定出ないプリンタの開け閉めが頻繁になり故障の原因や用紙ミスが発生する恐れがある。	対応なし	対応なし。 説明資料の用途が住民票の写しを発行するにあたっての上位者の決裁用と認識。 その場合においても、20.0.1(2)の記載のとおり確認用帳票は画面を直接印刷することが可能であるため当該帳票は不要。
1323	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.7 印刷	—	なし	発行履歴を必要としない帳票や索引簿などの大量印刷処理はプレビュー画面からも発行私事	業務精度の向上	業務上、プレビューからも印刷処理は行うため必要な機能	対応なし	対応なし。 大量印刷処理を行うものなどの印刷画面の遷移については画面要件のため対象外。なお、プレビュー画面の直接印刷は画面の直接印刷を規定している以上可能。

No	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答			
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
25	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.7 印刷	—	証明書を発行する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。	証明書を発行する際のプリンタやトレー（ホッパ）のデフォルト指定ができること。	業務効率の向上	証明書を発行する度にプリンタの指定をするのは効率が悪いため。	仕様書修正	【考え方・理由】に「なお、前回の印刷の際に指定した印刷設定を保持しておく等も想定される」と追記する。
270	住基担当課	第3章 機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込	—	「異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。」と記載がある。	「異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。かつ、 取り込んだデータを基に自動で異動処理又は証明書発行ができること。 」と修正する。かつ、CSVのデータレイアウトや文字情報についてはある程度のルールを記載する。	システム上の理由	【考え方・理由】に記載のある「ICTを活用して住民異動届や証明書の交付申請書の入力を簡略化する」を実現するためには、単に取り込めること、という記載では少し不十分であると考えるため。現状の記載では取り込んだCSVデータのコピー＆ペーストを実現するだけでも要件を満たすことになるが、簡略化するためには異動処理や証明書発行の自動化が必要。そのため、どのような方法でCSV形式とするかについては様々な技術を選択できる余地を残した上で、データレイアウトや文字情報についてはある程度の取り決めを記載しても良いのではないかと考える。	対応なし	対応なし。 「取り込めること」の記載で当該機能も読み込める。
774	住基担当課	第3章 機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込	—	10.8 CSV 形式のデータの取込 【実装すべき機能】P.190 異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV 形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法で CSV 形式になったデータを取り込むことができればよい。	以下の 〈 〉 内の文言に修正してはいかがでしょうか。 10.8 CSV 形式 〈等〉 のデータの取込 【実装すべき機能】P.190 異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV 〈またはXML〉 形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法で CSV 〈またはXML〉 形式になったデータを取り込むことができればよい。	システム上の理由	取り込むデータはCSV形式に限らず、XML形式等の構造化されたデータにも対応できることが望ましいと考えます。	対応なし	対応なし。 規定された形式で対応されたい。
645	住基担当課	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	追加	「世帯主・世帯主日以前の異動となります。」のアラート項目の追加。	業務効率の向上	遡った異動日で届出がされることを想定し、庁内他業務連携等（国保等）を考慮し、アラートの追加を要望する。	対応なし	対応なし。 ある程度想定される異動であるため。
739	住基担当課	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	「既に住所を有する住民がいる住所に、転入又は転居の登録をした場合」にアラートが出るとの記載がある。	当該機能は「実装しない機能」として修正する。	業務効率の向上	既に住所を有する住民がいるかどうかについては、受付時に聞き取りを行っているため、入力時にアラートが出る必要はない。また、既に住所を有する住民がいると判明した場合も、その度に詳しい聞き取りを行うことは異動者の混乱を招くと考えられるため現実的ではない（異動者に、該当者の個人情報伝えることができない等の事情があるため）。毎回アラートが出ると、その混乱を助長する可能性がある。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載のとおり。
875	住基担当課	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	【アラート番号34】「既に住所を有する住民がいる住所に、転入又は転居の登録をした場合」	当該アラートを、「登録」の時点ではなく、「住所検索」をした時点で「住登者」である場合に表示するようにする。 なお、当該アラートの表示を権限によって制御できるようにする。	住民サービスの向上	当該アラートを最終的な「登録」時点で把握した場合、住民は既に窓口での手続きを終了しているため、訂正するための対応が困難となる。そのため、窓口対応における「住所検索」時点でアラートを表示し、窓口対応時点で検知することが重要である。なお、住所検索において、検索結果が「住登者」でない場合は当該アラートの表示は不要である。 加えて、権限設定により、異動担当部署であれば検索時点で表示し、照会のみ行う部署であれば当該アラートを表示しないといった制御を行うことが望ましい。	軽微修正	以下に修正する。 「既に住所を有する住民がいる住所に、転入又は転居の登録をしようとした場合」
778	住基担当課	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	【アラート項目】№11 P.203 死亡日を不詳日又は暦上日以外の年月日とする異動処理の場合 表示メッセージ例：不詳日又は死亡日に存在しない日付が設定されていますが、よろしいですか。	表示メッセージ例の 〈 〉 内の文言は不要と思われる。 【アラート項目】№11 P.203 死亡日を不詳日又は暦上日以外の年月日とする異動処理の場合 表示メッセージ例：〈不詳日又は〉死亡日に存在しない日付が設定されていますが、よろしいですか。	業務精度の向上	死亡日の妥当性チェックであるため、表示メッセージ例にある「不詳日又は」の文言は不要と考えます。	軽微修正	「死亡日に存在しない日付又は不詳日」に修正する。
779	住基担当課	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	【アラート項目】№12 P.203 生年月日を不詳日又は暦上日以外の年月日とする異動処理の場合 表示メッセージ例：〈不詳日又は〉生年月日に存在しない日付が設定されていますが、よろしいですか。	左記の表示メッセージ例の 〈 〉 内の文言は不要と思われる。 【アラート項目】№12 P.203 生年月日を不詳日又は暦上日以外の年月日とする異動処理の場合 表示メッセージ例：生年月日に存在しない日付が設定されていますが、よろしいですか。	業務精度の向上	生年月日の妥当性チェックであるため、表示メッセージ例にある「不詳日又は」の文言は不要と考えます。	軽微修正	「生年月日に存在しない日付又は不詳日」に修正する。
780	住基担当課	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	【アラート項目】№15 P.204 日本人住民について、同世帯で「父」「母」が重複している場合 表示メッセージ例：続柄が重複しています。実親と養親が同世帯にいますか。 【アラートとした考え方・理由】№15 P.210 なお、「夫」「妻」については、重複はありません。そのためエラーとするが（エラー16 参照）、「父」「母」については、養親と実親が同世帯にいる場合等があり得るため、エラーではなくアラートとする。	以下の 〈 〉 内のように、日本人住民に限定したアラートである旨を追記し、エラー番号「16」を「18」に修正。 【アラートとした考え方・理由】№15 P.210 なお、〈日本人住民の〉「夫」「妻」については、重複はありません。そのためエラーとするが（エラー 〈18〉 参照）、「父」「母」については、養親と実親が同世帯にいる場合等があり得るため、エラーではなくアラートとする。	業務精度の向上	【アラートとした考え方・理由】に、日本人住民に限定したアラートである旨を表記し、エラー番号の誤記を修正してはいかがでしょうか。	軽微修正	エラー番号について修正する。 また、【考え方・理由】についても修正後案に修正する。
781	住基担当課	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	【アラート項目】№32 P.206 外国人住民について、住居地届出の届出日が、異動日から 15 日以上経過している場合 表示メッセージ例：住基の届出から 15 日以上経過しています。 【アラートとした考え方・理由】№32 P.212 14 日以内に届出が出されていない場合は、転出地に対して居住の実態を確認し、他の市区町村を経由していないか確認する事務が発生するため。	（削除）	業務精度の向上	このアラートの目的が不明確です。 このアラートは「住基法の届出」の後に「入管法の住居地届」があった際のケースでしょうか。「住基法の届出」の後に「入管法の住居地届」があり14日を経過していたケースとしても、転出地に対して居住の実態を確認し、他の市区町村を経由していないか確認する事務は求められていないと認識していますので、削除される内容を詳細に記載していただくをお願いします。	仕様書修正	ご指摘のとおり、当該事務は想定されないことから削除とする。
782	住基担当課	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	【アラート項目】№33 P.206 中長期在留者又は特別永住者の転入で在留カード欄に入力せずに確定した場合 表示メッセージ例：在留カード等が入力されていません。在留カードが未交付の外国人ですか。 【アラートとした考え方・理由】№33 P.212 注意喚起を行い、入力漏れを防ぐためにアラートとする。	アラートではなく、エラー項目と考えます。	業務精度の向上	中長期在留者又は特別永住者にあつては、在留カード等の番号は住民票の必須記載事項とされているため、エラー項目とすべきと考えます。 なお、在留カード等の後日交付者については、出入国在留管理庁により、在留カード等の後日交付者である旨と在留カード等の番号が旅券に記載（シールの貼付）されると承知していますので、その記載が確認できないものは、住民基本台帳の対象外と判断する以外にないと考えます。	仕様書修正	要領第4－2－(1)－イにて、「法第30条の46の転入の届出、法第30条の47の届出については、在留カード等の提示が義務付けられている。」とされていることを踏まえ、エラー項目に以下を追加する。 「中長期在留者、特別永住者の国外転入で在留カード番号欄等に入力せずに確定した場合は：在留カード番号等が入力されていません。」

No						意見詳細				回答	
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
783	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	【アラート項目】№43 P.207 住民記録システム上、個人番号カードの交付を受けていない住民について、特例転入を利用した転出を行う場合 表示メッセージ例：システム上、対象者は個人番号カードの交付が確認できないため、特例転入を利用した転出を行えません。対象者は個人番号カードを持っていますか。 【アラートとした考え方・理由】№43 P.212 カードの保有情報と連携して特例転入の可否のチェックが行われないと、確認作業に時間を要したり、誤って転出証明書による通常の処理を行ってしまい、特例転入の取扱いが受けられなくなったりするため。 なお、住基ネットからカード発行状況を即時に取得できない場合等、住民からカードの保有状況を聞き取り、特例転入の処理を行う場合もあるため、エラーではなくアラート	以下の「{}」内の文言に修正してはいかがでしょうか。 【アラートとした考え方・理由】№43 P.212 カードの保有情報と連携して特例転入の可否のチェックが行われないと、確認作業に時間を要したり、誤って《特例転入を利用した転出による処理を行ってしまった場合、転入届の手続きができなくなってしまう》ため。 なお、住基ネットからカード発行状況を即時に取得できない場合等、住民からカードの保有状況を聞き取り、特例転入《を利用した転出》の処理を行う場合もあるため、エラーではなくアラートとする。	業務精度の向上	このアラートは個人番号カードの交付を受けていない者が特例転入を利用した転出を行う際のものであるため、【アラートとした考え方・理由】の内容を、「誤って特例転入を利用した転出による処理を行ってしまった場合、転入届の手続きができなくなってしまう」と修正し、「特例転入の処理」を「特例転入を利用した転出の処理」に修正した方が望ましいと考えます。	仕様書修正	修正後案に修正する。 当該アラートは、マイナンバーカードを有していない者が特例転入をしようとした場合に発出するものであるため、【考え方・理由】には、誤って特例転入を利用した転出をしようとする転入手続きが受けられなくなる旨を記載すべきであるため。
776	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	【アラート項目】№8 P.203 日本人住民について、本籍又は筆頭者欄が未記載の場合 表示メッセージ例：本籍又は筆頭者が入力されていません。 【アラートとした考え方・理由】№8 P.209 《続柄は住基ネットへの連携項目でないため、誤入力に気づく契機が少ないにもかかわらず、現在では情報照会の項目として使用されており、誤入力の場合の影響が大きいため。 なお、》外国人の場合は本籍・筆頭者欄は元々入力する必要がないため、抑止対象から外す。また、日本人の場合も戸籍のない子供の場合は本籍・筆頭者欄は空欄	左記の「{}」内の記載は誤記と思われるので削除してはいかがでしょうか。 【アラートとした考え方・理由】№8 P.209 外国人の場合は本籍・筆頭者欄は元々入力する必要がないため、抑止対象から外す。また、日本人の場合も戸籍のない子供の場合は本籍・筆頭者欄は空欄となるため、エラーではなくアラートとする。	業務精度の向上	このアラート項目は本籍・筆頭者に関するものですので、誤記と思われます。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
777	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	【アラート項目】№9 P.203 転入前住所が未記載の場合 表示メッセージ例：転入前住所が入力されていません。 【アラートとした考え方・理由】№9 P.209 転入前住所は住所設定の場合は空欄ではなく「不明」と入力することとしており（4.2.1.1参照）、海外に住んでいた日本人が転入した場合は、海外の住所を入力することとなっているため、転入前住所が空欄となるケースは限定されることから、注意喚起が必要であるため。 なお、出生等によりそもそも転入前住所が存在しない場合もあるためエラーではなくアラートとする。	以下を追記願います。 【アラートとした考え方・理由】№9 P.209 また、転入前住所の入力を要しない異動パターンを「住民種別」及び「異動事由」等を用いて確実に自動判定できる場合は、当該アラートを表示しないことも許容する。	業務精度の向上	転入前住所の入力を要しない異動パターンを「住民種別」及び「異動事由」等を用いて確実に自動判定することが可能であるため、アラートを表示しないことも許容していただくよう検討をお願いします。 法第30条の46の届出（外国人住民の入国等）、法第30条の47の届出（中長期在留者となった旨の届出）、出生、出生転入等、年間約1万2千件を超える届出があるため、不要なアラートは表示しない方が望ましいと考えます。 第2.0版(案)の意見照会#615において、「住民票に前住所の記載を要しないものかどうかの判断がおこなえないため、住民票に転入前住所が未記載の者は統一的にアラートを発出せざるを得ない。そのため、対応なし。」とされましたが、自動判定が可能であり自治体の事務処理の効率化に寄与するため、再度ご検討をお願いします。	対応なし	対応なし。 アラートを表示して入力ミスを防ぐことに利点があると考えられる。 なお、#828のエラー等を利用し、選択した異動事由に適さない項目（例えば出生における転入前住所等）について、そもそも入力不可とすることで入力を抑止することは可能である。
873	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	【エラー番号20】「支援措置対象者の個人情報について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合」	エラーではなくアラートとする。	業務効率の向上	異動処理、照会処理を行う度に支援措置責任者へ連絡し、抑止解除をする運用は、煩雑になり過ぎて大変困難であるため、エラーではなくアラートにしていきたい。	対応なし	対応なし。 支援措置対象者の情報は機微なものであるため、正確を期す必要があるため。
874	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	【エラー番号5】「市区町村内で個人番号の入力が重複している場合（二重付番を防ぐため）」	削除		【エラー番号5】は【エラー番号3】「住民記録システム内のデータにおいて、住民票コード、個人番号、在留カード番号が一致する者がいた場合」に含まれると思われるため不要。	対応なし	【考え方・理由】に以下説明がある通り、別のエラーとして設定している。 「3のエラーのみでカバーできるのではないか」との意見もあったが、実際に別人に付番されている個人番号と取り違えた場合にはチェックデジットでは防げないこと、本エラーは全ての準構成員が既に実装しており、費用面での問題も小さいと考えられることから、3とは別のエラーとして実装する。」
775	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	【エラー項目】№17 P.196 日本人について、16歳未満の続柄を「妻」と入力した場合※2024年4月1日以降は18歳 表示メッセージ例：16歳未満のため、妻を選択することはできません。 ※2024年4月1日以降は18歳 【エラーとした考え方・理由】№17 P.200 ※民法改正により2022年4月1日以降は18歳に引き上げたことが留意、2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも結婚することができるとされていることも鑑み、2024年4月1日以降に18歳未満の場合エラーとする。 【エラーとした考え方・理由】№17 P.200 ※民法改正により2022年4月1日以降は18歳に引き上げたことが留意、2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも結婚することができるとされていることも鑑み、〈18歳未満且つ平成18年（2006年）4月2日生まれ以降の者は〉エラーとする。	以下の「{}」内のとおり修正した方が望ましいと考えます。 【エラー項目】№17 P.196 日本人について、〈18〉歳未満の続柄を「妻」と入力した場合〈（経過措置対象者を除く）〉 表示メッセージ例：〈18〉歳未満のため、妻を選択することはできません。〈（経過措置対象者を除く）〉 【エラーとした考え方・理由】№17 P.200 ※民法改正により2022年4月1日以降は18歳に引き上げたことが留意、2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性は引き続き18歳未満でも結婚することができるとされていることも鑑み、〈18歳未満且つ平成18年（2006年）4月2日生まれ以降の者は〉エラーとする。	業務精度の向上	このチェック内容では2022年4月1日時点で15歳であった者が16歳になった際にエラーにならないため、生年月日を加えて判定するように修正すべきと考えます。	対応なし	対応なし。 当該エラーを発生すべき対象者についてはあくまで経過措置であり数も少ないと想定されることから、機能を設けず、運用で確認すること。
826		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	○アラート項目一覧	「異動入力において、日本人住民に対して外国人住民のみ入力必須項目が入力されていた場合（外国人住民に対して日本人住民のみ入力必須項目が入力されていた場合）」 というアラートを追加する	業務精度の向上	例えば転入の際、日本人住民であるのに在留カード番号が入力されている場合は明らかな入力ミスである。入力ミスを防ぐためアラート項目として追加していただきたい。	仕様書修正	エラー項目として追加する。 「異動入力において、日本人住民に対して外国人住民のみ記載される項目が入力されていた場合、又は外国人住民に対して日本人住民のみ記載される項目が入力されていた場合：入力された住民種別に合致しない項目が入力されています。」
823		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	○アラート項目一覧	「法第30条の47届出の際に転入前住所が入力されていた場合」 というアラートを追加する	法令への対応	住民基本台帳事務処理要領第2-1-(2)-コに、「法第30の46及び法第30条の47に基づく届出をした者については、記載を要しない」とある。空欄として登録することがほとんどであると考えられるため、入力されていた場合は入力ミスである可能性が高くアラート項目として追加していただきたい。	仕様書修正	以下アラートを追加する。 「外国人住民の国外転入等において、転入前住所が入力されていた場合：外国人住民の国外転入等において、転入前住所が入力されています。よろしいですか。」
828		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	○エラー項目一覧	「国外転出ではない転出のときに、転出先住所に（予定）に国外住所を入力している場合」 というエラーを追加する	業務精度の向上	左記については明らかな入力ミスのため、入力ミスを防ぐためアラート項目として追加していただきたい。	仕様書修正	エラー項目として追加する。 「入力された異動事由に適さない項目が入力された場合：入力された異動事由に合致しない項目が入力されています。」
822		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	○エラー項目一覧	「通称を記載した年月日が通称を削除した年月日より大きい場合」 というエラーを追加する	業務精度の向上	通称履歴のなかで、ある通称が記載されて削除されている場合は、記載した年月日は削除した年月日より常に過去の日付である。ありえない関係の日付は入力できないようにした方が、職員の確認も減るためエラー項目として追加していただきたい。	仕様書修正	エラー項目として追加する。 「前後関係のある日付において逆転する日付が入力された場合（例） ・転出年月日（予定）が住所を定めた年月日以前である場合 ・死亡の異動日が「住民となった日」「住所を定めた日」以前である場合 ・通称を削除した年月日が通称を記載した年月日以前である場合 ・支援措置の終了年月日が支援措置の開始年月日以前である場合 等 「入力された日付が正しくありません。」
811		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	なし	エラー項目…転出異動日以外で未来の日付が入力された場合。また前後関係のある日付項目でありえない日付が入力された場合。 メッセージ例…入力された日付が正しくありません。	業務精度の向上	例えば、通称の登録日がひとつ前の削除日より過去の日付になるなど関係する日付項目間で齟齬が出ないようにする必要がある。 アラート27で異動に関しては記載があるが、通称の登録日についても対象としていただきたい。	仕様書修正	同上 なお、異動日については、「異動日は、転出を除き、処理当日以前の日のみを入力できること。」とされているためエラーは発生しない。
824		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	○アラート項目一覧	「転出年月日（確定）が住所を定めた年月日以前の場所」 というアラートを追加する	業務精度の向上	左記の状況があった場合に転入通知情報取込エラー一覧に記載されることも望む。さらに、実際にシステムを操作する際にアラートで表示されることで、転出先との状況確認を忘れずに行えるためアラート項目として追加していただきたい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「転入通知情報については、転入通知情報取込エラー一覧表を作成・出力できること」としており、当該機能の中で確認されたい。
1007	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	—	○エラー項目一覧、【考え方・理由】のエラー番号18に「なお、「父」「母」については、アラートとする（考え方についてはアラート14参照）。」と記載がある。	「（考え方についてはアラート14参照）」を（考え方についてはアラート15参照）に修正する。	業務精度の向上	記載誤りのため。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応

意見詳細										回答	
No	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
646	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	20 支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合	20 支援措置対象者の個人について、異動処理、 照会処理 を実行しようとした場合	業務効率の向上	照会処理についてエラーとすると、受付時に本人確認すらできなくなる。照会処理については、アラートとして欲しい。	対応なし	対応なし。 照会処理がアラートにて可能になってしまう場合、画面の直接印刷が可能となってしまうことや、誤って交付してしまうことを防ぐためにもエラーとすることは有効。
1038	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	項番11.1.1のエラー番号20	項番11.1エラー番号20 エラーからアラートへ変更	住民サービスの向上	機能要件番号3.1では、エラーは表示されるが処理可と設定できるとなっているが、項番20ではエラー解除をしなければ異動処理、照会処理を行えないように読み取れる。どちらが正しいのか？処理不可だと業務が停滞するため、異動処理、照会処理に関してはエラーではなく、アラートにしてほしい。	対応なし	同上 「 3.1異動・発行・照会抑止 」における「（エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理可（抑止なし））」について、誤解を招く表現となっているため削除する。
438	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	40 同一住所（地番）の家屋へ異動する場合	40 同一住所（地番）の家屋へ異動する場合（方書登録してある住所の場合は表示しない）	業務効率の向上	集合住宅内での同一住所の異動の場合は、アラートは不要となる。	対応なし	対応なし。 集合住宅内での同一住所の異動についても稀であると考えられ、ミスを防ぐためにもアラートは必要。
810		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	アラート番号16 アラート項目…誤記修正を行った住民票の除票の写しの発行処理を行う場合 表示メッセージ例…必要に応じて、請求者にこの旨を説明してください。	アラート番号16 アラート項目を「誤記修正を行った住民票の除票の写しの発行時に誤記に関する記載を行う場合」とするか表示メッセージ例を削除	住民サービスの向上	過度な注意喚起となり誤解を招くおそれがあるため修正もしくは削除を希望する。 本人が誤記を知っている場合もあるため必要以上のアナウンスはトラブルのもとになる。	対応なし	対応なし。 除票における誤記修正については、必ず異動履歴として記載する必要がある。そのため、除票において誤記修正した旨については説明が必要。 なお、「除票となつてから誤記修正を行った…」に修正する。
818		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	エラー2 氏名の入力について、空白が2文字以上連続で含まれている場合	エラー2 氏名の入力・住所（方書）・通称・カナについて、空白が2文字以上連続で含まれている、また最初や最後に不要な空白がふくまれている場合	システム上の理由	連携エラーになる可能性があるため。また住民基本台帳の記録の正確性を保つため。	仕様書修正	以下に修正する。 「氏名等の全角文字列入力項目において、空白が2文字以上連続で含まれている、最初や最後の文字が空白である、又は入力不可文字が含まれている場合：全角文字列入力項目において、不要な空白又は入力不可である文字が含まれています。」
821		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	○エラー項目一覧	「氏名・通称・氏名のカタカナ表記について、全角で入力すべき域に全角で入力されていない場合」というエラーを追加する	業務精度の向上	氏名・通称・氏名のカタカナ表記について全角以外で入力した場合は入力ミスである。職員が視覚的に認知するよりもシステム上エラーで判断されるほうが効率が良いため、エラー項目として追加していただきたい。	仕様書修正	以下エラーを追加する。 「項目表記ルールに沿わない表記（全角項目における全角以外、カタカナ項目におけるカタカナ以外等）による入力が行われた場合：項目表記ルールに沿わない表記で入力がなされています。」
819		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	エラー29 新住所を入力する画面で、自治体コード又は市区町村名が入力されていない場合	エラー29 新住所を入力する画面で、自治体コード又は市区町村名が入力されていない、または存在しない自治体コードが入力されている場合	システム上の理由	ただしい通知を送ることができないため。（当区現行ではコードは自動入力されるが、その後データをさわることもできる）	対応なし	既にアラート項目として対応済み。 「存在しない町・字コードが入力された場合」といったアラートを設けている。 ただし、デジタル庁の規定に伴い、自治体コードが市区町村コードと町字コードに分かれたことから、「存在しない市区町村コード又は町字コードが入力された場合」といったアラート項目に修正する。
815		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	エラー3 エラー項目…住民記録システム内のデータにおいて、住民票コード…	エラー3 エラー項目…住民記録システム内のデータおよび入力中の同処理内他異動者において、住民票コード…	業務精度の向上	複数世帯の異動時に誤って入力してしまうことを防ぐため。	対応なし	対応なし。 個人単位のデータ入力に関するエラーとして表現しているが、複数人の異動者として同時に入力される場合も当然に当該エラーは入力中の同処理内他の者に対しても適用される。 なお、仮登録となっている者も含むことをわかりやすく伝えるため「住民記録システム内のデータ（仮登録の状態の者を含む）」に修正する。
1140	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	記載なし	エラー項目一覧に、「国籍喪失においては、届出日から60日を経過する異動日の入力について警告表示する機能」を追加。	業務精度の向上	当該項目により、職権消除しなければならぬ者の処理漏れを防ぐことができるため。まず、国籍喪失届が出されると、日本人から経過滞在者として住民登録される。次に、その情報を市から入管へ通知し、後日、入管から市へその者の外国人としての情報が通知され、住民登録に反映させる。そこで、入管から市へ通知がなく、経過滞在者の状態のまま、60日を経過した者については、入管法により住民票を消除する必要がある。そのため、経過滞在者の状態で60日以上経過している者のことを何かしらの異動処理で入力する際には、システム上警告しなくてはならない。	仕様書修正	出入国管理及び難民認定法第22条の2を踏まえ、エラー項目に以下を追加する。 「出生又は国籍喪失による経過滞在者において、出生又は国籍喪失の届出から60日以上経過した者において異動処理を進めようとした場合：出生又は国籍喪失から60日以上経過しています。」
1142	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	記載なし	エラー項目一覧に、「出生または死亡においては、現在の日付から1カ月を経過する異動日の入力について注意喚起する機能 また、出生および死亡以外においては、現在の日付から3カ月を経過する異動日の入力について注意喚起する機能」を追加。	業務効率の向上	当該機能により、誤登録を防ぐことができる。出生日や死亡日の誤入力によって、C Sの修正や他課へ影響が多いため、慎重に入力する必要がある。	仕様書修正	アラート項目に以下を追加する。 「異動において、処理日より指定した日数以上前の異動日又は届出日等が入力されている場合：異動日又は届出日等から相当期間経過しています。よろしいですか。」 「異動日等の誤りを防ぐために注意喚起が必要であるため。なお、日数については個々の事案に応じて設定できることとし、記載及び消除の事由と修正の事由で日数を分けることも可能とする。」
1155	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	記載なし	国外転出者の異動において、「国外転出のため転出証明書は発行できません」と表示すること。	業務精度の向上	転出証明書を自動発行する仕様となる場合は、自動で発行されないことに対して入力者が戸惑わないで済むため実装すべきである。自動発行しない場合でも、発行されないことを確認するために実装すべきである。	対応なし	対応なし。 国外転出の場合には転出証明書が出力されないことは当然であり、アラートとして表示することで逆に混乱を招く可能性があるため。
1154	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	記載なし	住民基本台帳カード、またはマイナンバーカード保持者を含む転出の場合であって、特例転出を選択しない転出の場合、その旨の注意表示をおこなうこと。	業務精度の向上	入力誤りを回避するために実装すべきと思われる。実装しない場合、誤って通常の転出で入力したにもかかわらず転出証明書を交付しないミスが発生する可能性がある。	対応なし	既に対応済み。 全国照会版のアラート番号43において、「個人番号カード保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合」アラートを表示することとしている。
814		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	なし	アラート項目…異動を伴う世帯に転出予定者（予定日未達）が含まれているとき メッセージ例…異動を伴う世帯に転出予定者（予定日未達）が含まれています。異動を継続してよろしいですか。	システム上の理由	既に発行している証明書と齟齬が生じる。転出を取りやめて転居後に証明書を発行するか、残る人のみで転居を行うか実際の居住実態を確認する必要がある。また転出に伴って世帯主	仕様書修正	当該アラートを追加する。
817		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	なし	アラート項目…氏名と同じ旧氏もしくは通称が入力されたとき メッセージ例…氏名と同じ旧氏(通称)が入力されています。	法令への対応	ありえないので。	仕様書修正	以下エラーを追加する。 「氏名の同一の通称が入力された場合：氏名と同一の通称が入力されています。」 旧氏については現在称している氏と住民票に記載されている旧氏が同一になる場合はあり得るため対応なし。
816		第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－	なし	アラート項目…転出時に自市区町村が選択されたとき メッセージ例…転出時に自市区町村が選択されています。	システム上の理由	ありえないが、現行では入力できる仕様になっているため。	仕様書修正	以下エラーを追加する。 「転出処理において、転出先住所に自市区町村の町字コードが入力された場合：自市区町村の町字コードが入力されています。」
861	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	－		異動事由「誤記消除」「異動取消（増）」の入力の際、異動日を住民登録日以降の日付にした場合 表示メッセージ例 「住定日と異なりますが、よろしいでしょうか？」	業務精度の向上	「誤記消除」は職員によるミス、「異動取消（減）」は虚偽・錯誤のよる取り消しの際に使用する。 この2つについては住定日（住民票への記載日）まで遡って消除する必要があるケースがほとんどである。 処理日同日付で入力したとしてもその除票を発行することはほとんど無いため住民票としては問題ないが、住記副本への連携において異動日から誤記消除（または異動取消（減））まで資格が発生したような履歴が残ると考えられる。できれば住定日（住民票への記載日）まで遡って消除することが望ましい。	仕様書修正	アラート項目に以下を追加する。 「異動事由において「異動の取消し（増）」が選択されている場合に異動日として消除年月日が入力されていない、又は「異動の取消し（減）」の場合で異動日に住民となった年月日を選択されていない場合」 「異動事由において「異動の取消し（増）」が選択されている場合に異動日として消除年月日が入力されていない、又は「異動の取消し（減）」の場合で異動日に住民となった年月日を選択されていせん。よろしいですか。」

No	発出者					意見詳細			修正案、ご意見の理由		回答	
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答	
862	住基担当課	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—		下記条件に合致する場合、アラートメッセージを出力する ①続柄が子 →世帯主より生年月日が小さい（早く生まれている）または同日 ②続柄が父または母 →世帯主より生年月日が大きい（遅く生まれている）または同日 ③続柄が兄または姉 →世帯主より生年月日が大きい（遅く生まれている） ④続柄が妹または弟 →世帯主より生年月日が小さい（早く生まれている）	業務精度の向上	理論上入力することがない続柄の入力を防ぐため。 養子縁組をしている場合は年齢が近いまたは同じ「世帯主-子」の関係が想定されるが、民法793条で年長者を養子とすることができないと規定されており、この年長者は「一日でも早く出生している人」と解釈されている。	仕様書修正	以下アラート項目を追加する。 「世帯主よりも早く生まれている場合に続柄が「子」と入力されている等、生年月日の順と続柄の順が世帯内で合致していない場合：生年月日の順と続柄の順が世帯内で合致していません。確認してください。」	
289	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	（図1）（図2）	最終住民登録地、住居地届出区分の入力があつた際に、記載する。	業務精度の向上	最終住民登録地や住居地届出区分の入力を行うことがあるが、その異動項目についても確認用帳票に記載されていることで、決裁誤りを抑制することができるため。	対応なし	対応なし。 「※なお、当該イメージ図はあくまで例示であり、画面要件は本仕様書の対象範囲外であることに留意。」と記載している。	
1063	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	【実装してもしなくても良い機能】記載がない	・「介護負担額認定通知書」	住民サービスの向上	転出時に、介護認定通知書を発行し交付することにより、転入後の介護手続きがスムーズに行え、市民の利便性が向上する。	対応なし	対応なし。 住民記録システムの範囲外であるため。	
1064	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	【実装してもしなくても良い機能】記載がない	・「市民のみなさんへ」（手続き案内一覧）	住民サービスの向上	転入・転出・転居等の住民異動に來庁した市民に対し、福祉情報、介護認定情報、税情報、印鑑登録情報等、個人の情報に応じた、手続き一覧が発行できることにより、異動に伴う必要な行政手続きを、的確に案内できるようにする。	対応なし	対応なし。 住民記録システムの範囲外であるため。	
940	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	【実装しない機能】住民票除票（原票）を出力する機能	【実装すべき機能】住民票除票（原票）を出力する機能 ※本機能を実装しない場合、職権消除者からの転出届への対応は、「戸籍謄本」と「戸籍附票」を添付するよう案内することになるのか。	法令への対応	住民基本台帳事務処理要領第4－3－（4）には「転入届に添付すべき書類として発行した旨記載した転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを交付する。」との記載がある。 当市では職権消除により除票となり、5年を経過していない住民に対して「除票（原票）」を交付していた。	対応なし	対応なし。 事務処理要領にも記載のとおり、当該ケースでは転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを交付することが適当である。	
553	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	【実装しない機能】住民票（原票）	住民票（原票）を【実装しない機能】から【実装すべき機能】にしてほしい。	業務精度の向上	戸籍届書審査業務の実施にあたり事件本人又は届出人の住所、本籍（管外）の確認帳票として住民票原本を使用しているため。	対応なし	対応なし。 原票ではなく、必要に応じて確認用帳票として画面を直接印刷できることとしているため当該帳票を利用された。	
508	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	【実装しなくても良い機能】・支援措置期間開始通知	削除。 「・支援措置期間開始通知」を【実装すべき機能】に追加する。	業務効率の向上	住民記録システム内に構築されたデータベースから通知を出力することで、業務効率及び精度が向上するため。	対応なし	対応なし。 電話等、より即時性を重視した対応も想定されるため。	
411	事業者	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	【実装してもしなくても良い機能】各様式・帳票	各様式・帳票の名称のみが記載されているが、どのような用途を想定したものなのか、簡易な説明を追記していただきたい。	法令への対応	【実装しない機能】に「【実装すべき機能】又は「実装してもしなくても良い機能」に示す以外の様式・帳票について、出力できること。」とある。「実装してもしなくても良い機能」に記載の各様式・帳票について、標準様式は定めないことは承知しているが、どのような用途に用いるものなのか共通認識を得られる記述しておく必要があると考える。 （例えば「出入国在留管理庁長官通知情報特別永住者保留リスト」について、名称のみでは用途が分かりにくい）	軽微修正	対応する機能要件の章項目名を補記する。	
786	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	【実装してもしなくても良い機能】P.216 以下の様式・帳票について、出力できること。	【実装してもしなくても良い機能】以下の様式・帳票について、出力できること。 ・汎用証明書	住民サービスの向上	区市町村では「不在住証明書」、「行政証明不発行通知」、「在留カード等の持参がなかった者への通知」等、住基法にないものを行政証明や個別通知で対応しています。これらの様式については、区市町村によって異なりますが、住民サービスの向上及び事務の効率化が図られるため、区市町村が汎用的に使用できる証明発行機能を【実装してもしなくても良い機能】として実装していただくよう要望します。	対応なし	対応なし。 自治体独自の行政証明については住民記録システムの対象外。	
938	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	各種様式・帳票の発行	各種様式・帳票の発行の拡大	外部機関への対応	住民記録システムから住民基本台帳届出期間経過通知書等を出力できる機能の追加	対応なし	既に対応済み。 「届出期間経過通知書」は【標準オプション機能】として規定されている。	
702	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	仮登録内容の確認用帳票が印刷できない。	実装してもしなくてもよい機能に「仮登録内容の確認用帳票」を追加する。	業務精度の向上	画面を直接印刷する機能により印刷した帳票では、文字の微妙な違いを判別することは困難であり、誤処理につながるため。	対応なし	対応なし。 20.0.1の【実装必須機能】（2）「仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については、可能な限りペーパーレスで対応するが、必要に応じて画面を直接印刷できること。」の記載のとおり、確認用帳票の印刷は可能。	
896		第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	記載なし	出力できる様式・帳票に「就学通知書」を追加する。	住民サービスの向上	学校教育法施行令5条、6条に基づき、転入を含む通学区域の変更があつた場合、就学通知書の交付が必要であるが、手続日に学校を指定しているため、届出を行った窓口で「就学通知書」の交付をすることが望ましい。そのため、住民記録システムにて「就学通知書」が出力される必要がある。	対応なし	対応なし。 住民記録システムの範囲外。	
648	情報政策担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	記載なし	マイナンバーカードに関する各種申請書（氏名・住所・生年月日・性別入り）の出力機能の実装。	住民サービスの向上	マイナンバーカードに関する各種申請書について、現行システム（MICJET住基）では4情報（氏名・住所・生年月日・性別）入りの申請書を出力可能であるが、標準仕様書では実装されておらず、1件あたりの受付時間が長時間化するため。	対応なし	既に対応済み。 「7.1.1.3カード管理状況」において【実装オプション機能】「個人番号カード交付申請書及び個人番号カード再交付申請書」をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。」としている。	
418	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	住民票（原票）や住民票の除票（原票）は出力しないものとされている。	住民票（原票）や住民票の除票（原票）の出力機能を実装してもしなくてもよい機能に追加する。	業務精度の向上	本登録後に各原票を使って登録内容の確認を行うことで、入力ミスをより高い精度で防げるようになる。市町村の裁量で選べる機能にしていたきたい。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】の整理のとおり。なお、「仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については、可能な限りペーパーレスで対応するが、必要に応じて画面を直接印刷できること。」とされていることから、必要に応じて画面を印刷することは可能である。	
647	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	追加	住民票のレイアウトに寄せた確認帳票イメージ図を確認すると、年齢が表示されていないため、確認帳票に年齢を記載すること	住民サービスの向上	年齢を表示することにより、必要な住民サービス（児童手当等）の確認がしやすくなるため。	対応なし	対応なし。 当該画面イメージ図はあくまで例示であり、画面要件は本仕様書の対象範囲外である。	
908	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般		【実装してもしなくても良い機能】 ・「個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書」 ・「個人番号カード券面変更照会書」 ・「電子証明書発行・更新照会書」 ・「個人番号カード・電子証明書暗証番号再設定通知書兼照会書」を追加する。	業務効率の向上	現在、実装してもしなくても良い機能に追加を求めた書類は全て手作業で作成しており、1件あたり10分程度の作業時間が削減される。 個人番号カードの取得率が100%になった場合、本人が住民課窓口に來庁し手続を行えないケースが頻発することが想定されるため、住民が多い市町村では実装が可能であれば業務効率化が図れるため。	対応なし	以下より対応なし。 督促を行う際に使用する「個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書」及び代理人を通じて手続きを行う際に使用する「個人番号カード券面変更照会書」「電子証明書発行・更新照会書」「個人番号カード・電子証明書暗証番号再設定通知書兼照会書」等の様式は現在、各団体によって住民ニーズや実情に応じて記載内容を定め、使用しているところであり、当該書類の記載内容について若干の差異が生じていることを踏まえると、統一的な様式とすることでカードの保管期間や本人確認書類などの手続きにおいて重要な項目が各団体の運用に沿わない表記となり、当該事務の遂行に支障を来す恐れがある。 また、いずれの様式もカード関連事務に用いるものであり、住基事務にて使用されるものではないことから対応不要。	
339	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.1 様式・帳票全般	【実装しない機能】の「以下を含め、実装すべき機能」…に示す以外の様式・帳票について、出力できること。」の「住民票（原票）」と「住民票の除票（原票）」	【実装すべき機能】または【実装してもしなくてもよい機能】とする。	業務効率の向上	紙の住民票（原票）について、保存用とする用途以外に、内部事務で使用する場面が多岐にわたるため、出力できるようになることが望ましいと考えます。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載の通り整理済みのため。	
1362		第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.3 異動履歴の記載	住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1参照）、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書（20.1.2参照）、住民票の除票の写し（20.1.4参照）には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること	左記文言に、あらかじめ請求の多い事項を表示した証明書の設定が可能である旨の記載追加	業務効率の向上	続柄や本籍など請求が多い基礎証明事項以外の項目を記載した証明書を職員が、請求のたびに選択するのは事務非効率であるため、あらかじめ想定されるケースの証明書を設定できる機能を実装し、選択ミスや交付に係る時間を短縮したい。	対応なし	対応なし。 異動履歴・基礎証明事項以外の項目のいずれであってもデフォルトでは省略とすべきであり、特別の請求又は必要である旨の申出があつた場合にのみ対応すべきであることから、あらかじめ想定されるケース等を設定することにより誤って表示させてしまうリスクを避けるため。	
412	事業者	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.3 異動履歴の記載	「…その際、デフォルトとしては、以下の異動履歴は記載しない異動履歴とし、それ以外は記載する異動履歴とすること。」の記載	記載しない異動履歴とするパターンに次を追加する。 ・転入、出生等の住民票を記載する異動履歴	法令への対応	20.0.3（異動履歴の記載）に、以下の記載がある。 「転入、出生、実態調査に基づく職権記載等に基づき、住民票を記載する場合や、転出、死亡、改製等により住民票を消除する場合には、記載又は消除対象者に係るほとんど全ての異動項目について記載又は消除を行うこととなることから、これらの場合においては、a4 からa6 の住民票の写し等への記載については省略又は空欄とすることとして差し支えない。」 ただし、この場合でも、a1からa3およびb1は記載されることになる」と理解している。 一方、20.0.4異動履歴の記載の修正における例1～例4において、転入の異動があるものの、住民票の写し等の証明書にデフォルトで記載される異動履歴のなかに「転入」の記載が存在しない。 「転入」等の増異動が、デフォルトで記載しない異動履歴として判定されるということであれば、その旨記載をすべきと考える。 例1～例4の記載の誤りであれば、修正をお願いしたい。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応 「20.0.4異動履歴の記載の修正」の例にて、転入の異動履歴を追加する。	

No						意見詳細				回答	
	発出者					修正前	修正後	区分	修正案、ご意見の理由	方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③				理由		
878	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	—	20.0.3 異動履歴の記載	【実装すべき機能】 「住民票の写し」については、「（世帯連記式でないものに限る。）」の文言があるが、「住民票記載事項証明書」についてはその記載がない。	【実装すべき機能】 「住民票記載事項証明書」の後も「（世帯連記式でないものに限る。）」の文言が必要。		記載漏れと思われる。住民票の写しと同様であるため。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
787	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	—	20.0.3 異動履歴の記載	【実装すべき機能】P.223 なお、記載に当たっては、届出日又は職権修正等の場合は処理日が新しい履歴から古い履歴の順に記載すること。	【実装すべき機能】P.223 なお、記載に当たっては、届出日又は職権修正等の場合は処理日が新しい履歴から古い履歴の順に記載すること。また、【異動履歴】の「異動前」「異動後」についても同様とする。	業務精度の向上	異動履歴の記載順序について、届出日又は処理日の新しい履歴から古い履歴の順に記載することとされたため、【異動履歴】内の「異動前」「異動後」の記載順序も新しい履歴から古い履歴の順（「異動後」が上、「異動前」が下）に統一するべきと考えます。このように統一することにより【異動履歴】の変更前後の内容も履歴の新しい順から古い順に時系列に整列され、視認性が格段に向上します。 なお、3.0版(案)の記載例を試作して確認しましたが、現行案では履歴の新旧の順序と変更前後の項目の順序が逆転していることから、視認性が悪く事務処理上のミスを誘発する危険性があると考えます。 ※その他、同様の影響箇所： P.220（図1） 増事由（転入・出生等）確認又は審査票の画面イメージ（1 段書き） P.221（図2） 増減無（転居・職権修正）、減事由（転出等）確認の画面イメージ（2 段書き） P.223【異動履歴】記載例 P.224記載要領及び【異動履歴】記載例 P.229【異動履歴】記載例 P.241～P.244、P.264記載例	対応なし	対応なし。 「異動後」の内容が間に紛れて視認性が低下しないようにするため。
789	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	—	20.0.3 異動履歴の記載	【実装すべき機能】P.224 （記載例）戸籍届出に伴う転居を行った場合 異動項目：氏名 異動前：鈴木 花子 異動後：佐藤 花子 留意事項：〈転居届と同日に戸籍届出を提出 従前の氏 鈴木〉 異動項目：本籍 異動前：東京都港区芝公園5－2 5 異動後：東京都港区虎ノ門2－2－2 留意事項：〈旧本籍 東京都港区芝公園5－2 5〉	修正前の「{}」内を以下のとおり削除する。 【実装すべき機能】P.224 （記載例）戸籍届出に伴う転居を行った場合 異動項目：氏名 異動前：鈴木 花子 異動後：佐藤 花子 留意事項： 異動項目：本籍 異動前：東京都港区芝公園5－2 5 異動後：東京都港区虎ノ門2－2－2 留意事項：	業務精度の向上	1.1.14統合記載欄 P.59 【考え方・理由】○B類型として記載する留意事項の例 15行目にあった「転居届と同日に婚姻届があった旨」は削除されたため、当該記載例も一致させる必要があると考えます。 また、異動項目「本籍」の留意事項に記載されている内容も、異動前の項目が重複して表記されているため、不要と考えます。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
860	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	—	20.0.3 異動履歴の記載	また、同一の氏であって、文字も同一の者同士が婚姻した場合、氏が変更したものと、履歴を記載すること。	戸籍の筆頭者となる者については、変更履歴を残さない。	法令への対応	婚姻した該当者2人のうち、少なくとも婚姻後に戸籍の筆頭者となる者については、氏が異なるものが婚姻した場合と同様に変更履歴を作成すべきではないと考えるがどうか。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 筆頭者に関してはお見込み通り履歴を残さない運用としてよい。
788	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	—	20.0.3 異動履歴の記載	【実装すべき機能】P.223 また、同一の氏であって、文字も同一の者同士が婚姻した場合、氏が変更したものと、履歴を記載すること。	左記を削除する。	業務精度の向上	「同一の氏であって、文字も同一の者同士が婚姻した場合、氏が変更したものと、履歴を記載すること。」とされましたが、住民票は居住関係を公証するものであるため、氏（戸籍事務で言う民法上の氏）の変更等の親族関係は戸籍で公証すべきものであり、住民票で公証すべきでは無いと考えます。 異動履歴の変更前と変更後が同一となるため、住民等に混乱を招くおそれがあります。 ※異動履歴の記載例 異動項目：氏名 異動後：鈴木 花子 異動前：鈴木 花子 第2.0版(案)の意見照会#925において、「対応なし（氏名の変更は生じており、履歴管理は必要。）」とされましたが、再度ご検討をお願いします。	対応なし	対応なし。 氏名の変更は生じており、履歴管理は必要。 ※昨年度全国照会結果より引用
615	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	—	20.0.4 異動履歴の記載の修正	【考え方・理由】に異動の履歴の例が4つ記載されている。		システム上の理由	他システムとの連携において、処理日をキーとしていることと思うが、他システムでは住民記録システムと同じ内容を見ることができないので、異動履歴の順序を異動日順に変更することで、他システムとの連携が複雑になる（他システムの処理へ影響を与える）ことが心配される。	対応なし	対応なし。 連携においては、処理日をキーとする想定はない。 異動日・処理日いずれも参照している。 また、住民票の写しにて表記する異動履歴の記載順は連携の際の順序には影響しない。 かつ、住民記録システムにおいて順序を整理しておらずとも受領システムにおいて並べ替えることも可能であることから、当該システムにおいては規定する必要はない。
790	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	—	20.0.4 異動履歴の記載の修正	【考え方・理由】P.229（例2） ○住民票の写し等の証明書に（デフォルト）記載される異動履歴（抄） 【異動履歴】 平成13年 1月 1日異動（転居）（平成13年 1月 5日届出）	【考え方・理由】P.229（例2） ○住民票の写し等の証明書に（デフォルト）記載される異動履歴（抄） 【異動履歴】 平成13年 1月 5日届出（平成13年 1月 1日異動（転居））	業務精度の向上	20.0.3異動履歴の記載P.223において、【異動履歴】の表記は届出日が左で異動日が右とされたため、表記を合わせる必要があります。 ※その他、同様の影響箇所： P.229（例3）2か所、（例4）	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
267	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	—	20.0.5 備考の記載	「特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。」	「特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目に関する誤記である旨等については、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ必ず記載すること。」	業務精度の向上	第三者が写しの交付を受けた際の悪用のリスクを考慮すると、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき表示する項目が誤記である旨は、当該項目を記載する際には必ず記載すべきであると考えられるため。	対応なし	現在の記載で読み込み可であるため、対応なし。
791	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	—	20.0.5 備考の記載	【実装すべき機能】P.230 住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1「及び20.1.3」参照）、住民票の除票の写し（20.1.4参照）、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書（20.1.4参照）には、備考を記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。	修正前の「{}」内を削除し、以下の「{}」内「20.1.4」を「20.1.2」に修正する。 【実装すべき機能】P.230 住民票の写し（世帯連記式でないものに限る。）（20.1.1参照）、住民票の除票の写し（20.1.「2」参照）、住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書（20.1.4参照）には、備考を記載するかどうかを備考の段落ごとに選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。	業務精度の向上	修正漏れと思われます。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応 ・「及び20.1.3参照」を削除 ・「住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書（20.1.4参照）」を「（20.1.2参照）」に変更する。
1345	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	【実装しない機能】の「転出予定者の住民票の写しについて、転出予定年月日到来前に転出先住所を含めて発行すること。」と記載がある。	【実装してもしなくても良い機能】に変更	住民サービスの向上	海外転出予定者などが備考に転出先を記載して交付することが求められることがあり、対応している。 技術的助言とは異なる対応であるが市民ニーズもあることから、実装してもしなくてもよい機能としていただきたい。 外国人は戸籍がないため、附票も請求できない。	対応なし	対応なし。 国外転出予定者について、転出先住所が国外であることを証明する方法がないため、国外転出者にのみ転出先住所を含めた住民票の写しを発行している自治体もあるが、そもそも転出予定年月日前は、転出「予定」であり、変わらうものであることから、その時点で転出先住所を証明するというのは適切ではないことから、【実装不可機能】としている。
616	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写し	【実装すべき機能】中「在留期間」「在留期間等」			レイアウトとの整合性がない。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応 【実装必須機能】中「在留期間」を「在留期間等」とする。
197	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	【標準様式・帳票 共通項目】 7 自治体名 ・都がある場合は都名を含まないこと	【標準様式・帳票 共通項目】 7 自治体名 ・都がある場合は都名を含むこと	外部機関への対応	デジタル庁HP「アドレスベースレジストリ」では、自治体名は都名が標準です。過去の経緯で文字数を削減するために都名なしを「自治体名型」としましたが、新たな標準であるアドレスベースレジストリに合わせて都名を含むことを再検討願います。	仕様書修正	アドレスベースレジストリに従い、都名を含める。 13文字に変更する。
617	住基担当課	第4章様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写し	【実装すべき機能】中「統合記載欄に、異動前の前住所（転居による直前の住所に限る。）…できること。とある。			レイアウトとの整合性がない。 世帯票では記載のとおりであるが、個人票ではレイアウト上その内容が示されていない。	軽微修正	個人票については以下文言に修正する。 「統合記載欄に、異動履歴を記載できること。」
410	事業者	第4章様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	【標準様式・帳票 共通項目】 本人氏名 （外国人）英字氏名＋△＋漢字氏名（一部に仮名を使用するものを含む。） ○住民票の写しのレイアウトの見出し「住民票」	5.3フリガナに記載の通り、外国人も末尾に括弧書きでフリガナの記載を追加する。また、注意事項にフリガナ氏名に関する本人確認実施についても追記する。	法令への対応	5.3の記載内容と20.1.1の記載内容に矛盾があるため。	軽微修正	「（外国人）英字氏名＋△＋漢字氏名（一部に仮名を使用するものを含む。）＋△（フリガナ氏名）」に修正する。 注意事項における「（日本人）」の表記を削除し、外国人にも適用させる。
1348		第4章様式・帳票要件	—	20.1 住民票の写し	20.1.1 住民票の写し		見出しを「住民票の写し」に変更	法令への対応	法令上の用語に合わせるため「住民票の写し」に変更したい。	対応なし	対応なし。 「住民票」の写しであるため、記載されている帳票名は「住民票」となることが正しい。

No	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答			
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
760	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	p 241記載例のとおり	p 241記載例右の吹き出し等に「転入後、転居等がない場合には、住所を定めた年月日は「－」と表示する」と記載されたい。	住民サービスの向上	転入後に転居等がない場合、住所を定めた年月日を記載しないこととなっているが、空欄のままだと、記載漏れ等との見分けがつかず、不都合があるため、記載漏れ等との区別が一目でわかる取扱いにしたい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「20.0.2各項目の記載」において「記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目（例：転入後、転居していない場合の「住所を定めた年月日」（中略）など）については、項目内容を「【空欄】」と表示すること。」としている。
1349		第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	記載なし	【実装しなくてもいい機能】として「氏名など通常のフォントでは印字溢れとなる場合に、小さいフォントで印字するようにすること、また、極小フォントも含むこと」を追加	自治体個別の条例・政策などの対応	半角での入力が外国人住民の住民票の写しのレイアウトの考え方にあるが、本市の公文書の規定上、全角での表示を求められているため、5.8において文字の大きさを変更できることから、半角以外の文字のフォントを小さくする機能を明示していただきたい。	対応なし	既に対応済み。 住民票の写しのレイアウトにおいても、外国人住民の氏名は全角で記載されている。 当該帳票の氏名項目については文字溢れ対応を許容しており、「5.8文字溢れ対応」において「住民票の写しや住民票記載事項証明書等の証明書については、出力時に文字溢れしている旨のアラートを表示し、デフォルトでは該当項目を限界まで出力させるものとし、該当項目を空白で出力することも選択できること。」としているため、対応可能。
1347		第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	記載なし	【実装しなくてもいい機能】として「住定事由、住定届出事由」の追加。 また、「当該事由の名称表現について独自に設定できること。ただし、事由によって住定項目の印字方法を記載省略すること（住定届出事由が「住所修正」の場合住定日を記載しない、前住所とする履歴など）」を追加	業務効率の向上	統合記載欄に異動履歴が記載されることとなるため、公正事項が漏れることはないが、わかりにくい部分もあると考える。住所修正などは戸籍附票記載事項の詳細事項として記載することが自治体の任意で可能なため、当該機能と連動するよう統合記載欄にも住所修正などの詳細が表示されるようにし、事務効率化を図りたい。	対応なし	対応なし。 戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄の設定については、戸籍附票システム分科会において改造仕様書をベースとした最低限の事由のみ連携されれば問題がない（ニーズがない）と整理されたため、削除とした。 異動履歴の記載方法についても、全自治体において統一的な記載方法を図ることとする。
1346		第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	記載なし	【実装すべき機能】に「除票については転出先住所」を追加	住民サービスの向上	除票において、求められる事項の多くは転出先情報である。当該需要等を考慮した際に、当市では除票に転出先情報の個別項目を設け、わかりやすい内容としている。当該機能がなくなった場合に、市民サービスが低下し窓口での説明等の事務負担が増すことになる	対応なし	既に対応済み。 除票の写しにおいては必ず「除票記載事項」を記載する必要があり、当該項目において「転出先住所（予定）」及び「転出先住所（確定）」を記載することとしている。
618	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し	20.1.1 住民票の写し	帳票レイアウトの項番33「異動履歴」について			20.0.3と整合性がない。 20.0.3：年月日届出（年月日異動（異動事由）） レイアウト項番33：年月日異動（異動事由） 年月日届出	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
619	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し	20.1.1 住民票の写し	帳票レイアウトの項番49、50と項番58、59（公証）			レイアウトの位置（右揃い、左揃い）に整合性がない。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応 58、59を右に修正
715	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し	20.1.1 住民票の写し	表中、項番6(個人番号)の「住民票に記載が無い又は省略する場合の表示」の欄【空欄】	表中、項番6(個人番号)の「住民票に記載が無い又は省略する場合の表示」の欄【省略】	業務精度の向上	当該項目の記載を省略する際は、改ざん防止のため、空欄ではなく省略した旨を記載すべきと考えます。	仕様書修正	諸元表における当該列については「20.0.2各項目の記載」に記載の情報が重複しており、ご指摘のとおり場合により記載が変動することから、当該列を削除とする。
936	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	手数料用バーコードを印字無し	手数料用バーコードを印字有り	業務効率の向上	住民票の写し等の余白部分に手数料用バーコードを印字することは可能でしょうか。 POSレジ（スキャナー付）で住民票の写し等に印字したバーコードを読み取ることで手数料の徴収誤りを防止する。	対応なし	対応なし。 帳票上に印字せずとも、手数料について判別する運用を実施することは可能。
206	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	1. 項目・記載内容の項番9 世帯主の桁数／行に「20」とある。	「20」を「20／3」とする。	住民サービスの向上	現在の本市の世帯主欄の桁数より少なくなるため、今までマイナンバーカードを使ってコンビニで住民票を取っていた市民が、標準化後に桁数オーバーで取れなくなる場合が出てくる。マイナンバーカードの利便性を謳って普及促進を行っているのに、市民サービスが低下し、逆行レイアウトからすると、転入ではなく転居の届出日と誤解する恐れがあるのでこれを防ぐため	対応なし	対応なし。 帳票として全体のバランスを考慮し、現在のレイアウトとしている。
551	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し	20.1.1 住民票の写し	項目名：届出日	項目名：住民となった届出日	住民サービスの向上		対応なし	対応なし。 法第7条に基づく届出日は1つしか存在しないため記載内容としては明らかである。住民説明にて対応されたい。
292	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し等	20.1.1 住民票の写し	住民票の転入・前住所のレイアウトについて、日本人は本籍・筆頭者の後ろに、外国人は、国籍・在留資格の後ろに転入・前住所	日本人は転入・前住所を本籍・筆頭者の前に、外国人は転入・前住所を国籍・在留資格の前に記載する。	業務効率の向上	外国人の住民票を発行した際に、在留情報がまとまっていた方がわかりやすいため。	対応なし	対応なし。 発行対象者によってレイアウトを分けることは想定されない。
1350		第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	【実装すべき機能】のうち「住民票記載事項証明書及び住民票除票記載事項証明書について、20.1.1、20.1.2及び20.1.3に規定する住民票の写し及び住民票の除票の写しの記載項目のうち、記載するかどうかを任意に選択した上で、直接印刷により出力できること」と記載がある。また、本籍については、都道府県名のみでの出力選択もできること。	左記文言に「ただし、旧氏及び通称事項については、氏名と併記しなければならない項目であるため、氏名と必ずセットでの記載となる。」を追加	法令への対応	旧氏及び通称は氏名と併記しなければならない項目であり、全ての任意の選択は許されない。法令上記載しなければならない項目はセットで記載するようにする機能が必要である。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 旧氏と通称については省略の指定ができる旨を規定していないことから、当然に読み定める。
168	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し等	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	【実装しなくても良い機能】 本籍については、都道府県名のみでの出力選択もできること。	【実装しなくても良い機能】 本籍については、都道府県名のみでの出力選択もできること。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、住民票記載事項証明書の本籍について、都道府県名のみでの出力を市民が選択できるようにしてはしていません。 法的根拠等がありましたら、お示しください。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に「都道府県名のみを記載した本籍を証明することについて、実例上容認したものがあることから、ニーズに応じて都道府県のみを出力する機能を実装する。」と記載の通り。 なお、この整理をもって市庁の運用を妨げるものではない。
731	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し等	20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）	表中、項番14(続柄)の「桁数」の欄【空欄】5	表中、項番14(続柄)の「桁数」の欄【空欄】少なくとも7以上	業務効率の向上	続柄は1.1.11に記載のとおり4世代まで許容されており、理論上は「子の妻（未届）の子の妻（未届）」のように長大になる可能性が考えられます。上記の例は現実的にはまずありませんが超過時の手書き対応等をなくするためには十分な桁数が必要です。超過時の手書き対応を許容するのであれば、「子の子の子の子」を記載できる7桁が確保されていれば、ほぼ足りると考えます。	仕様書修正	7桁に修正する。
1356		第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し	20.1.4 住民票の除票の写し	【実装すべき機能】のうち、「表題の「住民票」の次に「（除票）」を加える。」と記載がある。	左記文言に「（除票）」を「（除票）」の写しに」に変更	法令への対応	法令上の用語に合わせるため「の写し」を加えていただきたい。	対応なし	対応なし。 「住民票（除票）」の写しであるため、記載されている帳票名は「住民票（除票）」となるのが正しい。
621	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.1住民票の写し	20.1.4 住民票の除票の写し	帳票レイアウトの項番36（事由の生じた年月日）について			「日付型」となっていることから、不詳日（死亡日に幅がある場合）の入力ができないのでは。	仕様書修正	【標準様式・帳票 共通項目】表における日付型について、「不詳日」の場合はその旨を記載」といった文言を記載
659		第4章様式・帳票要件	－	20.2住民基本台帳の一部	20.2.1 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）	住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）のレイアウト		業務効率の向上	現状、A4横で印刷をしたものを使用している。年間の閲覧件数も、閲覧対象となる人数も多く、台帳のページ数が多くなる傾向があり、縦型では携りにく書き写しづらいため、横レイアウト化を選択することができないかと要望する。	対応なし	対応なし。 原則、画面上で閲覧をされる前提でレイアウトを設定している。当該レイアウトにて対応されたい。
27	事業者	第4章様式・帳票要件	－	20.3転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「1.項目・記載内容」の「国保」について、「有/※」とあるが、転出証明書情報の「国保の資格」「国保の退職区分」のどちらで判定するのかを明記する。		システム上の理由	転出証明書の様式では「国保の資格」のみを記載しているため、判定は「国保の資格」と推測はできるが、誤認してしまう可能性があるため。	対応なし	既に対応済み。 諸元表の「内容」列に「転出証明書情報内の「国民健康保険資格」を記載」と明記しているため。
26	事業者	第4章様式・帳票要件	－	20.3転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「1.項目・記載内容」の「届出日」について、「印刷を実施した日」とあるが、事前に転入届の準備をするために印刷した場合、実際の届出日ではない。	届出時に記入するようにする。	業務効率の向上	事前に転入届を準備する運用を想定した場合、届出日は空欄としておくとう効率が良いと思われるため。	仕様書修正	自治体の運用に応じて異なる項目となるため、当該項目について、以下の通り修正する。 印刷を実施した日付を記載又は空欄 ※届出人来庁時に印刷をする場合は印刷を実施した日付、事前印刷の場合は空欄が設定できること
602	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.3転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	【実装すべき機能】	項目の追加 住居表示の有無、本人確認（身分証）、本人確認通知の有無、在留カード情報、通称名、併記名、宛名登録、再転入の有無、海外転入の有無、既在世帯の	業務効率の向上	項目の追加により詳しい情報が一目でわかり、処理をスムーズに進めることができるため。	対応なし	対応なし。 法22条の項目に限って標準化の対象とした。なお、自由記載欄については自治体の運用に応じて設定可能であるため、当該欄を活用されたい。
792	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.3転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	【実装すべき機能】P.270 ○法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届のレイアウト 通称、旧氏及びフリガナの欄を設ける。	○法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届のレイアウト 通称、旧氏及びフリガナの欄を設ける。	業務精度の向上	第2.0版(案)の意見照会#2-1213、2-900において、「法令にて規定されていない項目については本仕様書において規定しないため、対応なし。また、当該情報は転出証明書には記載されているため取得可能である。」とされましたが、住基ネットの転出証明書情報では、カナは任意扱いで送信されない場合があり、転出証明書のカナが正しい法令の根拠が無いため、現行事務においては転入時に本人への確認が必要です。	対応なし	対応なし。 旧氏・通称については、転出証明書情報として送信される。一方でフリガナは任意ではあるものの旧氏については付され、通称については付されないが、読み仮名の法制化に伴い再度整理がなされる想定のためフォーマットには記載しない。 なお、必要に応じて、転入届の自由記載欄に項目を設けることは許容されている。
622	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.3転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	【実装すべき機能】に「・個人番号」がない。		法令への対応	住民基本台帳法施行令第24条の3の本文に規定されている。	対応なし	対応なし。 令24条の3にて規定されている内容は「転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項」であり、転入届の届出事項ではない。なお、自由記載欄については自治体の運用に応じて設定可能であるため、当該欄を活用されたい。
199	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.3転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	【実装すべき機能】 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、次に示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。 ～～～ ・本籍 ・筆頭者	【実装すべき機能】 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、次に示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。 ～～～ ・本籍 ・筆頭者	業務精度の向上	転出証明書情報等項目があるはずの「本籍」・「筆頭者」項目を転入届に記載しないことになっているがなぜか。	対応なし	対応なし。 転出証明書情報として引き継がれるものについては、法第22条に基づき届け出を求められているものを除き、転入届による届出は不要。
1365		第4章様式・帳票要件	－	20.3転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	実装すべき機能に「介護保険の被保険者の資格の有無」と記載がある。	介護保険の介護認定の有無も追加	住民サービスの向上	本市では介護認定が有りの者の転出については、転出証明書と併せて介護認定の書類をお渡しして転入届届出時に漏れないように手続きできるようにしている。そのため、市民への介護サービスへの漏れが発生しないためと負担の軽減のためにも必要な機能であると考ええる。	対応なし	対応なし。 法22条の項目に限って標準化の対象とした。なお、自由記載欄については自治体の運用に応じて設定可能であるため、当該欄を活用されたい。
793	住基担当課	第4章様式・帳票要件	－	20.3転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	諸元表【20.3.1法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届】P.274、 【考え方・理由】P.275 届書の「異動日」に転出証明書情報内の「転出予定年月日」を記載。	届書の「異動日」は空欄とする。	法令への対応	転出届届出時の転出予定年月日はあくまでも予定です。転入した年月日は法第22条の届出事項であり、転出届出以降に変更となる場合もあることから、届書の異動日は空欄において本人に実際に転入した年月日を届出してもらうべきと考えます。 また、「転出予定年月日」は「異動日」とは別項目として転入届書に印字すれば良いと考えます。 なお、異動日は行政サービス等を受けられる始期となり、住民となった年月日の認定に関する住民との争いが度々発生していることから、特に重要な転入時の届出事項と考えます。	仕様書修正	自治体の運用に応じて異なる項目となるため、当該項目について、以下の通り修正する。 転出予定年月日を記載又は空欄 ※自治体の運用に応じて設定すること

No						意見詳細				回答	
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
623	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	帳票レイアウトに「旧世帯主名」「旧氏」「通称」がない。		法令への対応	・旧世帯主名：住民基本台帳法施行令第24条の3の本文 ・旧氏：住民基本台帳法施行令第30条の14第2項第2号 ・通称：住民基本台帳法施行令第30条の16第3項第2号	対応なし	対応なし。 令第24条の3、令第30条の14第2項第2号及び令第30条の16第3項第2号については、転出地市区町村長から転入地市区町村長への通知事項であり、必ずしも届出をさせなければならない項目ではない。 なお、自由記載欄については自治体の運用に応じて設定可能であるため、当該欄を活用されたい。
169	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、次に示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。	法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届について、次に示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷又はバッチ処理により出力できること。	業務効率の向上	「法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届」について、転出地の市区町村に提出された段階から出力することが可能となります。特に繁忙期には転入届出に来庁される前に準備をしたいと考えています。 オンライン画面から直接印刷するだけでなく、バッチ処理にて一括で出力して事前準備が行える方が業務効率率が向上します。	仕様書修正	「10.7印刷」の【実装必須機能】における「必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。」の中に、当該帳票を加える。
1366		第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	「転出証明書にQRコードを印字すること。」と記載がある。	「転出証明書にQRコードを印字すること。」を実装しない機能に修正	業務精度の向上	偽造防止用紙に印字した際、読み取ることができず、さらに折り目がつくと使用できなくなる可能性があるところから、そこまでしてQRコードを使用するメリットは果たしてあるのか疑問であるため、リスクを考えると必要でない機能であると考え	対応なし	対応なし。 過去の検証を踏まえて記載している機能であり、偽造防止用紙への印字で読み取りができなくなることはないと思定。業務効率化の観点から実装した場合のメリットは大きいと思われる。
625	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	【考え方・理由】中「住所を定めた年月日」とある		業務精度の向上	過誤・悪意の届出の判別のため、「住所を定めた年月日」を記載するのであれば、その年月日は「転入日」ではなく、「最終異動日（転居があれば転居日）」と考えらるのではないだろうか。	対応なし	既に対応済み。 住所を定めた年月日は転居があれば転居日となる。
439	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	○転出証明書のレイアウト	国民年金情報について、「取得年月日」を記載する	業務効率の向上	「4.1.1.1 転入者情報入力」において、「転入したときは、「住所を定めた年月日」を除き、1.1.1（日本人住民データの管理）又は1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目が入力できること」とあり、「1.1.1（日本人住民データの管理）」には「国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、種別の変更があった年月日、資格取得・喪失年月日」と記載があるため。	対応なし	対応なし。 令第23条に規定されている項目のみを転出証明書上に記載することを想定。 なお、「4.1.1.1 転入者情報入力」にて示す「項目」については、他業務システムから連携されるものも含む。
74	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	P 2 7 5 転入届レイアウト例	標準化対象業務（自課業務及び他課の業務含む。）の処理欄の記載ができる	業務効率の向上	自課業務及び他課の業務の処理欄の記載ができるお客様ごとの業務遂行業況を確認できるものがあるとい	対応なし	既に対応済み。 業務の処理欄については、自治体ごとに自由記載としている余白欄をご活用いただきたい。
73		第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	Q Rコード付きの様式	Q Rコード付き読み込みできる機器が必要 標準装備として支給されるのか	議会報告などへの対応	Q Rコード付き読み込みできる機器が必要 標準装備として支給されるのか	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載のとおり、QRコードリーダーを実装するかどうかは各市区町村の判断に委ねられる。
291	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	介護保険欄「資格あり」	介護サービス受給有・無を表示する。	業務精度の向上	転入受付時に介護サービス受給有を確認し、サービスの受給ありの場合は、担当窓口へ案内する必要があるため、口頭での確認よりも、転出証明書に記載されている方が良い。	対応なし	対応なし。 令第23条に規定されている項目のみを転出証明書上に記載することを想定。
4	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	転出証明書の氏名の基本フォントサイズ「9ポイント」	転出証明書の基本フォントサイズ「14ポイント」以上にいただきたい。	業務精度の向上	氏名に使用する漢字は正字でも種類が多く、細かい差異を確認する必要があるが、文字が小さいと判別しにくく入力誤りが起こりやすい。 後日、前住所地や本籍地からの通知で訂正をするようになるが、マイナンバーカードを所持している場合、再度来庁していただき券面更新をお願いすることにもなり双方二度手間となる。氏名を正しく記載するためにもフォントサイズを大きくしていただきたい。	対応なし	対応なし。 文字溢れ対応の者が増えてしまうことから、当該レイアウトで対応されたい。
1368		第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	転出証明書様式で「通称の記載及び削除に関する事項」は個人様式と記載がある。	「通称の記載及び削除に関する事項」を世帯様式に変更。	業務精度の向上	個人様式の場合、出力される用紙が増えてしまい渡し漏れにつながる可能性があることや市民にとってもできる限り書類の枚数は少ない方が負担が減ると考えられる。また、ペーパーレス化の観点からも個人ではなく、世帯様式を使用するべきであると考える。	対応なし	対応なし。 通称の記載及び削除に関する事項は個人ごとに管理される情報であり、世帯ごとに出力することを想定していない。
831		第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書	－	確認票のレイアウトに寄せる	業務効率の向上	ペーパーレスを考えたときに、各証明書・異動届データの配置がばらばらだと照合に時間がかかり精度も落ちる。画面上での比較が容易なようにレイアウト変更を希望する。	対応なし	対応なし。 「20.0.1様式・帳票全般」にて示している確認帳票イメージ図についてはあくまで例示である。
1367		第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.2 転出証明書		【提案】転出先地での世帯主名について	業務精度の向上	本市では転出先地での世帯主名は登録届転出証明書へ記載もしていないが、自治体によって転出証明書に記載しているところも見受けられる。標準化に伴って、転出先世帯主の記載の有無も統一化を図るべきと考える。	対応なし	既に対応済み。 現在のレイアウトにおいて出力することで統一しているため、転入地における世帯主名については転出証明書に記載しないことで統一される。
123	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.3 転出証明書に準ずる証明書	○転出証明書に準ずる証明書のレイアウト・欄なし	○転出証明書に準ずる証明書のレイアウト・個人番号カードの所有の有無欄の追加	住民サービスの向上	カード情報の変更の案内を確実に行うため、必要と考えます。	対応なし	対応なし。 令第23条に規定されている項目のみを転出証明書上に記載することを想定。 なお、「住所を定めた年月日」についても転出証明書及び転出証明書に準ずる証明書より削除する。
1065	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.3 転出証明書に準ずる証明書	確認事項の追記	・転出予定者で職権消除となったものが、住所設定するために必要な転出証明書に準ずる証明書を発行する場合 確認事項として「この証明は、転入届に添付すべき書類として発行したものである。」と	業務効率の向上	職権消除した後に転出証明書の交付を求められた場合に転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載する必要があることが定められているため、あらかじめ印字し記載をれを防ぐ	仕様書修正	転出証明書に準ずる証明書に、以下文言を印字する。 「この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものである。」 また、「20.1.4住民票の除票の写し」においても、当該記載をするかどうか選択できる旨を追加する。
693	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.3 転出証明書に準ずる証明書	転出証明書に準ずる証明書のレイアウトについて「転出予定年月日」と記載がある。	「転出予定年月日」を「転出年月日」に修正する。	法令への対応	昭和43年3月26日自治振第41号通知問19にて、住民票を職権で消除されたものに対しては転出証明書を交付するかわりに、転出証明書に準ずる証明書または消除された住民票の写しを交付する取扱いが適当とあり、転出証明書に準ずる証明書を交付する場合、異動日から15日経過後又は職権消除された者からの届出があった場合において発生する事案であり予定日で交付することはないため。	仕様書修正	修正後案に修正する。
1041	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.4 住民票コード通知票等	20.4.1 住民票コード通知票	「カスタマーバーコードを記載すること。」とある。	「カスタマーバーコード」を「カスタマバーコード」に修正する。	システム上の理由	郵便事業用のバーコードのごとであれば、郵便局での名称は「カスタマバーコード」であるため、用語を一致させるほうがよい。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
134	事業者	第4章 様式・帳票要件	－	20.4 住民票コード通知票等	20.4.1 住民票コード通知票	「窓あき封筒対応（45mm×90mm）用紙左から23～25mm、上から12～13mm」と記載がある。	「窓あき封筒対応（45mm×93mm）用紙左から23～25mm、上から12～13mm」に修正する。	業務精度の向上	郵便局の「料金受取人払郵便物用カスタマーバーコード表示」において、「バーコードの端から端までが64mm～88mmの範囲となるよう縮小等して下さい。」との記載があるため、印字範囲は最低64mmの確保が必要と認識している。カスタマーバーコードの読込に必要な窓あきの左右余白2mm（計4mm）＋カスタマーバーコード64mmの68mmが必要範囲となる。封筒235mmに対してA4：210mmの内容物で25mmスレが発生した場合、スレ：25mm＋カスタマーバーコード：68mm（余白4mm含む）により、窓あきのサイズは最低でも93mm必要となる。現仕様では、内容物のスレにより、見切れてしまう状況が発生するため、窓あきのサイズを修正いただきたい。	対応なし	対応なし。 JIS S 5502の定義を参考にしている。JISのような標準規格があるものは準拠しているため。
718	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.4 住民票コード通知票等	20.4.2 住民票コード変更通知票	－	旧氏／通称欄の追加	法令への対応	住民票に旧氏または通称が記載されている者について、対外的に交付を行う帳票においては、氏名に当該旧氏または通称を併記すべきであるので、これを記載する欄が必要と考えます。 ※氏名欄に、旧氏または通称を併記する手法でも差し支えないと考えます。	仕様書修正	氏名欄に旧氏又は通称を併記するよう対応を行う。
511	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知	【考え方・理由】 ○支援措置期間終了通知のレイアウトの考え方 1 支援対象者 併せて支援実施中の者	「支援対象者」を「支援措置対象者」に、「併せて支援実施中の者」を「併せて支援を求める者」に修正	業務精度の向上	今回の標準仕様書において「支援対象者」を「支援措置対象者」に統一しているため。 「併せて支援を実施中の者」は、総務省通知の様式例に示されている「併せて支援を求める者」に統一した方がわかりやすいため。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応

No						意見詳細						回答	
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答		
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由				
1357		第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知	【実装すべき機能】のうち、「支援措置期間終了通知について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。（3.4（支援措置）参照）」と記載が記載なし	左記文言にレイアウト内容を市町村ごとに修正することも可能である旨を追加	住民サービスの向上	現行の本市で通知している内容よりも情報（継続に係る案内）が不足している。継続に係る問い合わせ等が増えるため、レイアウト内容を市町村によって柔軟な対応をできるようにして申出者にもわかりやすく、また事務効率化を図りたい。	対応なし	現在の記載で対応可。 「20.5.1支援措置期間終了通知」における「4 その他」の欄において、ある程度自由記載が可能であるため。 なお、別紙等で案内を追加する対応も想定される。		
1358		第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知		【実装してもしなくてもいい機能】に「一括印刷機能」を追加	業務効率の向上	本市では月単位で対象者に通知しており、該当期間の対象者の通知を一括印刷できる機能を設け、事務効率化を図りたい。	対応なし	対応なし。 支援措置対象者については慎重な取り扱いが求められ、1件ずつ個別の対応が必要となる可能性も踏まえ、一括印刷処理は想定されない。		
1040	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知	通知文中の「3 支援措置の範囲」の記載項目	記載項目削除	業務効率の向上	支援措置の範囲は決定時に申出者に伝えている。また、前々住所や前々本籍等支援措置の範囲が多岐にわたる者や、申出者と併せて支援者で支援措置の範囲が異なる者等もあり、それらをもれなく記載し、内容を確認する手間が生じる。期間終了通知は、支援措置の期間が迫っていることを伝えるためのものなので、支援措置の期間が記載してあれば役割を果たしていると考ええる。	仕様書修正	延長申出の際に確認される事項であると想定されることから、当該項目については削除とする。		
689	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知	帳票レイアウト「3 支援措置の範囲」（前住所地）（前本籍地）	帳票レイアウト「3 支援措置の範囲」（前住所等）（前本籍等）	業務精度の向上	支援措置データベース上の項目と統一	対応なし	対応なし。 #1040において当該項目について削除とされたため。		
999	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知	「3 支援措置の範囲」に、「固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の閲覧を含む。）」及び「固定資産課税台帳記載事項の証明書の交付」と記載がある。	「固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の閲覧を含む。）」及び「固定資産課税台帳記載事項の証明書の交付」を、「固定資産課税事務における支援措置に準じた支援」に修正する。	業務精度の向上	総務省通知（令和4年3月31日総行住第32号、総税固第8号）の「2 留意点」の（3）には、「申出者等の所有する固定資産（別紙申出書に記載のない当該申出者等の所有する固定資産を含む。）に係る固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の閲覧を含む。）、固定資産課税台帳記載事項の証明書の交付」などを行う際は、当該申出者等の情報について適切に取り扱い、DV等被害者の保護に努めること。」とあり、支援の範囲は「固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の閲覧を含む。）」及び「固定資産課税台帳記載事項の証明書の交付」に限られないと解釈できるため。また、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付とは異なり、「固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の閲覧を含む。）」及び「固定資産課税台帳記載事項の証明書の交付」を「支援を求める事務」として申出を受け付けるわけではなく、あくまで「他の市区町村に所有する固定資産の有無」及び「固定資産の詳細」の申出を受け付けているのみであり、固定資産課税事務において具体的にどのような支援を実施するかは転送を受けた固定資産所在市区町村が決定することであるため。	対応なし	対応なし。 #1040において当該項目について削除とされたため。		
626	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知	帳票レイアウトに「固定資産課税台帳」関係項目が記載されている。		法令への対応	令和4年3月31日付け総行住第32号及び総税固第8号通知の記2（3）に「当該固定資産所在市区町村等の長（固定資産税担当部局扱い）に対して転送する」とあることから、「固定資産課税台帳」の関係はその業務担当課で支援を決定すると考えるがいかがか。	対応なし	対応なし。 #1040において当該項目について削除とされたため。		
191	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.1 支援措置期間終了通知	追加	他市に対する支援措置の各種通知書も追加してもらいたい。（開始、延長、変更、終了） また、同じ内容で宛先と差出人名を削除すれば同じ市町村内の他課への通知にできるためそれも追加してもらいたい。	法令への対応	「住民基本台帳事務処理要領第5－10エ ほかの市町村長への転送」及び「住民基本台帳事務処理要領第5－10サ 関係部局との連携への対応」に対応するものとして必須と考える。 加えて、支援措置の件数が増加傾向にある中で業務量増加は大きな課題であり、システムの帳票とすることで業務効率化に大きく寄与すると考える。 具体的な項目として「支援者名、併せて支援者名、それぞれの生年月日、住所、前住所、本籍、筆頭者、前本籍、その筆頭者、支援措置の期間、支援措置の範囲」が考えられる。	仕様書修正	「支援措置の申出書転送に係る鑑文」について【標準オプション機能】として追加する。		
427	住基担当課	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.4 支援措置	－	支援の必要性について確認後、申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。	支援の必要性について確認後、申出者及び他市町村に支援措置を開始、終了するまたは支援措置の内容を変更する旨の通知を出力できること。	業務効率の向上	支援措置事務専用のシステムを導入していない自治体の多くは、基幹系の住民基本台帳システム等のデータを参照しながら、情報系の支援措置管理用のExcelファイルに入力し、申出者及び他市町村宛の通知の帳票を出力して送付しており、非常に非効率であり、市町村によって統一されていない。支援措置については市民からのニーズも年々高まっており、業務内容についても総務省からの通知により固定資産の税証明の交付制限が支援措置に加えられるなど年々拡大している。業務の量と質、市民からのニーズを踏まえると、住民基本台帳システムの標準化には支援措置事務の標準化ももっと組み込まれてしかるべきである。	仕様書修正	他市区町村への通知については同上。 申出者の通知については既に標準オプション機能として規定している。		
1370		第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.2 世帯主変更通知書	世帯主変更通知書について、次に示すレイアウトについて	15歳未満は世帯主になれる旨の記載が必要であるとする。	住民サービスの向上	・主変更通知書中の文言では「世帯主が異なる場合は～」となっているが、15歳未満は主になれるにも関わらず、上記文言が記載されると、15歳未満が主になれるのかように捕らえられる。通知書中に15歳未満は世帯主になれる旨を記載すべきと考える。 ・様式本文に「令和〇年〇月〇日までに御連絡又は～」とあるが、連絡を買っても世帯主変更ができるわけではないため、来庁を促す文と同列で記載しないほうがよいのではないか？（この本文は各市町村である程度自由に決められるのか）	対応なし	・対応なし。 全国照会版におけるアラート番号14の【考え方・理由】のとおり、単独世帯を認める以上、世帯主に最低年齢の制限はないため、15歳未満が世帯主になれる旨を記載するべきではない。 ・現在の記載で読み込み可。 通知文は各市区町村である程度自由に定められる。		
1371		第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.3 世帯主変更依頼通知書	世帯主変更依頼通知書について、次に示すレイアウトについて	理由を参照	業務効率の向上	仕様書p312より記載例に、「身分証明書等の届出の際の持参書類は、例示であり、要領や各市区町村のHPでの案内等を踏まえ、必要に応じて詳細な案内を同封するなど、適切に対応すること」とあるが、通知書内に案内文を追加してよいということか、別紙にて案内してもよいということなのか、どちらであるのか教えていただきたい。もしも後者であるならば、前者の仕様とすることを要望する。 また、依頼通知書にも15歳未満は主になれる旨の案内の追加を希望する。	対応なし	対応なし。 詳細な案内が必要な場合には別紙を同封する等で対応されたい。 また、当該帳票における「身分証明書」について、「本人確認書類」に修正する。		
170	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.3 世帯主変更依頼通知書	世帯主変更依頼通知書について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。（4.0.5（世帯主変更依頼通知書）参照）	※他の様式を含めて署名、公印、文書番号について、統一的に仕様を規定するように記載検討をお願いします。	自治体個別の条例・政策などの対応	「世帯主変更通知書」と併せて、標準仕様書の様式に署名、公印欄がありませんが、公文書として、署名、公印、文書番号は必須のものと捉えています。 署名、公印、文書番号については、地方公共団体ごとの判断がありますが、標準仕様書としては、カスタマイズが発生しないよう、統一的に仕様を規定することが必要です。他の様式を含めて署名、公印、文書番号について、検討をお願いします。 また、文書番号については、業務効率の向上のためにシステムで自動採番できる機能についても検討をお願いします。	仕様書修正	帳票レイアウトに追加の上、諸元表において以下文章を記載。 「文書番号の設定がない場合は当該項目を印字しない」 なお、公印・署名については「5.6公印・職名の印字」に規定の通り。 また、レイアウト上も例示を行っている。		
994	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.3 世帯主変更依頼通知書	世帯主変更依頼通知書のレイアウト内、「窓口に来られた方の身分証明書」と記載がある。	「身分証明書」を「本人確認書類」に修正する。	住民サービスの向上	現代において「身分」というものは差別表現になり得るため。当市の窓口でも、過去に「身分証明書はお持ちですか？」という言葉遣いに対し、市民の方から不快感を覚えたのご指摘をいただいたこともあり、表現の変更をお願いします。	仕様書修正	修正後案に修正する。		
1373		第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.4 住民異動届受理通知	仕様書にない機能	一括印刷時、通知書に併せて発送簿を出力し、発送簿に支援措置者である旨を出力すること	業務効率の向上	当機能で発送時の通知対象者照合、受理通知返戻時の対応をしているため、機能として搭載してほしい。	対応なし	対応なし。 送付対象者の一覧等についてはEUC機能で作成可能。		
1372		第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.4 住民異動届受理通知	仕様書にない機能	異動ログより一括印刷する機能	業務効率の向上	異動入力時にシステム上で異動受理通知の送付対象かを入力することにより、翌日その入力内容のログから受理通知を一括印刷できる機能を搭載してほしい。	対応なし	対応なし。 住民異動届受理通知については任意で出力がなされるものであるため、1件ずつ出力の判断が行われるべきであることから、一括出力は想定されない。		
129	事業者	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.5 転入通知未着者一覧	P322【実装すべき機能・レイアウト】 P323【記載諸元】 転入通知未着者一覧に宛名番号がない。	転入通知未着者一覧に宛名番号を追加する。	業務効率の向上	当該帳票の利用は個人を特定する宛名番号があった方が、業務効率の向上につながるため。	対応なし	当該意見に対しては対応なし。 転入通知未着者一覧の用途として、住民票を削除した旨を本籍地の市区町村長に通知し、本籍地の市区町村長はこの通知に基づき、削除された者の戸籍の附票の「住所」及び「住所を定めた年月日」の記載を削除することを想定していたが、転出地における本籍地への通知は法令上規定されているのは国外転出時のみであり、当該業務は不要であることから【標準オプション機能】とする。		

No						意見詳細					回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	修正案、ご意見の理由		方針	回答
										理由		
29	事業者	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.6 職権 記載等通知書	「1.項目・記載内容」の「（ ）内の文章」について、「（住民票の記載事項、削除した住民票の記載事項、修正後の住民票の記載事項）」と記載」	「1.項目・記載内容」の「（ ）内の文章」について、「（住民票の記載事項）（削除した住民票の記載事項）（修正後の住民票の記載事項）」を通知の種類から判断して記載」	住民サービスの向上	通知を受け取った住民が分かり易い表示とするため。	仕様書修正	記載されている内容が何であるかを明確にするため、対応する。（諸元表の項番15）	
728	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.6 職権 記載等通知書	－	教示の記載を行う欄を追加	法令への対応	本帳票を使用する事例の多くは、行政不服審査法第82条第1項に基づく教示を行うべき事例に該当するため、当該記載を行うための欄が必要と考えます。 ※あらかじめ定型文を用意しておき、修正・削除等の編集を行える形が望ましいと考えます。	仕様書修正	「20.5.2 世帯主変更通知」および「20.5.6 職権記載等通知」の帳票下部に以下文章を追加する。 「この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」	
830		第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.7 出入 国在留管理庁 長官通知更新 確認票	なし	氏名ふりがな	業務効率の向上	入管庁の通知により氏名順が変わる場合がある。その際に氏名フリガナが登録されていた場合、入れ替えを行っている。表示されない場合、確認ができないため別的手段で照合することになり手間になる。	対応なし	当該帳票は内部帳票であるため、全体整理の上削除とする。	
171	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.7 出入 国在留管理庁 長官通知更新 確認票	出入国在留管理庁長官通知更新確認票について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。（4.5.6（出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び削除）参照）	【実装してもしなくても良い機能】 出入国在留管理庁長官通知更新確認票について、4.5.6（出入国在留管理庁長官通知に基づく修正及び削除）に記載する自動で取込を行った場合は、次に示すレイアウトの、必要な項目をバッチ処理にて出力できること。	業務効率の向上	本市では、出入国在留管理庁長官通知を受けた際、更新・反映までを自動的に行っています。 そのため、処理結果をバッチ処理にて一覧形式の帳票を出力して一括して確認が行えるようにしています。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「9.1他システムとの連携を除くバッチ処理」において「全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。」としている。 なお、帳票として出力することは「20.0.1様式・帳票全般」にて「仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については、可能な限りペーパーレスで対応するが、必要に応じて画面を直接印刷できること。」としているため対応可能である想定。	
172	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.9 成年 被後見人異動 通知	成年被後見人異動通知について、次に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。（9.4（成年被後見人）参照）	※他の様式を含めて性別欄について、統一的に仕様を規定するように記載検討をお願いします。	自治体個別の条例・政策などの対応	記載諸元に「性別」欄がありますが、本市の様式では近年の動向を踏まえて削除しました。 標準仕様書としては、カスタマイズが発生しないよう、「性別」欄について、統一的に仕様を規定してください。	対応なし	対応なし。 本人へ通知するのではなく、識別子として活用が可能であることから。	
690	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.10 住居 表示決定通知 書	「氏名、名称又は施設の名称」欄の記載可能人数が1名となっている	「氏名、名称又は施設の名称」欄に世帯員全員の名前が記載される形または、世帯主以外の名前を記載する欄を追加する形で修正する。	住民サービスの向上	・通知書を法務局の登記・登録等にかかる登録免許税の免除にも利用できる住所変更証明書としても利用できるようにしている自治体があり、本市も標準化に合わせて、通知書を住所変更証明書としても利用できるよう法務局と調整を行う予定である。 ・本市では、区役所または支所に来庁していただく住所変更証明書を発行しているが、通知書に世帯員全員の名前を記載することができれば、証明書発行のために区役所・支所に来庁する住民を減らすことができ、住民と職員双方の負担を軽減することができるため	対応なし	対応なし。 当該対応は住居表示法上想定されていないと考える。	
1375		第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.10 住居 表示決定通知 書	仕様書にない機能	一括で印刷する機能（個別印刷は不可）	業務効率の向上	住居表示実施時、その対象者全員に通知を送付することから、一括印刷の機能を搭載してほしい。	対応なし	既に対応済み。 「10.7印刷」の【実装必須機能】にて、以下機能が規定されている。 「必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごと一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。 ・住居表示決定通知書（20.5.10参照） ・区画整理等に伴う住所変更通知（20.5.11参照）」	
866	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.11 区画 整理に伴う住所 変更通知	「この度、●●に伴い、下記のとおり町名又は地番が変更されますので、お知らせいたします。」という記載がある。	「町名又は地番」については、「又は」を「及び」も選択できるように修正する。（必須機能）	住民サービスの向上	「この度、●●に伴い、下記のとおり町名又は地番が変更されますので、お知らせいたします。」 上記の下線部分について固定されると町名及び地番両方が変更される場合があるので、その時にこの文言では不都合がある。	仕様書修正	当該箇所についても修正ができるよう、以下のとおり諸元表の表現を修正する。 「表題の3行下、「この度、<●●>に伴い、下記のとおり町名<又は/及び>地番が変更されますので、お知らせいたします。」と記載、<>部分は市区町村に合わせ可変」	
1376		第4章 様式・帳票要件	－	20.5 その他	20.5.11 区画 整理に伴う住所 変更通知	仕様書にない機能	一括で印刷する機能（個別印刷は不可）	業務効率の向上	区画整理実施時、その対象者全員に通知を送付することから、一括印刷の機能を搭載してほしい。	対応なし	既に対応済み。 「10.7印刷」の【実装必須機能】にて、以下機能が規定されている。 「必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごと一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。 ・住居表示決定通知書（20.5.10参照） ・区画整理等に伴う住所変更通知（20.5.11参照）」	
435	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－		20.6 住民 基本台帳関係 年報の調査様 式第1表、第1 の2表及び第1 の3表	指定するレイアウトに従い、XLSX形式により出力できること	指定するレイアウトに従い、CSV形式あるいはTXT形式により出力できること	業務効率の向上	当該様式は各都道府県にてとりまとめ後に国へ送付しているものと思われるが、レイアウトを指定して出力するのであれば、CSV形式等で各自治体から提出し、県/国で取り込むことも問題ないように思われる（XLSX形式を介する必要性が感じられない）。また、データの時点や照会時期も指定されているため、データの作成・出力・送付まで指定日での自動処理化することも検討していただきたい（電子メールで照会する必要性が感じられない）。	仕様書修正	住民制度課より依頼している調査様式に適切に転記できる形で出力できれば良いことから、以下に修正する。 「指定するレイアウトに転記できる形で出力できること。」	
550	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	－		20.6 住民 基本台帳関係 年報の調査様 式第1表、第1 の2表及び第1 の3表	住民基本台帳関係年報の調査様式である第1表、第1の2表及び第1の3表について（平成26年12月25日総行住第136号総務省自治行政局長通知）」において指定するレイアウトに従い、XLSX形式により出力できること。	住民基本台帳関係年報の調査様式である第1表、第1の2表及び第1の3表並びに総務省自治行政局長通知のチェック表1～3、付表1～3について、「住民基本台帳関係年報の処理について（平成26年12月25日総行住第136号総務省自治行政局長通知）」において指定するレイアウトに従い、XLSX形式により出力できること。	業務精度の向上	いわゆる検取調査は、全国統一のものであり、パッケージ化が必要なため、総務省の検取調査のレイアウトが変更されれば、当然レベルアップが必要である	対応なし	対応なし。 チェック表については、各帳票間の整合性をとるための様式であるため、システムから出力されることは想定されない。付表については、通知に規定していない帳票で、様式の変更が生じる可能性が高いため、毎年の依頼内容に基づいて作成されたい。	
570	事業者	第5章 データ要件	－	30.1 データ構造	－	※3.0版で修正後欄に記載の文言が削除	なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。	システム上の理由	記載の削除により、解釈が明確でない場合、システム改修方法が確定できないため。＜解釈1＞「データ要件・連携要件標準仕様書」に従って送受信できれば、除票用データベースとは異なり、データ構造まで標準化としては規定しないため、従来のデータ構造を保持することは期限を設けず許容される。」＜解釈2＞「データ要件・連携要件標準仕様書」に従って送受信できるということは、実態としてデータベース構造も同じとなるものと見做して当該文を削除しているため、従来のデータ構造を保持することは一切許容されない。」	対応なし	デジタル庁のデータ要件連携要件標準仕様書に記載のとおりとなるため、本仕様書においては規定しない。	
130	事業者	第5章 データ要件	－	30.1 データ構造	－	P353～P363【実装すべき機能】【除票データベース】 住民記録システムにおいて管理するデータについて、「データ要件・連携要件標準仕様書」に定めるデータを任意で出力できること。 他システムとの連携時及びシステム更改時には、「データ要件・連携要件標準仕様書」に従って最新のデータを送受信できること。 除票用データベースについては、本仕様書で定めるとおり標準化されたデータ構造に従うものとする。具体的な内容については次のとおりとする。	（項目定義内容は削除し、他の管理項目とともに、管理項目のみ定義するよう記載を修正する。）	業務精度の向上	除票データベースについて、他の管理項目と同様に項目定義のみ住民記録システム標準仕様書内で定義し、データ要件の詳細は「デジタル庁様／データ要件・連携要件標準仕様書」にのみ定義いただいて、機細粒度をそろえていただくのがよいのではないだろうか。	仕様書修正	管理項目の定義内容等については削除する。 データリストと連動したデータ項目ID及びデータ項目名の管理とする。	
604	住基担当課	第5章 データ要件	－	30.1 データ構造	－	記載なし。	移行用のデータレイアウトについても規定する。	システム上の理由	現在、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において、次期システムへのデータ移行を円滑に行うための移行ファイル用のレイアウト（中間標準レイアウト）の維持管理を行っていると思うが、標準準拠システムへの移行においても円滑に行えるよう移行用ファイルレイアウトを規定して欲しい。	対応なし	デジタル庁にて対応予定。	

No	発出者	意見詳細				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		回答	
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	方針	回答
268	住基担当課	第5章データ要件	－	30.2文字	－	住基ネットや「在留カード等発行システム」との連携時における文字についての記載がない。	CS送信時における文字情報基盤文字（変換可能文字）⇒ 住基ネット統一文字への変換や、出入国在留管理庁長官通知及び市町村通知取込時の文字変換について整理して記載する。	システム上の理由	住基ネットや「在留カード等発行システム」との連携時における文字変換については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】」において整理されておらず、住民記録システムとして整理すべき要件であると考えられる。特に住基ネット連携では文字情報基盤文字（変換可能文字）⇒ 住基ネット統一文字への変換になるため、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】」に示されている情報では対応できない。	対応なし	対応なし。 本仕様書においては規定しない。 文字に関する統一的な考え方については、データ要件・連携要件標準仕様書策定においてなされた議論を踏まえて検討される想定。
631	情報政策担当課	第7章用語	－	－	－	「内字」も参照のこと。	（削除）	システム上の理由	参照先は削除されている。	軽微修正	内字についての記載が全て削除されているため、以下に修文。 「各ベンダが提供する文字セット等において、標準では収録されておらず、市区町村が個別に追加した文字のこと。 JIS等の標準規格にない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も「外字」と呼ぶことがあるが、パッケージ標準にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されているため、本仕様書上は外字としては取り扱わない。」
630	情報政策担当課	第7章用語	－	－	－	各ベンダが提供する文字セット等において、標準では収録されておらず、	文字情報基盤に採録されておらず、	システム上の理由	「30.2 文字」に記述してあるとおり、本システムのデフォルト文字セットはJISなので、住民記録システムについての記述であればベンダごとの違いは生じないため。	対応なし	文字に関する統一的な考え方については、データ要件・連携要件標準仕様書等で今後示され、必要に応じて本仕様書も修正する方針。
703	情報政策担当課	第7章用語	－	－	－	住民記録システムについては、データサイズを抑制するため、通信インタフェースの文字符号化方式をUTF-16 とすることとした。		システム上の理由	文字要件についてはデータ要件・連携要件標準仕様書に準することとなっているが、0.8版においては、「各標準準拠システムの間の連携のための符号化方式については、UTF-8 とする。」とされている。標準化された住民記録システムから他の標準準拠システムへ連携する際に（他の標準準拠システムがUTF-16を文字要件としている場合）、連携のためだけにUTF-8に一旦変換するという理解でよろしいか。その場合、その理由をご示願いたい。	対応なし	文字に関する統一的な考え方については、データ要件・連携要件標準仕様書等で今後示され、必要に応じて本仕様書も修正する方針。
794	住基担当課					記載なし	・不現住実態調査の対象者や実態調査の進捗状況等を管理する機能を実装する必要がある。	業務効率の向上	法第34条に規定する調査の管理を効率的に実施するため、不現住実態調査の進捗状況等を管理する機能の実装が必要と考えます。	対応なし	対応なし。 実態調査の進捗状況等管理については、住民記録システムの範疇外。
795	住基担当課					住基【1-2】業務フロー以下の業務フロー図に「国民年金手帳」の文言がある。 「4.1.1転入」「4.1.2転居」「4.1.3転出」「4.1.3.0.4転出」「4.1.4.1世帯変更」「4.5.1法30条の46転入、4.5.2法30条の47届出」「4.5.3帰化、4.5.4国籍取得・申出、4.5.5国籍喪失・申出」	住基【1-2】業務フロー以下の業務フロー図にある「国民年金手帳」の文言を「基礎年金番号通知書」に修正する。 「4.1.1転入」「4.1.2転居」「4.1.3転出」「4.1.3.0.4転出」「4.1.4.1世帯変更」「4.5.1法30条の46転入、4.5.2法30条の47届出」「4.5.3帰化、4.5.4国籍取得・申出、4.5.5国籍喪失・申出」	業務精度の向上	左記の各業務フロー図のスタート部分に括弧書きで表記されている「国民年金手帳」について、本人確認書類の用途であれば、「基礎年金番号通知書」の表現に修正した方が望ましいと思います。 また、括弧書きで表記されている「（国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者証、又は被保険者資格証明書）（介護保険の被保険者証又は国民年金手帳）」については、本人確認書類の用途であれば、包括して「本人確認書類」と表記してはいかがでしょうか。 なお、本人確認書類とは別の目的で提出させるのであれば、届出の内容により提出の要否を見直す必要があります。	軽微修正	「住民票の記載等に必要な資格確認書類」に修正する。
653	住基担当課						地番検索についての記載がないが、窓口事務では、地番の存在確認を行うために多用する機能なので、実装してもしなくてもよい機能に追加する。	業務効率の向上	住民記録の事務に密接に関連し、併せて関連することにより、業務効率の向上が図られるため。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「1.3.2住居表示・地番管理、番地・校番等コード管理」にてマスタ管理・表示が可能であり、検索も同様に実施できると想定されることから。
512	住基担当課	参考	1. 業務概要（全体図）及びシステ	－	－	図表 2－2 住民記録システムのシステム構成図 データベースに含まれる情報 C 住民記録システムで管理する、DV等支援対象者の情報	「支援対象者」「支援措置対象者」に修正	業務精度の向上	今回の標準仕様書において「支援対象者」「支援措置対象者」に統一しているため。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
84	住基担当課	参考	1. 業務概要（全体図）及びシステ	－	－	税システム等の連携の記載がない	・国保、選挙、介護、児童手当、広域組合との連携は当システムでの入力で可能か 明記希望 （他課への影響がどの程度あるのか、把握できないものが出てくる可能性あり。）	業務精度の向上	・国保、選挙、介護、児童手当、広域組合との連携は当システムでの入力で可能か。 （他課への影響がどの程度あるのか、把握できないものが出てくる可能性あり。）	対応なし	次回全国照会提示版資料で対応済み。 連携要件一覧及びデジタル庁が連携要件の標準として作成する「機能別連携仕様」を参照いただきたい。
869	住基担当課	参考	3. 指定都市を考慮した機能	－	－	「（図表）指定都市を考慮した機能」に「1.2.2 異動事由」の記載なし。 なお、「1.2.2 異動事由」にも「区間異動」という異動事由は存在しない。	「（図表）指定都市を考慮した機能」の中に、「1.2.2 異動事由」の欄を追加し、区間異動についての記載を追加する。 必要があれば「1.2.2 異動事由」にも「区間異動」という異動事由を追加する。	システム上の理由	追加漏れと思われるため。 区をまたがる異動については、政令指定都市によっては印鑑登録を抹消するようところもあり、その他にも区をまたがることによってシステム的に動作の違いを設けることが想定されるため、区をまたがる異動については転居とは別の異動事由を設けた方が、シンプルなシステム構築につながると思われる。	対応なし	対応なし。 区間異動は転入・転出として取り扱われる。（印鑑登録システムにおいて区間異動の場合も、【標準オプション機能】として印鑑の登録を引き継ぐこととしている。） なお、当該異動事由にマッピングができれば、他の異動事由を設けることは許容される。
110	住基担当課	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	－	－	業務効率の向上	国籍コードはJS X 0304「国名コード」を使用とあるが、法務省が提供する国籍コード等ではないのか。	対応なし	仕様書においては対応なし。 デジタル庁の規定する基本データリスト内で、国籍コードについて、「各自治体にて入管指定コード又はJIS X 0304をベースに任意に規定すること」に修正する。
157	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	「住所辞書については～中略～「基本データリスト」に従うこと。あわせて、郵便番号についても管理できると。」と記載がある。	「住所辞書については～中略～「基本データリスト」に従うこと。あわせて、郵便番号についても管理できると。 尚、当面の間は現在使用中の住所辞書を使用する事で差し支えない。に修正する。	システム上の理由	「地方自治体の基幹業務システムの共通機能の標準仕様書及び標準仕様書間の横並び調整方針について」によれば、住所コード町字は「ベース・レジスト」「日本町字マスターデータセット」（デジタル庁が規定）を利用する。」とありますが、従来の規定と異なり桁数が異なります（11桁から13桁に変更）。標準仕様対象業務/対象外業務に住所コードを保持しており、システム改修量が広範囲となります。また、自治体職員においても従来の住所辞書からの変更内容の確認に多大な負担が与えられます。	対応なし	対応なし。 デジタル庁では、政府相互運用性フレームワーク（GIF）を策定する等、データの標準化を進めております。標準準拠システムにおいては、多様な主体との連携を行いやすくするため、GIF等の国が定める各種標準と整合性を確保することとし、基本データリストを作成しており、各地方自治体で使用中の住所辞書で代替することは想定しておりません。
158	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	「住所辞書については～中略～「基本データリスト」に従うこと。あわせて、郵便番号についても管理できると。」と記載がある。	「住所辞書については～中略～「基本データリスト」に従うこと。あわせて、郵便番号についても管理できると。 尚、当面の間は現在使用中の住所辞書を使用する事で差し支えない。に修正する。	業務効率の向上	「日本町字マスターデータセット」には郵便番号の設定が不足しています。（東京都の町字データ6,490件中587件 約9%にのみ設定されています。）本機能を実現する為には別途設定をするか、転入等の入力時に都度確認して入力する事になります。入力・確認に手間取り、来庁された市民を待たせる事になります。	対応なし	郵便番号データが未記載のレコードについては、今後記載できるよう取り組んでまいります。
159	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	「住所辞書については～中略～「基本データリスト」に従うこと。あわせて、郵便番号についても管理できると。」と記載がある。	「住所辞書については～中略～「基本データリスト」に従うこと。あわせて、郵便番号についても管理できると。 尚、当面の間は現在使用中の住所辞書を使用する事で差し支えない。に修正する。	業務精度の向上	「日本町字マスターデータセット」には合併により消滅した自治体のデータがありません。都内であれば、西東京市（旧田無市、旧保谷市）が該当します。住民票上、転入前住所、転出先住所については旧自治体の住所で記録されており、住所コードを割り付ける事が出来ません。	対応なし	フォーマットとしては過去情報を収録できるよう設計しているが、必要な過去データの整備については今後検討してまいります
160	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	「住所辞書については～中略～「基本データリスト」に従うこと。あわせて、郵便番号についても管理できると。」と記載がある。	「住所辞書については～中略～「基本データリスト」に従うこと。あわせて、郵便番号についても管理できると。 尚、当面の間は現在使用中の住所辞書を使用する事で差し支えない。に修正する。	業務精度の向上	「日本町字マスターデータセット」の解説書によれば、町字が廃止の場合はレコードを削除または廃止状態への何れかが選択可能としていますが、削除せず廃止日を設定するルールとして頂きたい。誤った住所の入力を防ぎ業務の精度が向上します。	対応なし	対応なし。 町字が廃止の場合の対応については、レコードを削除することせず、廃止状態のみとする方向で、検討しております。
161	事業者	第3章機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.3 住所辞書管理	「住所辞書については～中略～「基本データリスト」に従うこと。あわせて、郵便番号についても管理できると。」と記載がある。	「住所辞書については～中略～「基本データリスト」に従うこと。あわせて、郵便番号についても管理できると。 尚、当面の間は現在使用中の住所辞書を使用する事で差し支えない。に修正する。	業務効率の向上	「日本町字マスターデータセット」の解説書によれば、本データは自治体の職員が作成する事になっています。職員負担が増える事が見込まれます。	対応なし	更新方法としては以下の2つの方法を想定しております。 ① 国土地理院等の情報を基にした更新 ② 自治体自身による更新 このうち、①の方法については各自治体から国土地理院等に報告した情報を基に更新するため、タイムラグが生じることがあるため、住民記録システム等で活用するためには②による更新が望ましいと考えております。
46	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理	－	(1)⑦エラーログについて、記載の変更及び追加がされているが、「管理者による設定変更時の情報取得したログは、…改ざん防止措置がされること。」は⑥設定変更ログについての記載と思われる。			記載箇所の位置ずれ	対応なし	対応なし。 1.0版より当該記載である。 ただし、「⑦エラーログ」における「管理者による設定変更時の情報」は誤記と想定するため削除とする。
102	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続	－	【実装必須機能】 【対象事務】 ・転出届 ・転居届 ・転入予約	【実装必須機能】 【対象事務】 ・転出届 ・転居予約 ・転入予約	法令への対応	マイナポータル等との接続の対象事務にある「転居届」の表記は、転居届そのものではないため「転居予約」の方が望ましいと思います。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
133	住基担当課	第3章機能要件	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続	－	当該申請データに係る申請状況を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提	左記に下記内容を追加 申請処理状況について、自動及び手動でも任意に設定できること	業務効率の向上	申請処理状況について、実際のシステム上の処理と連動することも必要と考える。だが、例えば転入予約取消が申請された場合は、転出局取消の状況を確認した上でステータスを変更する作業が発生するため、手動で設定できる旨記載が必要と考える。	対応なし	住民記録システムの申請処理状況については、申請管理システムにおいて操作、管理されるものであることから、本仕様書（住記標準仕様書）の対象外。
147	住基担当課	第3章機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	－	「アラート」転出におけるアラートがない。	転出において、異動予定年月日が住民記録システムの最終住定日より前である場合、アラートを表示する。	業務精度の向上	住定日が満期となる異動の届出は受け付けられないため。	仕様書修正	第1弾全国照会#822で設けるエラーにて対応する。
131	住基担当課	第3章機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	－	エラー項目	申請管理システムから取り込んだ転出局の情報について、転出先住所に存在しない市区町村が記載されていたり、存在しない日付又は矛盾した日付が入力されていた場合	システム上の理由	4.1.3にエラーチェックの旨記載があるが、エラー項目一覧には対応するエラーがないため明記いただきたい。本仕様書にエラー項目として記載がなければ、エラーとして標準化では対応できない。ベンダからは標準化で対応が予定されていないエラーを標準化までの限定時期だけ導入することは難しいと言われている。来年2月のサービス開始時にもエラーとして対応できるよう左記エラーについて明記する必要があると	仕様書修正	エラー項目に当該エラーを追加する。
63	住基担当課	第3章機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	－		「転出の場合、異動年月日が申請日より2週間以上前の日付の場合はアラート通知すること」を追加		申請日より2週間以上過去日での転出の場合は、国民健康保険や児童手当等影響が発生するため、担当課への連絡が円滑にできるようなエラーチェックに含めて欲しい。	対応なし	既に対応済み。 全国照会版アラート番号42の「特別転入を利用した転出処理の届出日において、異動日から既に14日を経過している場合」といったアラートで対応可能。

No	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答			
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
								区分	理由		
48	住基担当課	第3章機能要件	11エラー・アラート項目	11.1エラー・アラート項目	-		転入及び転居について、アラート又はエラー項目に「異動日が来庁予定日より前です。」が必要ではないでしょうか。	業務精度の向上	転入及び転居は、住民基本台帳法第22条及び第23条により異動後に届出することとなっているため。 （マイナポータル等で本人が予約する時点でエラーになるのであれば不要。また、本人が予約する画面でその旨注意喚起が必要）	対応なし	対応なし。 マイナポータル上で、「引越す日より前に来庁し、未来日の転入（転居）の手続きをすることはできません。」と表示する予定。また、マイナポータル上で異動日より前の来庁予定日とできないように制御をかける予定。
111	住基担当課	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	-	-	業務効率の向上	「転入予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを出力できること。」との記載が、【実装必須機能】と【標準オプション機能】の双方にあるが、どちらが正しいか？ なお、業務効率の向上、ワンストップの趣旨から【実装必須機能】とすべき。	軽微修正	本来、紙として出力できることを【標準オプション機能】として検討していた。 ただし、わかりづらい表現となっていたため当該【標準オプション機能】は削除とし、画面上で作成されたリストについて印刷する機能は、「20.0.1様式・帳票全般」（2）の機能で対応可能と整理する。
91	住基担当課	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）		「送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人連絡先」と記載がある。	業務精度の向上	「送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁予定時間、来庁場所、届出人連絡先」と修正する。また、当該段落（第2段落）の末尾に「時間帯毎に予約できる上限を設け、予約情報を取り込む際、予約数が上限に達していた場合は情報を取り込まず、申請管理システムに取り込むことができなかった旨通知すること。」と追記する。 ※4.1.2.2における転居予約も同様	対応なし	対応なし。 来庁時間については、その時間に確実に受付を行ってもらえとの期待を抱かせることになるため、実装しないこととする。 また、マイナポータルの記載において、「来庁予定日」としており「予約」ととらえられない記載とするとともに、「混雑状況により、時間を頂く場合がある」旨を、また、「引越し先の自治体窓口で準備をするため、目安として来庁予定日を教えていただきたい」旨を記載する予定としている。マイナポータル上の記載については、自治体の意見も踏まえながら引き続き検討して参りたい。 また、各自治体のご判断になるが、自治体ホームページにおいて、各日の来庁予定人数をお知らせするなど混雑予想状況を住民にお知らせするといった対応も考えられる。
68	住基担当課	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）		転入予約において、来庁予定日が入力できることとなっている。	住民サービスの向上	来庁予定日について、各市町村で毎日の受け入れ人数の上限を設けることができるようにした方が良い。	対応なし	対応なし。 マイナポータルの記載において、「来庁予定日」としており「予約」ととらえられない記載とするとともに、「混雑状況により、時間を頂く場合がある」旨を、また、「引越し先の自治体窓口で準備をするため、目安として来庁予定日を教えていただきたい」旨を記載する予定としている。マイナポータル上の記載については、自治体の意見も踏まえながら引き続き検討して参りたい。 また、各自治体のご判断になるが、自治体ホームページにおいて、各日の来庁予定人数をお知らせするなど混雑予想状況を住民にお知らせするといった対応も考えられる。
10	住基担当課	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）		「転入届に必要な情報を印字した上で、出力できること。」と記載がある。	住民サービスの向上	「転入届に必要な情報を印字した上で、出力でき、必要に応じて住民票の写し等交付申請書への印字もできるように必要な情報をテキストデータ等で出力できること。」に修正する。	対応なし	既に対応済み。 「20.3.1法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届」の【標準オプション機能】にて、「法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届又は転居予約を利用した転居届について、次に示すレイアウトに従い、実装必須機能に示した項目をCSV形式によりデータ出力できること。」としているため、当該機能を活用されたい。
20	事業者	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）		「また、転出証明書情報を取得している場合は対応する転出証明書情報を削除できること。」と記載がある	業務精度の向上	削除する転出証明書情報を明確にするため。	軽微修正	以下文言に修正する。 「また、転出証明書情報を取得している場合は、マイナポータルで付された符号を用いて対応する転出証明書情報を削除できること。」
13	事業者	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）		その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正を行うこと。	システム上の理由	【住基】第11回検討会（書面）ご意見に対する意見方針案にて、「転入届を修正する場合は現状用紙における修正となるため」転入届修正履歴が残る機能」はございません。」との方針であったかと思えます。	対応なし	対応なし。 転入予約の機能を導入するにあたり、全般的に機能の見直しが行なれた結果となる。 履歴を残して修正される必要がある。 なお、届出者の来庁前に、転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入届に必要な情報が印字され、出力できる状態を仮登録前の状態とする。 また、4.1.1.3特例転入において、転出証明書情報及び転入予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備を行う際に、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された転入届に必要な情報について、修正が必要な場合には適宜修正を行うこととしており、仮登録前の内容について保存する機能を追加し、【考え方・理由】に、「転入届が提出される前の事前準備の段階については、届出提出前の段階であり、転入届が提出された後、「仮登録状態」に移行するものである」と追記する。
43	事業者	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）		マイナポータル等から申請管理システム（「共通機能標準仕様書」参照）に送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理システムから取得し、マイナポータルで付された符号により、転出証明書情報と紐付けて、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。	システム上の理由	情報提供用個人識別符号であれば住民記録システムでは保持していない情報であるため、紐付けできないと考えている。	対応なし	対応なし。 「マイナポータルで付された符号」は、取消し等のために転出届と転入予約情報を紐付けるためにのみ用いられるシステム上の符号であり、現在転出証明書情報の項目として送付されている管理番号と同等の扱いであるため、明記しない方針とする。
92	住基担当課	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）		マイナポータル等から申請管理システム（「共通機能標準仕様書」参照）に送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理システムから取得し、マイナポータルで付された符号により、転出証明書情報と紐付けて、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。	業務精度の向上	繁忙期になると住所異動に来庁する住民が増加し、予約を受付たとしても、スムーズな受付が出来ない場合が想定される。来庁予定時間が不明である、当日の始業までに全ての予約者に対してリストや届書を準備しなければならぬため、繁忙期では対応しきれない場合が想定される。午前か午後といった内容でも事前に知る事が出来れば、届書等の準備がより効率的に出来る。また、一時間毎など細かい区切りである、前時間帯での受付が遅延した場合、住民からの苦情につながる可能性があるため、大まかな時間帯の方が良いと思われる。	対応なし	対応なし。 来庁時間については、その時間に確実に受付を行ってもらえとの期待を抱かせることになるため、実装しないこととしている。 また、「午前・午後」といった区切りであっても、同様に、その時間帯に確実に受付を行ってもらえとの期待を抱かせることになるため、実装しないこととする。 また、マイナポータルの記載においても、「来庁予定日」としており「予約」ととらえられない記載とするとともに、「混雑状況により、時間を頂く場合がある」旨を、また、「引越し先の自治体窓口で準備をするため、目安として来庁予定日を教えていただきたい」旨を記載する予定としている。マイナポータル上の記載については、自治体の意見も踏まえながら引き続き検討して参りたい。
58	住基担当課	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）		マイナポータル等から～転入予定情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人連絡先、～住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。	業務効率の向上	マイナポータル等から～転入予定情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人氏名と連絡先、～住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。	仕様書修正	来庁時間については#92のとおり。 届出人氏名については転入・転居ともに盛り込むこととする。
3	情報政策担当課	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）		申請管理システムから取得し、マイナポータルで付された符号により、転出証明書情報と紐付けて、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。	システム上の理由	申請管理システムから転入予約情報を取得する連携インターフェイスにおいて、「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定しておかないと、カスタマイズの要因となるため。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「10.9 マイナポータル等との接続」の【実装必須機能】にて「オンラインの申請データを、申請管理機能（「共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。」とされているため、共通機能標準仕様書に従って連携される旨が読み取れる。なお、データ要件・連携要件標準仕様書ではなく、申請管理機能については共通機能標準仕様書に規定されている。
4	情報政策担当課	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）		申請管理システムから取得し、マイナポータルで付された符号により、転出証明書情報と紐付けて、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。	システム上の理由	申請管理システムの文字要件と住民記録システムの文字要件が異なる場合、変換する仕組みが必要となるため。	対応なし	対応なし。 共通機能としての申請管理システムでは、文字要件は規定しておりません。また、共通機能では、最低限の実装すべき機能について標準を定めており、申請管理システム側で住民記録システムに取り込む際に必要な文字要件の変換機能を持つことは可能です。
127	情報政策担当課	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）		申請管理システムから転入予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された符号を用いて、対応する転入予約情報を削除し、転入予約情報のステータスを取り下げに変更できること。また、転出証明書情報を取得している場合は対応する転出証明書情報を削除できること。	業務精度の向上	他システムでの転入予約取消の検知のため	対応なし	対応なし。 各他業務システムにおいて転入予約の取消申請が申請管理システムを通じて連携されることから、住民記録システム側から取消しがあった旨を連携することは想定していない。
16	事業者	第3章機能要件	4異動	4.1.1転入	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）		転出証明書情報及び転入予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報を印字した上で、出力できること。	業務精度の向上	マイナポータルを利用しない特例転入の場合、転出証明書情報のみを印字したうえで転入届を出力するケースも想定して頂きたい。	仕様書修正	以下に修文する。 「転出証明書情報及び転入予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報を印字した上で、出力できること。なお、郵送等による特例転入の場合、転出証明書情報のみを基に印字した上で出力できること。」

No	発出者	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答		
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
117	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.1 転入	転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理システムから取得	転入予約情報のうち、申請区分、来庁予定日、来庁場所、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理システムから取得	業務精度の向上	【実装必須機能】では、申請管理システムから住民記録システムへ取り込む情報に「転出」「転居」の“申請区分”について記載がない。そのため、来庁予定者リストは「転出」「転居」別でしか、出力できないとも読み取れる。しかし、「転出」「転居」の窓口を明確に分けている自治体は少ないと思われ、「転出」「転居」別にするのか、混ぜるのかを選択できるようにしないと運用上、支障が出ると思われる。したがって、申請管理システムから住民記録システムへ取り込む情報に“申請区分”の追加を要望する。	対応なし	対応なし。 別々の情報として受領するため、区分することは可能。 転入転居について同一のリストとして作成することについても、実装段階に検討することとして差し障りない。
15	事業者	第3章 機能要件	4	異動	4.1.1 転入	来庁予定者の受入れ事前準備のために転出証明書情報（個人番号を除く。）を必要とする他システムに、必要な転出証明書情報（個人番号を除く。）及びマイナポータルで付された符号を送信できること。	「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定される旨を追加する	システム上の理由	送信する機能を有するのであれば、「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されると想定します。	対応なし	対応なし。 「7.2.1他の標準準拠システムへの連携」において他業務システムとの連携については、記載されており、特例転入については、これを特記して記載しているに過ぎないため。
156	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.1 転入		区間異動についての記載を追加すること。	法令への対応	法第38条により、区間異動も転居ではなく転出入となっているため、入力の際は、CSを介さず住民記録システム内で処理を行っている。その際の申請管理システムから住民記録システム間での作業手順についての記載を追加していただきたい。	対応なし	対応なし。 区間異動も通常の転出入の機能が同様に適用されるものであり、別に規定しない。
198	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.2 転居	マイナポータル等から申請管理システム（「共通機能標準仕様書」参照）に送信された転居予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、異動予定年月日、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転居者の氏名、性別、生年月日、従前の住所、新住所及び新しい世帯主との続柄について、申請管理システムから取得し、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。	マイナポータル等から申請管理システム（「共通機能標準仕様書」参照）に送信された転居予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、異動予定年月日、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転居者の氏名、性別、生年月日、従前の住所、新住所及び新しい世帯主との続柄について、申請管理システムから取得し、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。 住民記録システムへの取り込みは、前もって自動で行うのではなく、実際に住民が来訪した時のタイミングにおいて、端末画面上で来訪者が予約者であるかの確認ができること及び手動操作により取り込みができること。 指定都市においては、操作可能な行政区を限定する・しないは自治体の判断とする。	業務効率の向上	・転居届は、本来、異動後に住所が確定してから届け出るものであるが、マイナポータルの転居予約という仕組みは、異動前に「異動予定年月日」として事前に申請できるということの解釈でよろしいか？ （①） ・前もって予約ができることで未来日の転居が成立してしまう懸念がある。転出と違い、予約・事前準備という概念はなじまないように感じる。 （②） ・マイナポータルから申請管理システムに送信された転居予約情報を住民記録システムへ取り込まれることによって、常に転居予約情報を管理しなければならぬような事務だけが増えてしまうことは避けたい。 （③） ・転居予約情報を効率的に有効活用するため、住民が来訪した時のタイミングで端末画面上で来訪者が予約者であるかの確認ができることと、手動操作によって取り込みができるような仕組みにしたい。 （④） ・取り込みの住民が来訪した際の手続きとして、転居予約情報を住民記録システムに取り込むことで、申請書を書く手間を省くという利用方法の方が効率的と考える。（⑤） ・また、指定都市においては、操作可能な行政区を限定する・しないは自治体の判断としてほしい。（⑥） ※便宜上総務省で付番	対応なし	対応なし。 ①マイポータルの転居予約という仕組みは、あくまで来庁前に仮で情報を取得し住民情報とは別に取込を実施するのみであり、事前に申請できるという意味ではない。 ②上記のとおりから、転居届が提出される前の、転居予約の段階では転居の処理が確定するものではなく、未来日の転居は成立しない。 ③本機能は、転居届のプレ印字等に活用されるものであり、常に転居予約情報を管理する事務は想定していない。 ④画面要件については本仕様書の対象外。また、取込まれた情報については、必要に応じて適宜修正を行った上で転居の処理を行うものであり、自動で転居の処理が完了するものではない。 ⑤マイナポータルからの転居予約の機能は、転居予約情報を基にプレ印字された転居届を活用いただくことで住民が転居届を記載する手間を省くことができるものと考えている。 ⑥4.0.1（異動者）において、「指定都市においては、異動者を操作者の属する行政区に住所を置く者に限定することができる。」とされている。「できること」とされているため、する/しないは自治体の判断とできる。
2	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.2 転居	（【実装必須機能】末尾）	指定都市においては、区間異動（区間転入）について、転居に準じた予約情報の取り込みが実施できること。	システム上の理由	指定都市の区間異動は、転出証明書情報を利用せずに他区の住民票データを直接引用するなど、システム上は転居に準じた取扱としているため。	対応なし	対応なし。 区間異動も通常の転出入の機能が同様に適用されるものであり、別に規定しない。
152	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.2 転居	【実装必須機能】 転入と異なり、事前の他システムへの送信がない。	転入と同様に、例えば来庁予定者の受入れ事前準備のために転居予約情報を必要とする他システムに、必要な転居予約情報及びマイナポータルで付された符号を送信できること。と記載する。	住民サービスの向上	そもそも転入においても、事前の不確定情報を他システム連携すること自体に疑問はあるところではあるが、転入において事前に他システムへ関係係情報を送信するのであれば、転居においても同様に事前送信が必要であると思われるため。	対応なし	対応なし。 転入・転居予約情報は申請管理システムから直接他業務システムへ連携が可能であるため。転入において住民記録システムから他業務システムへ連携することとしているのは転出証明書情報に限っている。
45	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.2 転居	【実装必須機能】中、「異動予定年月日」及び「新しい世帯主氏名」と記載がある。	「異動予定年月日」を「転居をした年月日」に修正する。 また、「新しい世帯主氏名」のみならず、「従前の世帯主氏名」を追加する。	法令への対応	「異動予定年月日」については、住民基本台帳法第23条第3号との整合。（転居届出は転居後に届出することとなっている。） 「従前の世帯主氏名」については、事務処理要領で示されている様式との整合。	対応なし	対応なし。 「異動予定年月日」については、当該項目はあくまで転居予約の際に記載される項目であることから、法第23条第3号の規定は当てはまらず、予定である旨がわかる表現のほうが望ましい。また、様式における「異動日」の表現についても、転入届と転居届を併用することなどから、当該表現にとどめる。 「従前の世帯主氏名」については、法22条の項目に限って標準化の対象としているため対応が、
148	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.2 転居	【実装必須機能】 「転居時に、取り込んだ転居予約情報を参考にした転居等の処理ができること。」と記載がある。	転入の記載と合わせて「転居時に、取り込んだ転居予約情報を基に転居等の入力処理ができること。」とする。	業務精度の向上	「転居予約情報を参考にした転居等の処理」という記載では「参考にした」とはどういうことか、「処理」とは何の処理かわかりにくいため転入の記載と合わせるべき。転入と異なる処理をすることを考えるをえないため。	対応なし	対応なし。 転居届が参照するのは、自己申告情報の転居予約情報であり、転出証明書情報を主に参照する転入の手続とは異なるため、書き分けを行っているもの。
101	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.2 転居	【標準オプション機能】 転居予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを出力できること。	【標準オプション機能】 転居予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを出力できること。	業務精度の向上	修正前下線部の「来庁」が重複しています。	軽微修正	誤記又は不整合のため要対応
39	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.2 転居	従前の住所	従前の住所及び従前の世帯主が変更した場合の新しい続柄、	業務効率の向上	転居の場合、従前の世帯と新しい世帯とそれぞれに世帯主変更が生じる場合があるため。	対応なし	既に対応済み。 「新しい世帯主との続柄」についても取得する旨記載している。
40	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.2 転居	住民記録システム内の情報（氏名・性別・生年月日及び現住所）と突合し、一致しない場合にはアラートを表示し、確認を促すこと。	現住所は住所表記の完全一致ではなく、数値が合致しない場合のみアラートを表示すること。	業務効率の向上	住所の表記について、〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号となっている場合、住民の方は〇〇市〇〇町〇-〇-〇とハイフンのみで表記されることが多い。完全一致の場合はアラート表示が多数だと予想されるため。	対応なし	対応なし。 カード利用者証明用電子証明書シリアル番号により届出人を特定することし、他の世帯員の住所は、届出人のマイナンバーカードから読み取られた情報と一致することから、氏名及び生年月日での突合を実施することに変更しており、住所の突合は行わないため、当該懸念は解消される。 カード利用者証明用電子証明書シリアル番号により届出人を特定し、他の世帯員の住所は、届出人のマイナンバーカードから読み取られた情報と一致することから、氏名及び生年月日での突合を実施することに変更しており、住所の突合は行わないこととなった。 また、マイナポータルから申請できる転居予約の届出者は、マイナポータル上で入力する転居者と同一世帯の者のみ許容され、届出人については、利用者証明用のシリアル番号を用いて当該市町村の住民記録システム上で特定することとしているため、転居予約者と転居者が異なる世帯となることはない。 なお、アラートは注意喚起であり、届出人以外の転居者の氏名、生年月日が住民基本台帳に登録されている情報と異なっていた場合、窓口において住民から丁寧に聞き取りを行ったうえで必要に応じて情報を修正し、手続を進めて頂きたいという趣旨のものである。
199(2)	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.2 転居		「4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（転出・転入手続きのワンストップ化）」に対する右記「理由」意見	業務効率の向上	（2）マイナポータルで転居予約を入力する際、転居予約者が入力した異動者の氏名の漢字（マイナポータルで使用する漢字の字体と、住民記録システムで使用する漢字の字体）や、住所の表記（1丁目と一丁目、住居表示地区で部屋番号が住所に含まれる地区、建物名称の有無やその表記等）、マイナポータルの転居予約に世帯の入力概念がある場合、転居予約者が入力した世帯と住民記録システムの世帯が違う場合には、その全てがアラートとなる。窓口の受付でも、提出された届書の内容に上記の違いがあれば補正を実施しているが、窓口での補正は届出を受理する前提（届出人が窓口に来ている状況）であり、その届出にのみ補正を実施し、当該補正した届出に基づき住民異動に係る他の手続き（国保・介護等）が実施される。しかし、転居予約で入力された情報を事前準備情報として他課が利用する場合、その情報にアラート表示があれば、窓口に来ている・来ていないに関わらず全てのアラート表示の対応が必要と考える。	対応なし	対応なし。 カード利用者証明用電子証明書シリアル番号により届出人を特定し、他の世帯員の住所は、届出人のマイナンバーカードから読み取られた情報と一致することから、氏名及び生年月日での突合を実施することに変更しており、住所の突合は行わないこととなった。 また、マイナポータルから申請できる届出者以外の転居者は、届出者と同一世帯の者に限定されるため、届出者以外の転居者の住所情報についても同様に、住民住民記録システムの住所情報と原則一致するものと想定している。 また、マイナポータルから申請できる届出者以外の転居者は、届出者と同一世帯の者に限定されるため、届出者以外の転居者の住所情報についても同様に、住民住民記録システムの住所情報と原則一致するものと想定している。 なお、このアラートは、届出者以外の転居者について氏名、生年月日が一致しない場合にアラートとなることを想定している。
41	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.2 転居		住民記録システム内の情報（氏名・性別・生年月日及び現住所）と突合し、一致しない場合にはアラートを表示し、確認を促すこと。	業務精度の向上	現在の住民票がどこに置かれているかご存じない住民の方が一定数いる。その場合、電話連絡等での確認もしくは来庁時の確認になると予想される。電話連絡は市役所開庁中に連絡がとれることが少なく、幾度も連絡する必要があること、情報漏洩を気にしながら業務を行う必要があるため、予約の時点で予約不可能と住民の方へ返したいため。	対応なし	マイナポータルからの転居予約は、マイナンバーカードを利用した手続であり、転居予約情報のうち届出者の現住所等の項目はマイナンバーカードの券面事項入力補助APより読み取る項目となっている。このため、転居予約情報の住所情報と住記システムの住所情報は原則一致するものと想定している。 また、マイナポータルから申請できる届出者以外の転居者は、届出者と同一世帯の者に限定されるため、届出者以外の転居者の住所情報についても同様に、住民住民記録システムの住所情報と原則一致するものと想定している。 なお、このアラートは、届出者以外の転居者について氏名、生年月日が一致しない場合にアラートとなることを想定している。
128	情報政策担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.2 転居	なお、転居予約情報のうち、転居者の氏名、性別、生年月日及び従前の住所を、住民記録システム内の情報（氏名、性別、生年月日及び現住所）と突合し、一致しない場合には、アラートを表示し、確認を促すこと。	転居予約情報のうち、自治体の指定した項目について住民記録システム内の情報と突合し、一致しない場合には、アラートを表示し、確認を促すこと。	業務精度の向上	各自治体ごとの規模や特性により申請の数なども異なっているので、各自治体の状況に合わせてるよう不一致の際にアラートを表示させる項目については、自治体で指定するべきと考える。また氏名項目が文字情報基盤文字となった場合は氏名が不一致となる場合も多くなると想定される。	対応なし	対応なし。 カード利用者証明用電子証明書シリアル番号により届出人を特定することし、他の世帯員の住所は、届出人のマイナンバーカードから読み取られた情報と一致することから、氏名及び生年月日での突合を実施することに変更した。なお、どの自治体であっても、基本情報となるのは4情報であり、当該情報が一致しない場合においてアラートを表示し確認することは妥当であると想定することから。
197	住基担当課	第3章 機能要件	4	異動	4.1.2 転居	マイナポータルによる転居予約について	（再検討依頼）	業務効率の向上	転入、転居ともに、予約状況の管理、準備による事務の負担増加が見込まれます。特に転居届については、転入届に比べ、短時間で受付完了するため、予約による受付時間の短縮と事務負担の増加を考えたときに、業務の効率化の面で疑問があります。転居予約機能について再検討をお願いします。	対応なし	対応なし。 転居届のプレ印字や来庁予定日の把握等ができる機能を実装することとしており、事前準備等への活用を御検討頂きたい。

No						意見詳細				回答	
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
199(4)	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.2 転居		「4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（転出・転入手続きのワンストップ化）」に対する右記「理由」意見	業務効率の向上	上記（１）や以上の内容から、ネットワークによる転居予約については、転居する情報の入力以外に、入力した情報と住民票の情報との突合を転居予約入力時点で行うことや、その後の窓口に出届を提出することを前提に、法令に定められた届出期限・転居した日と関係して届出ができる年月日・届出ができる者・届出人の状況により必要となる書類等や、転居予約だけでは届出が完了していない等の周知が実現できなければ、転居する者への誤解や、転居届を処理する市区町村への業務負担が増加する状況となる。	対応なし	対応なし。 カード利用者証明用電子証明書シリアル番号により届出人を特定することとし、他の世帯員の住所は、届出人のマイナンバーカードから読み取られた情報と一致することから、氏名及び生年月日での突合を実施することに変更した。 また、マイポータル上で、法令に定められた提出期限、転居した日と関係して届出ができる年月日・必要となる書類等については、ご案内する予定である。 届出ができるものについてもマイポータル上で転居者と同一世帯内の者に限定される。
199(3)	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.2 転居		「4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（転出・転入手続きのワンストップ化）」に対する右記「理由」意見	業務効率の向上	また、転居届を出届できる者は「転居する者本人、転居する者の旧・新住所の世帯主」であり、これ以外の者（転居する者の旧・新住所と同一世帯の者を除く）については届出の代理権限を有する書類（委任状等）の提出や確認が必要となる。マイポータルの転居予約に世帯の入力概念がある場合、転居届を出届できる者が住民基本台帳法等で限定されていること、住民基本台帳事務処理要領にある「親族や本人と同一住所ではあるが別世帯の者による請求は、口頭で質問を行い、これに対して陳述させた結果、市町村長において、同一の世帯に属する者と同様に取り扱うことができると認めた場合には、必ずしも委任状の提出を求めず、このように確約した書類で代替してもよい。」との記述から、「住所異動する者の親族であれば委任状が不要となる場合がある」又は「異動する者の旧・新住所と同一住所ではあるが別世帯の者であれば委任状が不要となる場合がある」との規定を転居予約者と実際に届出をする者に対して周知しなければ、窓口に来る届出者の説明によっては届出が不受理となる可能性がある。また、ステータスについて「取下げ」以外にも「完了」「要再申請」「却下」は伝達可能だが、こういった場合に各ステータスを更新する規定	対応なし	対応なし。 マイポータル上、転居届を提出できるのは転居者と同一世帯内の者に限定する。
154	事業者	第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	「申請管理システムから転出届の取消申請を受理した場合、マイポータルで付された符号を用いて、対応する転出届の情報のステータスを取り下げに変更できること。」と記載がある。	「申請管理システムから転出届の取消申請を受理した場合、マイポータルで付された符号を用いて、対応する転出届の情報のステータスを申請管理システムを介して取り下げに変更できること。」に修正する。	業務精度の向上	「転出届の情報のステータスとは、マイポータル上で申請者側が確認可能な申請処理状況ステータスのことと思われ、前述の「エラーチェックや審査・決裁の結果を申請管理システムに連携すること。また、併せて受付不可や保留とした際の理由や、適宜職員が修正を加えた内容について記載できる自由記載項目についても、申請管理システムに連携できること。」といった記載と同様に、住民記録システムでは「取下げ」のステータスを申請管理システムへ連携する必要があると思われる。 修正前の記載だと申請管理システムへ連携することが判断しがたいため、修正後の通りに明記いただきたい。 また、ステータスについて「取下げ」以外にも「完了」「要再申請」「却下」は伝達可能だが、こういった場合に各ステータスを更新する規定	対応なし	住民記録システムの申請処理状況については、申請管理システムにおいて操作、管理されるものであることから、本仕様書（住記標準仕様書）の対象外。
149	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	【実装必須機能】 転入においては記載がある「特例転入時に、取り込んだ転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入等の入力処理ができること。」といった記載がない。	業務精度の向上	例えば、「転出時に、転出予約情報を基に転出等の入力処理ができること。」といった記載を行う。	対応なし	既に対応済み。 「修正後の最新の転出届の情報を基に転出の処理が行えること。」としている。
135	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	【実装必須機能】 また、併せて受付不可や(中略)申請管理システムに連携できること。	業務効率の向上	左記に下記内容を追加 申請管理システムからマイナポータルへも連携されること	対応なし	対応なし。 申請管理システムとマイナポータル間の仕様については、本仕様書において対象外のため本仕様書には記載しないが、マイナポータルへ連携されるものである。
56	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	【実装必須機能】 職員の手を介することなく自動で、複数件の転出届情報を一括で取り込むことができること。	住民サービスの向上	住民の中には、転出届の事を知らずに直接転入地に転入届に行ってしまうケースが多々ある。その際、転出転入ワンストップサービスを利用することで、その場で転出届け出を行い、転入届出を行うことが可能になると考えられる。そのためにも、個別で転出情報を取得し、処理できる機能は必要となる。	仕様書修正	第1弾全国照会結果#640のとおり。
122	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	【実装不可機能】 既に送信した転出証明書情報について、CS に手動で再送信できること。 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。	業務精度の向上	【考え方・理由】において、「通常の業務フローであれば、最初に個人番号カード保有の有無を確認する」とある通り、保有の有無や特例転出とするかの確認は行っている。しかしながら、転出入力時に処理メニューを誤ってしまうことも事実である。このとき、入力がすべてやり直しになり、事務効率、住民サービスの低下が想定される。 通常の「転出」入力前に、システムでチェックし警告メッセージを表示する方法もあると思うが、それであれば特例転出への切替えを標準オプションとして認めていただきたい。	対応なし	第1弾全国照会結果#3のとおり。
53	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	【実装不可機能】に「既に送信した転出証明書情報について、CSに手動で送信できること。」と記載があります。	業務効率の向上	再送信の機能がないのであれば、代替手段についてお示しいただきたいです。	対応なし	第1弾全国照会結果#611のとおり。
52	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	業務フローに本人確認の記載がありません。	法令への対応	住民基本台帳法第27条第2項及び住民基本台帳法施行規則第8条により、本人確認書類を提示することが規定されているため。	対応なし	特例転入を利用した転出であるため、フロー上必ずマイナンバーカード（又はその写し）の交付を受けることあら、あえて明記する必要はない。
42	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	特例転入を利用した転出に対応していること。	業務効率の向上	住民の方の中には、代理人での手続き等個人番号カードの有無をご存じない方が手続きに来庁されることが多くある。転入の際、特例転入で住基システムに入力できれば格段に誤入力も減り・業務効率があがる。 手続き途中で「特例転入を使用した転出」に切り替える機能がない	対応なし	第1弾全国照会結果#3のとおり。
194	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	なお、取消申請に対応できるよう、転出予定日又は転入通知受理のいずれか早い日までマイポータルで付された符号を管理すること。	業務効率の向上	転出予定日後の転出取消の申請はよくあるため、転出予定日をもって符号が管理されなくなると、転出取消の処理手続きが符号がある場合に比べて容易ではなくなるかと推測されるため。	対応なし	対応なし。 転出予定日以降は署名用電子証明書が失効してしまうため、マイナポータルを通じた転出取消は対応不可。よって、マイナポータルで付された符号（申請紐付符号）についても保持する必要はない。
121	住基担当課	第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	職員の手を介することなく自動で、複数件の転出届情報を一括で取り込むことができること。その際、自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 また、取り込んだ転出届の情報のうち氏名、性別、生年月日、住所は住民記録システム内の情報と突合できるとし、転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出予定年月日に関しては存在しない日付又は矛盾した日付となっていないか等のエラーチェックができること。	業務精度の向上	転出届情報を取り込み後、文字関係を修正し、エラーチェックを行う記載となっている。しかし、実際は氏名などの外字について、エラーチェックにおける突合でアンマッチになることが想定されるため、文字関係の修正についても、エラーチェック対象としエラー一覧表に含めることで、修正作業を1回にまとめることとしたい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 文字の修正とその他の情報のエラーチェックについて、同時に実施することも可能。
100		第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	申請管理システムから転出届の取消申請を受理した場合、マイポータルで付された符号を用いて、対応する転出届の情報のステータスを取り下げに変更できること。なお、取消申請に対応できるよう、転出予定日又は転入通知受理のいずれか早い日までマイナポータルで付された符号を管理すること。	業務精度の向上	転出取消の場合、審査決裁の手順を踏む必要があるため、確認表の出力は必須。また、住民票を回復させた場合、選挙権の回復など他課への情報連携も必要のため一覧の出力も必須。	対応なし	対応なし。 決裁プロセスにおける画面要件と考えられるため、対応なし。 また、「申請管理システムから取得した転出届の情報を取り込んだ結果を示す更新結果リスト」の中に取消の情報も含まれていることが読み取り可。
18	事業者	第3章機能要件	4	異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）	申請管理システムから転出届の取消申請を受理した場合、マイポータルで付された符号を用いて、対応する転出届の情報のステータスを取り下げに変更できること。	業務精度の向上	転出処理が未実施の場合は、ステータスの変更で良いと考えるが、既に転出処理済の場合は、転出取消処理を実施する必要があるため、ステータス変更の機能だけでは不十分ではないでしょうか。	仕様書修正	以下に修正する。 「申請管理システムから転出届の取消申請を受理した場合、既に転出処理を実施済みであるものの、住民票消除前においては、処理済みの情報を削除できること。」
9	情報政策担当課	第3章機能要件	7	連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携	中間サーバへの副本情報の登録は、団体内統合宛名機能を経由して行うことができること。	システム上の理由	団体内統合宛名機能で団体内宛名番号と機関別符号とを紐づけている。機関別符号取得は、団体内統合宛名機能から住民記録システム、CS、住基ネット回線を経由して行われるので、団体内統合宛名機能からの機関別符号取得要求を受信できる機能が必要と考	仕様書修正	修正後案に修正する。

No	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答			
	発出者					修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③						
123	住基担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.5 申請管理システム連携	住基ネットより取得した利用者証明用電子証明書のシリアル番号と住民票コードの対応情報に基づき、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）の宛名番号と利用者証明用電子証明書のシリアル番号を紐づけることができること。	住基ネットより取得した“最新の”or“現在有効な交付済個人番号カードに基づいた”利用者証明用電子証明書のシリアル番号と住民票コードの対応情報に基づき、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）の宛名番号と利用者証明用電子証明書のシリアル番号を紐づけることができること。	業務精度の向上	ここでいう、利用者証明用電子証明書のシリアル番号とは、“最新”なのか“現在有効な交付済個人番号カード”のどちらに紐づくものなのか、明確にしてほしい。券面一杯や有効期限満了3か月前からの再交付申請など有効な個人番号カードを保有しながら、公的個人認証システム上は、有効な利用者証明用電子証明書を2つ以上保有しているケースは存在する。	対応なし	対応なし。 改造仕様書に基づいた通知がなされるもの。
81	事業者	第3章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.5 申請管理システム連携	—	—	法令への対応	資料1の「7.1.2.5申請管理システム連携」について「住基ネットより取得した利用者証明用電子証明書のシリアル番号と住民票コードの対応情報に基づき、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）の宛名番号と利用者証明用電子証明書のシリアル番号を紐づけることができること。」の記載がありますが、2022年5月20日にデジタル庁から発出された「引越しフンストップサービス マイナポータルを通じたオンラインによる転出局・転入予約の実現に向けた取り組みについて」のマイナポータルから連携される転出局に含まれるデータ項目一覧(案)には“申請者・個人番号”という項目があるため、宛名番号と利用者証明用電子証明書のシリアル番号を紐づけずとも、マイナポータルから連携される転出局に含まれる個人番号を利用できるのではないだろうか。 また、引越しフンストップサービスについては既存システムの改修にも関連するため、マイナポータルから連携される転出局に含まれるデータ項目の標準化も提供すべきであると考えます。	対応なし	対応なし。 マイナポータルから連携される転出局に含まれるデータ項目一覧（案）において記載されている「個人番号」については、転出局出時に収集することが法令上想定されていないため、削除となる予定。 転出、転居における届出者に係る住民記録システム上での特定については、シリアルで行う想定。 マイナポータルから連携される転出局に含まれるデータ項目などの最新の申請データレイアウトについては、デジタルPMO上で公開している。
98	情報政策担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 他の標準準拠システムへの連携	デジタル庁が規定する庁内データ連携機能（共通機能標準仕様書において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）及び別紙の連携要件一覧に従うこと。		システム上の理由	共通機能として住登外宛名番号管理機能が示されており、住登者から住登外者へなる場合、住民宛名番号を引き継ぐと記載されているが、住民記録システムから住登外宛名番号管理機能向けの宛名番号の連携は想定しているか。また、住登外宛名番号のチェックデジットは住民記録システムと同方式と記載されているが、住民記録システム側は既存データの再付番は不要となっており既存データから移行される宛名番号のチェックデジットは算出方法が異なるため、住登外宛名番号管理機能側でエラーとならないか。万が一、住民記録システム側で宛名番号のチェックデジットが必要となるとシステム的に対応が難しいと考えます。	対応なし	住登外者宛名番号管理機能においても、既存データの再付番は不要としており、「標準化前後の宛名番号のチェックデジット算出方法の違いにより、エラーとなるか」というご質問であれば、住登外者宛名番号管理機能でエラーとすることは想定をしておりません。 「標準化前に付番された住民宛名番号と住登外者宛名番号が重複しないか」というご質問であれば、共通機能の標準仕様書において、住登外者宛名番号と住民宛名番号が重複しないよう措置を講じているため、ご指摘は当たらないと考えております。
130	情報政策担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.2 独自施策システム等への連携	共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。	削除	システム上の理由	外部システムとの連携について「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこととなると外部システム側で改修が必要となる。また必要な項目が不足する可能性が生じ、業務運用の見直しが発生する可能性もある。費用負担作業負担の観点から見直しを求める。	対応なし	対応なし。 参考：（デジタル庁）地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】（案）第1章1.2 (3) 標準準拠システム以外のシステムとの関係 ② 外部システムとの関係 標準準拠システムと外部システムとの連携に当たっては、標準準拠システムのデータ要件・連携要件に関する標準化基準との整合性を確保しなければならない。 具体的には、連携要件の標準において、次のとおり規定する。 (a) 当該外部システムにおいて、統一的なインターフェース仕様がある場合は、連携するデータ及び連携のためのインターフェースについては、「（連携する）外部システムに係る接続仕様書によること」と規定する。 (b) 当該外部システムにおいて、統一的なインターフェース仕様がない場合は、「連携するデータ項目は、基本データリストに規定するデータ項目の範囲内で対応すること」と規定する。
115	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	—	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	—	申請紐付番号	業務精度の向上	転入予約に印字される申請紐付番号が転入届・転居届にも印字されると取り違えないとおもわれる。	仕様書修正	転入の場合は申請紐付符号、転居の場合は受付番号について印字する様式に修正する。
107	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	—	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	諸元表【20.3.1法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届】及び ○ 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届・転居予約を利用した転居届のレイアウトの考え方 1ページ目と2ページ目が一連のものであることを示す表記が無い。	諸元表【20.3.1法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届】及び ○ 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届・転居予約を利用した転居届のレイアウトの考え方 1ページ目と2ページ目が一連のものであることを示す「申請紐付番号」及び「○ページ／○ページ」等の表記を設ける。	業務精度の向上	転入予約や転居予約による各届書を一括出力した際に複数の届書が混在することにより、1ページ目と2ページ目が別世帯のものに入れ替わる危険性がありますので、1ページ目と2ページ目以降が同一の届出内容のものであることを確認できる項目を表記すべきと考えます。	仕様書修正	申請紐付符号については同上。 ページ数については、すべてのページに申請紐付符号を印字することで他の申請の帳票と紛れることはないことから対応なし。
155	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	—	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	「新しい世帯主」、「住民票コード」等が出力できる項目となっている。	「今までの世帯主」、「学齢」、「個人番号」の追加。	業務効率の向上	旧世帯主及び個人番号は実務上確認している項目であるため、出力が必要と考ええる。学齢についても、自動計算で出力されれば他課への案内がスムーズになると思うため。	対応なし	法第22条に基づき届け出を求められているものを除き、転入届による届出は不要。 ただし、自由記載欄において項目を設けることは許容されている。なお、個人番号については慎重な取り扱いが求められることに留意。
49	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	—	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	【実装必須機能】に、転入届に出力される項目が記載されている内容に、「個人番号」がない。	「個人番号」を追加する。	業務効率の向上	住民基本台帳法第22条の転入届の届出項目にはないものの、転出証明書に記載されている項目であり、転出入フンストップサービスのキーとなる項目と考えます。	対応なし	法第22条に基づき届け出を求められているものを除き、転入届による届出は不要。 ただし、自由記載欄において項目を設けることは許容されている。なお、個人番号については慎重な取り扱いが求められることに留意。
66	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	—	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	【実装必須機能】 転入届、転居届の「・・・以下の項目を直接印刷により出力できること。・・・」	【実装必須機能】 転入届、転居届の「・・・以下の項目を直接印刷により出力できること。・・・」 ・今までの世帯主	業務精度の向上	「今までの世帯主」を記載することで、利用者に新旧の意識付けを促すとともに、異動受付時における対象者の異動漏れ等の確認に繋がる。	対応なし	法第22条に基づき届け出を求められているものを除き、転入届による届出は不要。 ただし、自由記載欄において項目を設けることは許容されている。
196	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	—	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	転居予約を利用した転居届について、次に示すレイアウトに従い、以下の項目を直接印刷により出力できること。 ・あて先 ～	（直接印刷により出力できる項目を追加） ・今までの住所の世帯主 ・個人番号カードの交付の有無 ・国民健康保険の被保険者の資格の有無 ・後期高齢者医療の被保険者の資格の有無 ・介護保険の被保険者の資格の有無 ・児童手当の給付の有無 ・国民年金の種別 ・基礎年金番号	業務効率の向上	・旧住所から、世帯主を含む一部の世帯員が転居した場合は、旧住所の続柄変更も必要となるため、旧住所の世帯主名も必要。 ・転居においても、転入と同様に異動届出時に案内が必要な手続きがあるため、異動届にも印字する必要がある。	対応なし	今までの世帯主については#155のとおり。 それ以外の項目については転居届の届出事項ではないため、届出に使用される欄においては印字しない。 ただし、あくまで職員用の確認欄として、自由記載欄に印字することは許容される。
124	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	—	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	【標準オプション機能】 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届又は転居予約を利用した転居届について、次に示すレイアウトに従い、実装必須機能に示した項目をCSV形式によりデータ出力できること。	【標準オプション機能】 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届又は転居予約を利用した転居届について、次に示すレイアウトに従い、実装必須機能に示した項目を付添いさせることなく、CSV形式によりデータ出力できること。	業務精度の向上	【標準オプション】におけるCSV出力については、「次に示すレイアウトに従い」となっているが、「1.項目・記載内容」では、桁数の制限がある。CSV出力においては、住民記録システムに保有する全庁を出力することとしたい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 諸元表はあくまで用紙を前提に記載されており、CSV形式で出力する場合に、桁数の制限をかけることは想定されない。
132	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	—	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	1.項目・記載内容 項目名 続柄 転入/転居予約情報内の「続柄」を記載	左記内容を削除 （※マイナポータル転入予約のデータ項目と齟齬が出ないように調整し記載）	業務精度の向上	7/1にデジタル庁が公開した資料によると、転入予約のデータ項目で続柄に関して全部転入の場合はマイナポータル上入力しない想定になっている。しかし、標準仕様書には続柄を記載することとしており混乱が生じてしまう。転入予約のデータ項目が設計中のこともあるが、各資料で異なる記載は避けたいのではないか。	仕様書修正	御指摘のとおり、世帯全員が転入・転居する場合、新住所での新しい世帯主氏名及び続柄はマイナポータル上入力しないこととなっているため、世帯全部が転入・転居する場合、転入届に印字する新しい世帯主氏名及び続柄を転出証明書情報（転入の場合）又は住記システム内の情報（転居の場合）から引用し、印字したうえで出力する機能について追加する。
103	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	—	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	諸元表【20.3.1法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届】 項番4「異動日」 及び 【考え方・理由】 ○ 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届・転居予約を利用した転居届のレイアウトの考え方（1ページ目）届書の「異動日」に転出証明書情報内の「転出予定年月日」を記載。	届書の「異動日」は空欄とする。	法令への対応	転出局出時の転出予定年月日及び転居予約時の異動予定年月日はあくまでも予定です。転入をした年月日は法第22条、転居をした年月日は法第23条の規定により届出事項とされており、転出局出または転居予約以降に変更となる場合もあることから届書の異動日は空欄にしており、本人に実際に転入または転居をした年月日を届出してもらうべきと考えます。 「転出予定年月日」または転居予約時の「異動予定年月日」を届書に表記するのであれば、届書の「異動日」とは別項目として届書の欄外等に印字すれば良いと考えます。 なお、異動日は行政サービス等を受けられる始期となり、住民となった年月日の認定に関する住民との争いが度々発生していることから、特に重要な転入時の届出事項であり慎重な受付審査が必要と考えます。	対応なし	第1弾全国照会結果#793のとおり。

No						意見詳細				回答	
	発出者					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
		対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
55	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	転居予約を利用した転居届のレイアウト	在留外国人の詳細（国籍・在留資格・在留カードNO等）の記入欄	業務効率の向上	転居等の異動時に在留カードの情報を確認したり、在留カードへ住所を記載する等、外国人住民関係業務を確実に行うために詳細記入欄があった方が効率的である。	対応なし	対応なし。 法22条の項目に限って標準化の対象とした。なお、自由記載欄については自治体の運用に応じて設定可能であるため、当該欄を活用されたい。
51	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	転出届について記載がありません。	転出届について記載を追加する。	法令への対応	住民基本台帳法第27条及び住民基本台帳法施行令第26条により、書面と規定されているため。（通常の転出届と同様なので記載していないのであれば、その旨記載が必要かと思います。）	対応なし	対応なし。 「3．対象（3）対象項目」にて「多くの自治体において住民記録システムから出力するとは限らない様式・帳票（例：住民異動届等の届出書（法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届（余白欄以外）を除く。）・申請書）」については規定しないこととした。」と整理されている。
136	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	なし	従前住所の（転入前世帯）世帯主氏名、世帯人数、一部転入（転居）前の世帯員の氏名及び続柄	法令への対応	一部転入(転居)の際は世帯変更届も兼ねているため、旧世帯情報についても必要な情報を申し出る必要がある。 一部転入においても【考え方・理由】の例として示された異動届のように続柄が印字された状態にするには必要な情報であり、デジタル庁資料内（7/1デジタル庁OSS検討会資料2 P4）にある転出届の例のように、転入・転居においても異動届には旧世帯情報も印字される必要があると考える。 7/1にデジタル庁が公開した資料によると、転入予約のデータ項目には新しい世帯主と続柄の項目しかない。一部転入で転入者が世帯主になる場合で転入先に複数人住民登録がある場合（単身赴任の世帯主が戻ってきた場合など）の想定はないと思われる。その後の医療証や国保証にも影響してくるため、他課での事前準備にも影響を及ぼす可能性がある。マイナポータルで申請する転入予約情報についてこの点についてもご検討いただきたい。	対応なし	対応なし。 法22条の項目に限って標準化の対象としている。なお、自由記載欄については自治体の運用に応じて設定可能であり、転出証明書情報により旧世帯情報についても通知されるため、当該欄を活用されたい。 引越しワンストップサービスにおける転入事前準備では、転入予約情報や転出証明書情報の項目を用いて、転入先世帯を推定することを推奨するが、引越しパターンが世帯全部の場合は、新しい世帯主氏名及び異動者の新しい世帯主との続柄が転入予約情報に含まれないのは、引越パターンが世帯全員の場合は、世帯構成が引き継がれる蓋然性が高いことからである。 一方で、単身赴任者等の既存世帯への転入も想定されるため、必要に応じ、転居届の際の本人からの聞き取りや、自治体から申請者に対して電話連絡等により転入先での世帯構成を確認することが考えられる。 なお、マイナポータルでは全てのパターンを想定しないのは、蓋然性の高いパターンに集約することで引越し者の入力負担を減らすためであり、転入先世帯は、転入手続きにおける対面でのヒアリング等を実施し確定することとしているためである。
106	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	諸元表【20.3.1法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届】及び ○ 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届・転居予約を利用した転居届のレイアウトの考え方	○ 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届・転居予約を利用した転居届のレイアウトの考え方 通称、旧氏及びフリガナの欄を設ける。	業務精度の向上	第2.0版(案)の意見照会#2-1213、2-900において、「法令にて規定されていない項目については本仕様書において規定しないため、対応なし。また、当該情報は転出証明書には記載されているため取得可能である。」とされましたが、住基ネットの転出証明書情報ではカナは任意扱いで送信されない場合があり、転出証明書のカナが正しい法令の根拠が無いため、住民記録システムにフリガナを入力するためには、転入時に本人への確認が必要です。	対応なし	第1弾全国照会結果#792のとおり。
104	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	通称「旧氏の欄がない」 諸元表【20.3.1法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届】 項番14「性別」 転入の場合：転出証明書情報内の「性別」を記載 転居の場合：転居予約情報内の「性別」を記載	諸元表【20.3.1法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届】 項番14「性別」 転入の場合：転出証明書情報内の「性別」を記載 転居の場合：転居予約情報内の「性別」を記載 ※申請者のみ編集し、その他の異動者は空欄とする	システム上の理由	「マイナポータル申請管理機能」によりダウンロードするデータ項目のうち、転居予約情報の「性別」については申請者の性別は設定されますが、異動者の性別は項目が用意されていないため転居届書に編集できません。 ※R4.7.1第1回引越しワンストップサービス（自治体）検討会資料【参考資料2-1】データ項目より	仕様書修正	御指摘のとおり、転居予約情報において届出者以外の性別について入力させないこととなっているため、住基システム内の情報（転居の場合）から引用し、印字したうえで出力する機能について、追加する。
105	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届	諸元表【20.3.1法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届】 項番17「個人番号カード」	左記を削除	法令への対応	標準仕様書第3.0版（案）において「個人番号カード」の項目は削除されたものと認識しています。	対応なし	対応なし。 本項目は個人番号カードの有無を示す項目である。帳票レイアウトの項目名と一致させているため変更なし。
19	事業者	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届		R4サービス開始時のレイアウトも規定する	法令への対応	R4サービス開始時は、転出証明書情報と転入予約情報の紐付け番号がないため、【第2.0版】のレイアウトとなることを想定しているため。	対応なし	対応なし。 あくまで本仕様書については標準化に際して用いられるレイアウトを示しており、令和4年サービス開始時のレイアウトについては対象外。
67	住基担当課	第5章 様式・帳票要件	－	20.3 転出証明書等	20.3.1 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届		届レイアウト及び直接印刷により出力できる項目に「本籍、筆頭者」を追加する。	業務精度の向上	正確な住民登録の担保のため	対応なし	第1弾全国照会結果#199のとおり。
153	住基担当課					【【住民記録システム】業務フロー案】 「住民（異動者）」という表記が上部にあるが、「マイナポータル等」についても同様に「住民（異動者）」がアクションを起こすものであることが表示されていない。	例えば、フロー図下部の「マイナポータル等」の近くに、「住民（異動者）」といった表記を行う。		誤解を招くような表記となっているため。	対応なし	対応なし。 住民記録システム以外のシステム等については、あくまでシステム間の連携のみ記載しているため。
108	住基担当課					資料1-2【住基】業務フロー（追加修正部分） 「4.1.2転居」 【対象者検索・修正】のフローが「バックヤード」業務となっている。	資料1-2【住基】業務フロー（追加修正部分） 「4.1.2転居」 【対象者検索・修正】のフローを「窓口」業務に修正する。	法令への対応	届出人から提出された「転居予約情報」に齟齬や誤りがあった場合は、届出の内容の真偽または本人の意思を届出人に確認したうえで届書の修正または補正を行う必要があると考えますので、届出人に確認する前に届出（届書）の内容を職員が職権で修正することは、軽微なものを除いて実務上あまり発生しないと考えます。	対応なし	対応なし。 住民記録システム内に登録されている情報が基本的には正であることを踏まえると、ある程度修正がバックヤードにて実施可能と想定。